

自己点検・評価報告書

大学評価申請用

2010（平成22）年3月

弘前学院大学

序 章

弘前学院大学は、2006（平成 18）年に財団法人大学基準協会の大学評価を受け、その翌年に、「本協会の大学基準に適合し、本協会の正会員になることを認める」との認証を頂きました。本大学の認証は、北東北に位置する大学の中でも早い時期に行われていました。この評価ではいくつかの項目で改善の指摘があり、ここ数年間、議論・検討を重ねそれらの結果を実践に移し、いまここに大学の教育・研究・運営に関わる多くの項目に対し改善・改革がなされ、さらに一段と充実した内容の自己点検・自己評価報告書を作成することができました。本報告書は、2009（平成 21）年度時点における大学の全てに関わる内容を含んでおり、次のクールの認証評価に向けた大学教職員一同の貴重な成果となりました。

弘前学院は、1886（明治 19）年に青森県における最初の女子普通教育学校として開設されました。津軽藩弘前出身のキリスト教者である本多庸一によって創設されて以来、来徳女学校、弘前女学校、弘前聖愛高等女学校、弘前聖愛高等学校、弘前学院短期大学とその時代の変遷とともに名称を変え、1971（昭和 46）年に弘前学院大学となってからは文学部、社会福祉学部、看護学部を擁し、二つの学部に大学院研究科が設置され、また、中学校の開設により中高大一貫教育として地域に根ざした男女共学の教育機関として今日に至っています。日本私立大学協会及び同協会東北支部に加盟、キリスト教学校教育同盟には本学設置当初より深くかかわりキリスト教主義を背景とした指導を進めているところでございます。

このように本学は、規模は小さいながら総合大学の体制が整えられています。しかし、学生数、キャンパスや校舎の大きさなど首都圏にある同種の大学とは比べ物にはなりません。小規模の特権を生かし学生へのさまざまな教育活動においてはきめ細かい対応ができており、少人数教育や問題解決型の教育などは地域からの高い評価を頂いております。十分な教員数は、ややもすると大学運営から見ると考えさせられる点ですが、その維持のためさまざまな努力がなされており、このことは特記に値するものでしょう。昨今の 18 歳人口減少は北東北にある多くの大学に影響を与え、弘前学院大学と同様です。青森県の大学進学率は全国平均を下回っているものの、その中で本学の特徴を打ち出し高い就職率も後押ししていることで、地域における高等教育機関としての一役を担っており、先般青森県高等教育機関懇談会（第 16 回）、青森県学校教育関係者合同懇談会（第 10 回）を本学礼拝堂において開催したところです。

この度も大学基準協会から厳しくかつ客観的な指摘が数多く示されるでしょう。その一つ一つを真摯に受け止め、早期の改善・改革の姿勢を持ちたいと覚悟を新たにしているところです。

学長 吉岡 利忠

③国内外との教育研究交流	
(a) 国内外との教育研究交流	57
④通信制大学等	
(a) 通信制大学等	59
(2) 社会福祉学部	
①教育課程等	
(a) 教育課程	59
(b) カリキュラムにおける高・大の接続	69
(c) カリキュラムと国家試験	69
(d) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習	71
(e) 授業形態と単位の関係	71
(f) 単位互換、単位認定等	72
(g) 開設授業科目における専・兼比率等	73
(h) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	74
②教育方法等	
(a) 教育効果の測定	74
(b) 成績評価法	76
(c) 履修指導	78
(d) 教育改善への組織的な取り組み	80
(e) 授業形態と授業方法の関係	81
③国内外との教育研究交流	
(a) 国内外との教育研究交流	83
④通信制大学等	
(a) 通信制大学等	83
(3) 看護学部	
①教育課程等	
(a) 教育課程	84
(b) カリキュラムにおける高・大の接続	88
(c) カリキュラムと国家試験	89
(d) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習	89
(e) 授業形態と単位の関係	90
(f) 単位互換、単位認定等	90
(g) 開設授業科目における専・兼比率等	91
(h) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	91
②教育方法等	
(a) 教育効果の測定	91

(b) 成績評価法	9 2
(c) 履修指導	9 2
(d) 教育改善への組織的な取り組み	9 3
(e) 授業形態と授業方法の関係	9 4
③国内外との教育研究交流	
(a) 国内外との教育研究交流	9 5
④通信制大学等	
(a) 通信制大学等	9 5

2 修士課程の教育内容・方法

(1) 文学研究科

①教育課程等

(a) 教育課程	9 6
(b) 授業形態と単位の関係	9 9
(c) 単位互換、単位認定等	9 9
(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	9 9
(e) 連合大学院の教育課程	1 0 0

②教育方法等

(a) 教育効果の測定	1 0 0
(b) 成績評価法	1 0 1
(c) 研究指導等	1 0 2
(d) 医学系大学院の教育・研究指導	1 0 4
(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み	1 0 4

③国内外との教育研究交流

(a) 国内外との教育研究交流	1 0 5
-----------------	-------

④学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与	1 0 6
(b) 専門職大学院の修了要件等	1 0 7
(c) 課程修了の認定	1 0 7

⑤通信制大学院

(a) 通信制大学院	1 0 7
------------	-------

(2) 社会福祉学研究科

①教育課程等

(a) 教育課程	1 0 7
(b) 授業形態と単位の関係	1 0 9
(c) 単位互換、単位認定等	1 1 0

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮	110
(e) 連合大学院の教育課程	111
②教育方法等	
(a) 教育効果の測定	111
(b) 成績評価法	113
(c) 研究指導等	114
(d) 医学系大学院の教育・研究指導	116
(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み	116
③国内外との教育研究交流	
(a) 国内外との教育研究交流	119
④学位授与・課程修了の認定	
(a) 学位授与	120
(b) 専門職大学院の修了要件等	121
(c) 課程修了の認定	121
⑤通信制大学院	
(a) 通信制大学院	121

第4章 学生の受け入れ

1 大学全体における学生の受け入れ

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法	122
(b) 入学者受け入れ方針等	126
(c) 入学者選抜の仕組み	127
(d) 入学者選抜方法の検証	129
(e) AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)	130
(f) 入学者選抜における高・大の連携	130
(g) 科目等履修生・聴講生	132
(h) 定員管理	133
(i) 編入学者、退学者	135

2 学部における学生の受け入れ

(1) 文学部

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法	136
(b) 入学者受け入れ方針等	138
(c) AO入試(アドミッションズ・オフィス入試)	139
(d) 定員管理	140
(e) 編入学者、退学者	142

(2) 社会福祉学部	
(a) 学生募集方法、入学者選抜方法	144
(b) 入学者受け入れ方針等	147
(c) A〇入試(アドミッションズ・オフィス入試)	149
(d) 定員管理	149
(e) 編入学者、退学者	150
(3) 看護学部	
(a) 学生募集方法、入学者選抜方法	151
(b) 入学者受け入れ方針等	152
(c) 定員管理	153
(d) 編入学者、退学者	153
3 大学院研究科における学生の受け入れ	
(1) 文学研究科	
(a) 学生募集方法、入学者選抜方法	154
(b) 学内推薦制度	155
(c) 門戸開放	155
(d) 「飛び入学」	156
(e) 社会人の受け入れ	156
(f) 科目等履修生、研究生等	156
(g) 定員管理	157
(2) 社会福祉学研究科	
(a) 学生募集方法、入学者選抜方法	158
(b) 学内推薦制度	159
(c) 門戸開放	159
(d) 「飛び入学」	159
(e) 社会人の受け入れ	160
(f) 科目等履修生、研究生等	160
(g) 定員管理	160

第5章 学生生活

(1) 学部学生の学生生活	
(a) 学生への経済的支援	162
(b) 生活相談等	168
(c) 就職指導	177
(d) 課外活動	184

(2) 大学院研究科の学生生活	
(a) 学生への経済的支援	189
(b) 学生の研究活動への支援	191
(c) 生活相談等	192
(d) 就職指導	192

第6章 研究環境

1 大学の研究環境	
(a) 研究活動	193
(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携	194
(c) 経常的な研究条件の整備	196
(d) 競争的な研究環境創出のための措置	198
(e) 研究上の成果の公表、発信・受信等	199
(f) 倫理面からの研究条件の整備	201
2 学部の研究環境	
(1) 文学部	
(a) 研究活動	202
(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携	203
(c) 経常的な研究条件の整備	203
(2) 社会福祉学部	
(a) 研究活動	204
(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携	205
(c) 経常的な研究条件の整備	205
(3) 看護学部	
(a) 研究活動	206
(b) 経常的な研究条件の整備	207
(c) 研究上の成果の公表、発信・受信等	207
(d) 倫理面からの研究条件の整備	208
3 大学院研究科の研究環境	
(1) 文学研究科	
(a) 研究活動	208
(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携	209
(c) 経常的な研究条件の整備	209
(d) 競争的な研究環境創出のための措置	211
(e) 倫理面からの研究条件の整備	213

(2) 社会福祉学研究科	
(a) 研究活動	214
(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携	215
(c) 経常的な研究条件の整備	216
(d) 研究上の成果の公表、発信・受信等	217

第7章 社会貢献

1 大学・学部社会貢献	
(a) 社会への貢献	218

第8章 教員組織

1 大学の教員組織	
(a) 教員組織	238
(b) 教育研究支援職員	240
(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	241
(d) 教育研究活動の評価	242
(e) 大学と併設短期大学（部）との関係	244
2 学部の教員組織	
(1) 文学部	
(a) 教員組織	244
(b) 教育研究支援職員	246
(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	246
(d) 教育研究活動の評価	247
(2) 社会福祉学部	
(a) 教員組織	247
(b) 教育研究支援職員	250
(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	251
(d) 教育研究活動の評価	251
(3) 看護学部	
(a) 教員組織	253
(b) 教育研究支援職員	254
(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	255
(d) 教育研究活動の評価	255
3 大学院研究科の教員組織	
(1) 文学研究科	
(a) 教員組織	256

(b)	教育研究支援職員	257
(c)	教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	257
(d)	教育・研究活動の評価	257
(e)	大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	258
(2)	社会福祉学研究科	
(a)	教員組織	258
(b)	教育研究支援職員	260
(c)	教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続	260
(d)	教育・研究活動の評価	261
(e)	大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	262

第9章 事務組織

(a)	事務組織の構成	264
(b)	事務組織と教学組織との関係	264
(c)	事務組織の役割	266
(d)	大学院の事務組織	268
(e)	スタッフ・ディベロップメント(SD)	268
(f)	事務組織と学校法人理事会との関係	270
	弘前学院大学管理運営組織図	271

第10章 施設・設備

1 大学全体の状況

(a)	施設・設備等の整備	272
(b)	キャンパス・アメニティ等	276
(c)	利用上の配慮	279
(d)	組織・管理体制	280

2 学部における施設・設備等

(1) 文学部

(a)	施設・設備等の整備	282
-----	-----------	-----

(2) 社会福祉学部

(a)	施設・設備等の整備	283
(b)	利用上の配慮	283

(3) 看護学部

(a)	施設・設備等の整備	285
(b)	利用上の配慮	286

3 大学院研究科における施設・設備等	
(a) 施設・設備等の整備	287
校舎配置図、校舎見取り図	288
第11章 図書・電子媒体等	
(a) 図書、図書館の整備	293
(b) 情報インフラ	296
第12章 管理運営	
(a) 教授会、研究科委員会	300
(b) 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続	302
(c) 意思決定	305
(d) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関	306
(e) 教学組織と学校法人理事会との関係	306
(f) 法令遵守等	307
第13章 財務	
(a) 中・長期的な財務計画	310
(b) 教育研究と財政	311
(c) 外部資金等	312
(d) 予算編成と執行	313
(e) 財務監査	315
(f) 私立大学財政の財務比率	316
第14章 点検・評価	
(a) 自己点検・評価	326
(b) 自己点検・評価に対する学外者による検証	328
(c) 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応	328
第15章 情報公開・説明責任	
(a) 財政公開	336
(b) 情報公開請求への対応	337
(c) 点検・評価結果の発信	337
終章	

第1章 理念・目的

1 大学の理念・目的等

【現状】

a) 大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

本学は、キリスト教主義の精神、とくに「畏神愛人」を建学の精神・理念として掲げ、青森県における最初の女子普通教育の学校として、1886（明治 19）年に、日本メソジスト教会初代監督である本多庸一（後に青山学院の日本人初代院長）によって創設された。

「畏神愛人」は本多庸一が信条とした言葉で、「神を畏れる」とは、聖書に示されている天地の創造者のみを主（神）として拝すること、すなわち特定の思想や人物および自己を絶対化せず、他のなにものをも神格化しないということである。「隣人を愛する」とは、自己と同質の人あるいは仲間ではなく、他民族および自己と異なる 1 人ひとりの人格と個性と立場を尊重し、受容することである。

本学学則第 1 条は、大学の目的を、「本学は、福音主義キリスト教による人格の完成をめざし、教育基本法及び学校教育法に基づき学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的知識を展開させ、もって世界の平和と人類の文化に寄与することを目的とする。」と謳っている。

この第 1 条には、教育目標が定められている。すなわち、教育目標は、人格の完成と研究の推進、平和と文化の発展に寄与することを述べ、人間の尊厳を聖書の教えを基本として問い、学ぶことがキリスト教教育にほかならないとしている。

本学は以上のように、キリスト教の精神と本多庸一の信条を建学の精神の基とし、このような人間形成を教育の根底に据えて、その上で高度の専門の知識と技術を修得することを志向している。このことは、「教育基本法」第 1 条教育の目的に沿う「人格形成」である。

以上の理念・目的・教育目標を掲げ、その後、永い歴史を経、1950（昭和 25）年に弘前聖愛短期大学英文科を設置し、米国人宣教師の信仰と熱意ある教育によって、多くの優れた人材を輩出した。次いで、1957（昭和 32）年に短期大学家政科、1966（昭和 41）年に短期大学国文科を増設した。

1971（昭和 46）年には、短期大学英文科・国文科を廃止し、大学文学部英米文学科・日本文学科を設置した。そして、地域社会の要請に応じて、1989（平成元）年に、短期大学家政科を生活福祉学科と改組し、1999（平成 11）年に大学社会福祉学部社会福祉学科を設置した。

大学院においては、2003（平成 15）年に、社会福祉学研究科（修士課程）を開設し、社会福祉学分野のより高度な専門知識・識見および技能を有する職業人の養成を目指している。また、2005（平成 17）年に、北東北（青森県、岩手県、秋田県）で私大文科系では唯一の文学研究科日本文学専攻（修士課程）を増設し、広い人文的教養と高度の専門的知識を備えた職業人の養成を目指し、地域の文学・文化を理解・研究し、これらを地域社会に、

また全国に発信できる人材育成に努めている。

さらに、本学の理念・目的・教育目標による人材養成は、看護師養成に及び、2005（平成 17）年に、看護学部看護学科を増設し、3 学部 4 学科、2 大学院研究科の構成となるに至っている。

附属機関では、1983（昭和 58）年に「地域総合文化研究所」が設置されている。この研究所は、北東北に立地する大学の特性を活かして、地域の文化を総合的に研究することを目的にしている。北東北には、その地域なりの歴史的条件によって成立した文化が豊かにあり、他地域の文化との比較が有効である。そこで、地域の文化を掘り起こし、その成果を地域・全国に発信しようとしている。また、「地域総合文化研究所」では、学生のみならず市民向けに講演会を催し、その成果を『地域総合文化研究所紀要』〔2002（平成 14）年からは『地域学』〕にまとめ、刊行している。

弘前学院 123 年の歩みの概要は、以下のとおりである。

黎明期

- 1886（明治 19）年 牧師本多庸一により弘前教会内に女学校として創立。来徳女学校と称する。
- 1887（明治 20）年 弘前遺愛女学校と改称。
- 1889（明治 22）年 元大工町に校舎を新築、弘前女学校と改称。
- 1901（明治 34）年 坂本町に校舎を新築移転。
- 1946（昭和 21）年 弘前聖愛高等女学校と改称。
- 1948（昭和 23）年 新学制施行により弘前聖愛高等学校を設置し、弘前聖愛中学校を併設。

短大期

- 1950（昭和 25）年 弘前学院短期大学英文科を設置。校名を弘前学院短期大学、同聖愛高等学校、同聖愛中学校と改称。
- 1957（昭和 32）年 短期大学に家政科を設置。
- 1966（昭和 41）年 短期大学に国文科を設置。
- 1970（昭和 45）年 短期大学の校舎を稔町に移転。

短大・大学併置期

- 1971（昭和 46）年 4 年制大学文学部英米文学科・日本文学科設置。
- 1974（昭和 49）年 原ヶ平字山元の中・高校舎を新築移転。
- 1978（昭和 53）年 弘前学院スクールハウス献堂式。
- 1979（昭和 54）年 弘前学院外人宣教師館を大学構内に復元完成。
- 1980（昭和 55）年 弘前学院聖愛中学校閉校。
- 1986（昭和 61）年 創立 100 周年を迎える。
- 1989（平成元）年 弘前学院短期大学家政科を生活福祉学科に改組。
- 1999（平成 11）年 弘前学院大学社会福祉学部を設置。大学男女共学導入。

充実期

- 2000（平成 12）年 弘前学院短期大学閉学（3 月）。
弘前学院大学礼拝堂献堂式（3 月）
弘前学院聖愛高等学校男女共学を導入（4 月）。
- 2002（平成 14）年 弘前学院大学文学部の科名を英語・英米文学科、日本語・日本文学科に改称。
- 2003（平成 15）年 弘前学院大学大学院社会福祉学研究科を設置。
- 2005（平成 17）年 弘前学院大学看護学部を設置。
弘前学院大学大学院文学研究科を設置。
創立 120 年を迎える。
- 2006（平成 18）年 聖愛中学校を再興、中高一貫教育学校とし、弘前学院聖愛中学高等学校と称する。

外部評価導入期

- 2007（平成 19）年 （財）大学基準協会の認証評価を受け、正会員となる。

b) 大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

本学は、上記のように本学における理念・目的・教育目標の達成のために学部・大学院の構成および教育内容を整備・拡充し、さまざまな宗教行事や授業を通して、学生に対する建学の精神や教育目標の理解浸透に努め、その定着と深化を図ってきた。すなわち、毎週 1 回の定例礼拝、入学礼拝、創立記念礼拝、キリスト教教育週間特別礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝、1 年生と 3 年生のリトリート（退修）、「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」（必修）、「宗教学（キリスト教）」（必修）、教職員研修会（年間 2 回）で積極的にキリスト教の精神に親しみ、福音主義キリスト教による人格の完成をめざしている。

さらに、本学への入学を目指す高校生に対しては、大学案内、学生募集要項に記載して、本学の理念・目的・教育目標及び選抜の理念の周知に努めている。

また、本学ホームページへの掲載、自己点検・自己評価報告書への記載と報告書全文のホームページへの掲載を行っており、社会全般に対し本学の理念、目的、教育目標を理解いただくよう努めている。

【点検評価】

本学の建学の精神・理念は、キリスト教主義教育の精神、「畏神愛人」である。

設置している 3 学部、2 大学院研究科における教育は、このキリスト教主義教育の精神が確実に貫かれることが望まれており、学生生活の中核に各種宗教行事が置かれ、その実現に成果を上げ始めている。

現在、学長のクリスチャンコードが外れて 10 数年になり（ただし、その間にはクリスチャンの学長が数代いた）、クリスチャン教員が各学部で数名という少数で、中核的精神の部

分で不十分さを否認しないが、学生の学習意欲を支援するキリスト教教育そのものが一層充実されなければならないと考えている。そしてこのことは、学内のイベント等を通して言葉として繰り返されるのみならず、日常の学校生活全般を通して、実践的に浸透する必要があり、後述する各学部の理念や目的、教育目標の具現化の中で実現されている。

【改善方策】

教職員のクリスチャンの減少傾向は、キリスト教主義教育を掲げるどの学校でも深い悩みになっており、キリスト教と本学の建学の精神を理解し、尊重する教職員を確保することが必要である。このことを教員公募などの際に主張したい。

毎週木曜日に行われている礼拝、リトリート（退修）、教職員研修会（年間2回）などを強化・工夫して、強力なキリスト教理解者を養成しなければならない。これまで以上に、著名なキリスト教研究者、教育者、各界の主導者的立場にある講師などによる講演を活発に開催していく必要がある。

「畏神愛人」の精神・理念については、大学におけるあらゆる機会に学生ならびに教職員に共有される必要がある。このため、引き続き、在学生に対しては『学生便覧』への記述を通じ、学外に対しては各種パンフレット等の広報手段や教職員の名刺、更には入学を志す高校生に向けた募集要項や大学案内などへの記載、社会一般に向けては大学ホームページへの掲載などを積極的に進めることとしている。

2 学部の理念・目的等

(1) 文学部

a) 文学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状】

「ことば」には、人間の思想や生き方、民族や地域の歴史や社会を土台にした「こころ」が刻みこまれている。また、文学は人間の「こころ」を「ことば」にした芸術である。文学の研究は「ことば」を通して人間の「こころ」を探求する学問である。したがって、「ことば」を正しく理解し、文学を理解する者は、時代・地域・人の「こころ」を知る者だと言える。そういう人材を本学部は育てようとしている。

このように、文学部は従来、「ことば」・「文学」の研究を中心に人間の本質を深く追求する学部として、「英語・英米文学科」、「日本語・日本文学科」の2学科体制で教育・研究を続けてきた。

【点検評価】

本学部は2000（平成12）年、カリキュラムを大幅に改編した。すなわち、①建学の精神（キリスト教）の強化、②課題発見・解決能力の養成、③地域に根付く大学の3点を掲げ、それらを実現する方法として「少人数演習形式の重視」、「卒業論文の重視」をとった。そして、教育課程の特徴として、①幅広い教養の重視、②外国語教育の充実、③「基礎演習」・

「教養演習」から専門演習にわたる演習科目の充実をはかること、将来 Semester 制に移行することを見通して一般科目から専門科目にわたるすべての講義・演習科目について半期ごとに単位を出せるようにしたこと、④専門については学問体系の変化に対応して、言語学（英語学・日本語学）、文学（英米文学・日本文学）、文化（欧米文化・東アジア文化）を核として構成し、また、⑤学生の問題意識に柔軟に対応できる「共通専門」、「共通関連」の科目群を増やしたことなどである。

しかし、このカリキュラムを実施した年度から学生が急減し、現在定員を回復すべく努力を続けている。カリキュラムの大幅な増大と学生の激減は経営上の緊急の問題でもある。また、大幅なカリキュラム改正に付きまといやすい問題として、運用上の不具合が出るようになった。

この急激な教育環境の変化に対応すべく、カリキュラム検討委員会を設置し、検討を重ねた結果、2004（平成 16）年度から、新カリキュラムを実施した。このカリキュラムはそれまでの長所を生かしながら、次のような改革をした。①開講科目の精選、②完全 Semester 制へ向けて、さらに接近する、③必修／選択必修科目を増やす、④コミュニケーション能力の向上を図る、である。

更に、2005（平成 17）年 9 月、文学部教授会メンバーによって文学部の理念に沿ったさらなる改革の方向が打ち出された。その指摘は、およそ次の通りである。

- ① 科目によっては少数教育をより徹底しなければならない。
- ② 一般教育と専門教育の調和が取れたカリキュラムにしなければならない。
- ③ 「英語・英米文学科」と「日本語・日本文学科」間のカリキュラムの格差を解消しなければならない。
- ④ 2005（平成 17）年度 4 月に大学院文学研究科（日本文学専攻修士課程）を立ち上げ、学部学生が受講できる講義科目を設定している。

【改善方策】

以上の経緯を受け、指摘された問題点の解消に向けて早急に適切なカリキュラム改正によって、理念通りの人材の育成を図る。

- ① 教職資格関係の科目に受講生が大人数の場合があるので、これを分割する。
- ② 一般教育と専門教育の調和が取れたカリキュラムにする。まず、現行の第 2 外国語のあり方を検討する。また、日本語の能力を専門科目で養成するとともに、最近の社会や学生のニーズに応じて「常識日本語」などを一般教育に立ち上げる。
- ③ 「英語・英米文学科」と「日本語・日本文学科」間のカリキュラムの格差を解消する。

両学科のカリキュラムの格差の 1 つは、開講科目数の相違である。これは、学生数が減少し、また学生が専門科目を敬遠して受講生が減った結果であると考えられる。そこで、担当教員の努力によって受験生の数を増やしていくことが求められる。そのためにも、大学院文学研究科（英米文学専攻修士課程）を立ち上げて、魅力ある学科にしなければならないだろう。2 つ目は、「日本語・日本文学科」の文化関係の理念が不鮮明なので、日本文

化・地域文化の分野をもっと打ち出さなければならないだろう。すなわち、「英語・英米文学科」に「欧米文化関係」があるように、日本語・日本文学科に「日本文化関係」を立ち上げ、例えば「日本文化論」、「日本芸能論」、「民俗学」、「東北学」、「考古学」、「古文書学」、「日本文化演習Ⅰ・Ⅱ」などを配置することが考えられる。このような文化的な基盤のもとに日本語（方言も含む）、日本文学（地域文学）があることを打ち出さなければならないだろう。

④ 大学院文学研究科（日本文学専攻修士課程）と学部とのリンクを図った。地域の文化・文学の理解を強調した大学院文学研究科に相当する「日本語・日本文学科」のカリキュラムを整備した。

b) 文学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状】

本学受験を希望する高校生に向けての大学説明会（オープンキャンパス）において、学部、学科の理念・目的・教育目標を記したプリントを配布し10分程度の説明を実施している。

また例年、入学直後、新入生リトリート（退修）において、学部長が文学部の理念について30分程度の講演をおこなっている。

いずれにしても、早い時点で、本学部の特徴、目指す教育について具体的なイメージを学生に提示しようと努めている。

【点検評価】

入学以前と以後において、文学部の理念・目的・教育目標を文書、口頭で説明しており妥当と言える。

【改善方策】

新入生については妥当であるが、2年生以上の学生に対しては何ら周知の方策を立てていない。各学年初めのオリエンテーションにおいて文書を配布するなど、さらに周知を徹底すべきであろう。

(2) 社会福祉学部

【現状】

a) 社会福祉学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

社会福祉学部は、すでに大学の理念において述べられているが、1989（平成元）年に短期大学家政科を生活福祉学科と改組し、1999（平成11）年4月に新たに設置された学部である。従って、社会福祉学部の理念・目的は、それまでの大学、短期大学の建学の精神の中にその基盤を置いている。即ち今日の我が国の著しい社会環境の変化と、そこから生まれる社会的諸問題の解決に真摯に取り組む有為な人材の育成が可能となる教育体制の構築を目指している。つまり、21世紀に入ってから我が国の歩みには、世界に類をみない高齢

社会の到来がもたらす未曾有の困難が予想される中、多くの課題が既に提示されている。また、戦後 60 年余りの時間の経過は国際化の進展により、1 人ひとりの生活スタイルにかつてのものとは全く異なる変貌をもたらしたが、現実の生活環境は、この変化に対応できるだけの条件や質を確保できないままにある。これらの問題を解消できる総合的・包括的施策の構想や研究教育の奨励、マンパワーの養成等急務の課題として浮上しているのは、周知の通りである。とりわけ、弘前（津軽）地域は他の地域と比較して高齢化、少子化が進み、問題の深刻化・困難化の度合いは増すばかりとなっている。この地域に住む高齢者、障害者、子ども等の 1 人ひとりの生活者の視点に立てば、高度の専門知識と技術を兼ね備えた優れた問題解決能力を持つ実践力のある「社会福祉士」の養成が何よりも必要なことは明白である。

かくして、1 世紀を超えてこの地域に立地する教育機関として果たしてきた本学の使命を、今後とも担い続けることの責任を自覚するとき、この地域社会の充実・発展を実現する上で、大きな力になりうる人材の養成に貢献することが本学の使命と言える。

社会福祉学部では人間としての権利とは何か、人間としての尊厳とは何かについて等、人間存在の根源的テーマの 1 つ 1 つを各人に心底から問い続けることのできる人材の養成を構想したい。豊かな社会の中で、又、激しい競争社会の中で、ややもすると、孤立しがちな人々の思いにしっかりと心を寄り添えることのできる人材の養成を構想している。

これらの時代（社会情勢）の要請を受ける形で本学部は、具体的な教育面での到達目標を以下の 3 点に集約して掲げている。

第 1 は、実践力のある社会福祉の専門職者を養成する

第 2 は、社会福祉学を学んだ教員を養成しながら社会福祉教育の進展に寄与する人材の輩出を目指す

第 3 は、社会福祉の諸問題に真摯に向き合い、“いのち”や“くらし”を保障していく立場を守り続ける生活者として生きる

これらの人間形成に向けての教育に全学を挙げた取り組みが展開されている。

本学の創始者本多庸一は、キリスト教の精神を簡潔に「畏神愛人（神を畏れ、人を愛する）」とし、これを信条とした。

このことを社会福祉学部の教育の理念・目標として言い表すならば、人間としての尊厳について、これを、聖書の教えを基本として問いかけ、学ぶことがキリスト教の教育であり、同時に社会福祉教育の目標でもある。

さらにこれを社会福祉との関連で問い直せば、神の愛によって生かされている自己を感じ、他方では、他人の痛み・苦しみを我がこととし、以て神の前で平等たるべき「いと小さき者の 1 人」の幸福をよりよく確保できるような人間生活や社会の在り方を考え、それを支えていく実践の営みと説明できる。

本学の伝統あるキリスト教主義教育を通じて得られる「神のメッセージ」が学生 1 人ひとりの精神的バックボーンの 1 つになることによって、時代の要請に今までも応えられて

きたし、これからも堪え得るものと確信している。

地域社会の発展に貢献する今後の福祉従事者の育成については、市町村の役割を重視する福祉サービスの供給システムの方向性を踏まえ、本学が位置する東北・北海道の地域社会に止まることなく、広く全国各地で活躍できる人材の養成もまた、本学の目的でもある。

b) 社会福祉学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

学部における理念・目的・教育目標等の周知については、教員にあっては、キリスト教またはキリスト教教育に理解ある者とされており、更に、毎週木曜日に行われる礼拝、創立記念礼拝や教職員研修会などを通じて周知されている。学生については、入学時にすべての学生が、本学部がキリスト教主義教育に基づくことを理解しており、礼拝形式で行われる入学式は、学生生活の初期における周知をより確かなものとしている。また、入学直後の「リトリート」を通じた教職員、在学生との語らいの場は、教育目標を熟知するための有効な時間になっている。さらに、実際の福祉学習においては、キリスト教が福祉の発展・展開に重要な役割を果たしてきたことを学び、中でも「キリスト教社会福祉論」では、本学の歩みとともに深くキリスト教と社会福祉について学びを深めている。また、2008（平成 20）年度より開講された、初年次教育の一環としての「ヒロガク教養講話」では、広く学内外の講師を招聘し、所謂専門教育の円滑な理解、浸透の礎的役割を果し大いに役立っている。学外、つまり一般の市民に対する本学部の理念・目標・教育目標等の周知においては、「公開講座」「オープンキャンパス」等の他に、社会福祉士・精神保健福祉士の実習巡回指導を始めとして、教員が大学の理念・目的・教育目標等を掲載・紹介する「大学案内」や大学広報紙「弘学時報」を持参し周知と理解に努めている。これらの方法は、必ずしも十分とはいえないがその周知度は、確実に高まってきている。

【点検評価】

学部開設から 10 年、東北・北海道における福祉・医療・教育、そして、行政の場において、卒業生は高い評価を得ている。地域社会における医療・福祉分野での中堅職員としての成長とその評価はもとより、特に誤解と偏見がいまだにその痕跡を残す障害者福祉の分野における弘前（津軽）での活躍は、特記されるべきものがある。また、キリスト教ヒューマニズムを真摯に、そして、より高度な知識と技術を大学院で習得することを目指す卒業生もいる。これらのことより、学部の理念・目的・教育目標は適切であり、かつ確実に実現していると思われる。

しかし、経済的理由を大きな原因として地元の大学に進学せざるを得ないという家庭環境から、本学部に入ってくる学生がほぼ限定化しつつあることに注目している。住み慣れた地域での就学と就業は、少子（高齢）社会の進行の中にあっては家族ともどもに歓迎されている。しかし卒業後教育を通しての再教育・再研修の必要性は、卒業生や大学ともに感じている。日々更新される知識・技術の再獲得は、地域性もあり困難を伴っている。大学の教育・研修機能の体勢づくりと実現化は重要な課題の 1 つである。又、教員の諸種の

自治体委員会・審議会への参加を始めとして、市民（町村）福祉大会での講演等の活動も定着化しているが、更なる総合的な取り組みが求められている。

理念・目的・教育目標等の周知については、いくつかの方法を採用し努力が積み上げられている。ヒログク福祉創造フォーラムや地区社協との共同事業である住民アンケート等地域社会との連携は確実に進行している。また、教員と学生一体の地域におけるボランティア活動の展開は確実に地域社会に受け入れられ、定着していると共に、学部の目的等の浸透化に大きく貢献している。

【改善方策】

学部卒業生の、地域における評価と地域における需要性の一層の喚起が重要である。それは、「学院さんの社会福祉学部の学生は主体的で責任感が強い」「広い知識を持っているし、即戦力として期待できる」という評価の一方に「うちの施設では、専門学校か短大卒の学生さんで十分です」との声が聞かれるためである。専門学校、短期大学卒業生と本学部卒業生との違いをどのようにして明確化し、それを地域の福祉管理・運営者にどのように伝え、理解してもらうのかはここ数年来の福祉教育の課題の 1 つでもある。学生・教員が一体となったボランティア活動や社会福祉教育研究所との連携による地域社会への積極的関与等は確実に 4 年制大学教育の優位性や的確性を福祉現場に浸透させつつある。実際、地域貢献の 1 つとして福祉施設の研修を始め各種研究会にも積極的に参加し、地元自治体からの各種委員の委嘱等々、年々確実に増加している。しかし、福祉社会を極めて積極的に学ぶことを志望できない一部学生についてはこれまでも、入学時における履修登録の相談と助言、基礎演習の担当教員による相談・指導体制の確立に努め、その継続に努めているが、その他の学生を含めて、更に初年次（研修）のあり方について検討している。先述のヒログク教養講話はその例である。これらの体制を継続しつつ、具体的には 1 年次より学生 1 人ひとりの将来の進路を見据えたキャリア開発支援のための講義やセミナーの開催、コーチングなどの手法を用いた自己発見・自己啓発のための講義等の導入も検討している。導入済のものには、保健・医療・福祉の為のコミュニケーション論がある。

理念・目的・教育目標等の理想は、どこまでも高く、かつ確実性を持ちながら継続して保持されなければならない。学部全体の教育研究体制が理念・目的に沿って整えられ、深化するように常に点検することが重要である。理念を体現化した教職員による意識的・無意識的な言動が学生に対する教育効果をもたらすという面を重視する必要がある。特に最近入学してくる学生が多様化しており、教育方法に一層の工夫を必要としている。この入学生の傾向は理念の周知の面においても例外ではなく、それに対応するための学部のみならず、全学部合同の研修会等が開催され、また、各種委員会の連携による 3 学部の協力体制が確立されている。又、法改正を伴った新カリキュラムの改定は、本学部の従来からの理念の 1 つであった「実践力を身につけた学生の養成」を第一義とするものであった。かかる改正に応える為に、演習・実習の充実化を図り、15～20 名前後のクラス編成として主旨の実現化に備えている。

(3) 看護学部

a) 看護学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状】

本学看護学部は2005（平成17）年4月に開設された。教育理念は、建学の精神である「畏神愛人」を基盤に、倫理観に富んだ人間性あふれる看護専門職、医療の中で専門的な知識・技術を駆使し自らの判断で看護を実践し、その中核的な存在になれる看護専門職、広く国際的視野に立ってともに生きていくことが実践できる看護専門職の育成に置かれている。

具体的には、本学の伝統と文学部・社会福祉学部の培ってきた教育環境を背景にして、看護専門職として、①キリスト教精神に基づいた幅広い教養によって形成される人間性豊かな人格を持つ人材、②医療の高度化、専門化、複雑化に伴う最新の看護知識と技術に支えられた責務遂行能力を持つ人材、③卒業後も実践を通して研鑽に励み、独力で問題を解決し専門性を深めて看護を改革できる創造能力を持つ人材、④病院などにとどまらず、地域や在宅、訪問看護などで求められている新たな看護要請に即応し、社会に貢献できる人材、⑤グローバル化を真正面からとらえ、自力で国際社会でも活動する人材の育成を目指している。

【点検評価】

看護を取り巻く環境は、急激に変化してきている。医療は益々高度化し、それと並行して医療の倫理性や利用者の人権や意思の尊重が重要視されている。医療の場が従来の病院から地域へと拡大され、地域医療の役割がこれまでになく見直されている。急激な人口の高齢化、疾病構造の変化、医療費の増大などをうけて医療制度の変革や対応の仕方も論議されている。これらを受けて、看護の領域では高度な医療に対応する知識や技術に加えて、患者の立場や痛みの分かるいたわりのあるやさしい対応が求められている。また医療の地域への拡大やそのあり方の変化に伴って、看護の役割も病気を病む患者ばかりでなく健康に不安を持つ人の対応や進んで健康の維持増進に向けた支援や教育まで包含するようになってきている。これらの点を考えると本学部の理念と目標は時代に相応した適切なものといえる。

【改善方策】

目標の実現に向かって努力する。

b) 看護学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状】

学生便覧、講義概要などを活用して入学時、学期初め、講義実習の開講時のオリエンテーションなどの機会に学生の理解を深めている。学外に対しては、ホームページ、その他のパンフレットの他、各種の研究、研修、学部見学者、オープンキャンパスなどの機会に、理解を深めている。

【点検評価】

学生の理解が学年進行とともに深まり、有効である。

3 大学院研究科の理念・目的等

(1) 文学研究科

a) 文学研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状】

弘前学院大学大学院文学研究科日本文学専攻修士課程（以下「本大学院」と略称）は、弘前学院の建学の精神－キリスト教の精神に基づく「畏神愛人」－に則り、文学部における基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養い、地域社会の発展、活性化に寄与することを目的とする。

本大学院が主として養成するのは、広い人文的教養と高度の専門的知識を備えた職業人である。その具体的な目的は、地域の特性を生かした（A）地域の文学・文化研究、ならびに（B）日本文学の研究を通して、地域の歴史と伝統の発掘などを積極的に推し進め、多様な人材を養成して、地域社会の発展、活性化に寄与することである。学部の学生を中心にしながら、中学・高校の教員、家庭の主婦、年配者にも広く門戸を開いている。

以上を要約すると、本大学院の使命及び目的、教育目標は、次のようになる。

「地域の文学・文化・歴史を発掘・保存し、また日本人の精神や日本文学に対する深い専門性を備え、それらを地域・全国・世界に発信し、地域社会の活性化に寄与する人材を育成する。」

【点検評価】

地域社会が弱体化する本県にあって、他に類を見ない本大学院の理念及び目的・教育目標は妥当である、と評価できる。しかし、本大学院が設立後年月を経ていないこともあり（設立6年目）、上記の理念などが文学部や地域社会に浸透していない。

そこで、本大学院のアドミッションポリシーをより簡略化し、上記のように明言化した。

【改善方策】

本大学院の理念及び目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は適切だと考えるので、現在のところこれを変更することは考えられていない。

b) 文学研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状】

本大学院はその理念・目的・教育目標を周知させるために、①パンフレットの『大学案内』に「大学院」の項目を掲げ、②大学紹介 DVD の『大学案内』に「大学院」の項目を掲げ、③大学院独自のリーフレットをリフォームし、他大学・研究機関・博物館・資料館・

文学館などに配布している。また、④在学生にはオリエンテーションや大学院の説明会で広報し、⑤文学研究科の講義系統の科目に限って3・4年次に自由選択科目として講義登録を認め、文学研究科の魅力を体感させている。さらに、⑥社会にむけてはイベント、講演、著書で文学研究科の存在をアピールしている。

【点検評価】

在学生はもとより社会人にむけて、さらに多様なメディアを用いて広く知らしめる方法を取る必要があるだろう。

【改善方策】

上記の入り口の改善とともに、修了後の院生のケアをしなければならない。とくに院生の希望する進路を強力に支援し、就職先または大学院博士課程の進学先を確保させるようにする。

(2) 社会福祉学研究科

a) 社会福祉学研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状】

本研究科は、学校教育法第65条大学院設置基準第1章第3条に準拠して設立された。その目的は、福音主義キリスト教の理念を背景に人格教育と学問の自由を基礎として、学術の理論および応用を研究教授し、その深奥をきわめて人類の文化と福祉の増進に貢献することにある。一般的な教養と福祉分野における幅広い知識と見識を備えたりベラルアーツを教育することを目的としているが、それらの基礎において、社会福祉学研究科は、社会福祉及び社会福祉にかかわりの深い領域についてのより高度な専門的知識と識見及びその技能の修得を目指している。かたわら社会福祉及びその関係領域の実践の場において、研究・実践における創造的、発展的な研究活動の展開を試みることによって、将来的に指導的、中核的役割を担う高度専門職業人の養成を目的とする。あわせて社会福祉の研究・教育を推進する役割を担う社会福祉研究者、社会福祉教育者の養成をも意図している。

【点検評価】

人間福祉専攻の意図するところは、社会福祉の現場において指導的中核的役割を担う高度専門職業人の育成に重点がある。福祉関係機関・施設の現業に就業している社会人に十分門戸を開放し、可能な限りリカレント教育のための指導体制を布き、便宜を図っていることである。

また社会人学生の多様なニーズに対応するため、授業の開講時間は夜間にも設定するなどして便宜を図っている。開講科目によっては、集中講義や遠隔通勤教員の設定する不規則な授業日程の設定や、土曜日と日曜日をはさんで月曜日にも開講している。

特に2年次になると学生が就業しながらの通学となる場合もあり、遠隔通学する学生や就業中の社会人学生に対しては、学生の希望に沿った形での毎月1回の集中授業の実施と、インターネットを高度利用するなどして指導を図っている。

なお開設当初から 2006（平成 18）年度までは講義の夜間開講を継続していたが、2007（平成 19）年度にはその必要がなくなり昼間開講を行っている。

社会福祉学研究科人間福祉専攻コースの理念・目的に沿って幾つかの教育目標をかかげているが、社会福祉の現場において指導的中核的役割を担う高度専門職人の育成に重点をおくとした点が妥当なものであることは、過去 5 回の修了生の実績によって証明されている。社会人学生の中には、短大講師、医師、看護師、保健師など入学時すでに指導的社会的地位にあった者も数名含まれているが、本学の社会人の福祉リカレント教育の実は十分あがっているものと思料される。学生を全体的にみれば、年齢が 20 代から 60 代後半にわたり、なかには哲学、法学などの修士号を持つ者がいたりして学歴における多様性があり、社会福祉学部出身者は半数にもみたくないという実情があるとしても、修了後はそれぞれ社会福祉関連業務において指導的中核的役割を担い、責務を果たしている。

さらに過去 5 年間に、修了生のうち 2 名は短大専任講師、2 名が 4 年制大学専任講師に就任しており、すぐれた福祉研究者、福祉教育者養成を目指してより高度な学術研究体制の強化が求められている。

【改善方策】

人間福祉学の体系化をはかることが、われわれの社会福祉学研究科にとって重要な研究課題である。そのための研究会・学会の設立と研究紀要の発行が必要であると考え、2005（平成 17）年度修士論文抄録集創刊号の発行と誌名変更して「弘前学院大学大学院社会福祉学研究」第 4 号の刊行にこぎつけたところである。目下 2008（平成 20）年度版通巻第 5 号の編集集中である。

研究会・学会については、その設立に向けて鋭意準備作業をすすめている。さしあたり、従来の「弘前学院大学 LD 研究会」を発展的に解消して、幅広く医療、福祉、教育、心理を含めた「人間福祉研究会」を構想し、ひろく修了生をはじめ学外者にも呼びかけて、本格的な学会活動にするための努力を続けているところである。大学院教員は、各自それぞれの専門学会に複数加盟して学会活動を継続している。

授業計画の立案においては、社会人学生と一般学生とのライフ・スタイルの相違が、授業時間の設定や授業内容の選択に調整困難な問題を生じさせているが、授業を昼間開講するか夜間開講するかに関しては、同一講義の昼夜ダブル開講か、若しくは類似関連講義の複数昼夜開講の方策が考えられる。これを可能にする方法は、(1)大学院専任教員を増やす、(2)大学院手当てを大幅に引き上げ、(3)さらに、学部兼担を解除し大学院講義に専念できるように配慮することである。(4)集中授業の実施時期の固定化も検討しなければならない。今のところ教員の大幅な入れ替わりがあつて決めがたいが、教員も学生も予め決められた集中講義実施時期が分かっていると別状ないと考えている。(5)なんと言っても専門職大学院を目指すには、より一層の教員組織、授業内容の充実が望まれるであろう。

b) 社会福祉学研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状】

研究科の理念・目的・教育目標の周知については、大学院要覧に明記されているところであるが、入学時の学長講話においてなされ、とくに教育目標の詳細に関しては研究科長による懇切な説明が行われている。キリスト教主義の理念を背景とする人間福祉学への理解を深めるためにも「キリスト教社会福祉特論」を必修科目としている。

【点検評価】

学生達はヒューマニズムへの関心が高く、人間性の探求に専念することにおいて人後におちない。さまざまな社会福祉問題への視野をひろげる傍ら、個人のスピリチュアリティ、人間相互のコミュニケーションなどにも関心を向けている点は評価されてよいだろう。

【改善方策】

本学の教育理念・目標の下で学生達の間人中心主義、人道主義への傾斜は理解できるが、より専門的に公的扶助、社会保障問題、環境問題などの歴史的認識と現状認識とによって研究課題を見いだすこと、さらにまたグローバルに視野を広げていくことも閑却できない。

第2章 教育研究組織

a) 大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

【現状】

本学の「畏神愛人」の理念のもと、福音主義キリスト教による人格の完成を目指し、教育目標を実現するために、また、地域のニーズをも検討した結果、本学の3学部4学科、2大学院研究科、2附属研究所という教育研究組織を設けている。

さらにキリスト教に基づく教育を推進する本学教育の中心をなす機関として宗教部を設けてこれを強固にする体制にある。今後とも、この体制を堅持し、建学の精神の実現に努めることとしている。

全学的な視点での教育研究組織として、当面到達すべき目標としては、次のような課題の解決とそれに近づく努力の継続を挙げるべきであろう。

① 学期制の統一について

文学部、看護学部は Semester 制を取り、社会福祉学部は通年方式である。各学部の特性から、前期、後期それぞれに単位認定を行った方がよい場合と、通年制が優れている場合があるためであるが、2009（平成 21）年度より社会福祉学部も Semester 制を取り、大学全体の日程や行事、各学部の有機的な連携の観点から統一化がされた。

当面の課題は、各学部学生の学部を越えた活発な交流を促すこと、すなわち、縦割り形態をなくする努力をすることである。また、いわゆる教養科目を共通にするとともに、専門科目についても、他学部の科目の受講を可能にすることである。この方式が可能になれば、本学の大きな特色になるものと考えられる。

② 他の教育機関との教育研究交流の推進

現在、他大学との単位互換制の授業がもたれているが、さらに押し進めるべきであろう。最近の入学生の定員割れを解消するために大学全体としての定員の見直しが必要と考えられるが、弘前学院大学の特色ある教育方針が高校生、高校教師や教育関係者に正しく受容されることで、入学生の増員が期待できる。このためには、各学部にも所属する教員、職員の交流も円滑にする必要がある。

2006（平成 18）年度には弘前学院聖愛中学校が再興され、中・高・大一貫教育の充実性を図ることは、各学生個人の希望を達成するために極めて重要な方策であり、2007（平成 19）年度後期からは、聖愛高校生徒の本学における学習を、本学入学後に本学の単位として認定する制度を実施することとしており、その成果に期待している。

更に、2007（平成 19）年 10 月には、本学が提唱してきた弘前市内 6 高等教育機関による「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の設立が実現したことにより、教育研究の協力、協同が一層推進するものと期待される。

③ 教員の研究意欲の向上

教員の研究意欲は尚一層高められる必要がある。いわゆる実験系、非実験系に係わらず、教員による各学部を超えた学術集会、セミナー、研修会などの開催は、研究者たるべく教員を刺激するものになろう。大学からの少ない研究費を補うためにも競争的資金獲得を促しており、尚これを推進する必要もある。

④ 学生の確保

3学部の入学定員は、総計で充足していない。教育研究充実の観点からも、経営の観点からも、定員の確保は喫緊の課題であり、高等学校に対する学生募集の成果は、いかに魅力ある大学を作るかにかかっている。2つの大学院研究科においても、定員割れの状況にあり、多くの大学、研究機関、特に社会人に積極的に呼びかける必要がある。地域住民を交えたセミナー、講演会なども積極的に開催する必要がある。研究心、向学心に燃える社会人は少なくなく、効果的な宣伝活動も必要なことである。

⑤ 附属機関の充実

教育研究の附属機関としては、研究所と附属図書館がある。現在、全学的な範囲での研究所は「地域総合文化研究所」を有するのみであるが、社会福祉学に特化したものとしては、「社会福祉教育研究所」があり、各々特色ある活動を行っている。また、附属図書館は、キャンパス中央にある2階建ての独立した建物で、館長の下に「図書館事務室」があり、司書、事務員が運営に当たっている。これらの活動を一層充実することに努め、あわせて、更に新たな研究組織構築が検討される機運の醸成に努めたい。

(1) 学部、大学院研究科

本学は、短期大学開学以来59年、大学昇格後38年を経過し、現在、文学部、社会福祉学部および看護学部の3学部と文学研究科および社会福祉学研究科の2研究科を有するに至っている。文学部には、英語・英米文学科および日本語・日本文学科を設置している。

大学院も含めた学部学科、研究科の専任教員数は、助手を含め総勢61名である。また、兼任教員数は全体で82名を数える。

文学部およびその研究科、社会福祉学部およびその研究科では、それぞれ教育や実習において教員同士の有機的連携が保たれている。看護学部においては、社会福祉学部教員との共同的学習に力が入れている。

それぞれの学部や研究科は、その設立年次が異なるが、教員ならびに職員の連絡網が密になっている。建物としては、看護学部棟(6号館)がその他の建物群と距離的に離れているが(約200m)、その間の交流は円滑に行われている。

大学院研究科は文学研究科および社会福祉学研究科であり、今のところ修士課程(前期博士課程)であり、それぞれ日本文学専攻、人間福祉専攻がある。両研究科とも研究科委員会を原則月1回開催することで、大学院の教育・研究の運営にあたっている。大学院生の履修や研究内容などに関する相談・指導は各専攻の教員および決められた指導教員が担

当しており、学生生活全般については、学部学生と同様に学生課が対応している。

学科規模の拡充の結果、3学部4学科となった現在、文学部や社会福祉学部、看護学部の卒業生は、それぞれの分野で地元のみならず全国的に活躍しており高い評価が得られている。長い歴史のある弘前学院が誇れるところと考える。

短期大学開設以来、59年を迎えるが、大学拡充の計画が持ち上がり、その結果、社会福祉学部（1999（平成11）年）、社会福祉研究科（2003（平成15）年）、看護学部（2005（平成17）年）、文学研究科（2005（平成17）年）が設置され、現在3学部4学科2研究科を有する総合大学として発足するようになった。更に学院としては、2006（平成18）年度に中学校を再興、既設の聖愛高等学校に併設して、弘前学院聖愛中学高等学校とし、一時期中断していた中学校を含む一貫教育体制を復活した。

北東北の私立大学をとりまく環境は、依然として厳しく、受験生の減少も多少上向きになったものの、当地域の高校生の国公立大学や資格取得学校への志向、また、いわゆるフリーターやニートの増加などが影響し、本学においても入学者数の減少を甘んじて受け入れなければならない状況である。しかしながら、この状況を座視する暇は無く、各学部・学科、各研究科の教員の教育への意欲、大学の歴史的背景、地元に基づいた大学として輩出した短期大学から数えて約8,500名に達する卒業生の支援という財産が、本学を支え、今日に至っている。

（2）附属機関

① 地域総合文化研究所

当時の理事長であり、福田赴夫内閣の国土庁長官であった故田澤吉郎の提案で1983（昭和58）年に学内に設置された。本学の「地域に開かれた大学」の理念に基づき公開講座、開放講義、講演会、研究会、巡見などを行ってきた。その取り組みの中から、2001（平成13）年に公開講座の分野を「公開講座委員会」に移行した。その後は引き続き、調査研究、巡見、講演会、フォーラム、著書『地域学』刊行などの事業を積極的に展開している。

構成員は、所長・主事・運営委員・研究員・客員・顧問・事務職員からなる。2007（平成19）年度からは客員研究員が2名参加し、組織の強化を図っている。

さらに、2005（平成17）年、大学院文学研究科の科目「地域の文学・文化」の補佐的な組織として連動させ、アカデミックな附属機関としての研究所の重要性が増してきている。2009（平成21）年度の事業の一つとして、地域出身の文学者に焦点を当てた講演会、『地域学8巻』への論文掲載を計画している。2004（平成16）年度以降の具体的な活動内容は「第7章 社会貢献」を参照。

② 社会福祉教育研究所

社会福祉教育研究所は、弘前学院大学学則（第25条）に基づいて設置された社会福祉学部の附属機関である。

研究所の運営は、「弘前学院大学社会福祉教育研究所規程」に基づいて行われる。同規程

は、研究所の目的を「弘前学院大学は、社会福祉サービスの利用者のみならず、広く地域に生きる人々と共にある大学として機能し、また教員の研究ならびに教育を支援する」こととし、事業は、「実習支援部門」ならびに「調査研究部門」を置き、(1)社会福祉市民公開講座の企画・実施 (2)社会福祉関連の調査に関する計画・実施 (3)社会福祉関連学会等との連携 (4)社会福祉専門職の研修活動の支援 (5)社会福祉に関する地域相談活動 (6)卒後教育の企画・立案・実施 (7)学部における社会福祉実習教育の企画・調整 (8)社会福祉士国家試験対策 (9)学部教員の教育・研究活動の支援等 (10)『研究所年報』の発行 (11)その他「研究所」の目的に添った事業と規定している。構成員は、所長、助手を必置とし、所長並びに助手は、社会福祉学部教授会の議を経て、社会福祉学部長の推薦により学長が委嘱することとしている。必要に応じて、研究員、協力研究員、研究顧問、嘱託研究員、委託研究員を置くことができることとし、いずれも社会福祉学部教授会の議を経て学部長が委嘱する。

研究所長は、社会福祉学部長のもとにあつて、研究所の運営を統括するが、研究所の運営は、研究所会議による。研究所会議は、所長ならびに研究員をもって構成し、所長が召集し議長となる。

研究所会議の審議事項は、研究所の研究活動、事業計画、予算および決算、規程審議、その他であり、審議内容の決定については、社会福祉学部教授会の承認を経なければならないこととしている。

2008（平成 20）年度から、「つがる福祉創造フォーラム」（1999（平成 11）年～2005（平成 17）年開催）が、「ヒログク福祉創造フォーラム」として復活した。学生が主体となって開催し、一般市民の参加を求め、地域に開かれた福祉創造の場となっている。卒業生による実践報告を始めとし、地域実践者と現役学生・教員が一体となった研究発表の場となっている。

③ 附属図書館

大学の充実、図書館の充実にあるとあって過言ではないが、本学の附属図書館は、施設の規模、蔵書数等、課題は多いことを認めないわけにいかない。

附属図書館は、1982（昭和 57）年に新築落成したが、平屋の建物で、その後の短期大学廃止、学部増設、大学院設置という本学の流れからは、面積及び構造上、もう一配慮が必要だったのではないかと考えられる。

その後、学内からの諸要請をうけて、2階を増設したが、本来、平屋構造のため、2階を書庫とすることができず、1階部分を書庫、2階部分を閲覧室、ロビー、検索端末機コーナー、司書室という構成での改築とし、現在に至っている。

詳細については、第 11 章に述べる。

（3）宗教部

弘前学院『寄附行為』第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、基督

教主義により、学校教育を行うことを目的とする」と掲げられている。つまり、キリスト教の精神にもとづく全人教育が本学の目的であり、その中枢にあるのが礼拝である。宗教部は、その意味で、本学の教育研究活動の基礎となり、バックボーンとなる組織である。

キリスト教学校の本質は礼拝にある。礼拝は、創造主なる神を賛美し、自己を相対化する行為であり、本学の建学の精神である「畏神愛人」の原点である。2009（平成 21）年度の主題聖句は「目に見える兄弟を愛さない者は、目に見えない神を愛することはできない」（ヨハネの手紙一 4 章 20～21 節）で、毎週木曜日に行われる礼拝には、学生だけでなく教職員も共に参加している。さらに、入学式、学位記授与式、創立記念礼拝、秋の特別礼拝、クリスマス礼拝、教職員研修会、リトリートなど、大学行事の中心には常に礼拝が位置づけられている。

本学の創立記念日は 6 月 25 日である。毎年、創立記念礼拝には外部から講師を招き、記念礼拝と教職員研修会を開催している。また、11 月のキリスト教教育週間にも、秋の特別礼拝と教職員研修会を行っている（「創立記念礼拝・秋の特別礼拝の主題および講師」参照）。

リトリートとは「退修」という意味である。それは、日常の喧騒から退いて、建学の精神と聖書の「こころ」を学び、自己の現在を見つめ、また将来について教職員や学友と語り合い、友情を深め、より良い人間関係をつくり出すための場となる。リトリートは入学直後の 1 年次と卒業後の進路や長期の実習に向けた準備段階にある 2-3 年次を対象に行われる。前者（1 年生対象）は入学式直後に 1 泊 2 日で文学部、社会福祉学部、看護学部 1 年生と全教員が参加して実施され、後者については、文学部・社会福祉学部は 6 月に、看護学部は 2 月に行なわれる。これらには、全対象学生および全教員が参加する。

上記の行事を企画・実施する上で中心的な役割を担うのが宗教部である。宗教部は、教員の宗教委員会と学生宗教委員会からなる。前者は、各学部から選出された教員（各 2 名以上）によって構成され、委員長は宗教主任が担う。学生宗教委員会は各学部の各学年から 2 名ずつ選出され、その任務は礼拝の司会と受付、案内などで、建学の精神の継承・発展に大きく貢献している。なお、宗教部には、ハンドベルクワイアが設置されている。毎週の礼拝においてだけでなく入学式・学位記授与式などの学内行事、さらには近隣の教会や施設等にて奉獻している。

創立記念礼拝・秋の特別礼拝の「主題および講師」

年度	創立記念礼拝の主題・講師	秋の特別礼拝の主題・講師
2004 (平成 16) 年	「和解のために奉仕する任務」 土肥隆一（和田山地の塩伝道所牧師、神戸聖隷福祉事業団理事長、衆議院議員）	「キリストに呼ばれて」 宗雪雅幸（前富士写真フイルム社長、フジノン東芝 ES 株式会社社長）
2005 (平成 17) 年	「与える喜び—奉仕と献身の実践」 池田守男（資生堂社長）	「分かち合う喜びに生きて」 船戸良隆（国際 NGO 協力センター理事長）

2006 (平成 18) 年	『私の隣人』とは誰か 棟居 勇 (社団法人好善社理事長)	「キリスト教の 3 つの基本－荒野の誘惑に 学ぶ－」 倉松 功 (東北学院大学学院長)
2007 (平成 19) 年	「人間の強さと弱さ」－パウロの肉体のト ゲの意味－ 工藤信夫 (平安女学院大学教授)	「求めよ、門をたたけ」 松村重雄 (弘前南教会牧師、弘前アムネス ティ代表)
2008 (平成 20) 年	「清水安三の信仰と生涯」 柳原鐵太郎 (桜美林学園長・桜美林教会牧 師)	「愛すること、信ずること」 石川徹一 (弘前西教会)

【点検評価】

(1) 学部・大学院研究科

大学教育をとりまく厳しい社会状況の変化に柔軟に対応し、社会のさまざまな要求にも応えるためには、常に学部・学科のあり方を点検する必要がある。ここ数年、文学部においては、新入生数が1学年の定員100名に満たず、「定員割れ」の状態が続いている。この「学生減」という問題の解決は、本学にとって最も重要な課題である。このような、学生数の減少傾向は、全国のすべての大学において同様ではあるが、東北6県に所在する高等教育機関では、「定員割れ」の傾向がことさらに強いことが報告されている。これは、俗に言う「資格社会」が到来し、分かりやすくかつ比較的低廉に取得可能な「資格」への希求が強まった結果、資格とは直接的な関係を持たない（しかも学修は長期にわたり、かつ比較的学費も高額な）高等教育への志向が弱まったためと見られる。東北地域における「資格社会」がもたらした実情が、ここにも見られる。

こうした社会の実情に合わせ、本学では2005（平成17）年度に看護学部を開設した。看護学部の受験者数、入学者数は定員を超えており、文学部、社会福祉学部においても時代の要請に応えられる学部とする努力が必要であると考えられる。

(2) 附属機関

①地域総合文化研究所

県内外の研究者の協力を得て、「地域」に関する思想を高め、調査・研究・著書刊行を行ない、それによって学内の教員の学問研鑽に資し、学生の勉学の視野を広げ、レベルを向上させた。

限られた予算の中で工夫して行い、その成果は本報告書「第7章」で詳述したように十分に上げていると考える。講演会に関しては一般の参加者へ周知させるため、地方紙に対して協力を積極的に働きかけ、事前記事、取材、『地域学』の書評など掲載してもらっている。その他、弘前市の「広報」にも開催予告記事の掲載を依頼してきた。講演会・研究会等への出席者に通知をすべく、任意であるが住所を登録して頂き通知を出している。出席

者の数に関しては、演題によって増減するのはやむをえない。単に人集めのための会ではなく、アカデミックな真理を究める目的の会にすべく努力している。学外一般人への啓蒙の役割も果たしている。

学生の動員に関しては、アルバイトなら参加し手伝うと言う意識を改めさせ、アルバイトや他の目的を犠牲にしても、それ以上に得るところがあると講義やゼミで周知させている。

活動を積極的に力強く行うために、組織の強化が必要である。『地域学』は毎年刊行し、県内の書店の店頭と並んでいる。「第7章」でその内容を詳述している。類似の刊行物に比してアカデミックな質の高さでは一般から評価を得ている。ただし、売り上げ冊数が少ないので、アカデミックなレベルを落さず、魅力的な編さんが必要である。

高校等への本学への関心を高めるために、さらに利用すべきである。

在校生には、さらなる啓蒙が必要である。

②社会福祉教育研究所

社会福祉学部附属の研究所は、学部教育・研究を基盤に所長、助手、専任教員を中心に兼任教員、社会福祉学部事務職員の支援を得て運営されている。内外の研究機関との連携は十分とはいいがたいが、その関係は拡大しつつある。また、研究所の所報は、大学院生や修了生、卒業生の学術的な自己表現活動を側面から支援しており、その果している意義は大きい。これらを具体化したものとしてヒログク福祉創造フォーラムを年に1回開催している。卒業生の参加も年々増え、地域社会の専門家、福祉実践者、関係者にその意義は確実に浸透しつつある。

③附属図書館

蔵書の充実、書庫の整備、拡充と大きく関わることであるが、建物の拡充は、現在のところ計画されていない。

(3) 宗教部

大学における人間形成は、サイエンス（学問・科学）の研究と教育によって培われ、耕される。すなわち、カルチャーされる。この「culture」の語源である「cultus」は礼拝という意味であり、著名な欧米の大学は文化・学問とともに礼拝を重んじてきた。本学の最大の特徴は、この礼拝の司会やハンドベルクワイアなど、諸行事の運営を学生が主体的に担っていることである。そのことによって、聖書の教えを基本として問い、学ぶことを目的とするキリスト教教育を通じた知識の修得と人間のあり方・生き方を考える機会の提供が可能となっている。また、リトリートへの全教員の参加など、教員の諸行事への積極的参加は、学生に寄り添い共に歩む大学の姿勢を体現しているものと思われる。

しかしながら、同時に、キリスト教学校一般に共通するクリスチャン教員の減少・不足は深刻な問題となっている。キリスト教にかかわる文学や福祉学、看護学の学問的な充実とともに、建学の精神・理念を伝える教職員のキリスト教理解の深化は重要な課題である。

【改善方策】

(1) 学部・大学院研究科

学生にとって魅力あるカリキュラム編成、教職員による高校訪問、オープンキャンパス、出張講義、公開講座、学園祭、各種イベント、学生生活を満喫できるキャンパスライフなどを広報することによって入学者数の増加を図る必要がある。

カリキュラム編成においては学部ごとの、いわゆる縦割りではなく総合大学としてのメリットを生かす必要がある。加えて、それぞれの学部の特色ある科目の設定を再構成しなければならない。本学を卒業する学生には、少なくともその専門的知識や技能だけではなく、その基盤となる一般的な知識と人間性を身につけてほしいと考えている。このことが本学の魅力となり、入学者数の増加につながるものとする。

2つの研究科は、1年次10名の定員であるが開設初年度はその数を満たしたものの、現在では定員割れが続いていることから、入学者数の減少に対しての方略が第1として考えなければならない。学ぼうとする意欲のある社会人は少なくない。社会人入学が望まれるところである。2005（平成17）年度に開設された文学研究科においても、その定員を下回っており、2006（平成18）年度には、全学入試委員会においてその対策を練り、2007（平成19）年度の入学者増に向けた方策を実施したところである。今後も毎年度見直しを図ることとしている。その1つは、研究科の特色を広く社会にアピールすることである。文学研究科は、津軽地方や東北地方で活躍していた文人、文士、詩人を評価・研究することを目的としており、極めてユニークなものとする。このような特色を、多くの大学、研究組織、社会人に呼びかけることとし、同時に、本学が研究科を含め、生涯学習を支える大学であることを訴え、社会の関心を集めるよう努力しているところである。

なお、両研究科における修士論文は、指導教員の査読や発表会などを經由して修士論文集として発行され、学会においても発表されているので、これを公開として継続する。2研究科とも発足間もないこともあり、ここ数年の様相をみる必要がある。

(2) 附属機関

①地域総合文化研究所

研究所に関心をもっている研究者がいるので、客員となるように勧める。積極的に研究助成金を諸財団に申請する。県の文化課等の事業に参加する。

『地域学7巻』では明治期の盆踊りの図版を巻頭に置き購買意欲をそそるよう努めた。次号ではさらに郷土作家論を編集する計画である。高校等へ訪問の時に宣伝するのみならず、『地域学』を学校図書室に寄贈するなどが考えられよう。

ゼミや卒論、修士論文等に資料を提供し、運営委員以外の協力をうながす。

②社会福祉教育研究所

「ヒロガク福祉創造フォーラム」における卒業生の実践報告を始めとする発表は、学生への学習意欲を刺激するとともに研究活動やボランティアへの参加意欲の向上にも大

いに役立っている。今後も地域に開かれた福祉を目指し、事業を充実していきたい。

③附属図書館

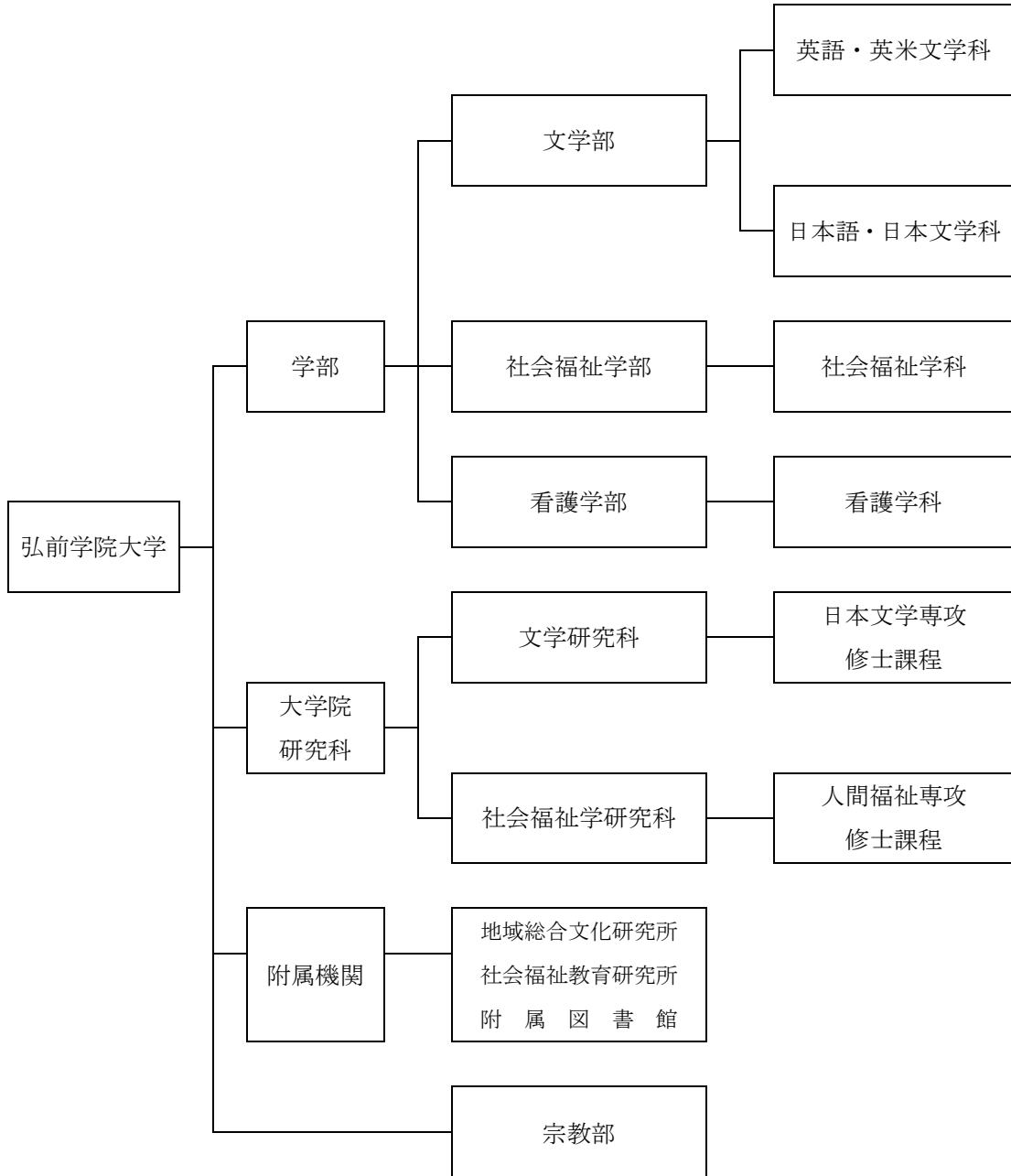
物理的な入れ物に限界がある以上、その範囲内での活用を模索することが必要であるが、電子媒体を活用したもの、他研究機関との共同利用などの検討が必要である。

(3) 宗教部

「キリスト教による人格形成」を今後、どれだけ自覚的に取り組んでいけるのかという点が、本学のアイデンティティを維持・確立する上でも、残された課題である。そのため、学内での研修会や礼拝の充実とともに、建学の精神を担い、受け継ぐ人材の育成・確保がますます重要になってくる。

全学部の教員の採用に際して、「キリスト教信者またはキリスト教に理解のある者」という文言を入れている。2009（平成 21）年度には、2名のキリスト教信者を採用した。現在の文学部に1名、社会福祉学部にも2名、看護学部にも2名、事務職にも2名キリスト教徒が在職している。理事長・学院長は、信者である。宗教主任は勿論である。

教育研究組織



第3章 教育内容・方法等

1 学士課程の教育内容・方法

(1) 文学部

【到達目標】

文学部では、21世紀の知識人として通用する総合的な視野を持った人材の育成を目指している。すなわち、あまりに狭隘な「専門性」に早期からとられるのではなく、人文諸科学に対する広い知識を持った上で、あらためて自己の専門性を認識するような、「バランスのとれた」人間を育てようとしている。それは、古い「教養主義」とは似て非なるものであって、今ここにある自分と世界を、適切な距離感を持って認識し、自ら問題を発見して解決して行く能力を涵養するものである。言い換えれば「世界の中で生きて行く力」を身につける、ということである。

この目的意識のもと、英語・英米文学科においては、特に欧米の文化に対して国際的な視野を持った人材を育成することを目指し、また日本語・日本文学科においては、特に日本の文化に対する広い理解を持った人材を育成することを目指している。以下に詳述するようなカリキュラムは、実にこのために作成されているのであり、その特徴を一言を以て表せば「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」ということである。他学科の単位を10単位まで修得できる制度も、他大学との間の単位互換制度も、すべてはこの目的のために整備されていると言ってよい。

① 教育課程等

(a) 教育課程

a) 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

英語・英米文学科、日本語・日本文学科に共通している部分を一括して述べ、学科ごとに独自のものについては、その後に述べる。

【現状】

〈両学科共通〉

基礎演習、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、そして共通専攻科目や共通関連科目を通じ広く知識を学ぶとともに、専門教育科目で深く専門の学問体系を学び、それらの集大成として卒業論文・卒業レポートに自ら問題意識を持って取り組み、応用能力の育成を果たすカリキュラムは学校教育法第52条に照らして適切なものであると言える。

1年次の概論、2年次から少人数の専攻科目を積み上げるという現行のカリキュラム編成は、各専門分野における幅広い知識・教養を身につけると同時に学生の興味・関心に基づき深く学ぶことができるようになっている。

共通専攻科目は、言語学概論や文学概論など、文学部の学生にとってその学修が必須とされる領域を中心に構成されている。これに対し共通関連科目は必ずしも狭義の「文学」

の領域に含まれるものではないが、より広い視野を涵養する為に必要であると考えられている科目で構成されている。また、他学科の10単位を卒業単位として修得できることなど、両学科の間の「垣根」が低く設定されているのがひとつの特徴である。

文学部では特に区分された「基礎課程」があるわけではないが、一般教育科目と専門教育科目（専攻科目・関連科目）の年次配当の関係上、1年次の学生は比較的一般教育科目を多く履修することになる。しかし同時に、専門教育科目のうち、各種の概論は1年次から配当されているだけでなく、入学時の学力の偏りに対応するために専門基礎科目を設けて、専攻科目を学修していくための基礎を培うこととしている。また専攻科目のうち両学科にまたがって開設されている共通専攻科目、さらに関連科目の共通関連科目と日本語教育関係科目には1年次から配当されているものも含まれている。

専攻科目の履修は基礎的な科目から順次学年を追って専門性の高い科目の履修に進むように体系化されている。例えば講義では、専門分野についての基礎的な知識や考え方の伝達を目標にする概論などの科目を設け、1年次の必修にしている。演習では、文学部各学科共通の「基礎演習」を設け、1年次の必修にしている。この演習は大学で学修を続けていくために必要な基礎的な力を養い強化することを目的とし、学科の枠を越え、10名程度の少人数から構成されている。

これを修得した後、2年次から4年次にかけて専攻科目を履修することになる。専攻科目はどの領域についても段階を追って学修できるように配慮されている。また、3年次から開設される演習は専攻科目の要の科目群で、学生自ら活動の中心となって、与えられた課題または自ら選んだ課題を調査・研究し、その成果を発表することで、主体的に学修を進めることに寄与している。ちなみに、演習は3年次に「演習Ⅰ」、4年次に「演習Ⅱ」を履修することになる。

段階的に学修を進めるこのような仕組みは、共通関連科目に含まれる「英会話」や「英作文」の科目群についても同様で、「英会話Ⅰ」と「英作文Ⅰ」は1年次に、「英会話Ⅱ」と「英作文Ⅱ」は2年次に、「英会話Ⅲ」と「英作文Ⅲ」は3年次に開設され、基礎的な内容から高度な内容へ履修できるように工夫されている。

「卒業論文」と「卒業レポート」は、以上のような科目の履修を経て、学生自ら問題意識を持って取り組み、達成すべき最終的な目標になっている。学修の集大成としての卒業研究が4年次に必修とされており、これは「卒業論文」（8単位）と「卒業レポート」（4単位）に分かれ、どちらを選択するかは学生の自由である。その水準は、「卒業論文」では学会論文として通用する程度を求める。英語・英米文学科の場合、「卒業論文」は使用言語を英語とし、20ページ（1ページは60ストローク×27行）以上を求める。「卒業レポート」の場合は同様に10ページ以上を課すが、使用言語として日本語も認め、この場合には400字詰め原稿用紙換算で20枚以上としている。

また、日本語・日本文学科の場合、使用言語はすべて日本語で、「卒業論文」の場合400字詰め原稿用紙換算50枚（20,000字）以上、「卒業レポート」でも10,000字以上が要求

される。以上のように、比較的負担の小さな「卒業レポート」を選択した場合でも、その内容は優に他大学の卒業論文に匹敵するものとなっている。

卒業研究として2種類設けているのは一つには拡大する学生の学力差に対応するためと、もう一つは少人数できめ細かい指導をするためである。この実現を可能にしているのは、専門教育科目を担当する専任教員だけでなく、一般教育科目担当の専任教員の助力があるからであり、教員の負担軽減という点においても大いに評価できる。

卒業必要単位数は、文学部各科共通科目の「基礎演習」4単位、一般教育科目28単位、外国語科目・保健体育科目10単位、専門教育科目72単位、自由選択科目14単位、総計で128単位以上になっている。

すなわちカリキュラム全体として、いたずらに狭い領域に偏らない勉学を奨励し、最終的により高度な「専門性」を身につけることを狙っている。

〈英語・英米文学科〉

【現状】

英語・英米文学科では、英語学、英米文学、欧米文化の学修を通して、国際的視野を持った人材の養成を目指している。専門教育科目は、①英語学関係科目、②英米文学関係科目、③欧米文化関係科目の3つの専攻科目、④卒業論文・卒業レポート、⑤日本語・日本文学科と共通の共通専攻科目⑥日本語・日本文学科と共通の関連科目（共通関連科目および日本語教育科目）から成る。

専門教育科目は、基礎的なものから高度なものまで体系的・相関的に学べるようになっている。1年次では、文学系、言語学系の概論が必修となっている他、英文学史、米文学史など基礎的な講義を配している。2年次から4年次までは、英語学関係科目、英米文学関係科目、欧米文化関係科目の3つの専攻科目に従って科目が配されており、段階を踏んで学べる仕組みになっている。3年次から少人数の専門演習を履修することで、学生自身の興味に応じて能動的に学ぶ力を育成することができるであろう。また、早期に狭い専門分野のみの履修に留まらないよう工夫されている。

これに積み上げる形で、3、4年次の「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」があり、3分野7科目からの選択必修となっている。4年次では、「卒業論文」または「卒業レポート」が必修である。「卒業論文」は、英語で書くことが条件の1つになっており、内容的にも英語・英米文学分野の学術論文として通用するレベルを求めている。「卒業レポート」もそれに準ずるものであるが、日本語で書くことも許容され、また英語・英米文学の周辺分野の研究も含むことができる。

さらに英語・英米文学科では、専門の学問を深めるとともに、英語の実用的運用能力の育成にも力を入れている。「英会話」と「英作文」はほとんど英語のネイティブ・スピーカーによるもので、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと段階を踏んでレベルアップをはかっていけるようになっている。

学生の英語力向上や英語圏の文化への関心を深めるため、カリキュラム外にも様々な試みがある。「イングリッシュ・クリニック」では、英語圏からの留学生（2009（平成 21）年度はアメリカとニュージーランド出身の留学生）に週 3 時間来てもらい（6 月から 2 月まで）、英会話や発音の練習、レポートの英語のチェック、また卒業論文など英語に関する実験・研究の被験者など学生の興味や要望に応じて利用することができ、学生からのニーズは極めて高い。

また、「夏期集中英語講座」は、夏休みの 5 日間集中的に、全く日本語を使わず英語のみ使う講座として設定されている。2009（平成 21）年度は、ネイティブ・スピーカー 2 名をむかえて、朝 8：40 から夕方 5：30 まで、集中的に行われ、7 名の学生が参加した。

「イングリッシュ・クリニック」や「夏期集中英語講座」ともに、2003（平成 15）年から続いているカリキュラム外の企画として、学生に人気がある。

【点検評価】

「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」という教育目標を達成するためにはおおむね適切な教育課程になっているといえる。ただ、「欧米文化」分野には概論に相当する科目がなく、専門領域によっては若干手薄になっているところがある。また、段階を踏んでレベルアップを図るための学年配当もおおむね適切に機能しているといえるが、例えば、1 年から 3 年まで必修である「英会話」・「英作文」、が、配当年次に修得できない学生も散見され、対応が必要となる可能性も指摘される。

【改善方策】

「欧米文化」が多種多様な領域に渡っていることもあり、それらを学ぶことができる専攻科目を開講するだけでなく、一般教育科目においてもそれらを断片的ではあれ学ぶことができるために、これまで概論に相当する科目を設けてはこなかった。しかしながら、英語・英米文学科が英語学、英米文学、欧米文化を 3 つの柱としていることを鑑みれば、今後概論に相当する科目を設けて、体系的な学修を行うことができる教育課程を構成する必要があると考えている。そのため、近々行われるカリキュラム改編の際には当該科目を新設する見込みである。

また、「英会話」・「英作文」については、学生の学力の個人差が広がるなかで、未修得の学生が出てきているという現実を踏まえ、「英会話Ⅰ」・「英会話Ⅱ」でより少人数での学修を行えるようにクラス分けを行ない、対応しているところであるが、よりきめ細やかな対応するために、今後は、これらのクラス分けを習熟度に応じて編成し直す等の対応を行うこととしたい。

〈日本語・日本文学科〉

【現状】

日本語・日本文学科では、日本語・日本文学・中国文学の学修・研究を通じて、日本語や日本文学への理解を広め、深めることを目的としている。専攻科目としては①日本語学関

係科目 ②日本文学関係科目 ③中国文学関係科目 ④卒業論文・卒業レポート ⑤英語・英米文学科と共通の共通専攻科目 ⑥英語・英米文学科と共通の関連科目（共通関連科目および日本語教育科目）の6種類が設定されている。基本的なものからはじめて、相当地に高度なものまで体系的に学べるように配慮している。

カリキュラム編成の基本的な考え方は英語・英米文学科とまったく同じである。1年次では、文学系、言語学系の概論が必修となっている他、文学史など基礎的な講義を配している。2年次から4年次までは、日本語学、日本文学、中国文学の3つの専攻科目に従って科目が配されており、段階を踏んで学べる仕組みになっている。3年次から少人数の専門演習を履修することで、学生自身の興味に応じて能動的に学ぶ力を育成する。3、4年次には「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」があり、それぞれ選択必修となっているが、分野ごとの最低修得単位を設定していない点が英語英米文学科とは異なる。4年次では、「卒業論文」または「卒業レポート」が必修である。

本学の日本語・日本文学科は、大学入学後、それもかなり遅い時期（3年次の後期。形式的な最終決定は4年次の履修登録時だが、実際にはそれ以前に指導教員との間で話し合いが行われる。）までいわゆる専攻分野を決定しなくてもよいのが特徴である。これは、学生が不必要に早く狭い意味での「専門」意識に陥り、狭隘な視野にとらわれてしまうことを避けるためである。他学科の科目を一定の単位まで修得できる制度があるのも、同じ趣旨である。

【点検評価】

「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」という目標を達成するためにはおおむね適切な教育課程になっているといえる。また、段階を踏んでレベルアップを図るための学年配当もおおむね適切に機能しているといえる。その際、少人数教育が効果的に機能し、個々の学生の学力に応じた指導ができていた。ただ、これまでのところ、この少人数教育のアドバンテージを生かして学生の学力の個人差に対応してきたが、個々の教員の負担が多くなることは避けられなかった。今後はそうした対応を制度的にあるいは教育課程上で担保する必要があるだろう。

【改善方策】

少人数教育の意義を教員（兼任教員を含む）および学生に対してさらに理解浸透させることが必要である。ただ、上述のように、こうした少人数教育が学生の興味関心の個人差だけではなく、学生の学力の個人差への対応を吸収することにも機能してきたため、近年のように学力の個人差が広がるなかでは、これを制度的に担保するカリキュラムが必要になると考えている。近々予定されているカリキュラム改編時に学力差に対応するための方策を模索する予定である。

b) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状】

(基礎教育)

基礎教育については、大きく分けて「基礎演習」と専門基礎科目を設けている点が指摘できる。

「基礎演習」は 1995 (平成 7) 年度から他の大学に先駆けて設けているもので、文学部の教育課程の特徴をなすものであり、1 年次の必修の科目として、これから大学において学修を継続していくうえで必要となる基礎的な力、具体的には、論理的に考える力、丹念にかつ適切に図書情報等を用いて調査できる力、そしてそれを他者に対してわかりやすくかつ的確に説明・表現することができる力等を養うことを目指して設置されている。学生は、教員の指導や助言のもとで、レポート作成、口頭発表および討論などを行うことを通じてこれらの力を体験的に獲得することになる。

また、専門基礎科目は、英語・英米文学科では「専門基礎 A」・「専門基礎 B」が、日本語・日本文学科では「漢文学基礎」・「日本語文法基礎」がそれぞれ 1 年次の必修科目として設定されている。「専門基礎 A」、「専門基礎 B」では英語・英米文学科で専攻科目を学ぶために必要な英語力、すなわちリーディング、リスニング、英文和訳および英作文の能力を向上させている。「漢文学基礎」「日本語文法基礎」においても、日本語・日本文学科で専攻科目を学ぶために必要な基礎学力、すなわち漢文読解力、解釈文法の能力を向上させている。

(倫理性を培う教育)

建学の精神「畏神愛人」というキリスト教の理念に基づいて、本学は学生の人格形成を目指している。「畏神愛人」という理念は、キリスト教の示す倫理規範を端的に表わしたものと見てよい。すなわち、「畏神愛人」という理念に基づいた人格形成を目指す本学は、その教育の根幹に倫理性を担保するカリキュラムを有していると言ってよいだろう。具体的には、教育課程として明示的に担保される科目群と教育課程外ではありながらもいわば「隠れたカリキュラム」として機能する部分があるといえる。

前者の教育課程として明示的に担保される科目群には、一般教育科目に配置されている「キリスト教学Ⅰ」(1 年生)・「キリスト教学Ⅱ」(3 年生)がある。両者ともに配当学年における必修科目であり、「畏神愛人」というキリスト教の理念にたつ本学の教育方針に基づき設定されている。この科目を修得することを通じて、キリスト教主義にもとづく学生の人格形成に寄与するだけでなく、キリスト教が示す倫理規範を体得することになる。

また、「隠れたカリキュラム」としてキリスト教学校の本質といえる礼拝がある。礼拝は木曜日の 2 限目前半という形で時間割上に組み込まれている週 1 回の礼拝、創立記念礼拝、秋の特別礼拝、クリスマス礼拝、卒業礼拝が行われるが、上記の「キリスト教学Ⅰ」・「キリスト教学Ⅱ」と連動しつつ、本学の教育理念を体得する機会を提供している。礼拝とあわせて本学の「隠れたカリキュラム」を構成するリトリート(退修)は、入学直後に 1 泊 2

日の日程で実施されるものと、3年次に実施されるものがある。これらには文学部の全教員が参加し、学生が本学の理念および歴史等について理解を深める機会になっており、上述のキリスト教に基づく倫理性の涵養に寄与している。

【点検評価】

基礎教育についての取り組みは、他大学に先んじて基礎演習を開設している点で大いに評価できるところである。また、その内容についても学生の状況や社会的な要請を踏まえて不断の改善を講じてきており、学生が本学で学修を進めていく際に必要となる基礎的な力を培うことに寄与している。また、2005（平成 17）年度のカリキュラム改編時に新設された専門基礎科目は、学生の学力の個人差に対応し、その後の専攻科目を履修する際の準備段階として有効に機能しているといえる。

ただ、どちらの科目においても、学生の学力の個人差をどのように吸収するのかという課題が残っている。これまではそれぞれの担当教員が個人の力量においてこれらを吸収してきたが、今後はそれを制度的に担保する必要があるだろう。また、「基礎演習」については同一科目名でありながら、その到達目標を達成するための教育内容について十分に共有できていないという問題点もあり、改善を要するところである。

倫理性を培う教育については、「畏神愛人」というキリスト教の理念に基づく人格形成という本学の教育方針のもとで適切に実施されているとあってよいだろう。

【改善方策】

基礎教育における学生の学力の個人差への対応については、「基礎演習」においては担当教員間で意見交換を密にして、それぞれの担当する学生がどのような状況にあるのかという情報を共有しつつ、これまで授業を行ってきた。とりわけ、大学入学時で大きな環境の変化を経験する学生たちにとってこの「基礎演習」はガイダンスとしての機能も有しており、今後こうした情報交換にもとづいて学生の学力の個人差へのきめ細やかな対応を行っていくことで、科目担当者個人が大きな負担を負うことを回避したいと考えている。また、教育内容を共有するために、2006（平成 18）年度から図書情報、情報検索の方法の習得や論理的に考える力を養うことを目指して、合同授業を実施してきたところである。今後も合同授業を続けると同時に、教育内容を共有するための意見交換を密に行っていく予定である。

専門基礎科目については、2005（平成 17）年度に新カリキュラムが実施された際には 1 クラス編成で行っていたが、学生の学力の個人差に対応するために、2006（平成 18）年度から複数クラスで実施するようになっている（「漢文学基礎」を除く）。今後もこのように習熟の程度に応じたクラス編成を継続していくことで、学生の学力の個人差に対応していきたいと考えている。

また、倫理性を培う教育については、キリスト教主義にもとづく人格形成をその教育方針に掲げる本学にとって本学の教育理念の達成がそのまま倫理性の涵養につながっており、その意味では現状のカリキュラムにおいてもすでにこの点は達成していると考えている。

ただ、上述のように、キリスト教教育は顕在的なカリキュラムだけではなく、潜在的なカリキュラムとして機能する部分があることを踏まえて、これまでも実施されてきた「教職員研修会」等を利用して、教員間でキリスト教教育の意義の共有をよりいっそうすすめたいと考えている。

- c) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第 83 条との適合性

〈英語・英米文学科〉

【現状】

本学の英語・英米文学科カリキュラムにおいて、専門教育的授業科目は学科の理念、目的に即して体系的に組織されている。英語の実践的コミュニケーション能力を養い、文学、語学、文化領域にまたがる幅広い一般教養を身につけた上で、日本の文化について世界に向けて発信できるような人材の育成を可能にするよう工夫されている。

また「卒業論文」または「卒業レポート」を書くことが義務づけられており、単に英語の運用能力の獲得だけが最終目標ではないことは、明確に示されている。教養を広く身に付けると同時に、専門分野の研究を深めることがカリキュラム上で求められていることは当然のことである。

【点検評価】

英語・英米文学科のカリキュラムは国際的視野を持った学生の育成という学科の教育目的に合致したものであり、学校教育法第 83 条との関連性についても、十分留意した教育課程を実施している点で評価できる。

本学科の専攻科目のなかには従来の英語学関係科目と英米文学関係科目の他に、欧米文化関係科目があり、「ヨーロッパ史」、「異文化理解」、「英米事情」および「アメリカ史」などの科目の履修を可能にしている。これは従来の語学と文学領域のみの科目群に限定せず、文化領域の科目群を加えることによって、より広い視野に立った教育を可能にするものであり、学生の科目履修の選択幅を広げるものである。

先述したように、本学科では卒業時にすべての学生に対して卒業研究を義務付けている。「卒業論文」と「卒業レポート」のどちらかを、4年生の初めに選択することになる。

多くの学生が「卒業論文」よりも、「卒業レポート」を選択しているのが現状である。卒業論文と卒業レポートの選択の比率は、2005（平成 17）年度においては卒業論文 20.0% に対して卒業レポートが 80.0%、2006（平成 18）年度においては卒業論文 24.0% に対して卒業レポートが 76.0%、2007（平成 19）年度においては卒業論文 3.3%（実数 1 名）に対して卒業レポートが 96.7%、2008（平成 20）年度においては卒業論文 2.4%（実数 1 名）に対して卒業レポートが 97.6% となっており、2009（平成 21）年度（予定）においては、卒業論文 6.9%（実数 2 名）に対して、卒業レポートが 93.1% となっており卒業レポートを選択する学生の比率が圧倒的に高い。

2007（平成 19）年度から、卒業論文を選択する学生数が、減少する傾向にある。学生が相対的に安易な卒業レポートを選択しているという可能性も考えられる。

【改善方策】

卒業研究に「卒業レポート」を加えたのは 2003（平成 15）年度からである。この結果、卒業論文を選択する学生よりも「卒業レポート」を選択する学生が圧倒的に多い状態が続いている。英語・英米文学科を唱道している以上、英語で「卒業論文」を書くことが望ましいことであるが、現状は反対の結果が出ている。

「卒業論文」を選択する学生を増やすために、「卒業論文」を選択する条件を緩和した。その 1 つとして、これまで「卒業論文履修者は、指導教員（主査）の演習Ⅱおよび演習Ⅲを履修しなければならない。また卒業論文履修者は、英作文Ⅰ、Ⅱを修得し、3 年次に英作文Ⅲを履修していなければならない」とした条件を削除する等の方策を打ち出したが、上述のようにその効果は出ていないと考えられる。そのため、現行では論文は英文で書くことを義務付けているが、これに和文で書くことも含めて、卒業研究をどのように行うのかをカリキュラム改編時に検討する予定である。

〈日本語・日本文学科〉

【現状】

既に述べたように、本学日本語・日本文学科において、専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性は教育課程上、十分に配慮されている。また、この点に関して教員間で意思の疎通が図られており、日常の指導においても常に留意されている。

また、本学科の「卒業論文」や「卒業レポート」においては、学問の体系性を強く認識したものとなっている。

【点検評価】

本学科の専門教育的授業科目は、学校教育法第 83 条との関連性について充分留意した教育課程を実施しているといつてよい。

本学科では、すべての学生に対して卒業研究を義務づけているが、卒業論文・卒業レポートは、4 年間の学修成果を学生の問題意識によって集約するものである。ただし、卒業論文のテーマは日本語学関係、および日本文学関係に限定されており、卒業レポートのテーマは卒業論文のテーマより緩やかで、テーマにより他学科の専任教員、或いは一般教育科目担当の専任教員の指導も可能である。学生の選択肢の拡大および教員の負担軽減という点において大いに評価できる。因みに、卒業論文と卒業レポートの選択の比率は、2005（平成 17）年度には卒業論文 61.5% に対して卒業レポート 38.5%、2006（平成 18）年度には卒業論文 46.3% に対して卒業レポート 53.7%、2007（平成 19）年度には卒業論文 52.6%（実数 20 名）に対して卒業レポート 47.4%（実数 18 名）、2008（平成 20）年度には卒業論文 29.6%（実数 8 名）に対して卒業レポート 70.4%（実数 19 名）となっている。卒業論文選択者は、学問領域に学生が意欲的かどうかだけでなく、就職活動などに取り組みや

すい環境かどうか等の社会情勢にも若干ながら左右されるため、多少の増減はあるものの、この数年では減少傾向にあるといえる。卒業論文選択者が減少傾向にある要因の1つには、英語・英米文学科に比べて選択できうるテーマ・領域が制限されていることがあげられる。学生の興味・関心が多様化するなかで、従来型の文学・語学という学問領域構成では取り組みにくい学際的な研究テーマが多くなってきているものの、これらのテーマを選択するには卒業レポートを選択するしか方途がないことが問題といえるだろう。

【改善方策】

4年間の専門教育的授業科目を通じた専門教育の集大成として位置づけられる卒業研究において、卒業論文選択者数を増加させることが学生の学修をより高度化することに貢献すると考えられるため、卒業論文選択者を増加させる方策が必要となる。具体的には、上述のようにテーマとして選択しうる領域が制限されているという問題が挙げられるため、現在検討中の新カリキュラムにおいては、学際的な研究テーマを扱うる領域を専門領域として担保することを目指したいと考えている。

- d) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状】

文学部における一般教養的授業科目の位置づけは、単に専門教育科目（専攻科目、関連科目）のための「導入」ということに止まらず、「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」という文学部の教育目標を達成するために機能しているといえる。

文学部における一般教養的科目は、「基礎演習」、「一般教育科目」、「外国語科目」および「保健体育科目」によって構成され、「一般教育科目」については、さらに「キリスト教についての科目」、「人間・社会についての科目」、「自然についての科目」、「地域についての科目」および「教養演習」から構成されている。

「基礎演習」は、すべての学生に必修の科目として、大学に入学して間もない1年次のうちに、これから大学において学修を継続していくうえで必要となる基礎的な力を養い、強化することを目的として設置されている。

「一般教育科目」を構成する科目について、まず、「キリスト教についての科目」は建学の精神であるキリスト教の理念を尊重することから置かれた科目である。1年次前期と3年次後期に「キリスト教学」を必修として置いている。また、キリスト教文化を理解するための科目として、キリスト教音楽の科目も設置されている。次に、「人間・社会についての科目」、「自然についての科目」であるが、文化現象と自然現象について幅広く学べるように、多くの科目が置かれている。なかでも、「情報の科学 A」を1年次前期の必修とし、コンピュータ・リテラシーの向上をはかっている。また、「地域についての科目」は、本学の所在地である弘前を含む津軽地域の歴史、文学、自然等をはじめとして、いわゆる地域について総合的に学ぶことができるように科目を配している。「教養演習」は、2年次からの

選択科目として置かれた少人数による演習形式の授業であり、担当教員の専門分野に近いテーマを設定し、専門教育科目（専攻科目、関連科目）以外の学問領域により深く触れる機会を設けている。

【点検評価】

「一般教育科目」は、幅広い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を培うために、総じて適切な科目が適切に配当されているといえる。「キリスト教についての科目」は、文学部の基幹科目として、建学の精神に立脚した人間形成に寄与するものである。「地域についての科目」は、本学の位置する津軽地域にとどまらず、地域そのものを深く探究する契機となる科目として位置づけることができ、本学の教育課程の特徴を形成しているといえる。また、「人間・社会についての科目」も、一般教育科目としては、必要な科目が設定されており、単に専門の準備段階という位置づけではなく、「諸科学についての幅広い知識を備え」るのに十分な科目設定となっている。コンピュータ・リテラシーの向上をはかる「情報の科学」や、ツールとして英語が使えるように工夫された「英語」は、教養教育におけるグローバル化時代に対応させた教育として、またコミュニケーション能力を養う教育として、位置づけることができる。

人文系学部のゆえに、「人間・社会についての科目」が 14 科目開設されているのに対して、「自然についての科目」が 6 科目開設されるにとどまっており、自然科学的領域の科目が相対的に少ないことは確かだが、「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」という文学部の教育目標を達成するのに最低限必要な科目は設置されているといえる。

【改善方策】

現行の科目群で「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するという大学設置基準第 19 条第 2 項の理念を達成するのに最低限必要なものは設置されていると考えている。ただ、上述したように「自然についての科目」について相対的に科目数が少ないことで当該領域に興味をもつ学生へのニーズを充足することができない可能性は指摘できる。そのような学生には、現在行われている弘前大学との単位互換制度のよりいっそうの利用を促し、ニーズを充足するような指導を行うこととしたい。

- e) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状】

「外国語科目」は、大学生としての最低限度の英語運用力を養うために、「英語Ⅰ」および「英語Ⅱ」を設けており、「英語Ⅰ」を必修として定めている。これらの科目では、例えば、学生がこれからの国際化社会の進展に対応していくために、特にリスニングと語彙を強化しながら、日常遭遇する様々な場面での典型的な英語表現の能力を養うことを目指し、ツールとして英語が使えるように工夫をこらしている。また、在学中、英語以外の言語に

も広く親しんでほしいという考えから、「フランス語」、「ドイツ語」および「中国語」を選択必修科目に指定している。

いずれもクラス編成は、英語・英米文学科の学生と日本語・日本文学科の学生との混合クラスを基本としている。英語・英米文学科の学生にとっては当然のことながら、日本語・日本文学科の学生にも当然、外国語能力の養成は文学部の学生として望まれるところである。

このうち英語に関しては、リーディング・ライティング中心のクラス及びリスニング・スピーキング中心の2分野に分けて、選択必修で履修させている。前者の分野のクラスでは統一したテキストを用いており、最低限、同じレベルの英語運用能力が身につけられるよう配慮している。

また後者のクラスにおいても、同一の担当者が、統一したテキストを用いて教えている。こちらの分野でも最低限の英語運用能力を習得する、という観点から適切に編成がおこなわれている。

【点検評価】

「外国語科目」は、国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成という課題を満たしうる科目設定とあってよい。2005（平成17）年度から実施のカリキュラムにおいては、文学部における必修単位が減少したが、英語・英米文学科では共通関連科目における「英会話Ⅰ」、「英会話Ⅱ」および「英会話Ⅲ」と「英作文Ⅰ」「英作文Ⅱ」および「英作文Ⅲ」を必修化することで外国語能力の育成を更に充実させた。日本語・日本文学科では必須ではないがそれらを履修することができる。

しかしながら、近年、到達すべき外国語能力と学生の入学時における外国語能力とが懸隔しており、習熟の程度に応じたクラス分けなどによって対応しているものの、学生の学力水準に必ずしも合致していない科目があるという問題点も存在している。

【改善方策】

「外国語科目」における学生の学力と授業科目との乖離は、現在「英語Ⅰ」において実施されている個々の学生の学力に応じた習熟度別クラスをよりきめ細やかに行うなどの対応を通じて、克服されるものと考えられる。

f) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状】

現在卒業に必要な総修得単位数は128単位であるが、両学科ともに、専門教育的授業科目は72単位、一般教養的授業科目は32単位、外国語科目（保健体育科目を含む）は10単位、さらに自由選択科目として14単位を修得することで充足することができる。自由選択科目は、本学大学院文学研究科で開講されている科目群や弘前大学との単位互換科目、「企業等実習」、また上述の専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目（保健体育

科目を含む)の余剰単位をもって充足するものである。すなわち、個々の学生が自らの興味・関心によって学修を行う科目群を重点化することができるという特徴を有している。

【点検評価】

「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」という文学部の教育目標に照らせば、一般教養的授業科目、外国語科目および保健体育科目をあわせて42単位(全体の32.8%)以上を習得することで「幅広い知識を備え」ることが可能となり、専門教育的授業科目については72単位(全体の56.3%)以上を習得することで「専門性を構築する」ことに寄与する科目構成になっており、その量的なバランスは妥当なものであるといえるだろう。ただ、これらは文学部が卒業時に最低限保証する知識・技能等を習得させるのに必要な最低限度の科目構成であって、さらに個々の学生のニーズに応じた教育課程を展開できるように自由選択科目を設けて、ニーズに応じて履修科目の重点化を図ることができるようになっており、その点で文学部のカリキュラムの優位性を指摘することができる。

【改善方策】

専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目および保健体育科目の量的配分はおおむね妥当性を保っており、今後もこの量的配分の水準を維持していくこととしたい。

g) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状】

これらの科目について所轄、運営および評価する機関として「共通教養科目運営委員会」を設けており、その責任を明確にしている。当委員会では、毎年度これらの科目についての評価と、それに基づいて次年度における改善を適宜行っているところである。また、その際、専任教員の担当科目だけでなく、兼任教員についても Semester 終了時にアンケートを実施し、科目運営上の問題点等を集約して、委員会で共有・検討すると同時に、次年度に向けた改善を行っているところである。

【点検評価】

毎年度、次年度の科目の担当者を決定する際にそれぞれの科目の評価を行うと同時に、次年度に向けた改善を当該委員会において協議しており、基礎教育・教養教育の責任体制は確立されているといえる。また、専任教員だけでなく、兼任教員が担当する科目群についても、アンケートという手法で問題点を集約・共有化している点で、大学として実施している科目群の運営について責任を十分に果たしているといえるだろう。しかしながら、現在のところ兼任教員が担当する科目についての問題を当該委員会に伝えることができるチャンネルはこのアンケートと、学務課の窓口を経由した情報提供という一方的な手法になっている点は今後改善を要するところである。

【改善方策】

今後も共通教養科目運営委員会がこれらの科目群の実施・運営について責任を担うという点についてはこれまで同様に行っていく必要がある。ただ、これらの科目のうちいく

つかは兼任教員にも依存しているという現状を鑑み、兼任教員と当該委員会が双方向的に意見交換ができる場が必要であろう。過去には当該委員会の委員がセメスター終了時期に兼任教員と意見交換をすることがあり、そこで話題となった問題点等が委員会で共有・検討されたこともある。こうした経緯を踏まえて、この種の意見交換の場を恒常的に設けていく必要が今後あると考えている。

h) カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

〈英語・英米文学科〉

【現状】

卒業必要単位数 128 単位に対して必修科目単位数は次のようになっている。

「基礎演習」4 単位、「一般教育科目」については「キリスト教についての科目」群から 4 単位、「人間・社会についての科目」群から 8 単位、「自然についての科目」群から 4 単位、そして「地域についての科目」群から 2 単位、さらに「外国語科目」と「保健体育科目」をあわせて 10 単位であり、合計 32 単位である。

専攻科目については「専門基礎」2 単位、「英語学概論」4 単位、「英米文学概論」4 単位、「文学概論」4 単位、「言語学概論」2 単位、「英会話」(Ⅰ～Ⅲ) 6 単位、「英作文」(Ⅰ～Ⅲ) 6 単位であり、合計 28 単位である。

また、英語学関係科目、英米文学関係科目および欧米文化関係科目から、それぞれ 4 単位選択必修、演習Ⅰから 4 単位選択必修、演習Ⅱから 4 単位選択必修。「卒業論文」選択者は、「卒業論文」8 単位が選択必修、「卒業レポート」選択者は「卒業レポート」4 単位が選択必修となっている。選択必修は「卒業論文」、「卒業レポート」どちらを選択するかで差が出るが、12～16 単位が選択必修となる。

これまでのところを合算すると、必修・選択必修が合計で 72～76 単位となっている。

【点検評価】

卒業に必要な総修得単位数が 128 単位であることから考えると、72～76 単位は全体の 56.3%～59.4%を占めているが、これは「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」という文学部の教育目標を達成するうえでは必要不可欠な科目群を必修化したためであると考えており、おおむね妥当であるといえる。

しかし、2005 (平成 17) 年度に施行されたこのカリキュラムにおいて、必修科目の取り残し (必修科目を配当学年に適切に修得できない) という学生が生じてきていることも事実である。

【改善方策】

必修科目の卒業に必要な総修得単位数に占める割合についてはおおむね現状のままでよいと考えられるが、必修科目の取り残しが生じてきていることへの対応が必要である。ただ、必修科目群は上述のように文学部の教育目標を達成するのに必要不可欠な科目によって構成されていることを踏まえれば、安易に減らすことは認められないため、すでに触れ

たように、学生の学力の個人差に応じた基礎教育の充実によって必修科目を修得するのに必要な基礎的な力を獲得させるような指導を行う必要がある。

〈日本語・日本文学科〉

【現状】

卒業必要単位数 128 単位に対して必修科目単位数は次のようになっている。

「基礎演習」4 単位、「一般教育科目」については「キリスト教についての科目」群から 4 単位、「人間・社会についての科目」群から 8 単位、「自然についての科目」群から 4 単位、そして「地域についての科目」群から 2 単位、さらに「外国語科目」と「保健体育科目」をあわせて 10 単位であり、合計 32 単位でなる。

専攻科目については、「日本語文法基礎」1 単位、「漢文学基礎」1 単位、「日本語学概論」4 単位、「日本文学概論」4 単位、「中国文学概論」4 単位、「日本語学」4 単位、「文学概論」4 単位、「言語学概論」2 単位であり、合計 24 単位が必修となっている。

また「日本語学演習Ⅰ」4 単位、「上代文学」・「中古文学」、「中世文学」・「近世文学」および「近代文学」・「現代文学」からそれぞれ 2 単位、「上代中古文学演習Ⅰ」・「中世近世文学Ⅰ」・「近代現代文学Ⅰ」から 4 単位が選択必修になっており、「卒業論文」選択者は、「卒業論文」8 単位が選択必修、「卒業レポート」選択者は「卒業レポート」4 単位が選択必修となっている。選択必修は「卒業論文」、「卒業レポート」どちらを選択するかで差が出るが、18～22 単位が選択必修となる。

これまでのところを合算すると、必修・選択必修が合計で 74～78 単位となっている。

【点検評価】

卒業必要単位数が 128 単位であるのに対して、必修・選択必修科目は 74～78 単位であり、全体の 57.8%～60.9%を占めているが、これは「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」という文学部の教育目標を達成するうえでは必要不可欠な科目群を必修化したためであると考えており、おおむね妥当であるといえる。

【改善方策】

必修・選択必修科目の割合は今後も現状の水準を維持していくべきであると考えている。

(b) カリキュラムにおける高・大の接続

a) 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状】

2006（平成 18）年度から推薦入試と AO 入試による入学が確定した者（多くは高等学校在生）を対象にした「入学前課題」を実施している。これは入学が確定した時期によって異なるが最大で 3 回、文学部から出される課題に取り組み、それを返送し、添削を受けるといった形で行っている。

また、入学後の導入教育として実施している「基礎演習」は、すでに述べたように、両

学科 1 年次の必修科目として、これから大学において学修を継続していくうえで必要となる基礎的な力、具体的には、論理的に考える力、丹念にかつ適切に図書情報等を用いて調査できる力、そしてそれを他者に対してわかりやすくかつ的確に説明・表現することができる力、等を養うことを目指して設置されているが、同時に 10 名前後の少人数形式によって運営されるため、教員が学生一人一人に対してきめ細かな助言や指導を行うことができる。そのため、学生に対して適切なアドバイスを行ったり、また学生からの相談に応じたりして、大学に入学したばかりの学生が大学での学修にスムーズに移行できるようなガイダンスとしての機能を果たしているといつてよい。

また、基礎演習の担当で構成される 1 学年の学年担当者において学生の出席状況や学修状況の情報を共有し、対応を相談するようにしており、対応が一人の教員に集中しないような仕組みを整えている。

さらに、同一法人内にある聖愛中学高等学校と、2007（平成 19）年度後期から「弘前学院高大連携プログラム」（略称「弘学ブリッジ」）を始動し、高校生が高校在学中に大学初年度級の講義を受講することで当該高校からの進学者に対して円滑な移行を促すことができる。なお、受講終了時の試験で合格した場合には修了証を与え、その生徒が本学文学部へ進学した場合には、教授会の議を経て当該科目について大学の単位として認定することとした。ただ、2009（平成 21）年度まで 1 人も応募がないことが残念なところである。

【点検評価】

1 年次の必修科目である「基礎演習」は、文学部の初年次教育の中核をなしている。加えて、それは大学生活にまだ完全には慣れていない学生を、サポートする役割を負っている。現状では概ねうまく機能しているといえる。また、すべての入学確定者に対する指導ではないが、「入学前課題」を導入した点は評価できるだけでなく、2006（平成 18）年度は小論文を課すだけであったものが 2007（平成 19）年度から文学部に入学してから必要になる英語と国語の基礎的な課題についても課すことにしており、入学前指導の充実を図っている点でもおおむね評価できるといってよい。

また、高大連携のプログラムを具体的に聖愛中学高等学校との間に設けている点では評価に値するが、いまだに応募者がいないことは問題であるといえる。

【改善方策】

前述のように、学生の学力の個人差についてはこれまでも基礎演習等の基礎科目の科目担当者の個人的力量において対応してきたという現実があり、今後もこうした学力の個人差は広がることが予想されるため、後期中等教育から大学に円滑に移行するためには、教員の個人的力量に依存しない制度的な担保が必要である。そのために、基礎演習で現在実施しているような合同授業によって後期中等教育における学習と大学での学修との橋渡しをより確実にやりたいと考えている。また、現在のように複数回の課題のやりとりによる「入学前教育」を今後も継続していくことで、大学生活に円滑に移行することができると考えている。

しかし個々の学生への対応という点でいえば、今後も基礎演習の担当教員を中心とした個別的対応を軸として行っていくという方針は今後も維持することが必要だろう。

また、高大連携のプログラムについては、聖愛中学高等学校側でも高校生に働きかけるなどを行っているが、大学受験が間近になっている高校生にとってなかなか応募できるような状況にない。そのため、今後は聖愛中学高等学校だけでなく、上述の推薦入試やAO入試による入学が確定した生徒にも門戸を広げていくよう検討する必要があるだろう。

(c) カリキュラムと国家試験

- a) 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性
文学部では国家試験につながるのあるカリキュラムを設けていない。

(d) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

- a) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性
本学部は文学部であるため、「医・歯・薬学系」に該当しない。

(e) インターンシップ、ボランティア

- a) インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状】

文学部では2006（平成18）年度よりインターンシップを「企業等実習」として開講している。

カリキュラム上では、自由選択科目の1つとして通年2単位を認定している。導入の目的としては、生の就業体験を通し、企業と社会の動きを実感し、自らの職業観を確立し、さらに、今後の進路選択や就職活動の際の判断材料とすることにある。

対象学年は2年次生としているが、3年次生の受講も認めている。学生への告知は、シラバスへの掲載により行い、学期初めにガイダンスを開催している。

講座の内容としては、事前教育としてビジネスマナー等の座学を行い、夏期休暇期間中に実習を行い、終了後、事後指導を行っている。

実習先の企業については、青森県経営者協会による企業の紹介、及びインターンシップの専用サイトによる企業の紹介を利用している。

また、単位認定をしない自由参加のインターンシップ事業も併行して行っている。

インターンシップの各年度の参加者は以下の通り。

	企業等実習受講者	自由参加者	参加者計
2006（平成18）年度	5名	4名	9名
2007（平成19）年度	0名	3名	3名
2008（平成20）年度	5名	4名	9名

【点検評価及び改善方策】

インターンシップの参加状況は県内の他大学に比して決して多くはない状況にある。その要因として、本科目は自由選択科目であり学生に対する強制力はないこと、対外行事に参加することに消極的な学生が多いことおよびインターンシップの存在がまだ十分に浸透していないこと等が挙げられる。

インターンシップは学生の職業観の醸成に役立つ成果があり、また、参加した学生は就職活動において熱心であることなどから今後もインターンシップの浸透を図りつつ、継続して実施していく。

(f) 授業形態と単位の関係

a) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状】

本学では学則第 72 条により、文学部の授業科目の単位計算方法は次のように定められている。

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

①講義及び演習については、15 時間～30 時間の講義又は演習をもって 1 単位とする。

②語学及び実験、実習、実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認め、これを 8 単位とする。

上述のように、科目の特性ごとに単位数が設定されている。

【点検評価】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係において、その各々の授業科目の単位計算方法は概ね妥当なものと判断される。ただ、大学設置基準第 21 条第 1 項第 2 号では、すでに「語学」が削除されているにもかかわらず、本学における「外国語科目」、「英会話」、「英作文」等の単位数が、上述の学則第 72 条第 1 項第 2 号に即して半期で 1 単位と設定されており、この部分については大学設置基準の改正趣旨や文学部の教育理念に照らして適切かどうかを検討する必要がある。

【改善方策】

上述のように、「外国語科目」、「英会話」、「英作文」等の科目の単位が大学設置基準や文学部の教育理念に照らして適切かどうか検討を行う必要がある。その結果、いわゆる「語学」科目についても講義及び演習と同様の扱いにすることが適切ということになれば、学則を改正していくことも必要であろう。

(g) 単位互換、単位認定等

a) 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）

【現状】

本学学則第 54 条第 1 項、第 2 項に基づき、国内外の他大学において修得した単位を本学の単位として認定する仕組みがある。現在、文学部は、弘前大学と単位互換に関する協定を締結している。文学部の学生は「特別聴講学生」として弘前大学の科目を履修し、その修得単位を文学部の「選択教養」として認定されることになる。なお、履修することのできる科目は弘前大学によって提示された科目によるが、文学部では特別聴講学生として修得できる単位の上限を 30 単位としている。

また、文学部では、Shenandoah 大学 (USA) と Wisconsin 大学 La Crosse 校 (USA) への留学によって修得した科目を、文学部の科目として換算認定している。その際、当該大学での単位修得状況に照らして適切な科目・単位数を認定している。なお、両大学とも履修できる科目に制限があるが、Wisconsin 大学 La Crosse 校では、夏季 (5～8 月) 秋学期 (9～12 月)、春学期 (1～5 月) のそれぞれの学期ごとに 16 単位が上限となっている。

さらに、学則第 55 条により、本学では大学以外の施設での学修による単位の認定を行うことができるが、これに基づいて 2005 (平成 17) 年度入学以降の学生に設けられているのが、「企業等実習」である。これは、当該施設での学修内容を十分検討し、それにふさわしい単位を付与している。

【点検評価】

私立大学の限られた人的・物的資源を考慮すると、他大学との単位互換制度を設けることは、学生に幅広い学修内容を提供できるという点で望ましいことであり、今後も積極的に進めていく必要がある。しかしながら、現状では弘前大学との単位互換制度を利用する学生がほとんどないという問題を指摘できる。この背景には、授業時間割上弘前大学の授業科目を履修する余裕がないこと、また単位互換制度についての学生への履修案内が不十分であるために弘前大学の科目履修への積極的意義を学生が見出すことができないなどの要因があると考えられる。

また、海外留学の修得単位を換算認定するという制度は、英語・英米文学を専門とする学生にとってはその専門性を高めるという点で、またすべての学生にとって海外での留学が貴重な体験の場であるという点で、非常に意義があることであり、今後も積極的に進めていく必要がある。これまで、海外留学における修得単位の換算認定については、留学した学生の個々の単位修得状況を考慮して、学務委員会、国際交流委員会が連携し、適切に行われてきているといえる。

その時々を経済状況に左右される傾向があるとはいえ、Shenandoah 大学、Wisconsin 大学 La Crosse 校どちらも、コンスタントに、留学を希望する学生は出ており、他の学生にとっても大きな刺激となっている。

【改善方策】

弘前大学との単位互換制度についてのオリエンテーションをこれまでも行ってきたが、1年次から制度の特徴や意義を積極的にアピールする機会を増やし、同時にその内容もまた充実させていく必要があるだろう。また、弘前大学との単位互換のみならず、本学の社会福祉学部、看護学部との単位互換、そして弘前地区、青森地区の大学との単位互換を含めた包括的な単位互換制度の樹立に向けて、各関係機関との調整を進めることを検討したいと考えている。

Wisconsin 大学 La Crosse 校は、2005（平成 17）年度に本学と姉妹校提携が結ばれたこともあり、学生にとっては親近感を持つことができる大学となっている。文学部においても、積極的に学生に働きかける機会を設け、海外留学への興味・関心を喚起していく予定である。また、修得単位の換算認定については、学生間に単位換算の齟齬を来さないように、これまでの個別的な対応を基本として対応することとしたい。

（h）開設授業科目における専・兼比率等

- a) 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- b) 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状】

文学部の専任教員は 20 名であり、学部の年間開講科目数 308 科目のうち、専任教員の担当科目数は 219 科目 (71.1%) を占めている。学科ごとにみると、英語・英米文学科の専門教育科目（専攻科目、関連科目）数 114 科目のうち 77 科目 (67.5%) を専任教員が担当している。また、日本語・日本文学科の専門教育科目数 122 科目のうち 89 科目 (73.0%) を専任教員が担当している。さらに、一般教育科目数 72 科目のうち 53 科目 (73.6%) を専任教員が担当している。

【点検評価】

2005（平成 17）年度から施行しているカリキュラムは、それ以前のカリキュラムに比べて専任比率がおおよそ 10% 程度上昇しており、文学全体を通じて 70% 程度で推移している。もちろん、文学部の特徴をなす少人数教育を維持しつつも、科目等を再編することで専任比率を上昇させた点で評価できる。ただ、学科別に見ると英語・英米文学科の専任比率が相対的に低いことが指摘できるが、2008（平成 20）年度末で退職した専任教員に代わる専任教員をまだ雇用していないことに起因するものである。

また、兼任教員から開設科目の工夫あるいは学生の授業態度等については、 Semester 終了時に実施するアンケートによって学務委員会、および学務委員を通じて各科目運営委員会に伝えられることになっており、これらを参考に次年度の科目運営を行っているところである。また、緊急を要する案件については学務課窓口を経由して学務委員に連絡することになっており、兼任教員も教育課程の一翼を担って教育活動に従事しているといつてよい。しかしながら、これらはいずれも一方向的なものであり、双方向的な意見交換の場

が必要である。

【改善方策】

専任比率はこの状態を今後も維持していきたいと考えているが、英語・英米文学科については早急に新たな専任教員を雇用する必要があると考えている。

また、兼任教員からの情報提供等は一方的なものになる傾向があり、ともに同じ教育課程を担うという点においては相互に意見を交換する場が必要であることはいうまでもない。これまでも兼任教員と専任教員が意見交換し、それを科目運営委員会で検討するということが非公式ながら行われてきている。今後はこうした意見交換を恒常的に行うことができるように整備を行う必要がある。

(i) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a) 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状】

これまでの実績として社会人学生は1名あるだけで、外国人留学生、帰国生徒は0人であった。そのうち社会人学生は残念ながら4年次に退学をしたという結果になっている。

【点検評価】

社会人学生、外国人留学生、帰国生徒についてはこれまであまり入学をしていなかったという点が指摘できる。そのため、その対応が十分に検討されてこなかった。また、社会人学生が入学はしたものの、卒業まで学修を終えることができないまま退学するに至った。この点については当該学生の学力が大学で学修を続けることが難しい、経済的に学費を負担することが難しい、など当人に由来する原因があったものの、当該学生に対して他の学生と同様のアプローチであったことは否めない。

【改善方策】

今後この種の学生が継続的に入学することは予想しがたいため、教育課程においてそれらの学生に対応する科目を設けるのではなく、個別に対応していくということが方針となる。その際、他の学生と同様のアプローチではなく、当該学生に対しては、他の学生とは異なった配慮を行う必要があると考えられる。具体的な対応については、当該学生が入学した際にその都度どのような配慮が適切かを学科レベルで話し合うことで対応したいと考えている。

② 教育方法等

(a) 教育効果の測定

a) 教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状】

文学部では、前後期それぞれの学期末（概ね7月下旬と1月下旬）に試験を行っている。教育効果の測定は、外国語の授業や講義科目では多く、小テスト、小レポート、期末試験

(小論文以外にも様々な形式がある。)によって行い、演習科目では小論文、ゼミ発表時の内容や積極的な参加の姿勢等を総合して行っている。また、「教育実習」等の実習科目については、実地での取り組み方を重要な評価項目としている。

また、各回の授業後にアンケートを学生に書かせて、その理解度を測り、説明不足のところを次の授業に生かそうとする者もいる。

【点検評価】

教育効果測定の1つの目的は、授業に対する学生の理解度を見極めたうえで、学修を続ける学生に具体的な助言をする際の材料とすることである。むろん、理解が及ばない箇所への把握は教員の授業改善の材料ともなる。大多数の教員はこの目的を果たしている。

学生の学習意欲を持続させるために数回にわたって小テストを行ったり、毎授業ごとにアンケートを書かせて理解度を測ることは、一方向になりがちな授業を双方向にする点で成功している。ただ、こうした試みが必ずしも全学部的な動向になっていない点が問題として指摘できるであろう。

【改善方策】

教育効果を適切に測定するためには、いわゆる総括的評価だけではなく、形成的評価を重視する必要がある。演習科目においてはこうした試みを行わなくとも、少人数教育という本学の教育上の特性によって学生による発表や討論等のやりとりのなかで形成的評価を行うことが可能である。しかし、いわゆる講義科目においてはそうした直接的なやりとりが困難であるため、上述のような数回にわたって実施される小テストや毎時間ごとのアンケートが形成的評価としては有効であるといえる。上述のようにこうした試みが一部の科目担当者においてなされていることを今後はFD等の機会を通じて全教員の試みとして広げていく必要がある。

b) 卒業生の進路状況

【現状】

最近3年間の年度別進路状況は以下のとおりである。

英語・英米文学科

	卒業者	就職した者	進学した者 (留学を含む)	その他
2006年度	41名	29名	2名	10名
2007年度	32名	27名	0名	5名
2008年度	40名	33名	0名	7名

日本語・日本文学科

	卒業者	就職した者	進学した者 (留学を含む)	その他
2006年度	44名	32名	1名	11名
2007年度	34名	23名	5名	6名

2008年度	28名	18名	3名	7名
--------	-----	-----	----	----

文学部

	卒業者	就職した者	進学した者（留学を含む）	その他
2006年度	85名	61名	3名	21名
2007年度	66名	50名	5名	11名
2008年度	68名	51名	3名	14名

以上の表から明らかなように、卒業生の大半は就職することになるが、若干名大学院等への進学を行う卒業生も見られる。ただ、就職を希望しない者や教員や公務員を目指して浪人をする者等が毎年存在するため、進路未確定のまま卒業する学生が一定程度存在することを指摘できる。

また、2005（平成17）年度より実施している「企業等実習」の履修者は、2006（平成18）年度5名、2007（平成19）年度0名、2008（平成20）年度5名である。一方、単位としては認められないもののインターンシップにのみ参加する者は、2006（平成18）年度4名、2007（平成19）年度3名、2008（平成20）年度4名となっている。

【点検評価】

就職を希望していても就職できない者やそもそも就職を希望しない者が毎年一定程度存在することは、大学が最終学歴となる学生が多いなかで卒業時に進路が未定であるという点で課題があるといわざるをえない。もちろん、前記の表の「その他」には文学部に毎年度一定程度存在する、教員や公務員を希望している卒業生も含んでいるため、特に複数年受験が常態化している昨今の教員採用試験の状態から考えて致し方ない点はあるが、それでも、進路が未定であるまま、卒業させざるをえないということについては大いに問題があるといえるだろう。

その方策として設けられた「企業等実習」であるが、履修者数が増えていないこともこうした状況を要因となっていると考えられる。インターンシップのみに参加する者を加えても、その数は経年で増えておらず、今後の対応が必要となる。ちなみに、インターンシップと「企業等実習」の違いは、インターンシップが企業等で職場体験を行うだけであるのに対して、「企業等実習」は事前事後に本学において行う指導、職場体験を含む全体で評価を行い、単位認定している点が大きな相違点であるが、職場体験自体はどちらも同じように行われている。

また、教育課程のなかで本学に設定されている大学院の授業科目を履修できる仕組みを用意しているにもかかわらず、本学大学院への進学が少ないという状況もまた進学者が増えないという現状の要因の一つであると考えられる。

【改善方策】

進路についての支援ということになると、どうしても就職への道筋を作るというイメー

ジが先行しがちであるが、学生自身が望む進路を支援することは確認しておかなければならない。

そのうえで、現在の問題点として指摘できるのは、学生自身が卒業時に望む進路を十分に見出せていないということであり、これについては現在一般教育科目「現代の社会と文化A」において試験的に大学における学びと社会との関係を複数の専任教員がオムニバスで講義しており、こうした試みを今後も継続していきたいと考えている。しかしながら、現状ではそうした講義の成果が十分に現れていないことや、上述のように「企業等実習」の履修者が増えないことを踏まえると、こうした科目間の連携が十分に図られていないと考えられる。それゆえ、今後は「現代の社会と文化A」を導入として「企業等実習」へとステップし、社会へとつなげていくような道筋を意識して、教育内容に連携をもたせる必要があるだろう。

また、進学については本学大学院への進学者が少ないことを改善することが何よりも求められる。これまで進学については4年次になってから意識させるという指導であり、就職活動等が3年次からはじまることを考えれば非常に遅いといわざるをえない。そのため、入学時から本学が大学院を付設した大学であることを意識させつつ、専門教育を行うことが必要である。このことは必然的に教育内容の充実を図るだけでなく、他大学の大学院をも含めた進学者が増えることにつながると考えている。

(b) 成績評価法

a) 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状】

学生の成績評価はその科目担当教員の裁量に任されている。その評価法は『講義概要』に示されており、各教員によって違いはあるが、期末試験、出席、提出物、発表、あるいは授業態度など、さまざまな観点から厳格な評価を行っている。成績評価の基準は、100～80点は「優」、79～70点は「良」、69～60点は「可」、59～0点は「不可」となっている。

【点検評価】

厳格な成績評価を行うためには、少なくとも、①成績評価の基準を教員間で共有する、②成績評価の基準が共有されたとしても生じるであろう教員間、科目間の評価のずれや評点を標準化する作業を通じて克服する必要がある、ということが求められる。残念ながら、文学部の現状においては、①、②どちらも不十分であるといわざるをえない。

まず、①については、上述のようにそれぞれの科目担当者の裁量によって成績評価がなされているという現状があり、必ずしも成績評価の基準が共有されているわけではない。また、②については、教員ごとに成績評価が厳しかったり、甘かったりするという問題が指摘されているように、評価の際にこうした操作を行うことが必要であるにもかかわらず、この種の操作についての認識が十分に教員間で形成されていないという問題がある。

また、評価についての材料となる期末試験等の評点を学生に伝えることを制度的には担保していない点も問題として指摘できる。

【改善方策】

まず何よりも教員間で厳格な成績評価が必要であるという認識を共有することが必要である。そのためにはFD等の機会を利用して、厳格な成績評価を行うための評価基準の共有と、教員間、科目間で生じる評価のずれを克服するための操作の方法と必要性を全教員間で共有することが求められるであろう。

期末試験等の評点の開示については制度化されていないものの、現在のところ、多くの教員が試験採点后、答案用紙やレポートを返却している。近い将来には学部としてこれを制度化し、返却の時期なども明示した上で学生に対する説明責任を完全に果たすようにしたいと考えている。

b) 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

【現状】

文学部においては、「卒業論文」や「卒業レポート」などの一部の科目を除き、 Semester 一制を導入しており、1年間に履修登録できる単位数は52単位を上限としている。この1年間に履修登録できる単位数の上限については、従来の60単位上限を見直し、2009（平成21）年度から実施しているところである。ちなみに、この52単位には資格取得に必要な科目は含まれていない。

なお、履修登録については前期開講後登録期間を設け、学生が自主的に科目登録を行っている。履修登録に誤りがある場合は履修登録確認期間にその誤りを訂正することができる。また、後期開始時期には履修登録追加・訂正期間を設け、これを受け付けている。

【点検評価】

1年間に履修登録できる単位数の上限については、52単位であり、おおむね適切であるといえる。ただ、従来60単位上限で行ってきた背景が、①異系列からの転入生・編入生に対する配慮、②経済的困難を抱える学生に対する配慮、③海外留学からの帰国学生に対する配慮、などであり、上限を引き下げるに際してこうした事例について特例を設ける必要性が指摘されてきたが、まだ52単位上限を導入したばかりであり、これらの事例に対する特例を設けるまでにいたっていない。

さらに、この履修科目登録の上限設定が1年間であることについては今後も検討を要する。というのも、文学部に Semester 一制を導入して久しいにもかかわらず、履修登録の上限が Semester 単位ではなく、1年単位で設けられているからである。現在は前期の登録期間に前後期分を履修登録し、後期開始時期にはその修正と追加を行うという形で行われている。しかし、完全な Semester 一制へと移行するならば、履修登録もそれぞれの期間ごとに行う必要があるし、それぞれに履修登録の上限を設けるのが適切であるといえる。この点は9月入学、編・転入学を今後検討する際にも問題となってくるところであろう。

【改善方策】

上述の 60 単位上限を維持してきた背景として指摘された事態に対して、現在のところ、これらの事例に該当する学生が生じておらず、特例を設けるまでにはいたっていないが、軽々に特例を設けるのではなく、当該の学生が生じた際に個別的に対応していくこととしたいと考えている。

また、セメスター単位で履修上限を設けることについては、9 月入学等の問題と絡んで生じるものでもあるため、いまだに検討を行う段階にとどまらざるをえないが、少なくともこの数年以内には何らかの方針を打ち出すことが必要であると考えている。

c) 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状】

各年次での学生の質を確保するために、文学部では各年次における最低修得単位数を 12 単位と定めており、これに満たない場合は原級に留め置かれることとしている（これを「12 単位ルール」と通称している）。

また、卒業時には 128 単位を修得しなければ卒業できないのはもちろんであるが、その最終段階で「卒業論文」ないしは「卒業レポート」を選択し、これを終えなければ卒業できないことになる。文学部の「卒業論文」と「卒業レポート」は、量的にも相当の負担である。それに加えて 1 年間を通して行われる指導は、少人数教育の実を生かし、週に 1 度ほぼマンツーマンで実施されている。その結果、多くの学生は広範な学修を経て、下限を遥かに上回る量を執筆しているというのが現状である。また、「卒業論文」を選択した場合には、複数教員による「口頭試問」を受けることが義務化されており、「卒業論文」にはさらに厳しい内容充実度が求められることになっている。

【点検評価】

強制的に原級に留め置く制度（「12 単位ルール」）によって、各学年次とも、最低限の学習成果は確保されているが、教育課程の系統性・体系性を鑑みた場合に、どのような科目でも 12 単位修得できれば上級学年に進級できるという仕組みがはたして妥当かどうかは今後検討を要するところである。

また、卒業時の学生の質の保証という点では、128 単位を修得しなければ卒業できないことはもちろん、その最終段階で「卒業論文」や「卒業レポート」があることで、それまでに積み上げてきた学修のうち不十分と思われる部分を補いつつも、専門領域の知見を深めることができるという点で評価できる。ただ、先述のように、特に英語・英米文学科において「卒業レポート」を選択する学生が多くなったため、「卒業論文」に準じた指導が行われているとはいえ、わずかながら質的低下が懸念されている。

【改善方策】

「12 単位ルール」を今後も維持していくとしても、どの科目でも 12 単位修得すれば進級できるという仕組みは、教育課程の系統性・体系性を無視しているといわざるをえない。

そのため、各学年において必ず修得しなければならない科目を設けるとともに、それが修得されていない場合には進級できないという仕組みを近々行われるカリキュラム改編において実現する必要がある。その際、当該科目を確実に修得させ、次学年に進級させるためには、必修科目が未修得である学生に対する手当として当該年度毎に再試験の仕組みを整えることも並行して行う必要があるだろう。

また、卒業時の学生の質は、「卒業論文」、「卒業レポート」が最終学年で履修・修得しなければならないことで担保されていると考えられる。しかしながら、「卒業レポート」選択者が多くなってきている現状では、卒業後の進路を考えた際に進学を選択することが少なくなるなどの弊害が考えられるため、今後のカリキュラム改編において卒業研究を教育課程全体のなかでどのように位置づけるかを検討していく必要がある。

(c) 履修指導

a) 学生に対する履修指導の適切性

【現状】

現在、履修指導は各学年に複数名配している学年の担当者が当該学年の履修指導を行うことにしている。具体的には、年度始めのオリエンテーションにおいて2年次、3年次、4年次の学生に成績原簿のコピーと単位修得状況のチェック用紙を配って単位修得状況を確認させ、そしてチェック用紙に記入してもらう。記入された単位修得状況のチェック用紙を各学年の担当教員がチェックする。4年次の学生に対しては科目履修登録期間にもう1回履修指導を行う。1回目に記入されたチェック用紙と、履修登録期間中に登録された科目とを成績原簿に照合して再チェックする。学生成績の個人情報を守るため、4年次の学生に対する2回目の履修チェックは、4年生の学年担当者により行う。問題が発見された場合、4年生の学年担当者による指導を行うこととしている。

また、科目履修をこれまでほとんどしたことがない新入生に対しては、オリエンテーション時に『学生便覧』に従って科目履修の仕方について話をするとともに、1年次の必修科目や選択必修科目をリストアップした「履修の原則」を配布し、その原則に従って履修することを勧めている。それでも初めての経験となる科目履修について戸惑う新入生が多いことから、履修相談会を設けて個別の問題に対応するようにしている。なお、履修相談会に対応するのは1学年の担当者である。

なお、履修登録については登録期間を設け、学生が自主的に科目登録を行っている。履修登録に誤りがある場合は履修登録確認期間にその誤りを訂正することができる。また、後期開始時期には履修登録追加・訂正期間を設け、これを受け付けている。

【点検評価】

2006（平成18）年度から実施されている単位修得状況のチェックの仕組みは、履修科目登録の間違い、遺漏の防止にかなりの効果が上がっている。履修指導方法としては、在学生の単位修得状況が把握でき、すべての専任教員による履修システムの認識にも役立ち、

評価できる。現時点で2年次、3年次の学生に対して履修チェックを1回しか行っていないが、4年次の学生に対する履修チェックは2回行い、卒業要件が充足するように履修指導を行うことができている点で評価できる。

また、2008（平成20）年度から新入生に対して「履修の原則」を配布し、履修の指針を明示したことと、履修相談会を実施し、個別の履修相談に応じる仕組みをとっており、入学間もない新入生が適切な履修を行うことができるような配慮がなされているといえる。ただ、こうした文書は別途配布するのではなく、便覧をわかりやすく記載すべきだが、現在のところまだ便覧とこの「履修の原則」をあわせて参照して履修登録しなければならないことについて煩雑であることは否定しきれない。

【改善方策】

現在のところ、新入生に対する「履修の原則」配布と履修相談会の実施、2、3、4年生に対する履修チェックという仕組みが機能し、おおむね妥当な履修指導がなされており、今後もこの方式を継続していくことで、科目履修が適切に行われるように指導していく予定である。

ただ、「履修の原則」については便覧の記述を工夫し、こうした文書を別途配布しなくともすむようにするべく改訂を行う予定である。

b) 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状】

先述のとおり、文学部では学年ごとに修得単位数が12単位に満たない場合、原級に留め置かれる。原級留置となった学生に対しては、当該学生が在籍する学年の担当者が新年度のオリエンテーション時に履修指導を行うだけでなく、その後の出席状況も科目担当者と情報を共有し、学修が継続できるように指導している。

また、4年次での卒業が不可と判定された学生に対しては、学務委員による個別指導を行い、次年度の9月ないしは3月には卒業できるように指導を行っている。また、4年次進級時点で卒業困難が予想される学生については、学年担当者による事前相談や事前指導を行っている。

【点検評価】

学習効果を高め、学年ごとの学生の質を保証するために、原級留置の制度を実施しているが、進級できずに休学ないしは退学する学生が存在する。「12単位ルール」に基づけば、原級留置となるのは当該学年での修得単位数が12単位を下回った場合であるため、原級留置が原因で休学ないしは退学を選択するのではなく、そもそも向学心や学習意欲が低く、休学や退学を志向する学生が原級留置になると考えられる。原級留置になった学生に対する教育的措置としては現在の対応でも適切であるといえるが、このように学習意欲が低く、出席状況が芳しくない学生には、原級留置になってから指導をするというのではなく、そうならないように指導していくことが必要である。

また、4年次で卒業が不可と判定された学生については、学務委員による個別指導を行い、次年度の9月ないしは3月に卒業する意思を確認した後に、その希望に即して卒業できるように適切に指導しているといっている。

【改善方策】

学生全員が4年間で円満に卒業できるためには、原級留置になってから指導するのではなく、そうならないようにするために1年次からの丁寧できめ細やかな指導が不可欠である。文学部では上述のように学年担当者制を導入し、各学年の担当者が当該学年の出席状況を把握し、問題を抱える学生がいた場合にはその都度指導をするようにしている。また、2009（平成21）年度には学年担当者制と出席状況管理、履修指導の手続きについて学務委員会で「学年担当者と学務委員の分掌について」という文書にまとめなおしたところである。今後はこの文書に従って、学年担当者がきめ細やかな対応をしていくことで、原級留置になる学生が減少すると考えている。

c) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

【現状】

科目等履修生に関しては、科目等履修生要項を作成し、例年3月と8月の2回、期間を定めて募集している。応募者は学務委員（教職科目を履修する場合は教職関係委員）による面談と書類審査の後、教授会で承認し入学許可となる。ただ、科目等履修生については教員免許状に必要な科目を履修することが大半であることから、科目を学修していく際の生活上の見通しや修得後に教員になるまでの道筋をどのように考えているかなどを面談時に確認し、学修が適切に進められるように指導している。

また、文学部において聴講生についての規定はないが、同様の趣旨で実施されている「開放講義」というものがある。これは、文学部の講義のいくつかを弘前市民を中心に地域の人たちが受講できるように開放しているもので、弘前市の広報や本学のホームページなどを通して募集している。

科目等履修生ないしは開講講義受講生が受け入れ後に学修を進めるうえで相談等がある場合には学務課窓口か、科目担当者に申し出て、相談を行うことになるが、必要に応じて、学務委員及び教職関係委員も相談に応じることになる。

なお、科目等履修生及び開放講義受講生は、学内の施設を自由に利用することが出来る。

【点検評価】

上述のように、科目等履修生に関しては、入学前の面談によって本人の希望、履修する目的等についての十分な聞き取りとそれに対する指導を行っており、適切な対応がなされているといえる。また、開放講義受講生についても、対応の窓口である学務課で混乱なく対応できている。

【改善方策】

現在のところ、科目等履修生や開放講義受講生ともに少人数であるため、学務課窓口の

対応で充分である。しかし、今後増加していくならば、別な対応策が必要になるであろう。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

- a) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

【現状】

学生の学修の活性化と教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとして、「東北・北海道地区大学 一般教育研究会」に毎年 1 名～数名派遣し、教育指導方法改善についての情報を得るようにさせ、参加者が本学に持ち帰り学科会議等で報告してきた。また、弘前大学で年に数回実施されるワークショップや講演会に数名程度派遣し、最新の情報を獲得するとともに、こちらもち帰ってから学科会議等で報告するという形で、教育指導方法改善に向けた取り組みを行っているところである。

【点検評価】

学生の学修の活性化と教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みについては、人的資源が乏しい小規模大学のゆえに FD について習熟した専任教員がいないことから、これまで主として FD に関わる情報収集とその共有化ということを中心に進めてきた。このように情報収集と共有化を中心に進めてきたことで、FD が他の教員の授業観察とそれに対する批判で満足してしまうという危険性を回避し、多様な学修活性化の方途や教育指導方法について習熟することができた点で評価できる。

しかしながら、他大学での取り組みや理論的枠組みを共有するだけに終わっていることもまた事実である。そのため、文学部が抱えている具体的な固有の問題や課題に即して学修活性化の方途や教育指導方法の改善の組織的な取り組みとしては不十分であるといわざるをえない。

【改善方策】

文学部が抱えている具体的で固有な問題や課題に即して学修活性化の方途や教育指導方法の改善の組織的な取り組みをはじめていく必要がある。今後、文学部 FD 委員会を立ち上げ、その委員会のもとで文学部が抱えている具体的で固有な問題や課題を集約し、それを改善するための方策を検討していくことになろう。その際、本報告書においても先述したような厳格な評価を行う際の問題点等がすでに指摘されていることを踏まえて、問題や課題を集約していく必要がある。

- b) シラバスの作成と活用状況

【現状】

2007（平成 19）年度より、これまでより詳しい「講義概要」（シラバス）を 4 月の初めに配布することとした。それは、授業の概要、到達目標、授業の内容、評価方法、教科書等に関して情報を提供し、学生の履修計画に役立つよう構成されている。また、学年毎のオ

リエンテーション時に「講義概要」（シラバス）を用いて履修の仕方についての指導も行っている。

【点検評価】

2007（平成 19）年度から、従来よりも詳しい「講義概要」（シラバス）を導入し、学生の履修計画に役立つように改善した点は評価できると思われる。

【改善方策】

現在の「講義概要」（シラバス）の方式を今後も継続していくことで、学生の履修計画に役立つことに寄与したいと考えている。

c) 学生による授業評価の活用状況

【現状】

セメスター末に「授業アンケート」期間を設け、文学部すべての開講科目（実習科目は除く）について履修者に記入させている。ただ、現在のところ、すべてのセメスターごとに実施することができず、1年のうち前期ないしは後期のみ実施しているのが実情である。

なお、この「授業アンケート」については自由記述欄もあることから、集計後すべてのアンケート用紙が当該科目担当者に返却され、科目担当者はこの内容を踏まえて、次年度以降の授業改善に役立っているところである。

【点検評価】

「授業アンケート」を実施し、その自由記述欄を含めたアンケート用紙が返却されることで授業改善に役立てることができている点では評価できる。しかしながら、本来はすべてのセメスターごとに実施する必要があるにもかかわらず、1年のうち前期ないしは後期のみを実施しているにとどまっている点は不十分であるといわざるをえない。また、集計はしているものの、その内容については公開されておらず、他の教員の学生による授業評価の状況を知ることができないという問題点も指摘できる。また、アンケートを行う際には評価主体に対してその評価結果を開示する必要があるにもかかわらず、上述のように公開されておらず、評価主体である学生にも開示されていないのは改善を要する。

【改善方策】

まず何よりも「授業アンケート」をすべてのセメスターごとに行う必要がある。そしてその内容についても科目担当者だけに示されるのではなく、広く共有されるべきであろう。そのためには上述の文学部 FD 委員会において「授業アンケート」を実施し、公開するという手続きが必要である。その結果、文学部が抱える課題や問題が明らかにすることに寄与すると考えられる。

(e) 授業形態と授業方法の関係

a) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状】

文学部における授業形態は、大きく少人数による演習形式と講義形式のものにわけることができるが、文学部においては、少人数による演習形式という双方向的な授業形態を数多く取り入れている。1年次では「基礎演習」、2年次以降では「教養演習」、3年次以降では専門に係る演習、4年次には「卒業論文」「卒業レポート」が設けられ、1年次から4年次に至るまで演習形式の授業が多く取り入れられているのが文学部の特徴である。講義形式の授業においても、履修希望者が集中する科目がないように時間割等を配慮するとともに、各担当教員が一方向的な授業とならないように、グループ・ワークを取り入れる、など授業方法に工夫を凝らしている。

【点検評価】

少人数による演習形式の授業が1年次から4年次まで数多く開講されると同時に、講義形式の授業においても一方向的な授業とならないように配慮されており、授業形態および授業方法としてはおおむね適切であるといつてよい。

【改善方策】

これまで同様、少人数による双方向の授業形態を主体として運用しつつ、履修希望者が集中しないような、科目の学年配当、ならびに授業時間割の検討をさらにいっそう進めていくことを継続していきたい。

b) 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

【現状】

現在本学では、ビデオ、DVD、OHP、プロジェクター等の機器を利用した授業を行うだけの環境が整っており、「外国語科目」をはじめとした授業において利用されている。なお、ビデオについてはほぼ全ての教室に設置され、可動式のOHPやプロジェクターを利用するための環境として、スクリーンがおよそ1/3の教室に設置されている。スクリーンが設置されていない教室においても可動式のスクリーンを利用してOHPやプロジェクターを利用することが可能となっている。また、パソコンについては、LL教室に50台が設置されている。

なお、文学部において現在のところ「遠隔授業」による授業科目の認定は行っていない。

【点検評価】

ビデオ、DVD、OHP、プロジェクター等の機器を利用した授業を行うだけの環境が整っており、現にそうした機器を利用した授業が行われており、適切に運用されているといつてよい。ただし、パソコンについては、LL教室にしか設置されておらず、またネットワークへの接続が可能な教室も他にはなく、十分に利用できるだけの環境があるとは言い難いが、パソコンを利用しようとする授業科目がすべてパソコンを利用できるように、時間割を工夫している。

【改善方策】

授業において利用される各種のメディア機器については、授業を行う際に必要となる設

備は整っているといつてよく、今後はこれらの維持と更新を中心に行っていくことが必要になる。

c) 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

「遠隔授業」については、学生のライフ・スタイルの変化、遠隔地からの入学の可能性等を考慮した場合、そうした制度措置を講じる必要性があるとは思われるが、現在のところ、このような要望もないため、今後の学生の動向を見守りたいと考えている。

③ 国内外との教育研究交流

(a) 国内外との教育研究交流

a) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状】

本学は20年来、海外研修と語学留学を通して学生たちに、英語を現地（米国）で学びアメリカの社会（文化）を体験する機会を提供してきた。しかし2005（平成17）年はこのような一方通行でなくさらに踏み込んだ国際交流という点で、本学の節目となる年となった。4月 Wisconsin 大学 La Crosse 校との姉妹校協定書が調印された。そのきっかけは2004（平成16）年度9月に国際教育事務局長が本学に Wisconsin 大学生の為の4週間日本語研修を開講してほしいと依頼してきたことから始まる。当初は研修を主な目的とする契約書を作成することからスタートしたが、La Crosse 校と姉妹校関係を結ぶことが合意された。

本学の学生に用意されているのは Shenandoah 大学と North Central 大学におけるそれぞれ3週間の海外研修と、Shenandoah 大学での4ヵ月間、Wisconsin 大学での4ヵ月から1年を限度（期間は学生が任意に決めることができる）とする語学留学である。研修あるいは留学についてのPR活動として新学年開始直後を始めとして数回の説明会を開催しているほか、国際交流委員が随時個別の相談に応じている。海外研修については現地プログラムの説明や2校の研修内容の特色を比較するため過去の体験者にも出席してもらって学生が自身の目的にあったプログラムを選択できるように手配している。留学についても同様に2つの大学の教育内容、経費や現地状況をわかりやすく説明している。留学希望者には学生ビザ取得のための書類作成や大使館での面接予約なども国際交流委員会が行っている。

留学期間に取得した単位は科目内容及び時間数を勘案して本学の開講科目と可能な限り読み替えて本学の単位として認定する。

文学部の海外研修・語学留学の参加者は、2001（平成13）年のテロ事件後、学生のキャンセルで実施を見送った年を除きコンスタントに継続している。興味ある学生は学部に関わらず参加できることが委員会で合意されている。

【点検評価】

本学は以前にも米国の North Central 大学（イリノイ州）と数年間姉妹校関係にあった

が教育・研究における交流が相互的に行われなかったことから解消された。しかし、Wisconsin 大学には 2003（平成 15）年度から語学留学生を毎年数名送り出している。国際的視野を広げ、異文化理解の機会を学生に与えるという目的は「海外研修」と「語学留学」を通して達成されている。

海外研修・語学留学の参加者数はその年度の国際情勢に左右される面があり、参加者数だけをもって簡単に評価を下すことはできない。帰国した学生がその後、本学での学修および生活において、より積極性を示すようになったことを多くの教員が認めている。

また最近、海外研修・語学留学参加者のなかから、日本語教師として実際に海外で教える卒業生も出て来ている。それに続き、日本語教師を将来の職業として真剣に考える学生も見受けられる。今までのところプログラムとして成功しているといえるだろう。

【改善方策】

「海外研修」の 4 単位は事前に本学で「海外研修」の授業を履修することとセットになっており、「海外研修」は社会福祉学部、看護学部の学生も履修できる。

また、研究の交流についても教職員の意見を集約して具体的方向を今後検討していく。

国際化の方針として交流を米国の大学に限定せずアジア圏（中国）とも交流を推進すべきであるという声も一部ある。また、Wisconsin 大学との姉妹校関係において様々なレベルで交流をはかり、2 大学の関係を緊密化することに焦点を当てるのがまず重要であるという意見も聞かれる。いずれにしても学生のニーズ、教職員の志向性（研究分野など）だけでなくキリスト教精神を教育の基盤とする本学の特色にふさわしい、また、本学の規模に見合った国際化の推進が必要である。目下、国際交流委員会が海外に関する事業全ての受け皿となっているが、今後は全学的な国際交流室（仮称）を設置し、体制基盤整備をすることがまず必要である。

文学部における留学および海外研修の参加人員一覧

年度	種別	研修場所	学生数	
2005（平成 17）年	留学	W 大学	3	W : Wisconsin N.C: North Central S : Shenandoah
	海外研修	N.C 大学	1	
		S 大学	15	
2006（平成 18）年	留学	W 大学	5	
2007（平成 19）年	留学	W 大学	4	
	海外研修	N.C 大学	1	
		S 大学	12	
2008（平成 20）年	留学	W 大学	2	
	海外研修	N.C 大学	6	
		S 大学	14	

2009（平成 21）年	留 学	W 大学	1
	海外研修	N. C 大学	4
		S 大学	0

④ 通信制大学等

（a）通信制大学等

a) 通信制大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ のための条件整備の適切性

本学部では通信制による教育を実施していない。

（2） 社会福祉学部

【到達目標】

本学における社会福祉学部の教育面での到達目標は、「学部の理念・目的等」に述べたように、「畏神愛人」を基盤とした3つの人間像を形成することにある。第1に、実践力の高い社会福祉の専門職者を養成すること、第2に社会福祉学を学んだ教員（中学校・高校・特別支援学校）を養成しながら福祉教育の進展に寄与する人材の輩出を目指すこと、第3に単に社会福祉学を学んだ教養人を輩出するに止まることなく、社会生活上の様々な諸問題に解決の糸口を見出し、その円滑化に関与しながら“いのち”や“くらし”の安心、安全を保障する立場での生活者となってもらふことである。2008（平成 20）年度の社会福祉士制度の改正に伴うカリキュラム見直しは多くの改善点を要請している。専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の支援活動がこれまで以上に強く求められ、所謂実践力の高いソーシャルワーカーの養成が目標に掲げられた。幸にも本学の到達目標と合致し、見直しの必要性は生じなかったが、実習・演習の教育カリキュラム等の質の確保及び標準化を図る為には、今後も入学する学生の動向・志向を十分に把握してその対応にあたる必要性を感じている。実習指導者講習会を始め実習担当教員研修、演習体制の見直しは既に始めたところである。また、研究面では、上記の教育を可能にしつつ、社会福祉の課題に応える研究を行うことである。それは、第1に社会福祉学に隣接している学問領域との相互関係を形成し、学際的な研究を行うこと。なかでも、ソーシャルワーク実践と社会福祉に関する公共政策との間には永くその関係性の追求を棚上げした研究が集積するばかりであり、これらの統合化をめざす研究が目標に掲げられなければならない。次に所謂「実践と研究の分離」、つまり福祉分野の現場での経験と大学での研究がうまく繋がっていない現実を早急に解消されるべきであり、現場での経験的事実の集積の中から理論化を図るといふ研究的態度が少し欠けていたことから、資格制度化や次々と打ち出される政策（サービス）に、もっと直接的に向き合う研究が求められている。「福祉は実践の科学である」の原点に戻る必要があろう。

① 教育課程等

(a) 教育課程

【現状】

a) 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

本学部の理念については、上述のように第1章(2)に述べられているとおりである。その理念を受けて、教育課程の編成の考え方と特色について、社会福祉学部開設時1999(平成11)年の趣意書において次のように述べている。

「1. 設置基準(大学設置基準)の大綱化の趣旨に準拠して、幅広く深い教養や総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するとともに、社会福祉に関する専門的知識、技術を教授するよう配慮して本学としての科目構成を行う。

2. かかる視点に立って編成する教育課程の特色は以下の通りである。

① 少人数教育主義：少人数教育主義によって学生の個性を尊重する。具体的には、第1学年から各種演習を導入したり、実習教育の充実を図ることにより、いわゆるマスプロ教育では不可能な教育を展開する。

② 人格教育の徹底：社会福祉学に関する教育と研究の指導は言うに及ばず、社会福祉専門職として求められる人格教育の徹底を図る意味から、少人数教育の利点を活かして学生と教員の人格的交流を大切にする教育環境の整備に努める。

③ 福祉臨床に重点を置いた教員構成：新学部の収容定員から必要とされる教員数は12名である。その構成の特徴は、社会福祉援助技術(ソーシャルワーク)を研究上の主専攻、フィールドとしての分野論を副専攻とする教員を5名程度配置することにある。

3. 加えて、『社会福祉士試験の受験に必要な指定科目』及び大学基準協会の『社会福祉学教育に関する基準およびその実施方法』に準拠して、本学としての科目構成を行う。」上記のような教育課程の編成は、学部開設後のカリキュラムの見直し後も継承されており、少人数教育により、学生と教員が常に顔を合わせることによって、効果的な社会福祉教育を行うことを念頭において、社会福祉の専門職として必要であるコミュニケーション能力を培い、社会福祉の専門職に相応しい人格の形成を含んだ教育を展開することを重視している。

具体的には、社会福祉士および精神保健福祉士国家試験受験資格を取得することのできるソーシャルワーカーを含む社会福祉専門職を養成するための教育研究活動を行うことが、本学の社会福祉学部の目的である。しかしながら、社会福祉の専門職養成を行うということだけでなく、あくまでも大学教育としての社会福祉教育を行うということを本学の社会福祉学部において意識して教育課程を編成している。そのことから、学部開設当初より、社会科学に位置づけられている学問としての社会福祉学を学ぶうえで必要とされる、「基礎教育科目」・「社会福祉学支援科目」・「社会福祉学専門教育科目」を開設してきた。つまり、学問を学ぶうえで基礎的に必要となる学力を「社会科学研究方法」・「基礎演習」といった基礎教育科目で身につけ、社会福祉学の周辺に存在している社会福祉支援科目との協同に

よって社会福祉学を理解するという基本的な理念を持っている。

また、社会福祉の専門職の養成のみならず、国民の生活問題に対応するという社会福祉学の持つ社会的使命といった観点から、社会福祉学の学士を持つ教員養成を行うべく教職課程をおき、文学部との協同体制によって科目を開設している。

また、社会福祉学部を開設後すぐに精神保健福祉士の養成校として認可を受けており、また学部開設の次の年度に教職課程を付加し、更に 2003（平成 15）年度に新しいカリキュラムに変更した。これは国民の生活問題の緩和を目的とした社会福祉の持つ社会的使命と学生の要望によって教職課程を導入したこと、学部の完成年度を迎え、学部開設の際の趣意書に照らしながら、時代の要望によって科目を新設したことと知り統合したことによる。

2003（平成 15）年度のカリキュラム変更以降の改善点としてはまず、基礎教育科目については履修者が少なかった「基礎演習Ⅱ」を廃止したこと、社会福祉学支援科目については、「レクリエーション指導法」を「レクリエーション支援法」としたこと、社会福祉の実践において要請される法学領域を充実させて「民法Ⅱ」を開設したこと、時代の要請によって「情報処理Ⅱ」を新たに開設したこと、社会福祉学専門教育科目については、初年次教育の為に社会福祉学の入門科目として「社会福祉概論」を新設した点などである。その後 2008（平成 20）年度の法改正にあつては、新カリキュラムに対応する型で若干の読み替えをおこない適宜対応したところであるが、独自性を保持しながらの総合的（基礎・専門科目の見直しや開設科目の整理等）な対応が求められている。

また、学部開設の際の教職課程の特色を継承して、1 年次演習科目を導入して、主体的に社会福祉学を学び、無理なく専門科目に取り組むことができるようにし、社会福祉専門職として相応しい能力を形成すべく幅広い領域を網羅した科目を設定している。又、専門科目を中心に年次配当の見直しを進める中で、語学（第 2 外国語）学習の整理を検討・実施中である。

【点検評価】

社会福祉学部の理念・目的は、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条と合致していることから、問題はないと考える。また、社会福祉学部開設の際の学部の理念や教育目標から逸脱したカリキュラムとはなっていない。学校教育法・大学設置基準に合致したものと評価することができる。具体的には、社会福祉学部より先行して設置されていた文学部との協同体制により教職課程を運営しており、特に中学校教員免許状取得に際して必修である「介護等体験」については、社会福祉現場との関係や看護学部の施設設備を利用して看護学部教員から指導を受けるなど、事前指導の充実を図っていることは本学の特色となっている。又、社会福祉教育全体の見直しが国レベルで検討され、2008（平成 20）年に改正のポイント・指導指針・シラバスが発表された。それに合わせて各種要請された教育内容、指導教員資格等に関する申請手続きは速やかに終え受理されたところである。2009（平成 21）年入学生より、その実現化が図られているが、点検評価については総合的に厳しく今後実施する予定である。

【改善方策】

社会福祉現場において要請されている実践力は、より資質の高い専門性や倫理性が求められることとなった（2008年法改正）。中でも専門科目の充実、社会福祉を巡る改革の中でも最も重要視されている点である為、鋭意その充実に努めているところである。又、教育実践の中では実践力の涵養・充実化の為に実習教育の見直しを始めとし、ソーシャルワーク演習の抜本的改善（演習内容、演習形態の改善）を実現させながら対応しているところである。又、教養科目の一環としての「ヒロガク教養講話」や地域文化（方言）の円滑な理解の為に「保健医療福祉の為にコミュニケーション論」など開講した。

また、新カリキュラムへの対応を終えた初年度の途中であるが、FDを始めとして、鋭意、演習、実習科目を中心に更なる改善策を探すべく検討作業を開始したところである。実習・演習関連科目の適正かつ有効な改革が先述の通り本学においても始まったところである。

b) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状】

本学の社会福祉学部においては社会福祉学を学ぶうえで、まず社会福祉学という学問に取り組む際の基礎を重視している。具体的には「社会科学研究方法」において、社会科学としての社会福祉学に取り組む上での学問への基礎的態度を学び、「基礎演習」においては、社会福祉の文献のみならず、他領域をも視野に入れて、ゼミナール形式によって、学問に対峙する実践力を培うこととしている。この「基礎演習」はその後の専門科目に取り組む上でも社会福祉の専門職となるうえでも重要な科目であると位置づけている。

社会福祉の専門職者としての倫理観を形成するという事は、元来社会福祉の実践そのものが倫理性を強く問われる領域であることから、社会福祉教育の中で当り前のこととして位置づけられる。それ以前に人間としての倫理観を培うということと継続性のある教育が必要となる。社会情勢の変化の中でも特に単身の高齢者世帯や認知症である者の増加に加え孤立死、児童・高齢者等への虐待、ホームレス、消費者被害等の福祉課題の増大に対しては高い専門性と共にこの倫理の確立が求められている。この人間としての倫理観を培うという点については、毎週の礼拝および1年次・3年次のリトリートを中心に取り組まれている。更に、本社会福祉学部における「社会福祉学支援科目」として位置づけている一般教養科目としての「宗教学（キリスト教）」を講義として学ぶということや、人間として当り前の倫理観を日々の少人数教育の中で提示することなどが、その位置づけである。教職員を始めとする挨拶の励行などは、その基礎的・原始的取り組みの1つで効果を上げている。

また、社会福祉専門職として求められる倫理観は人間として当り前に持っているべき倫理観と連続しているものであり、少人数教育において、日常的に人格を通じて伝達されるべき営みを基盤として、講義・演習・実習の中で培う。それは講義や演習科目としては、「キリスト教社会福祉論」・「ソーシャルワーク総論」・「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ」等

といった科目によって、社会福祉専門職としてなぜ倫理観が求められるのか、またどのような倫理観が要求されるのかということについて、各種のソーシャルワーカーの倫理綱領を学ぶことを通じて教育されるという位置づけとなっている。又、それらの科目を通じて身につけた倫理観は、更に「社会福祉実習基礎論」・「社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ」・「精神保健福祉援助実習」といった科目において学外での実習において実体験を通じて身につけられていくものと確信している。

ところで、教養豊かにかつ実践力と高い専門性や倫理観に裏づけされた社会福祉専門職の養成を行うためには、一般教養的科目であるところの本社会福祉学部での「社会福祉学支援科目」を効果的に編成することが目標となっている。資格志向が強い学生たちにとっては「社会福祉学専門教育科目」のみが重要であって「国家試験に受かりさえすればいい」という意識が一部強まる傾向にある。そのことから、国家試験科目ではない単位については、一般教養的授業科目（本学では社会福祉学支援科目）はおろか、専門科目についても資格取得にダイレクトに結びつかない科目は必要のないもの、という誤った認識を持つ学生たちもいる。しかしながら、社会福祉学自体が存在し得ないほど、また社会福祉現場における実践を行ううえでも一般教養的科目を学ぶことは必須であることから、社会福祉学部においては一般教養的科目が重要な位置づけとなっている。例えば、ソーシャルワーカーとして子どもの領域において実践するうえでは、子どもにとって遊びというものがどのような意味を持っているのかということを経験的に認識していることが必要である。また、お年寄りの生活歴を知るうえで、そのお年寄りがどのような時代に生れて育ってきたのかという生活歴・生育歴を把握するに際しても、その時代背景を知っておかなければ、その人を正しく理解することは困難となるからである。

そのため、先に述べたところの基礎教育科目として位置づけている「社会科学研究方法」の講義、更に演習としての「基礎演習」によって、大学において学ぶ上での基礎学力を培い学問に取り組む際の土台を構築しつつ、社会福祉学周辺の学問を「社会福祉学支援科目」として設定している。「社会福祉学支援科目」として開設している科目群は4つあり、第1群として「社会福祉学関連科目」、第2群として「社会福祉学系列科目」、第3群「総合科学系列科目」、第4群「外国語・外国書系列科目」である。これらの科目については、「授業形態と単位との関係」の項において詳述するが、第1群は、社会福祉専門職として実践するうえですぐに求められる知識を享受する科目であり、例えば「ソーシャルワーカーのための医学知識」などの科目を設定している。また、第2群においては、社会科学としての社会福祉学を学ぶうえで不可欠な「法学」・「社会学」といった科目、第3群では「社会福祉における援助の対象となる人間そのものを多角的・総合的に捉えようとする科目として「心理学」・「歴史学」・「スポーツ科学実技」などといった科目を置いている。

さて、この基礎教育科目と教養教育（一般教養的科目）の運営については、次のような体制をとっている。

基礎教育のうち「基礎演習」については、学生の入学当初に新入生オリエンテーション

やリトリートにおいて、学生に対して履修のための説明を実施している。「基礎演習」の担当教員は、実施・運営に際して学生の状況を含めて、意見交換を日常的に行っており、年に数回の担当者会議を開催して教授方法・教材・ゼミ運営等について意見交換を行っている。

具体的には、各ゼミにおいて少人数で、図書館の利用方法について実技指導を含めて行う取り組みを授業計画に組み入れることや、LL 教室の利用について利用方法を知らせることなど、学生たちが 4 年間本学で学ぼうえで必要な勉強のノウハウについてレクチャーする機会を設ける必要性について話し合っている。

また、「社会科学研究方法」については、「基礎演習」担当者が講義をしていることもあって、学生の出席状況や理解度などについて「基礎演習」担当者の会議で現状を把握することによって、講義運営に役立てている。他の一般的教育科目や外国語科目については、専任教員同士の意見交換を日常的に行っているが、兼任教員との関係は学務課を通じて伝達、周知しているという現状である。

【点検評価】

基礎教育及び教養科目（一般教養的科目）の実施運営のための責任体制は、専任教員については問題がない。倫理性を培う教育については、本学がキリスト教学校であることから「宗教学（キリスト教）」や日常的に行われている毎週の礼拝を基盤として、社会福祉実践・研究において求められる倫理観を着実に伝達することが必要である。また、社会福祉専門科目においては、講義・演習・実習において、倫理性を意識した教育を行っている点について、今後とも継続していきつつ、学生の気質変容も十分視野に入れた更なる指導内容の充実化の必要性を感じている。

現在の教育課程においては、教養教育（一般教養的科目）の編成については、目標が達成されていると考えているが、時代の要請を鋭い感覚で受けとめた、時宜を得た対応も必要になると考える。しかしながら、様々な生活問題を抱える人たちに対する相談援助業務を行ううえでは、教養豊かな実践力のある社会福祉専門職が求められているのであり、そういう社会福祉専門職を養成するためには、専門科目担当教員を含めて教員自身が教養人となり幅広い視野を持って教育することであろう。

【改善方策】

教養教育（一般教養的科目）で、専任教員が担当している科目については意見交換ができていますが、専任教員と兼任教員との協議・検討を行うことが課題である。

他学部教員との交流も含めて、社会福祉学専門科目担当者と社会福祉学支援科目担当者が専門の学問領域を超えて、共同研究会を開催するといった取り組みが必要である。月 1 回の F D 研修会の開催は、その意味でも改善の緒についたと言える。

- c) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

【現状】

本学の建学の精神である「畏神愛人」を社会福祉学部の理念との関係で考えるならば、どんな生活上の問題に対しても、ソーシャルワーカーとして、自分を必要としている「隣人」（生活問題をかかえている人）に対して、援助の技術や方策をひとつの援助技術に帰結し絶対化することなく、また、社会福祉学とリンクする学問領域に対しても尊敬の念を持ち、他職種と連携することのできる幅広い知識を持った専門職あるいは社会福祉を学んだ教員を養成し、地域における福祉を正しく学んだ教養人を輩出するという目標の実体化が図られることになる。

例としては、本学が弘前女学校であった時代に、すでに障害を持つ生徒を受け入れてきたという事実があり、「隣人」に対する理解と愛を本学の理念に照らして実現してきている。それは単なる歴史的事実でしかないが、社会福祉学部の理念が反映されていると言える。又、学生たちが大学入学以前から取り組んできたボランティアといった活動についても、社会科学の中の社会福祉科学として捉え直し、実践活動を継続して展開できる人材として育成するということが、学校教育法第 52 条の「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことにつながっていく。つまり、個人が経験してきたことを改めて社会福祉学として体系的に習得し、ひいては社会福祉学部の教育理念を実現させていくこととなる。

上記の理念や学校教育法第 52 条と合致した教育課程を設定して、3 つの人間像を輩出することができているか否かについて検討してみる。これは、社会福祉専門職としての人材育成という点では、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためのカリキュラムが厚生労働省によって認可されていることで担保されている。また、社会福祉学を学んだとしても、必ずしも社会福祉の実践者としてその職につくとは限らないことや、社会福祉学を学んだ市民が地域に存在することの必要性から、国家試験の受験資格を得るために必要な社会福祉実習Ⅰについては、学生の選択を最大限重視している。さらに、社会福祉学を学んだ学生が、中学校・高等学校・特別支援学校の教員となるための教職課程を開設しており、教員免許状取得のための科目も開講していることは学生の進路決定の際の選択権の幅を広く準備していると考えられる。

本質的には、なぜ社会福祉学が社会科学に分類されるのかという基本的確認を「社会科学研究方法」において学ぶことから始めて、大学というところで学ぶための基礎学力を「基礎演習」を含めて習得し、社会福祉学支援科目と平行して徐々に社会福祉専門教育科目を学びながら、3 年生・4 年生において実習に出かけるといった、社会福祉学の体系を無理なく学べるよう配列している。また、この実習科目については、「社会福祉実習基礎論」など所定の科目を習得していなければ実習にでかけることができないように一定の基準を設けている。

【点検評価】

社会福祉学部の理念を実現できるようにしながらも、社会福祉学の学問体系にも合致し、

学校教育法第 52 条に適合する専門教育的授業科目を配置することができおり、①社会福祉専門職②社会福祉学を学んだ教員（中学校・高等学校・特別支援学校）③社会福祉を学んだ教養人の 3 つの人間像を輩出する目標を学部開設以来継承してきた。この点については、現在、格段の問題は見当たらない。

【改善方策】

時代の要請によって、あるべき社会福祉専門職像が多様化してきた。まさに国によるカリキュラム見直しが行なわれた。そこで、2006（平成 18）年より学部内に「カリキュラム検討委員会」を設置して検討を開始し、日本社会福祉教育学校連盟や、日本社会福祉士養成協会といった全国的な組織からの情報などを学内外に求めて参考にしながら、かつ本学の歴史性や独自性を生かしながらの総合的な対応を終えたところである。しかしながら性急にして限定された期間内でのカリキュラム改正作業であった為、今後の調整が求められるものとする。学内外の情報を収集し、更なる充実をめざしたい。

- d) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状】

新カリキュラムに掲げられている実践力を身につけたソーシャルワーカーの養成には、個人、家族、小集団、地域社会の変容を正確に学びながら時に社会計画と社会開発に貢献出来る多様な知識と技法が求められてくる。人間関係の広がりや奥行きについて正しく探究する姿勢を保持しながら社会的支援介入を試みなければ、生活諸問題の解決には至らないと考えられる。幅広く深い教養と共に総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する必要性が求められているということである。ここに一般教養的授業科目の学習意義が存在していることは明白となっている。また専門科目の深度が増すにつれて一般教養的科目が減じるように配置されている。しかし新カリキュラムの実施による専門科目の増加に対する一般教養的科目との質量・配分割合等についての検証作業は新たな課題として発生している。

【点検評価】

新カリキュラムへの対応は実施して 1 年目の途中である為、根拠ある点検・評価はこれからの作業である。中でも改正のポイントである実習・演習に関する内容検討と一般教養的科目との適正配分には最も留意して点検評価を正しく行いたい。

【改善方策】

改善策についても今後の課題となっているが、本学学生による授業評価と様々な実態調査（学校連盟や社養協による全国レベルのもの）が始まっているので、それらのデータを十分吟味しながら適正な改善策を講じる覚悟である。

- e) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状】

社会福祉学部が人間生活を対象とした学問である以上、国際的な視野を持った社会福祉の人材を育成するためには不可欠な教育であり、社会福祉学が発展してきた経緯を振り返ると、良くも悪くも欧米をはじめとして諸外国の社会福祉に学んできたという経緯があり、そのことから、外国語を学ぶということは社会福祉学を学ぶうえでは必修事項であり、外国語能力を育成することは時代の要請と相まって必修の課題となっている。

【点検評価】

卒業必修単位として「英語Ⅰ・Ⅱ」をおき、更に第2外国語を「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」または「フランス語Ⅰ・Ⅱ」のうち1つの言語を選択必修として推移してきたが、時代の様々な要請に応じた専門科目の増加に加えて、学生の履修意欲の低下等に鑑み、第2外国語の履修を除外する試みを行ったところである。また、単に外国語を語学として学ぶというだけではなく、「外国語書購読Ⅰ・Ⅱ」、「海外研修」といった専門科目を学ぶうえでも有用な科目としてリンクさせた。国際的視野も育成できるように科目を編成している。

【改善方策】

外国語科目担当者は兼任教員に依存している。しかしながら、兼任教員が本務校においては、専門科目としての外国語を教えていることがほとんどであることから、教員の資質という点では充分確保している。実際、「この先生に中学校の時英語を習っていたら、もっと理解できたのに。」という学生の声が聞かれる。ただし、学生からも評価の高い兼任教員の継続的な確保が必要である。

- f) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状】

社会福祉学部において開設している授業科目数・開設授業科目の単位数および卒業要件単位の配分は、下記の通りであり、卒業要件総単位数 130 単位以上、一般教養的授業科目（基礎教育科目を含む）36 単位以上、外国語科目 8 単位以上、専門教育的授業科目 72 単位を卒業要件単位としており、バランス感覚のある社会福祉専門職を養成することを念頭においた科目配分となっている。

【点検評価】

本学の社会福祉学部においては、このように専門教育科目に偏ることなく科目を配分しており、一般教養的科目についても、どれを選択してもよいという開設方法ではなく、「社会福祉学支援科目」に関しては、科目群によって卒業に必要となる科目の設定をしている。それは、第1群 12 単位以上、第2群 8 単位以上、第3群 8 単位以上、第4群 16 単位以上の修得が必要となるといった設定である。また、社会福祉学支援科目のうち、第1群とし

ている「社会福祉学関連科目」については、「ソーシャルワーカーのための医学知識」・「ソーシャルワーカーのための臨床心理」・「ソーシャルワーカーのための精神保健学」の3科目から4単位以上選択必修とするなどの設定を行い、バランス感覚のある社会福祉専門職の養成となっており、社会福祉学部の教育課程としては、妥当であり適切である。

また、専門教育科目については4つの領域に区分し、それぞれ領域毎で卒業要件を設定している。それは、「社会福祉専門領域科目」16単位以上、「社会福祉実践領域科目」12単位以上、「社会福祉分野領域科目」12単位以上、「社会福祉専門専攻領域科目」8単位以上を含む72単位以上であり、社会福祉の特定の分野に偏ることなく専門科目を設定しており、量的にも適切であり、妥当である。

g) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

h) カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状】

現在社会福祉学科生には「基礎教育科目」6単位、「社会福祉学支援科目」4分野52単位、「社会福祉専門教育科目」4分野72単位以上の総計130単位の履修を課している。この単位の中で必修の単位を年次別で見ると、1年次の必修は「社会科学研究方法」(2単位)、「基礎演習」(4単位)、「宗教学(キリスト教)」(4単位)、「英語Ⅰ」(4単位)、「社会福祉概論」(2単位)、「キリスト教社会福祉論」(2単位)、「ソーシャルワーク総論」(4単位)である。2年次では「日本国憲法」(4単位)、「英語Ⅱ」(4単位)、「ソーシャルワーク各論Ⅰ(ケースワーク論)」(4単位)、3年次は「社会福祉原論」(4単位)、「ソーシャルワーク演習」(4単位)「専門演習」(4単位)であり、これらの単位を合計すると46単位となる。4年次に必修はないが「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「専門演習Ⅱ」は、大学での学びをまとめる卒業研究に直結するものと考えれば、実際上は必修科目と位置づけることができるであろう。

これらの必修科目に対して、1年次の選択科目としては「政治学」をはじめ10科目38単位が開講されている。2年次では「ソーシャルワーカーのための精神保健学」を含む22科目86単位、3年次は「ソーシャルワーカーのための医学知識」等27科目94単位、4年次は「社会科学特撰Ⅱ」を含む21科目70単位が開講されている。

しかし、2009(平成21)年度の新カリキュラム導入により大幅な見直し・改正となった。今年度はほぼ厚生労働省より示された科目・時間数・シラバスに準拠した内容・形態となっているが、直ちに評価、点検、改善を加えよりよい教育課程の決定に資する予定である。

【点検評価】

専門教育充実のためには現行のカリキュラム編成で十分機能していると思われる。ただ選択科目としての「社会福祉学特講Ⅰ」及び「社会福祉学特講Ⅱ」がこの2年間開講されていないことへの早急な対応が必要である。また選択科目の「専門演習Ⅱ」をほとんどの学生が履修し、卒業研究に取り組んでいる実態は、学生の自主性と主体性の堅持の面からも評価されるものとする。

【改善方策】

「学生による授業評価のアンケート」等の分析によるカリキュラムの年次配当の検討が必要であり、暫定的な改革を進めながらその見直しを進めているところである。また、4年間の学びの集大成としての卒業研究のための「専門演習Ⅱ」の受講学生が10名を超えて在籍しているケースもあり、より質の高い少人数教育の学科の趣旨からも改善が必要である。

(b) カリキュラムにおける高・大の接続

a) 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状】

カリキュラム上の措置ではないが、推薦入試により入学が早期に確定した者に対し、「入学前教育」として課題を与えている。

【点検評価】

本学に入学後の学部教育への導入と、基礎学力の復習に効果があると評価している。

【改善方策】

状況を見ながら、改善し、よりよいものにしていきたい。

(c) カリキュラムと国家試験

a) 国家試験につながるあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

【現状】

本学における社会福祉士国家試験の受験率は、ほぼ100%台で推移しているものの、合格者数・合格率はともに決して高い水準を維持できず、全国平均の合格率を下回る状況が続いた。

2006（平成18）年度は、このような現状を直視し、国家試験対策として「国試対策セミナー」、「国家試験模擬試験」等を充実させる方針を打ち出し、学部を挙げて取り組みを行ったところ、現役学生の合格率が初めて全国平均を上回ることができた。

また、精神保健福祉士の合格率も54.2%と、かつてない合格率の上昇を見、加えて、両国家試験を共に合格した、いわゆるダブル合格者は19名を数え、高いレベルでの実績を残すことができた。

第20回、第21回における合格者数は全国平均に近づきつつあるものの苦戦を強いられている。引き続き国家試験対策の数々を講じており合格率向上の為、鋭意努力しているところであるが、その成果は今後に期待されるところとなっている。

今年度は、科目毎の特別講義を放課後実施している。また地域民間施設からの講座参加希望者もあり、受け入れ態勢を整え合同で国家試験対策講座を実施中である。

社会福祉士国家試験結果

	第 17 回 2005(平成 17)年 1 月実施			第 18 回 2006 (平成 18) 年 1 月実施			第 19 回 2007 (平成 19) 年 1 月実施		
	受験者数	合格者数	合格率%	受験者数	合格者数	合格率%	受験者数	合格者数	合格率%
本学現役	73	8	11.0	93	16	17.2	79	24	30.4
全国全体	41,044	12,241	29.8	43,701	12,222	28.0	45,022	12,345	27.4

	第 20 回 2008 (平成 20) 年 1 月実施			第 21 回 2009 (平成 21) 年 1 月実施		
	受験者数	合格者数	合格率%	受験者数	合格者数	合格率%
本学現役	72	15	20.8	72	16	22.2
全国全体	45,324	13,865	30.6	46,099	13,436	29.1

精神保健福祉士国家試験結果

	第 7 回 2005(平成 17)年 1 月実施			第 8 回 2006 (平成 18) 年 1 月実施			第 9 回 2007 (平成 19) 年 1 月実施		
	受験者数	合格者数	合格率%	受験者数	合格者数	合格率%	受験者数	合格者数	合格率%
本学現役	32	9	28.1	48	16	33.3	48	26	54.2
全国全体	6,711	4,111	61.3	7,289	4,470	61.3	7,434	4,482	60.3

	第 10 回 2008 (平成 20) 年 1 月実施			第 11 回 2009 (平成 21) 年 1 月実施		
	受験者数	合格者数	合格率%	受験者数	合格者数	合格率%
本学現役	25	13	52.0	17	7	41.2
全国全体	7,375	4,456	60.4	7,186	4,434	61.7

社会福祉士・精神保健福祉士ダブル合格者数（現役のみ）

年 度	合格者数
2004 (平成 16) 年度 (2005 (平成 17) 年 1 月実施)	3
2005 (平成 17) 年度 (2006 (平成 18) 年 1 月実施)	7
2006 (平成 18) 年度 (2007 (平成 19) 年 1 月実施)	19

2007（平成 19）年度（2008（平成 20）年 1 月実施）	9
2008（平成 20）年度（2009（平成 21）年 1 月実施）	5

【点検評価】

上述の国家試験対策では、セミナー発会式に 70 余名の参加者が見られたものの、その後の対策講座においては先細りの傾向が続いた。模擬試験の参加者にその傾向は顕著に現れ（平均参加者 34 名）、今後は、モチベーションの継続のための方策を検討するという課題が明らかになった。

外部講師（一部本学既卒者）を招いての受験対策は頗る好評であったので、今後とも継続の必要性を感じた。

また、本学教員相互に、合格率アップの意識が徐々に浸透し、平常の講義においても種々国家試験過去問題への解説を加えるスタッフも増えてきている。

一方、一部学生に見られる意欲低下、自己学習不足への対応策も急務となっている。

【改善方策】

国家試験の在り方については、職能団体の 1 つである（社）日本社会福祉教育学校連盟、（社）日本社会福祉士養成校協会が、ここ 1～2 年、作業部会を設けて検討を続けているところである。これらの動向を見守りながら、一方では「意欲の低い」学生への対応策の検討と対策セミナーの更なる充実が求められているので、その支援仕組みづくり（例えば、能力別クラス編成、個別指導体制等）に改善の方向性を見出したい。

社会福祉士の資格が、職務上の能力と釣り合った、実践力のあるソーシャルワーカーの養成に努力しているところである。2009（平成 21）年度は科目別対策講義を実施すると共に個別学習指導体制も整え、自主的学習意欲の向上に資する対応を試みている。

（d）医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

a) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

本学部は社会福祉学部であるため、「医・歯・薬学系」に該当しない。

（e）授業形態と単位の関係

a) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状】

社会福祉学科の授業科目は、「基礎教育科目」「社会福祉学支援科目」「社会福祉専門教育科目」から編成され、その授業形態から次の 4 つに分類することができる。

①講義

講義科目は、「英語 I」等の語学においては、30 時間の授業時間に対して 1 単位が与えられている。これは、外国語の理解と習得を重んじる本学科の特色からであり、学生各自の自習等に委ねる部分を少なくするという配慮にもとづくものである。これ以外の講義は 15 時間の授業時間に対して 1 単位が与えられている。

②演習（外国語運用力、コンピュータ操作などのリテラシーに関わる科目を含む）

演習に関しては、15 時間に対して 1 単位が与えられている。

③実技・実習（実習科目には、本学内では授業を行わない場合と、事前・事後指導等、本学内でも授業を行う場合等がある）

実技科目には、「スポーツ科学実技」があり、30 時間の授業時間に対して 1 単位が与えられている。実習科目のうち「教育実習」は、1 単位あたり 30 時間の実習時間が置かれ、また、社会福祉関係の実習については、45 時間を 1 単位としている。さらに、これらの実習に加えて事前指導・事後指導を学内で行っている科目もある。

④海外研修

海外研修は、社会福祉学支援科目第 4 群外国語・外国書系列科目に 4 単位の科目として含まれている。

【点検評価】

それぞれの講義、演習等には、個々の科目の内容や学生の学修レベル等に合わせて、大学設置基準の定める幅の中から適切な単位を充てている。

1 単位あたりの授業時間が 30 時間である科目には、語学や実習関連の科目が多いが、これらの科目は予習や復習を必要とするからである。また、社会福祉関係の実習では、1 単位あたり 45 時間以上を確認した上で単位の認定を行っている。

【改善方策】

海外研修が選択科目であるという特性から、一度単位を取得した学生が、再度科目を履修することが不可能である。国際交流委員会の行事に参加することで対応しているが、新たな科目の設定も考慮した検討が必要になっている。

（f）単位互換、単位認定等

a) 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）

【現状】

現在本学部は、単位互換に関する協定を締結している大学はない。また単位認定等に関しては、他大学あるいは短期大学からの編入生（3 年次編入）が本学に入学する前に取得した単位は、卒業単位として認定し、その上限を 70 単位としている。また、大学以外の教育施設等での学修を本学科の単位として認定することは、編入生と同様におこなっている。

【点検評価】

過去に弘前大学に対して、単位互換の対象科目として、専門科目をオープンにしていた

だく旨の要望を出したが、受け入れていただけなかったという経緯があり、単位互換を本学部では行っていない。これは、学部学科の構成が全く異なっているなどの事情が双方にあることによる。しかしながら、他大学との単位互換による学生の学習意欲と知識の広がりや深化を与える単位互換制度は高く評価されるものがあり導入を図るべきである。

また単位認定等に関しては、編入学、社会人入学の場合の単位認定は、本学科入学以前に在学していた大学等が発行する単位取得証明書等をもとに必要に応じて本人からの説明を求め、それぞれの分野に関する単位認定の原案を作成し、最終的には教授会の審議を経て決定されている。編入後の学生の修学の満足度や意欲の増進から推察して、現在の運用は妥当と考えているが、近年、福祉系学部以外からの編入学者もあり、その対応に苦慮する例も出現している。出身学部のシラバス等を当大学のものと比較検討し認定作業を前向きに実施しているところである。

【改善方策】

青森市内の大学との間で、単位互換を構想することが可能である。ただし、それを実施する際の課題のひとつは、交通機関の問題にある。弘前と青森の間の JR の路線は、依然として単線であり、冬は電車が止まることが多くなっている。電車とバスを利用した移動所要時間が片道約 2 時間 30 分。学生が自動車を利用すれば、約 1 時間 30 分であるが冬期間の峠越えは不安であり、また、集中講義についても検討の余地はあるが、お互いの大学の実習等の関係で調整が困難であるという点を打開していくという課題がある。今後は、単位互換の可能性をさらに探る必要がある。

また単位認定等に関しては、専修学校等の大学以外の教育施設での学修を終えた、また終えることを前提とした者からの入学資格の問い合わせが近年増加している。このような社会的ニーズに応えることが急務である。同時に学科における単位認定が、本学の教育理念が編入生に対しても浸透するものとなるよう、更に慎重かつ積極的な姿勢が求められると考へ改善策を学生個人の実例に基づいてケースバイケースで対応している。

(g) 開設授業科目における専・兼比率等

- a) 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- b) 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状】

現在開講されている授業科目 67 科目を専任教員が 51 科目担当し兼任教員は 16 科目を担当している。兼任教員が担当する科目のほとんどが「語学」であり、その際の同一科目を 2 つないし 3 つのクラスに分割して少人数授業を行っている。そのために兼任教員との連絡を密にして、教育の密度と教育内容・水準の適切性を点検、確保している。

【点検評価】

兼任教員には本学科のカリキュラムを理解してもらうように努め、また、兼任教員の持ちコマについては、1 人当たりの担当授業数が多くならないように配慮しており、原則とし

て2科目を限度としている。兼任教員のほとんどが他大学の教員であり、科目受講学生がその大学（研究室）を訪問するなどの交流を通じて教育の充実が図られている。

【改善方策】

兼任教員による学科外からの教育・研究等の動向が学生にとっても有益であることを考えたとき、基本的には今後も現在の体制を保つべきである。しかし、最近、語学を不得意とする学生の存在を勘案したとき、より濃密に時間的にも教育指導的な側面からも学習指導を可能とする体制の整備が検討されなければならない。

(h) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a) 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状】

本学部の生涯学習への対応は、社会人入学試験と編入学により入学した学生と公開講座の受講生としての市民への対応がある。また、学部の附属機関である社会福祉教育研究所との連携によるボランティア養成活動等を通じて生涯学習に対応している。

【点検評価】

生涯学習の対応者としての学生と受講生からの対応への評価満足度は一定して高い。これに、他大学を含む卒業生（主に社会福祉の現場従事者）への学習の支援を生涯学習への対応として理解することが許されるとするならば、その対応範囲と対応数は年々増加し続けている。これは、近年の社会福祉にかかわる法制度の改正と整備、また、福祉サービス利用者の多様化に一因があるものと推察している。同時にこの対応への増加は、本学附属図書館の活用に関わっている。インターネット等により最新の情報を得ることができるとはいえ、本学部の教員の対応が増加していることは評価に値するものと考えている。

【改善方策】

「高齢者介護の技術を身につけることができる講座はないのでしょうか」との市民による問い合わせを受け止めなければならない時期に来ていると思われる。人生をより豊かに、楽しく送るための知識と教養の修得と同様に、家族や地域住民の要望に技術をもって応えることのできる人材の養成、そのための生涯学習としての学びの場の開設が検討されなければならない。生涯学習の対象者を子どもや高齢者にも拡大する、それが市民とともにある本学部の使命のひとつでもある。市民の関心は確実に高まり、聴講生としての講義への参加も、また数は少ないが増加の傾向にある。

② 教育方法等

(a) 教育効果の測定

a) 教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状】

授業科目に関する教育効果の測定は、担当教員によって違いがあるが、該当科目の性質

によって、次のいずれかの方法もしくはその組み合わせによる方法で行なっている。

①定期試験による評価

半期開講の科目については、学期末（前期 9 月上旬、後期 1 月下旬から 2 月上旬）に 1 度、通年科目については半期ごとに 2 回行なっている。試験の形式は、論文形式や選択方式の客観問題を出題している。採点は、授業科目の担当教員が行い、成績を提出している。

②レポート試験による評価

定期試験に代わって試験期間前後にレポート提出を求める場合がある。これは、掲示や授業時間内に担当教員がレポートのテーマ・字数・様式・提出期限・提出先を示し、学務課や社会福祉学部の学科事務あるいは担当教員に提出するものである。提出されたレポートは授業担当教員が採点している。

③授集中のレポート及び小テスト提出、実技による評価

授業時間内に小テストを行ったり、小レポートを課して、学習理解度を確認する場合があります。場合によっては、小レポートを課す際に、質問事項を記載する欄を設けて、理解度について詳細に把握するという工夫をしている場合もある。演習によっては、実技において評価を行うこともある。

④課題提出による評価

講義内容に関連するテーマを示して、フィールド調査報告や関連図書の要旨を提出させる。

⑤出席による評価

出席回数を総合評価に反映させる場合がある。基本的に開講回数の 3 分の 2 以上出席していなければ単位修得の資格を失うことは、『学生便覧』において明記している。

⑥その他の評価

演習科目の場合、発言・報告・発表・資料検索等の平常点を評価の対象とする場合がある。

【点検評価】

授業科目の特徴や教員の教育方針によって効果測定の方法が異なることは当然であり、学生の達成度を総合的に把握するためにも複数の評価方法を組み合わせることは有効な手段である。しかしながら、同一科目において複数の担当者がある場合には、効果測定の方法について協議する機会を設けて評価基準を設定し、平均点をもって評価している。これは教員相互の理解にも役立っている。

【改善方策】

同一科目を複数の教員が担当する場合、評価の観点、基準について共通理解を図ることは不可欠である。この点、本学部での評価方法については工夫されており、学生にとっての公平さと共に教員相互の理解にも役立っており、今後とも継続していくこととしている。

b) 卒業生の進路状況

【現状】

本学全体の就職状況については、第11章に記載しており、ここでは社会福祉学部における2006（平成18）年度の状況を中心に述べる。社会福祉学部では、社会福祉施設等の社会福祉の分野に60%、医療16%、となっていることから、社会福祉学部の学生が専門性を期待されて社会福祉の現場に迎えられている。しかしながら、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験に合格しないと内定を取り消す社会福祉現場も青森県内においても出現してきている。

本学部では、社会福祉のなかの希望する分野を限定して、それに固執する学生もみられるが、それらの学生に対する適切な就職指導が課題となっている。

【点検評価】

学生が希望している就職先に決定する為には、4年次からの就職活動では困難である。就職課を中心として、教員採用試験や公務員試験などの試験対策についての取り組みは今後も継続していく必要がある。また、社会福祉学部においては、現役学生の国家試験合格率が2006（平成18）年度は学部開設以来最高となっており（社会福祉士30.4%、精神保健福祉士54.2%）、全国平均と比較して遜色ないものとなっている。

【改善方策】

国家試験対策については、4年間を通じて形成された結果であるという認識を本学部でもつ必要がある。そのことから、国家試験対策講座の充実は言うに及ばず、日々の教育活動を充実したものとすることが今後も求められていると考えられる為、各教員には講義内容の充実を引き続きお願いしている。また卒業後教育については、数多くの卒業生が母校を訪ねて来ている。現在は、各教員の個別対応により仕事上の悩みや生活上の課題に対応しているところであるが、今後は更なる教育体制づくりが要請されるものと考えている。実習受け入れの際の協議や情報交換（連絡協議会）の他、ヒロガク福祉創造フォーラムの開催の充実はその意味でも大事な行事として取り組んでいる。

(b) 成績評価法

a) 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状】

成績評価については、教育効果の測定とほぼ同じ内容である。ただし、成績評価は、各当該科目担当者に任せられているのが現状である。成績評価は、教育効果の測定で述べた方法のいずれか、または複数の方法を組み合わせて行っており、成績基準は次の通りである。

評 価		評 点
合 格	優	100～80
	良	79～70

	可	69～60
不合格	不可	59～0

【点検評価】

本学の社会福祉学部の場合、教員免許状取得を含めて、資格取得を目指して入学してくる学生がほとんどであって、資格を取得しない学生が1つの学年で数人であるという現状から、結果として多くの授業科目を履修登録することとなっている。例えば国家試験受験資格と教員免許状を並列的に取得しようとする学生は、学部開設当初から意欲的な学生にみられており、成績評価の結果をみても、4年間の単位取得数が200単位を越えている学生であっても、4年間の成績が常にトップクラスであった学生が存在している。ただし、資格取得にのみ目を奪われている学生も少なからず存在しており、学習の質を担保することが今後必要となる。

しかしながら、学生募集との関係でみると、本学の社会福祉学部においては、資格取得について制限を設けていないことで受験生を確保できているという現状を無視することはできない。つまり、意欲的に取り組めば資格を取得できて、就職先の選択肢も広がるという認識があるということである。

【改善方策】

科目の履修制限は現在の授業科目についての改訂を行う際に検討をすることが出来る。成績評価をより客観的で厳密なものにするためには、まず教員間での検討と批評が必要である。厳格な成績評価を行うとともに、その結果を学生の履修指導に結びつける仕組みについて、学務委員会の検討が行われているが、さらにFD委員会などの活動の必要があり、具体的には、アメリカの大学等で活用されはじめたGPA評価についての検討も含め、本学の実情に即した導入のあり方を模索することも必要である。

【現状】

b) 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

年間の履修科目登録の上限は設定していないことから、1年間で50単位程度履修することが可能となっている。しかしながら、細かく必修単位を設定していることや学年配当と時間割の制約において必然的に履修制限をすることになっている。例えば、授業科目単体で卒業必修単位を設定するだけでなく、科目群ごとに卒業必修単位数を設定し、3年次の「社会福祉実習Ⅰ」については履修要件を示し、さらに卒業必修単位である「専門演習Ⅰ」についても履修要件を設定するなど、履修要件を満たさなければ履修登録をできないという設定となっている。科目群ごとの設定では、例えば、社会福祉学支援科目中第1群の「社会福祉学関連科目」は卒業要件12単位以上であって、さらにそのうち、「ソーシャルワーカーのための医学知識」・「ソーシャルワーカーのための臨床心理」・「ソーシャルワーカーのための精神保健学」から4単位以上の選択必修とするなど、細かく設定をしてい

る。2008（平成 20）年度新カリキュラムの導入により、次年度以降の見直しが急務となっている。

c) 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

上記において記述したように、授業科目の履修に際して、細かな設定があることで学生の質を確保できている。特に「社会福祉実習Ⅰ」・「社会福祉実習Ⅱ」・「精神保健福祉援助実習」といった実習では、社会福祉の現場への影響に鑑み、実習要件を設けているばかりでなく、単位修得に際して再履修は出来ないこととしている。また、実習関係の授業科目は卒業必修単位としていない。

【点検評価】

各種の実習についての履修制限は、社会福祉専門職としての適性や能力に欠ける学生が、社会福祉現場において実習し、就職していくということを学生自身に考え、見つめさせるものであり、学生の質を確保するという点では適切である。

【改善方策】

授業科目の履修に際しての細かな設定は遵守されるべきものであり、また基礎学力の低下やコミュニケーション能力が充分形成されていない学生などについては、実習指導において、さらに細かく配慮して専門職養成をすることが求められている。実習に関しては徹底的な個別指導体制により効果を上げている。

(c) 履修指導

【現状】

a) 学生に対する履修指導の適切性

各年度の年度当初に学年別でオリエンテーションを行っており、特に留年者については、学務課および学務委員会のメンバーによって、個別に履修指導をしている。また、新入生については入学してすぐの時期のリトリートにおいても、オリエンテーションでの全体説明を補足する取り組みを行っている。

新入生に対してのオリエンテーションでは、単位修得について 4 年間を見通していくことができる内容とし、さらに「単位」とは何か、科目を履修することと単位を修得することの違いなど、詳細な解説を含めて、カリキュラムの構造の説明など、4 年間を見通した履修指導を行なっている。2 年生以降は、資格に関わる科目についての注意事項を中心に履修説明を行なっている。例えば、前年度に修得できなかった単位を再履修することは勿論のこと、3 年次以降に履修することのできる「社会福祉実習Ⅰ」を履修するための要件として、実習をおこなう前年度までに実習要件を満たすことなどを指導している。また実習については、最も重視している科目であることから、年度途中において、実習先の選択についてのオリエンテーションを度々行っている。オフィスアワーにおいて、学生の履修相談に対応することもある。

社会福祉学部の場合、資格取得に関わる単位が多いことから、『学生便覧』においても、国家試験受験資格に関わる科目と本学で開講している科目との対照表などを記載するという工夫も含めて、学生への個別の相談には学務課窓口を始めとして、学務委員を中心に対応して、その徹底を図っている。ただし、履修登録の確認・変更期間において手続きをすることによって、それについての対応は可能であり、学生個人のコミュニケーションに問題があると考えられる場合については、日常的な指導も含めて対応をしている。尚、オフィスアワーについては、文学部と同様である。

【点検評価】

組織的な履修指導をはじめとして、さらに個別具体的な学生の履修上の相談に応じており、学生と教員との日常的なコミュニケーションを含めて評価できる。

【改善方策】

現在のオリエンテーションを継続していくことが必要であり、さらに学生の質問に個別に対応できる条件を整えていくことが課題となる。又、標準的な履修形態に基づく履修モデルの提示も検討しているところである。

b) 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状】

現行では、進級判定の制度は採用していないので自然に4年次までたどり着くことになる。4年次において留年を経験する事になるが、病気の他サボタージュ等、その理由は年々多様化している。数名の範囲内での限られた学生のみでの留年問題であるが、ゼミ、チューター担当教員等により適切に対応がなされほとんどは、1～2年の遅れはあるものの卒業に至っている。しかし今後、その数の増大が見られる場合は、2年次、3年次のいずれかに進級判定の制度導入も検討しなければならないと考える。

【点検評価】

近年目について増加の傾向にあると考えられる。いわゆる不本意入学については適切に進路変更等で対応しているが、同様に経済的事由による留年（一部退学）も増加の一途である。また「うつ病」を始めとする精神・神経疾患による留年者も多い。前者には大学と地元銀行との連携による学資ローンの導入を始めたところである。後者の「うつ病」等の罹患者については速やかに医療機関への橋渡しを行い円滑な対応を心がけている。

【改善方策】

改善方策の中でも、経済的事由の学生にあっては、これまでも多くの借財を抱えているケースも見られ（多重債務者）、それほど容易ではない。また精神疾患等の学生については、長期化する傾向にあり退学につながる学生も目立ってきた。いずれも総合的にして統合的な支援策を求めつつ新たな改善策を見つけて対応しているところである。

c) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

【現状】

科目等履修生はほとんど希望者がいない状況である。聴講生に対する受け入れ制度は現在設けていない。

【点検評価】

厳しい国家試験となっている現況の下、更に2009（平成21）年度からの新カリキュラムの採用に伴い、科目等履修生や聴講生等を希望する卒業生の出現が今後見込まれる。これらの新たな希望者の出現に備えての対応が求められてくると考えている。

【改善方策】

本学卒業生に限らず、問い合わせは現実のものとなっている。昼間部での希望の他、既卒者の多くは、福祉現場での就業中のものである。当面は昼間部での対応を整備しながら、将来的には夜間部での対応の必要性も出てくると思われる。既卒者の意向・動向を的確に把握しながら今後の改善策を策定していきたい。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

【現状】

a) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

FD活動は本学部においては、次のような取り組みが過去におこなわれた。ひとつは、日本社会福祉教育学校連盟および日本社会福祉士養成校協会と本学との協賛による取り組みであり、社会福祉実習の指導方法等についての研究会を社会福祉現場の人たちや他の養成校の先生方と本学の社会福祉教育研究所の協力で研修会を開催した（2004（平成16）年12月3日～4日）。また社会福祉学部において、学生の学修の活性化についても、教員の授業計画や教育指導方法についての教育改善への組織的な取り組みは、2009（平成21）年度より始まった。FDに関する他大学主催の研修会に代表者が参加しながら、学内の教育改善の一環として、科目担当毎に授業展開、シラバス等を発表しあい授業内容の展開方法や教授法の向上の為の研鑽に努め始めたところである。学部教員がほぼ全員参加しての毎月の研修であるが、期間が浅いことその他、各々のキャリアや科目間（教養的科目・専門科目）の教育目標・方法等々についての調整が求められてくることが体得されている。これらの課題の解決を図りながら同時にFD研修の共通認識の醸成に努めつつ教育改善をめざしている。しかしながら、「基礎演習」担当者間では、担当者が複数であって、学部の基礎教育科目としての位置づけもあることから、お互いの演習の状況について意見交換をおこなって改善に取り組むという試みをおこなっている。

学生の学修の活性化については、少人数の演習において可能となることがあり、「基礎演習」を始めとする授業科目において、例えばゼミの学生をさらに小グループに分けて、ゼミに向けての自学自習をグループ内で行っておくことを学生に求めたり、文献資料を検索

し、本学図書館に所蔵されていない文献を入手する方法を実際に行うことなどを小グループで協力して取り組ませるなどの試みを行っている。

b) シラバスの作成と活用状況

シラバスの作成は、『講義概要』の域を出ておらず、学部ごとに精粗があるとの指摘があったため、2007（平成 19）年度に全学で足並みを揃えて改定した。なお、本学部では、「社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ」については、別にガイドブックを作成して、詳細な指導計画等を示している。

c) 学生による授業評価の活用状況

学生による授業評価については、無記名を原則として授業評価が行われ、その集計結果は教員に対して公表される運びとなっている。

【点検評価】

『講義概要』は、2007（平成 19）年度に全学部が足並みをそろえて改善した。内容を充実し、量的にも全学部合冊のものを学部ごとの分冊として作成したところであり、一定の評価ができる。内容の改善は引き続き行われることになる。

【改善方策】

社会福祉学部全体としての取り組みを行うには、教員の教育指導方法についての意見交換をすることから始められよう。組織的な取り組みを行う必要性は充分にあるが、例えばFDについては、従来のように社会福祉教育研究所の事業内容として取り組むなどが考えられる。

授業の改善については、学生による授業評価の集計結果を教員にフィードバックすることを手始めとして、さらに学生に対しても公表することが求められる。また、集計に際しては工夫が必要であり、例えば、学生がどのようにその授業科目に取り組んだのかという項目と別の項目についての単純クロス集計などがなされること、あるいはフェイスシートと評価項目とのクロス集計などがそれであるので今後の作業に生かす方向で鋭意検討している。

(e) 授業形態と授業方法の関係

【現状】

a) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

社会福祉学部の授業形態は、講義・演習・実習・実技に分かれており、その授業科目の性質によって授業形態がきまっており、遠隔授業は行っていない。また、2005（平成 17）年度においては、社会福祉学部で開講している講義・演習・実習科目の数と履修登録者数との関係を見ると、履修登録者が最高で講義 137 人、演習で 27 人、実習で 49 人、実技で 67 人となっている。これらのうち、実習・実技についてはグループ分けを行って少人数で指導できるように工夫をしている。2009 年度の新カリキュラム導入に際しては、20 人を上

回らない演習形態の通達通り実施している。

b) 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性については、以下のとおりである。

「情報処理Ⅱ」・「ソーシャルワーク各論Ⅱ（グループワーク）」、「障害者福祉論」、「ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ」等でコンピュータを使用した授業が行われている。ただし、これらの授業は個々別に講義内容に関する情報提供やパソコン操作、基本ソフト等の使用方法に関する知識や技術の習得を行うもので、学生個々のパソコンと連動させた情報交換、遠隔授業等をするための学内イントラ整備には至っていない。ただし、LL 教室が設けられ、以下のような活用が試みられている。

LL 教室には、テープ、CD、ビデオ及びMO等の豊富なAV機器と50台の端末を接続するコンピュータネットワークが整備されており、英語でのコミュニケーションとリスニングの指導や情報処理教育など、各種授業に活用されている。LL 教室を授業で使用しない時間帯には、学生の利用を次のように実施している。LL 教室機器の利用可能な内容については、リスニングやコミュニケーションなどLL 授業の復習や予習、インターネットにより、各種情報の収集や発信 Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft FrontPage および Photoshop などのアプリケーションを活用したレポート等の作成、Microsoft PowerPoint を活用した各種発表資料作成、各学生持参のアプリケーションによる学習、その他、各種情報活用実践力向上のための学習である。学生利用の時間帯については、別途案内している。また、講義等により LL 教室を緊急に使用する場合は、利用時間帯の変更が生じるが、その場合は、直ちに掲示等により連絡している。作成した文章やインターネットにより収集した資料は、著作権に抵触しないように留意して利用するものとしている。各学生持参のアプリケーションについては、必ず電子機器管理センター職員にことわった後、利用するものとしている。すべて精密な機器であるので、利用に当たっては、丁寧に扱うものとし、万一機器に故障が生じたり、発見した場合は、電子機器管理センターの職員に連絡するものとする。LL 教室での飲食は、機器の保守の上から禁止している。パソコンの利用や操作で、分からないことは、いつでも、遠慮なく、電子機器管理センターの職員に質問するように周知している。

【点検評価】

問題点としては、学生の LL 教室の使用時間には、関係授業のない時間帯に使用するという制約があり、24 時間いつでも必要なときに利用できないことである。

【改善方策】

本当の意味でのマルチメディア教育は始まりつつある。マルチメディアを使用した学生へのアプローチについて検討していかなければならないとの認識に立ち視聴覚室等の設置について検討が始まったところである。

- c) 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

本学部では「遠隔授業」については、実施していない。

③ 国内外との教育研究交流

(a) 国内外との教育研究交流

- a) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状】

社会福祉学部については学部開設以来のもので、取り組みの基本方針などが定着してきた。2005（平成 17）年度からは、文学部と相互に交流することが制度上も整えられたことにより、さらなる展開が期待される。それは、Wisconsin 大学 La Crosse 校と姉妹校提携を取り結んだことであり、両者の緊密な教育研究交流に関しては、これからの展開となる。見通しとしては、この姉妹校提携を端緒として、他校や他の分野においても相互の国際交流を行うことである。ただしその際に、単に国際交流を行なうということだけではなく、国際交流の教育研究上の目的を確認したうえでの取り組みを展開することである。

2005（平成 17）年 6 月には La Crosse 校の学生 3 名を本学で受け入れ、同年夏には文学部の学生 2 名が交換留学生として派遣され以降も継続されている。本学部の学生派遣は未だ希望する学生が出現していない。

【点検評価】

Wisconsin 大学 La Crosse 校との交流プログラムには、①教職員およびスタッフの交換、②共同研究事業の実現、③学術等の刊行物の交換、④提携校からの交換留学生の受け入れ、⑤両大学間のさらなる教育及び学術的プログラムの発展のための貢献、などが挙げられ、説明・目標設定は十分であるが、実質的交流研究はこれからのものとなっている。

【改善方策】

具体的な交流プログラムの実現化を図りながら、社養協、学校連盟が取り組み始めたアジア地域における交流事業にも参加できる体制づくりを進めながらその時期の到来に備えたいと考えている。

④ 通信制大学等

(a) 通信制大学等

- a) 通信制大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
のための条件整備の適切性

本学部では通信制による教育を実施していない。

(3) 看護学部

【到達目標】

本学部の到達目標は、①倫理観に培われた豊かな人間性と深く人間を理解できる能力、②医療チームの協調性を保ち主体的に看護を実践できる能力、③看護の社会的責任を自覚し、リーダーシップの発揮できる能力、④看護実践に必要な科学的思考や根拠に基づく判断のできる能力、⑤自己の能力を評価し、自己成長をはかり社会の変革に対応できる能力および⑥国際的視野を持って活動できる能力を持った看護専門職を教育することに置かれている。

① 教育課程等

(a) 教育課程

a) 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性 (大学設置基準第 19 条第 1 項)

【現状】

看護学部の教育目標は、①倫理観に培われた豊かな人間性を養い、深く人間を理解する基礎的能力、②医療チームの中で主体的かつ協調的に看護を実践できる能力と看護を発展させる能力、③社会における看護職の責任を自覚し、リーダーシップを発揮できる基礎的能力、④看護実践に必要な科学的思考や研究的態度を涵養し、根拠に基づいた総合的判断能力、⑤自己の能力を評価し、自己成長を目指しつつ、社会の変革に対応できる能力および⑥国際的視野を持って活動できる能力を持った人間性豊かな看護専門職を育成することであり、本学のキリスト教主義に基づく「畏神愛人」を掲げた建学の精神は、看護学部の教育理念と合致するものである。弘前学院大学学則第 1 条には「本学は福音主義キリスト教による人格の完成をめざし、教育基本法および学校教育法に基づく学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用能力を展開させ、もって世界の平和と人類の文化に寄与することを目的とする」と明記されている。この精神に基づいた看護専門職を養成するために第 1 学年から第 4 学年まで授業科目は体系的に「看護基盤」、「看護基礎」および「看護実践」の 3 本の柱に大別され、学年の進行とともに教養的教科から看護の実践に必要な知識や技能を修得するための教科に移行していくように配置されている。

科目等については保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い学則 (教育課程) の変更を 2008 (平成 20) 年 8 月 9 日付けで青森県知事を経由して文部科学省に申請し、2008 (平成 20) 年 12 月 8 日付けで文部科学大臣より承認され (20 文科高第 673 号)、2009 (平成 21) 年 4 月より新たなカリキュラムを実施している。

【点検評価】

新カリキュラムでは、看護基盤には本学建学の精神「畏神愛人」を基に看護の基礎となる人間性を涵養して豊かな人格が形成できるよう新たに「哲学」、「教育学」、「音楽」、「人間関係論」、「社会生活とマナー」および「日本語表現法」等を追加した。目標⑥達成に向

けて外国語も「英語」のみであったが、「ドイツ語」も追加した、看護基礎、看護実践にも大幅な変更を行い、これまでに比較して学年進行に合わせたスムーズな専門知識の獲得ができるようになったと思われる。

2007（平成 19）年度から、講義概要（シラバス）の改訂を実施した。看護学部のシラバスはこれまで特に外部講師が担当するページが粗雑であるとの指摘を受けてきたが大幅に改善され、学生にとってより理解しやすいものとなったと思われる。

【改善方策】

新カリキュラムの評価は時期尚早と思われる。

b) 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状】

（基礎教育）

2009（平成 21）年度からのカリキュラムの変更で、基礎教育の科目「哲学」「音楽」「日本語表現」が増加した。特に本学では 1 年次に基礎教育として少人数での「基礎演習」を初め、礼拝終了後の 3 学部共通の「ヒロガク教養講話」も実施している。

（倫理性を培う教育）

建学の精神からも、また患者を看護する看護職者を養成する学部であることから「倫理性を培う教育」は重要であると考えられる。オリエンテーションから日常の授業や実習の場で倫理に関して課題を出しながら学生の注意を喚起させている。1 年次の「キリスト教倫理」では本学の建学の精神であるキリスト教主義に基づく倫理観を学び、1 人ひとりの生まれや考え方、経歴、職業などを越えて必要とされる看護を行い、信頼関係を構築する倫理観を学ぶ。「医学概論」、「医療・看護倫理」で医療における法や人権の問題、インフォームド・コンセントなど看護を展開していく上で自分自身が考慮し、解決しなければならない問題を学ばせている。

【点検評価】

「キリスト教概論」と「キリスト教倫理」および「医学概論」と「医療・看護倫理」はそれぞれ第 1 学年の前後期に導入され、倫理性を培う教育が 1 年を通じて実施されていることは評価できる。「基礎演習」でも少人数のグループで自己学習、グループ討論で「倫理性を培う教育」が実施され、各看護学の専門教科でも将来、看護師になる学生にとって自らの倫理性を培うことは不可欠である。看護学生は学生の時期から肉体的精神的にも病んだ患者さんを相手に実習しなければならないので特に相手を思いやる必要性から「人間関係論」、「社会生活とマナー」、「日本語表現法」をカリキュラムに取り入れたことは評価できる。

【改善方策】

基礎教育は広い領域にわたるので学内の教員だけでは対応が困難であり、多くの兼任教員に依存している。今後、専任教員と兼任教員との情報交換の時間を作り、よりきめ細か

い教育を行えるよう検討していきたい。

臨地実習における学生の自己評価表の中に「対象を取り巻く倫理的課題について考えることができる」という項を設けて日々意識し倫理的感性が高められるように配慮している。

- c) 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 83 条との適合性

【現状】

看護学部の教育目標は、「倫理観に培われた豊かな人間性を養い、深く人間を理解する基礎的能力」「医療チームの中で主体的かつ協調的に看護を実践できる能力と看護を発展させる能力」「社会における看護職の責任を自覚し、リーダーシップを発揮できる基礎的能力」「看護実践に必要な科学的思考や研究的態度を涵養し、根拠に基づいた総合的判断能力」「自己の能力を評価し、自己成長を目指しつつ社会の変革に対応できる能力」「国際的視野に立って活動できる能力」を養うことであると掲げている。そのために看護基盤科目としてキリスト教概論・倫理、心理学等の一般教科 20 単位以上取得するようにし、人間性豊かな広い知識を持って専門教科を学習できるようにしている。さらに専門教科では、保健師助産師看護師法の指定はあるものの、目標達成のため、看護基礎科目、看護実践科目と体系づけて学習できるように配慮している。特に看護学実習においては、実践をとおして知的、道徳的、応用的能力を展開できるよう 4~6 名の少人数グループで教授している。

【点検評価】

今回のカリキュラムの改正は保健師助産師看護師学校養成所指定規則に従ったものであるが、その結果として、卒業に必要な最低修得単位数がこれまでの 125 単位以上から 129 単位以上に増えたものの総授業時間がそれほど増えていないのは評価できる。

【改善方策】

大学としての幅広い教養と専門的知識・技術を追求するのであれば 6 年制の導入が必要であると考える。

- d) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状】

現行の看護学部カリキュラムにおける「一般教養的教科」は「看護基盤科目」として低学年を中心に開講され、卒業に必要な単位として「必修 16 単位を含み 20 単位以上」と決められている。必修 10 教科 (16 単位)・選択 10 教科 (20 単位)が開講されている。

【点検評価】

比較的時間の余裕のある第 1 学年次に出来るだけ多くの選択教科を履修するように指導している。選択教科中 2 教科の単位を修得するだけで卒業に必要な単位が確保されるため積極的に履修科目数を増やさない学生も見受けられる。

【改善方策】

カリキュラムの改訂を実施し評価期間中である。

- e) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状】

現在、看護学部では第1、第2、第3学年において外国語教科として「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」および「英語Ⅲ」が開講されている。第1学年次に開講される「英語Ⅰ」ではリスニングを重視し、英語特有の音声変化を学ぶ。到達目標はCNNのニュースや英字新聞の記事を理解できるレベルにしている。第2学年次の「英語Ⅱ」は選択教科で少人数グループによる授業で英文精読やインターネットや電子メール上で使われるが英語等、応用能力を高める授業が行われている。第3学年次の「英語Ⅲ」は選択教科で「看護英語」として現場で役立つ英語の習得を目指している。医療や保健の話題や文献等、豊富な資料に基づき授業が行われ、専門用語を含め医療現場で英語を直接理解できるように工夫されている。一般的ではないかも知れないが本年度から「ドイツ語」も開講した。

【点検評価】

現在、必修教科としての語学は「英語Ⅰ」2単位のみである。医療現場では外国人の患者が増え続けて、看護師は外国語を理解できることがますます必要になる。学生には選択教科の「英語Ⅱ」、「英語Ⅲ」を積極的に履修するように進めている。

【改善方策】

カリキュラム検討委員会で第2外国語の必要性が論議され、アジア系の患者数が増えていることから英語以外に新たに中国語か朝鮮語を開講できないか検討された。

学内に専任教師のいる「中国語」を選択教科として2010（平成22）年度より開講できるよう検討・準備中である。

- f) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状】

新規カリキュラムは「看護基盤」、「看護基礎」および「看護実践」の3本の柱からなり、低学年次には「教養的教科」が多く、基礎医学に関わる教科の多い「看護基礎」科目を経て学年が進むに従い「看護実践」で看護専門教科が増えていくように構築されている。

【点検評価】

新規カリキュラムでは卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目の割合は看護実践科目だけに限っても64%と非常に高いが、倫理性や人間性を高めるよう配置した新カリキュラムは評価できる。

【改善方策】

新カリキュラム初年度の現状ではこれ以上は望めない。看護教員の意識改革と大学の6年制が最善と思う。

g) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況**【現状】**

現在、学務委員会が担当している。

【点検評価】

多くの教養教科は他学部の教員か他大学の兼任教員による授業が実施されている。授業が看護教育に即した内容で展開されているかまではシラバスに記載されている以上の確認はしていない。

【改善方策】

カリキュラム検討委員会の場で論議された改革の中で、看護教育にふさわしい授業内容になるように各担当教官に具体的な要請をして行くことも確認している。さらに礼拝や学内の各種行事、国際交流事業、学部間の交流などを通じて看護に必要な人間性や国際感覚が形成できる機会を与えている。また、大学の理念・目標の意味や趣旨が各教員、学生間によく理解され浸透するために、教授会、学科会議、カリキュラム委員会、実習委員会、学生委員会などを通じて教員の間で適時検討し、調整を図っている。一方学生には、入学時、進級時のオリエンテーション、オフィスアワー、学年担当教員などを通じて随時伝達している。

h) カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性**【現状】**

一般教養科目 23 科目中選択科目 13 科目と選択科目は少ないと思うが、保健師助産師看護師法の指定規則があるので、専門科目では必修科目が多いのはやむをえないと考える。

【点検評価】

4年制では無理と考える。

【改善方策】

6年制の導入

(b) カリキュラムにおける高・大の接続**【現状】****a) 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況**

大学入学時、学生の文章作成能力、アルファベットの筆記体記述、単位の意味、読み方等の知識が不足しているため、「基礎演習」の科目担当教員全員が、①文章完成法：日本語文章の句読点のつけ方、漢字、カタカナ、ローマ字混じりの文章を完成する指導、②アル

ファベットの活字体から筆記体にする練習、③単位の読み方、単位の意味、計算の学習を指導した。

また、カリキュラム上の措置ではないが、推薦入試による合格者には、「入学前教育」として課題を与え、高等学校における学習の復習と、入学後の学部教育への動機付けとなるよう配慮している。

【点検評価】

基礎演習での学習は、入学後の学習に役立っているように見受けられる。しかし、推薦入学者に対する「入学前教育」については、入学後の学習意欲と必ずしも整合性があるとは言えない。

【改善方策】

医療職をめざした意欲のある優秀な学生の入学が望まれる。

(c) カリキュラムと国家試験

【現状】

a) 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

厚労省の養成所指定規則に従った保健師看護師を養成するカリキュラムであり、かつ文部科学省の大学設置基準に従ったカリキュラムである。

【点検評価】

4年間では、学生にg時間的余裕がなく、かなり厳しいカリキュラムである。

【改善方策】

6年制に移行するしかないと思われる。

(d) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習

【現状】

a) 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

臨床実習は看護体験実習、基礎看護臨床実習、看護臨床実習、看護総合臨床実習から構成され、以下のような配慮がなされている。

1年次の体験実習で保健医療の場や看護の場の実態を学び、2年次の基礎看護臨床実習で看護の基本技術を習得し、これを受けて、3年次後期から始まる領域別実習で対象に合わせた看護方法を学ぶ。そして、さらに看護総合臨床実習でこれらの経験が統合できるように考えられている。

【点検評価】

規則に従って実施している。

【改善方策】

附属の施設でないため実習施設側のスタッフが多忙なことが多く、十分連絡を取りながら実施しているもののさらなる実習施設の環境整備が望まれる。

(e) 授業形態と単位の関係

【現状】

a) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性
現行カリキュラムの授業が科目と単位についてカリキュラム検討委員会で検証した。現行カリキュラムの授業が科目と単位については学部開設時に認可されたもので大きな問題はないが、「保健師助産師看護師養成所指定規則改定案」に沿ったカリキュラム改革を検討する際に、開講教科の総時間数および総単位数を守りながら新たな教科の追加や時間数を変更していくという方針で検討した。

【点検評価及び改善方策】

カリキュラム検討委員会では2009（平成21）年度より実施計画中の新カリキュラムにおいて次のような変更を実施することで合意し実施している。現行カリキュラムにおける一般教養的科目については総合大学である特徴を生かし、他学部との科目の共修、放送大学での科目履修による単位認定などについて働きかける。また、看護学部としてどのような一般教養的教科が必要かあらためて検討することが必要であるとの共通認識のもとに改革を進めることが確認された。具体的には「基礎科目（指定規則）」（本学の「基盤基礎科目」）では、「情報処理Ⅰ（2単位）」と「情報処理Ⅱ（2単位）」、計4単位を統合し「情報処理（2単位）」とすること。「統計処理（2単位）」を「統計学（1単位）」と「保健統計学（2単位）」いずれも必修教科とし、科目名の変更と時間数の増加をする。「疫学統計（1単位）」を「疫学（2単位）」と科目名を変更し時間数を増やす。新カリキュラムの「基礎科目」の単位数は現行カリキュラムと同様7単位となる。指定規則の改定案に即した「保健統計学」を新設した。「情報処理」の内容をリテラシーに限定すること。「保健統計学」と「疫学」は「専門基礎分野」とすること。「英語」以外の第2外国語を新設すること、さらに本学が実施している「語学研修」についても2009（平成21）年度より「海外研修」として選択科目2単位が認められることになった。「なお、「看護基礎」および「看護専門」教科についての検討は現在進行中である。

(f) 単位互換、単位認定等

【現状】

a) 国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

同じ科目名については時間数に応じて認定している。大学以外の教育施設等については認定していない。

【点検評価】

適切に運用していると考ええる。

【改善方策】

現状では改善の必要性は感じない。

(g) 開設授業科目における専・兼比率等

【現状】

a) 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

旧カリキュラムでは 89 科目中 80 科目を専任教員が担当しており、89.9%である。

新カリキュラムでは 37 科目中 32 科目を専任教員が担当しており、86.5%である。

b) 兼任教員等の教育課程への関与の状況

兼任教員等は、教養科目、疾病に関する教科科目を担当しており、幅広い人間性の育成やより専門的学習の基盤となる教科を担当している。

【点検評価】

適切と考える。

【改善方策】

改善の必要性を感じない。

(h) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状】

a) 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

他大学出身者については、本人からの申請に基づき学務委員会、教授会の承認のもとに出身大学の単位を認定している。

【点検評価】

最高年齢者が 30 代であるが、あまり違和感を持っていないようであり、意識学力ともに高い位置に属しているので問題はない。

【改善方策】

特に考えていない。

② 教育方法等

(a) 教育効果の測定

【現状】

a) 教育上の効果を測定するための方法の有効性

各教科担当者は、試験、レポート、出席状況等を考慮して、総合的に評価している。定期的開催される学科会議、学務委員会において学生の情報交換を行い、教育的効果を図っている。

【点検評価】

有効と考える。

【改善方策】

改善の必要性を感じない。

b) 卒業生の進路状況

【現状】

卒業生は国家試験に失敗した者も含めて全員、就職や進学した。

【点検評価】

卒業生の進路はきわめて順調である。

【改善方策】

改善の必要性は感じられない。

(b) 成績評価法

【現状】

a) 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

現在のシステムで妥当である。それは、試験、レポート、出席状況等を考慮して、総合的に評価されており妥当と考える。評価の高い学生は、多くの教科の担当教員の評価と一致しており、妥当と考える。学生からの評価に対する質問等に対しては情報を公開して対応するよう各教員に告示している。

b) 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

上限設定は行っていないが、専門教科の指定科目が多いため、科目履修上必然的に制限される。

c) 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

実習へ赴くための条件として既取得必修科目を設けてある。各年次の学生の質は保証していない。

【点検評価】

実習先への学生の質は保証していると考ええる。

【改善方策】

学年制への移行も必要と考えている。

(c) 履修指導

【現状】

a) 学生に対する履修指導の適切性

入学時オリエンテーション、基礎演習、担当教員、学務委員がきめ細やかに学生に説明している。本学の規程により全専任教員にオフィスアワーが設定されている。しかし、学生の利用率は高いとはいえず、積極的な利用をPRする必要があると考える。

b) 留年者に対する教育上の措置の適切性

看護学部では単位制を取っているため現在のところ留年者はいない。ただし、2年次までの必修教科の単位が取得できず、3年次の臨床実習に参加できない学生が出ており4年間で卒業できないことが確実になっている。本学の規程により不合格と評価された必修教科に

については翌年再履修することが義務づけられている。不合格者のために時間割を組み替える等の調整をして再履修できるように配慮しているが、看護学部のカリキュラムに余裕が無いために本来履修しなければならない当該学年の必修教科と前年度不合格になった教科が同一時間に設定され履修できない事態も生じている。そのような学生のために別の時間に特別授業を開講して対応しているが教員側にも負担が大きく、今後、単位制と学年制を組み合わせた履修制度を検討していきたい。

【点検評価】

単位の保留制度や学年進級制を採用していないので、問題が表面化し始めてきた。

【改善方策】

学年ごとの留年制度の導入も必要と考える。

c) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

【現状】

学生の質が保証されていないので実施していない。

【点検評価】

学生の質を保証する機関があれば採用することもありうるが、看護系ではあまり聞かない。

(d) 教育改善への組織的な取り組み

【現状】

a) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

教育指導体制として学務委員会が組織され、学生や父母からの教育に対する意見を取り上げ、建設的な意見であれば直ちに教育の現場に反映されるよう改善している。進学予備校の偏差値データ等から見て、本学部の学生の入学時のレベルは高くない。日頃から自己学習する習慣がないために基礎学力が不足しており、学部での授業が理解できないという悪循環を生んでいるように思われる。入学後の「基礎演習」から始まり各教科で自己学習に心がけるよう指導しており、学部の特性からもレポート提出を課せられ、実習で看護の意義を学ぶうちに次第に実力がついて行くものと期待している。

b) シラバスの作成と活用状況

「大学審査分科会」の指摘を受けて、3学部共通で編成されていたシラバス（講義概要）を学部毎とし、講義概要、到達目標、授業内容を各教科1頁に詳細に記載できるよう改訂した。兼任教員の教科等に未記入もみられたが、改善した。今後も改善してシラバスを充実させていきたい。

【点検評価】

適切と考える。

【改善方策】

改善の必要性を感じない。

c) 学生による授業評価の活用状況**【現状】**

全教科に学生による授業評価を適用し、それを今後の授業に反映できるように担当教員にフィードバックしている。

【点検評価】

現状の殆どの大学で実施されている設問項目が必修か選択か、好きか嫌いかで殆ど回答が決まるような授業評価は意味がないだけでなく悪害である。新たな授業評価法の開発が望まれる。

【改善方策】

自習システムと評価法の開発

(e) 授業形態と授業方法の関係**a) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性****【現状】**

講義形式、グループワークおよび演習等の方法で行っている。

【点検評価】

適切と考える。

【改善方策】

改善の必要性を感じない。

b) 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性**【現状】**

「情報処理 II」においてインターネットについての演習があり、学生は一般の教科での情報検索やレポート作成に日常的に利用している。ただし、マルチメディアを利用した他大学との交換授業やセミナーなどは設備が未整備で実施されていない。

【点検評価】

マルチメディアの活用は全ての授業に導入が期待されている訳ではないので、この設問自体無意味である。

【改善方策】

写真、動画、音声、バーチャルリアリティ、シミュレータ等は授業より実習での効果が期待されるので、まずは実習から手がけたい。

c) 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

本学部においては、「遠隔授業」は実施していない。

③ 国内外との教育研究交流

(a) 国内外との教育研究交流

【現状】

a) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

看護学部は、開設3年目で初めて1名の学生がShenandoah大学での3週間の研修に参加することになった。

看護学部における留学および海外研修の参加人員一覧

年度	種別	研修場所	学生数	備考
2007 (平成19) 年度	留学	W大学	0	W: Wisconsin
	海外研修	N.C大学	0	N.C: North Central
		S大学	1	S: Shenandoah

b) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

看護学部の教育目標の1つに国際的な視野に立って活動できる能力をもった看護専門職を育成すると掲げている。この目標に基づき海外の看護系大学、例えばすでに文学部との交流のあるShenandoah大学等との国際交流を視野に入れての具体的な方略を探っていく。

【点検評価】

文学部及び社会福祉学部においては、「海外研修」の履修者が本研修に参加することができ、修了後は「海外研修」4単位の認定がなされることになっているが、「語学研修」についても2009(平成21)年度より「海外研修」として選択科目2単位が認められることになった。

【改善方策】

看護学部のカリキュラムは、実習を交えて、専門に関する教科目の履修がきわめて密であるため、他学部と同列の研修は困難である。このため、学部独自の国際交流の可能性を検討している。語学研修や看護専門科目での交流、姉妹校提携の可能性などについて検討を継続することとしている。初めに教員が留学できる環境の構築が必要と考える。

④ 通信制大学等

(a) 通信制大学等

- a) 通信制大学・学部における、実施している教育の内容、方法、単位認定、学位授与の適切性とそ
のための条件整備の適切性

本学部では通信制による教育を実施していない。

2 修士課程の教育内容・方法

(1) 文学研究科

① 教育課程等

(a) 教育課程

- a) 文学研究科の教育課程と研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条第 1
項との関連

- b) 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等
に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

【現状】

本大学院研究科の教育課程の編成の考え方は、次の 2 点にある。

- ①地域の文学・文化・歴史を発掘・保存し、地域・全国・世界に発信する。

- ②日本文学を研究し、広い視野に立つ深い専門的知識を備える。

この考え方に則り、次のカリキュラムを編成してある。

科 目	単位	年次		備 考
		1	2	
日本文学特論Ⅰ（古代文学）	2	○		6 単位以上 選択必修
日本文学特論Ⅱ（中世文学）	2	○		
日本文学特論Ⅲ（近世文学）	2	○		
日本文学特論Ⅳ（近・現代文学）	2	○		
日本語学特論（日本語学）	2	○		
日本文法特論（日本語学）	2	○		
民俗学特論	2	○		
民俗芸能特論	2	○		
漢文学特論（漢文学）	2	○		選 択
伝承文学特論	2	○		選 択
地域文学特論	2	○		選 択
地域史特論	2	○		選 択
地域メディア特論	2	○		選 択
日本文学演習Ⅰ（古代文学）	2	○		6 単位以上
日本文学演習Ⅱ（中世文学）	2	○		
日本文学演習Ⅲ（近世文学）	2	○		

日本文学演習Ⅳ（近・現代文学）	2	○		選択必修
日本語学演習（日本語学）	2	○		
民俗芸能演習	2	○		
課題研究Ⅰ	4	○		必修
課題研究Ⅱ	4		○	必修

（備考）専攻に関する授業科目 20 単位を必修とする。

【点検評価】

入学定員 10 名、収容定員 20 名の大学院としては、多くの授業科目を用意している。それだけに、受講者がゼロという科目も生じてきているのは、極めて残念である。

ただし、本大学院研究科の講義系の特論は、2007（平成 19）年度から学部学生（3 年次以上）の自由選択科目として開講しているもので、実質的には今のところ受講者がゼロという科目はない。

本大学院研究科の教育課程は、学校教育法第 65 条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」に照らして、十分適切な教育課程である。

また、大学院設置基準第 3 条第 1 項「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を養うことを目的とする」にも、十分適った教育内容である、といえる。

【改善方策】

受講者ゼロの科目が生じないように、学生の確保に努めなければならない。例えば、学部学生（3 年次以上）の自由選択科目になっている特論を更に魅力あるものにし、大学院進学に結び付ける。

- c) 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本研究科は修士課程であるため、本評価の視点には該当しない。

- d) 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

【現状】

本学文学部日本語・日本文学科は、次のような特色を持たせている。

ア 少人数教育主義：

少人数教育主義を継承し、学生の個性を尊重した、きめの細かい教育を展開している。

イ 人格教育の徹底：

前述の少人数教育の利点を生かして、学生と教員の人格的交流を大切にする教育環境の整備に努めている。

ウ 地域の文学・文化の重視：

本文学部は地域の特性を生かし、伝統的な日本語学・日本文学の他に、地域研究、郷土文学、民俗学を開講し、日本語・日本文学科の特色にしている。また、カリキュラムのみならず、研究においても地域の文学・文化の発掘と保存に努め、その成果は『文学部紀要』や本学の地域文化総合研究所の刊行物『地域学』に結実している。

本大学院研究科の基礎となる文学部と本大学院との関連についてみれば、本大学院研究科は上記の学部学科体制の特色による教育研究の成果を基礎に、資質の向上、専門領域でのより高度な専門知識とその応用力の養成を目指して教育課程を編成している。正に学部教育の延長線上にある本大学院研究科といえよう。

2005（平成 17）年度大学院研究科第 1 期生の入学者 4 名のうち、2 名は本学の日本語・日本文学科からの入学、2006（平成 18）年度大学院研究科第 2 期生の入学者 2 名のうち、1 名は本学の日本語・日本文学科からの入学、2007（平成 19）年度大学院研究科第 3 期生の入学者 1 名のうち、1 名は本学の英語・英米文学科からの入学だった。

【点検評価】

今のところ、院生のほとんどが本学学部出身者で占められていることから、本大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育が適切に結びついており、両者の関係は妥当といえよう。

しかし、定員を大幅に割り続けている点、更なる見直しが必要と思われる。

【改善方策】

文学部のカリキュラムの見直しが迫られている。この時点で、本大学院研究科との更なる方策を考える。

- e) 修士課程における教育内容と、博士（前期）課程における教育内容の適切性および両者の関係
- f) 博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容の適切性
- g) 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
- h) 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性

本大学院研究科では博士課程及び専門職大学院を置いていないため、上記評価の視点には該当しない。

(b) 授業形態と単位の関係

【現状】

a) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性
本文学研究科では、授業科目の単位算定基準を以下のように定めている。

①講義及び演習科目は Semester 制の下、週 1 限 90 分の授業を 1 回として、1 学期をもって 2 単位としている。②課題研究Ⅰ、課題研究Ⅱは通年制の下、週 1 限 90 分の授業を 1 回として、通年をもって 4 単位としている。

【点検評価】

現在の学年暦のもとでは、週 1 限 90 分の授業を 1 回とすると、1 学期で 14 回～15 回、通年で 28 回～30 回の授業時間が確保されるため、授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における各授業の単位認定方法は、概ね適切であると考えられる。

【改善方策】

今のところ、特に考えていない。

(c) 単位互換、単位認定等

【現状】

a) 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第 15 条)
国内外の大学等と単位互換を実施していない。

【点検評価】

交流は学術的なものはもとより、新しい自己の発見にも繋がる絶好の機会になる。単位互換は、この利益を相互にもたらすものである。この点、単位互換を実施することが望ましい。

【改善方策】

まず、近隣の大学の大学院との単位互換ができるように図りたい。

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状】

大学院研究科の使命及び目的・教育目標で述べたように、中学・高校の教員、家庭の主婦、年配者にも広く門戸を開いている。また、「大学院設置基準第 14 条」を適用し、授業は昼間時間帯のみならず夜間時間帯も用い、図書館の夜間開館も実施している。

今までは中学・高校の教員がリカレントで各 1 名（合計 2 名）入学したのみである。一般社会の関心は当初に期待したほどでなく、一般社会人の入学の実績がない。

外国人留学生については、本学が北東北の一角に存在する立地条件から、今まで想定してこなかったし、今も容易に想定しがたい。

【点検評価】

社会人に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮はなされている、といえる。しかし、外国人留学生自体が存在しないので、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮も存在しない。

【改善方策】

外国人留学生が本大学院研究科に入学できる魅力を上げることが、先決問題だろう。

(e) 連合大学院の教育課程

a) 連合大学における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

(f) 「連携大学院」の教育課程

a) 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系性・一貫性を確保するための方途の適切性

本大学院研究科では連合大学院及び連携大学院を置いていないため、上記評価項目には該当しない。

② 教育方法等

(a) 教育効果の測定

a) 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状】

課題研究Ⅰ・Ⅱ以外は、半期2単位となっており、課題研究Ⅰ・Ⅱは通年で、それ以外は半期ごとに成績が評価される。評価は、日常の出欠・理解度、期末試験、期末レポートなどを、教員ごとに総合的に平均化して行っている。評価は100点満点の点数で行われる。課題研究Ⅰ・Ⅱの指導（研究指導）についての評価は、担当の教員の裁量によって行われている。研究成果の修士論文は主査・副査が審査し、評価する。

【点検評価】

教育・研究指導の効果を測定するための方法は適切である。特に院生が少ないために、教育効果の成否が判然としている。

【改善方策】

教育・研究指導の効果を測定するための方法が適切だと考えるので、現在のところ改善に向けた方策はない。

b) 修士課程修了者の進路状況

【現状】

修了者の進路は、次の5つを想定している。

①教育現場で活躍する指導的教員

②地域のメディア、出版編集の分野で活躍するジャーナリスト、エディター、プロデュー

サー

- ③地域の文化行政で活躍する指導的な学芸員
- ④一般企業で活躍する指導的な社員
- ⑤研究科博士課程に進学し、さらに研鑽を積む研究者

今までの修了者は7名である。その内訳は、リカレント教育を経て教育現場で活躍する指導的教員2名(①)、高校で講師を務めながら専任教員、あるいは研究科博士課程に進学しようとしている者が1名(①・⑤)、評論を書く一方で、専任教員になろうとしている者1名(①)、研究科博士課程に進学しようとする者1名(⑤)、一般企業に就職した社員1名(④)、郵政関係に就職した者1名(④)である。

【点検評価】

それぞれに個性あふれる人材で、目標にむかっているものの、当初想定した職種に直ちに就いているとはいえない。

【改善方策】

院生の目的意識をさらに明確にし、その目標にむかって教員が支援する態勢を強化する。現在在学している5名のうち、3名はリカレント教育を受ける職業人・社会人(医師、ホテルの支配人、外資系企業の秘書)で、目的意識が明確である。また、1名は作家の病根を研究して病院のカウンセラーを目指し、他の1名は教員志望である。このように更なる改善への兆しがあるものの、彼らに実力がつくように教員が日常的に支援するように励む。

(b) 成績評価法

a) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状】

評価は、日常の出欠・理解度、期末試験、期末レポートなどを、教員ごとに総合的に平均化して行っている。

【点検評価】

科目ごとに担当教員が行う成績評価は、学生の能力向上・達成度を評価するもので、その機能を十分に発揮している。

【改善方策】

院生が少ないために、教員間の情報交換で院生の能力向上・達成度が把握でき、教員間で評価の差がそれほどない。このように、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法が適切だと確信しているため、現在のところ改善に向けた方策はない。

b) 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本大学院研究科では専門職学位課程を置いていないため、本評価の視点には該当しない。

(c) 研究指導等

a) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

【現状】

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導は、次の要領を忠実に実施している。

(1) 履修基準

- ① 課題研究Ⅰ、課題研究Ⅱ・・・8単位必修
- ② 自己の所属する指導教員の「特論」、「演習」は、計4単位必修
- ③ 指導教員の「特論」、「演習」必修の他に、「特論」を2科目(4単位)、「演習」を2科目(4単位)必修
- ④ 修了必要単位数は30単位

(2) 修士論文及び学位

- ① 修士論文は、各専門に関する主題で、(A) 地域の文学・文化、(B) 日本文学・日本語学に関わる学術論文とする。
- ② 研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に、「修士(文学)」の学位を授与する。

(3) 履修指導及び研究指導の方法、並びに修士論文指導スケジュール

- ① 大学院文学研究科日本文学専攻(修士課程)の入学試験の「口述試問」の段階で、研究テーマとする専門分野・専門領域等を確認する。
- ② 指導教員の内定
1年次の5月連休明けまでに、指導教員を内定する。
- ③ 指導教員のもとで(1年次)
 - ア 課題研究Ⅰを開始する。
 - イ 前期末、後期末に、指導教員の指導を踏まえて、研究の進行を示すレポートを提出する。
 - ウ 修士課程の修了には原則として修士論文を要件とし、特定の課題についての研究によって修士論文に替えることはしない。
- ④ 全国的規模の学会に1年次より参加する。
- ⑤ 指導教員のもとで(2年次)
 - ア 課題研究Ⅱを開始する。
 - イ 修了予定年度の6月末までに、修士論文の題目とその概要とを指定用紙に記入し、提出する。
 - ウ 前期末に、指導教員の指導を踏まえて、研究の進行を示すレポートを提出する。
- ⑥ 2年次後期のスケジュールは、次の通りである。
 - ア 修士課程論文の中間発表会を秋に行う。

- イ 修士論文は1月末日に提出する。
- ウ 修士論文の発表会を2月中旬に行う。
- エ 論文審査並びに口述試問を2月下旬までに実施する。修士論文の主査1名、副査1名の計2名で行い、最終的に修了の判定を行う
- オ 修士論文の審査並びに口述試問に合格すれば、「修士(文学)」の学位を授ける。

【点検評価】

2007(平成19)年3月修了の第1回生、2008(平成20)年3月修了の第2回生、2009(平成21)年3月修了の第3回生は、上記の通り行い、問題がなかった。

【改善方策】

本大学院研究科の教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導は適切だと考えるので、現在のところ改善に向けた方策はない。

b) 学生に対する履修指導の適切性

【現状】

4月の入学式の前日に2年次の院生のオリエンテーションを、入学式当日に1年次の院生のオリエンテーションを、大学院担当教員によって行い、丁寧に履修指導をしている。

また、随時、院生の相談に乗り、教員側が呼び出したりして指導している。院生が少ないので、履修指導は行き届いている。

【点検評価】

本大学院研究科が設立されて6年目になるものの、問題が生じていない。

【改善方策】

本大学院研究科の学生に対する履修指導は適切だと考えるので、現在のところ改善に向けた方策はない。

c) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状】

指導教員による個別的な研究指導の段取りは、前述したように、次のようにしている。

- (1) 入学試験の「口述試問」の段階で、研究テーマとする専門分野・専門領域等を確認する。
- (2) 指導教員の内定
1年次の5月の連休明けまでに、指導教員を内定する。
- (3) 指導教員のもとで(1年次)
 - ア 課題研究Ⅰを開始する。
 - イ 前期末、後期末に、指導教員の指導を踏まえて、研究の進行を示すレポートを提出する。
 - ウ 修士課程の修了には原則として修士論文を要件とし、特定の課題についての研究に

よって修士論文に替えることはしない。

- (4) 全国的規模の学会に1年次より参加する。
- (5) 指導教員のもとで(2年次)
 - ア 課題研究Ⅱを開始する。
 - イ 修了予定年度の6月末までに、修士論文の題目とその概要とを指定用紙に記入し、提出する。
 - ウ 前期末に、指導教員の指導を踏まえて、研究の進行を示すレポートを提出する。
- (6) 2年次後期のスケジュールは、次の通りである。
 - ア 修士課程論文の中間発表会を秋に行う。
 - イ 修士論文は1月末日に提出する。
 - ウ 修士論文の発表会を2月中旬におこなう。
 - エ 論文審査並びに口述試問を2月下旬までに実施する。修士論文の主査1名、副査1名の計2名で行い、最終的に修了の判定を行う。

【点検評価】

院生が少ないので、指導教員による個別的な研究指導は徹底しており、充実している。

【改善方策】

本大学院研究科の学生に対する指導教員による個別的な研究指導は充実していると考えるので、現在のところ改善に向けた方策はない。

(d) 医学系大学院の教育・研究指導

- a) 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度
- b) 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本大学院研究科は文学研究科であるため、上記評価項目には該当しない。

(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

- a) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み(ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性

【現状】

普段の授業改善の努力は、各々の教員に任されている。FDは、基本的に教員個々の潜在能力(ポテンシャルティ)の開発にあるだろう。院生が少ないので、とくに教育・研究指導の改善への組織的な取り組みがなくても、教員が気楽に行き来して情報を交わし、それなりに対応してきた。

【点検評価】

しかし、時代はFDの組織的な取り組みを要請しているので、なんらかの対応が必要だ

ろう。

【改善方策】

教員が自由に情報を交わせる環境を維持し、その延長線上に定期的な会合を持ち、個々の院生の到達度を話題にする。

b) シラバスの作成と活用状況

【現状】

シラバスは『大学院要覧』に「授業科目の概要」として記載、院生に配布している。院生が少ないので、概要に加えて口頭で更に補完し、不自由していない。

【点検評価】

しかし、概要の域を出ていないのは確かである。

【改善方策】

概要、到達目標、授業の内容、評価方法、教材・教科書、留意点などの項目を設け、15回分の授業内容を記載して、院生に配布する。

c) 学生による授業評価の活用状況

【現状】

学部で実施している授業評価アンケートは、大学院研究科では実施していない。院生があまり少なく、実施する意味が期待できないからである。

ただし、各教員が自主的に授業に対する評価や要望をアンケート形式で調査している例が多く、各教員が授業改善に結びつけている。なかには、毎回、出欠と理解度を知るとともに授業に対する評価や要望を知るために用紙に各事項を簡潔に書かせ、次の授業に反映させている教員もいる。

【点検評価】

院生が少ないので、組織的な授業評価を導入するほどではない、と考える。ただし、今のように各教員の自主的な努力が不断に行われていなければならない。

【改善方策】

学生による授業評価は各教員が自主的に努力しているので、現在のところ改善に向けた方策はない。

③ 国内外との教育研究交流

(a) 国内外との教育研究交流

【現状】

a) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

本大学院は、「地域の文学・文化・歴史を発掘・保存し、また日本人の精神や日本文学に対する深い専門性を備え、それらを地域・全国・世界に発信し、地域社会の活性化に寄与

する人材を育成する。」と、アドミッションポリシーで国際化を謳っている。しかし、組織として大学院そのものの国際化と国際交流の推進は、図られていない。

本大学院の教員のなかには、個人的に国際レベルでの教育研究交流を不断に相当に緊密化させている事例がある。しかし、組織的にその基本方針が明確化されていない。

【点検評価】

組織として大学院そのものの国際化と国際交流の推進は、図られていない。また、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置も、なされていない。

【改善方策】

まず、個人的に国際レベルでの教育研究交流を不断に緊密化させている教員に学び、抜本的な話し合いを継続してしなければならない。

④ 学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与

a) 修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

【現状】

本大学院研究科の修士の学位の授与状況は、2007（平成19）年3月修了の第1回生4名、2008（平成20）年3月修了の第2回生2名、2009（平成21）年3月修了の第3回生1名である。

本学大学院学則第15条では、「修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」と記されている。

学則とは別に、学位の授与方針・基準が『大学院要覧』に、主題、履修指導及び研究指導の方法、修士論文指導スケジュール（公開でなされる中間発表会・発表会を含む）、審査委員（主査・副査各1名）による論文審査・口頭試問という流れが、詳細に規定されている。これに次いで、課程修了の認定は、本学大学院学則第16条で、「課程修了の認定は、大学院委員会の議を経て学長が行う。」と規定されている。そして、以上のことを忠実に実施している。

【点検評価】

修士の学位の授与方針・基準は、適切である。

【改善方策】

修士の学位の授与方針・基準は適切だと考えるので、現在のところ改善に向けた方策はない。

b) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状】

前述したように、学位の授与方針・基準が『大学院要覧』に、主題、履修指導及び研究

指導の方法、修士論文指導スケジュール（公開でなされる中間発表会・発表会を含む）、審査委員（主査、副査各 1 人）による論文審査・口頭試問という流れが、詳細に規定されている。これに次いで、課程修了の認定は、本学大学院学則第 16 条で、「課程修了の認定は、大学院委員会の議を経て学長が行う。」と規定されている。そして、以上のことを忠実に実施している。

【点検評価】

学位審査の透明性・客観性を高める措置を導入し、その適用状況は適切である。

【改善方策】

学位審査の透明性・客観性を高める措置を導入し、その適用状況は適切だ、と考えるので、現在のところ改善に向けた方策はない。

(b) 専門職大学院の修了要件等

- a) 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間および修得単位数との適合性

本大学院研究科は専門職大学院を置いていないため、本評価項目には該当しない。

(c) 課程修了の認定

- a) 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性
本大学院研究科においては、標準修業年限未滿で修了する制度を実施していない。

⑤ 通信制大学院

(a) 通信制大学院

- a) 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

本大学院研究科においては、通信制による教育課程を設けていない。

(2) 社会福祉学研究科

① 教育課程等

(a) 教育課程

- a) 社会福祉学研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 99 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項との関連

b) 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

- d) 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

【現状】

本研究科の人間福祉専攻は、社会福祉制度・社会福祉行政のみならず、それらの受益者

である社会福祉対象者・利用者のサイドから鋭意福祉問題を把握し、個々の問題に着目して分析・考察を深め、解決方策を考究していこうとする。

研究領域は主として福祉援助技術領域と福祉制度運営領域とに分かれる。前者は福祉対象者に対する深遠な人間学的理解と支援のためのさまざまな援助技術の習得を目指す、後者は福祉制度や福祉機関の現実的な運用と諸方策の改善・開発を意図しながら、過去・現在に至る福祉制度・機関の発達を跡付け、内在する種々の問題点、研究課題の発見と探求とを試みることである。とりわけ 21 世紀を展望した社会福祉基礎構造改革構想に焦点を当てた課題研究テーマ群がある。

教育課程は基礎科目、特論科目、演習科目、実習科目の 4 領域をもって構成し、いずれもが畏神愛人とヒューマニズムの理念に基づき、人間に対する深い洞察を可能にする英知を培うことに役立つと考え、そのために理論的研究と実践との統合を図りながら、生活と福祉に関する人間学的考究と理論的学習、そして実践的方法論としての社会福祉援助技術、スーパービジョンの方法の修得、児童・家族関係の理解と援助技術および心身障害者や高齢者福祉についての実践的理論学習が可能である。

- (1) 人間福祉基礎科目は合計 10 単位の必修科目で、それぞれ学部開設科目に対応してより高度な内容を成す、キリスト教社会福祉特論、社会福祉原論研究および社会科学研究特論により構成されている。
- (2) 人間福祉特論科目は合計 8 単位の選択必修科目から成り、福祉援助技術領域と福祉制度運営領域に分かれるが、この 2 領域を合わせた特論科目の選択履修も可能である。
- (3) 人間福祉演習科目は 2 年次通年 4 単位必修科目であるが、主に個別的な研究課題に基づき修士論文の作成をバックアップする研究活動である。
- (4) 人間福祉実習科目は福祉援助技術領域と福祉制度運営領域のうちのいずれか 1 つを選択して履修するが、社会福祉機関又は社会福祉施設等に関係する実習である。

【点検評価】

教育課程は大学院研究科の理念・目的並びに大学院設置基準に第 3 条第 1 項の定めるところに従い、4 つの指導領域からなる。即ち人間福祉基礎科目、人間福祉特論科目、人間福祉演習科目および人間福祉実習科目である。これは博士課程前期、後期の教育課程を意図したものであったが、当分後期課程設置の見通しがたたないことにより、2007（平成 19）年度からは、 Semester 方式を採用して、基礎科目を廃して特論科目に編入し、特論科目はすべて 2 単位としたことで、学生の履修は利便性を増したようである。

演習科目は通年 4 単位としてあるが、これは修士論文指導を含んでおり、マル合教授が担当し、良好な成果を上げている。

実習科目は修士論文がらみで集中的に行う事としているが、社会人学生は勤務地の実績を評価することになっている。勤務地を離れての実習は困難なためである。

【改善方策】

特論科目を 2 単位完結とし、前期と後期に連動させる工夫も必要になった。そこで人間

福祉援助技術を前期Ⅰとし、後期Ⅱを開講する手だてをとっている。大学院講義である以上、4単位通年講義は一貫性と内容の高度化と深化を図る点で望ましいのであるが、大学院において、学部講義の内容をより一層深化させて、直接的に社会福祉学を専攻していない社会人学生にとっては、視野を広げることに貢献している。このことから今後は関連性の高い特論科目の前・後期セット開講方式を多く採用することとしたい。

c) 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

e) 修士課程における教育内容と、博士（前期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

f) 博士課程（一貫性）の教育課程における教育内容の適切性

g) 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

h) 専門職学位課程の教育課程と、専門職学位課程制度の目的並びに専門職大学院固有の教育目標との適合性

本研究科では博士課程及び専門職大学院を置いていないため、上記評価の視点には該当しない。

（b）授業形態と単位の関係

a) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状】

授業形態は、講義、演習および実習の方式をとっている。特論科目はすべて2単位とし、実習科目と演習科目はそれぞれ4単位である。特論科目は前期・後期開講の Semester 方式によって開講している。演習科目は通年開講によるが、実習科目は1年次前期集中開講である。

学生は履修モデルを参考に科目選択をするようにすすめられ、具体例は大学院要覧に記載されている。

【点検評価】

特論科目は当初すべて通年開講4単位完結であったが、2007（平成19）年度より、Semester方式の採用により、特論科目は2単位完結となった。これには一長一短がある。先ず、2単位の細切れになることで、社会人学生の履修が利便になったことが挙げられ、より多くの科目の履修ができるようになった点である。反面、学習内容の高度化と深化が若干損なわれる虞があることである。

【改善方策】

多様な学生のニーズに応えるためには、改善方策として、関連の深い講義科目同士をセット化し、前・後期開講とする。個別的に課外指導を行うのも良い。聴講科目についての課題提示を多くすることなどが考えられる。

(c) 単位互換、単位認定等

a) 国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性(大学院設置基準第 15 条)

【現状】

目下のところ規定はなく、実績もない。

【点検評価】

今後の課題である。

【改善方策】

必要があれば、今後検討したい。

(d) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

a) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状】

本研究科は、社会人のリカレント教育を標榜し、昼間時間帯に就業する社会人院生の受け入れを積極的にすすめ、生涯学習の拠点になることを目指しているところから、大学院設置基準第 14 条特例に基づく教育方法を準用し、講義の夜間開講、図書館の夜間開館を行い、学習のための便宜を図るようにしている。また、社会福祉学を専攻していない学生に対しては、社会福祉士国家試験指定科目の中から選択聴講し、他に希望する授業科目を任意に科目聴講できるようにしている。修士論文の指導に当たっては、随時課外指導を実施している。

【点検評価】

全般的な社会福祉や福祉行政を展望しながらも、福祉対象者に対するより積極的自立援助と相互扶助に重点をおく立場から授業科目の編成が行われているが、そこには生活福祉支援を超えた人間学的精神的支援の視座がある。

従って、社会学と社会福祉学の観点の他に、さらに主として哲学、倫理学、宗教学、心理学、教育学および医学を総合した人間学的観点を欠くことはできず、それが人間福祉学を標榜する所以であり、本研究科の特色を成していると言える。しかし、福祉人間学と称しても学問としての体系化は緒に就いたばかりであり、人間福祉学会等への参加と活動を必要としている。

授業科目中選択特論科目の不足が目立つこと、いずれも 2 単位講義では十分ではない。社会人学生の年間を通じての勤務状況と、兼任教員の都合などから容易に通年講義を組めないという事情があるが、急ぎ改善を要する点である。

【改善方策】

先ず授業科目は全て通年 2 単位講義としなければならない。学生はより焦点的に研究領域と問題のスパンを絞り、多様な授業科目の選択を適切におこない、現在又は将来の専門職としてふさわしい実践的な研究課題を発掘して論文作成にあたることが望ましい。

また、教員は理論面と実践面に秀でた社会科学専攻者であり、より精神科学的バックボ

ーンを持っていることが、これからの人間福祉学の形成に役立つであろう。最近では社会福祉学に近接する領域からの研究者の参入がみられており、宗教・倫理サイド、医療・リハビリ・介護サイド、心理・教育サイドおよび司法・労働サイドから幅広い専門家の協力が福祉問題の解決に必要とされている。人間福祉学的視座は雇用問題、社会保障問題や社会保険・医療保険問題、生活保護問題などと決して無縁ではない。むしろ、これらの恩恵を十分に受けられないでいる人々に対する社会的個人的支援問題も含んでいるからである。経済的困窮、失業、難病、障害および高齢の人々の共助と自助における精神的人間的支援にこそ、その真価が問われるのである。

なお又、社会人学生のためには IT を利用した遠隔授業や通信制による授業等の利用が考えられる。それにより学生が授業科目を受ける幅が広がるし、夜間遠距離通学の困難の弊を少しでも軽減できると考えている。従って、今後は現在ある学内外 LAN のネットワークを通じて積極的に IT 利用を進めることを考えている。

(e) 連合大学院の教育課程

- a) 連合大学における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

(f) 「連携大学院」の教育課程

- a) 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的性・一貫性を確保するための方途の適切性

本研究科では連合大学院及び連携大学院を置いていないため、上記評価項目には該当しない。

② 教育方法等

(a) 教育効果の測定

- a) 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状】

(1) 特論科目

教育効果に関する評価は授業科目の性質によって異なるが、特論などの講義形式の授業科目においては、多くはレポート提出の方法によっている。その際、学期末に課題提示する方法と、講義期間中にいくつかの課題に分けて複数提示してレポート提出を求め、査定する方法がとられている。

(2) 演習科目

2006（平成 18）年度から新しく導入される演習科目では、内外の文献の理解度を授業中の応答・態度や表現能力などを重視して評価していくように考えている。特に外国文献の翻訳においては、訳出の正確さや理解の正しさを求め、直訳、意識および大意の把握などの適正さを査定する。

(3) 実習科目

実習科目の評価は、夫々特定課題に応じて実習場所を選び、依頼先の指示に従って実習を遂行しながら課題報告資料を収集するのであるが、詳細な報告書の提出は勿論の事、あわせて関連資料収集も怠らないよう指示する。事後において評価はレポートと口頭試問を併せて行う。

以上の他、いずれにおいても出席状況を重視し、遅刻・欠席が多い場合は補講を行い、鋭意規定時数の確保に努めている。

合否の判定は論文査読と口述試問とによって行われる。各個人の合否結果は研究科長のもとに集約され、さらに学長による査定を経て、大学院委員会において最終的に合否が決定される。

【点検評価】

社会福祉などの現場における職業人の専門性の高度化に対応するため、社会人学生の受け入れを図ったが、大学院の開設当初は暫時次のような問題が生じていた。

- (1) 授業の実施において、社会人学生は夜間開講、一般学生は昼間開講というように相容れない要求結果となっている。社会人学生は午後5時まで勤務があり、夜間開講が必須となる。事実夕食抜きでぎりぎり6時半の1校時に間に合わせて来る学生が多い。通学に電車または車で1時間半から2時間を要する学生が数名いる。
- (2) 図書館の開館時間は午後8時までだが、社会人学生はほとんど利用が困難である。
- (3) さまざまな学術的なイベントに参加することができないばかりでなく、教員・学友との個人的な交流が乏しくなる。

2007（平成19）年度以降はこのような事態は変化し、通常授業は日中開講ができるようになった。

【改善方策】

このような問題点の解決のため初期には次の様な措置を講じていた。

- (イ) 講義は一般学生の協力を得て夜間開講とする。
- (ロ) 夕食は1校時の終わりの休憩時間にとってもらう。
- (ハ) 図書館の利用時間については、延長について検討する。
- (ニ) 教員はできるだけ課外指導を配慮して行うようにする。

現在は以上のような配慮の必要は少なくなったが、何時でも必要に応じて即応体制にある。

b) 修士課程修了者の進路状況

【現状】

修了者は2005（平成17）年3月から2009（平成21）年3月までであるが27名である。進路の内訳は、4年制大学講師2名、短期大学講師2名、兼任教員2名、県社会福祉協議会福祉センター・福祉施設2名、地域包括福祉サービスセンター1名、县市町村役場2名、精神保健通所施設2名、高齢者福祉施設1名、大学病院ワーカー1名、国立結核療養所1名、

国立大博士課程進学1名、精神病院P S W 2名、保育園1名、他研究科へ進学1名、病院復帰1名、知的障害者援護施設2名、自営業1名、サービス業2名となっている。

【点検評価】

修了者27名の進路先は区々であるが、だいたい福祉系、医療系および教職系に3分できる。短期大学・大学専任教員4名と兼任教員2名の計6名は、いずれもキャリアのある社会人学生であった。リカレント教育の実と学習水準の高さを一部示すものであろう。医療・福祉系の就職者は、主任あるいは中堅指導者として活躍している。

【改善方策】

個人の自助努力にも限界があるので、大学として積極的に学生の就職・進路選択をサポートしなければならない。大学院運営には学生の出口の確保が鍵となる。

(b) 成績評価法

a) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状】

学生の資質の現状把握は、出席状況や提出物の評価のみならず、図書館等の利用による文献検索状況も個々の資質認識の上で役立つものと思われる。特に、一般学生と社会人との間ではレディネス、学習能力の面で個人差が著しく、格段の差があることを承知の上で、修士論文作成という最終目標に向けて、如何に立ち向かっていくかという熱意と現実的努力、実績などを資質評価の内容としている。それ故、講義・演習等において学生の志向性を生かしつつ、学習モチベーションを高めながら、精度の高いレポートをさせることが資質向上の一方法であると考えている。

傍ら正確な知識・理解力をテストするためには、口頭による表現力をみることも重要で、専門的なコミュニケーション能力を培うグループ討議の機会を設けることがなければならない。そのための論文構想発表会、論文中間発表会、ヒロガク福祉創造フォーラムなどが開催され、資質評価の機会ともなっている。在学中における社会福祉学会、研究会などへの発表の実績、専門雑誌等への寄稿論文などは有力な評価対象になっている。

【点検評価】

比較的短期間により専門的に学習内容を深め、修士論文の論題を特定するまでには紆余曲折がある。社会福祉学部からの進学生は卒業論文の発展という経路をとる傾向がみられるが、複数の教員との話し合いの機会を持つように指導している。

社会人の場合は多く直接現在の仕事内容に関係のある題目をとりあげているが、必ずしも現在の業務内容と直接的に結びつく論題の選択に至るとは限らない者もいる。社会人の論文題目の確定に当たっては、関心の高い講義の担当者と十分相談の上、もっぱら自主的な選択に任せる方法をとっているが、順調に経過している。

また全体として、論題が選択されても、自己のレディネス、指導教員の専門性、文献資料入手の可否などを再度点検した上で特定するようにしているので、論文題目の変更は字

句の修正程度にとどまっている。論題選択は社会福祉学に関するものか、関連性の深い課題に特定して逸脱したものにならないように配慮している。

【改善方策】

社会福祉学分野の課題は多様性に富み、学生達の興味・関心のスコープは広く、そのことが課題選択の困難性を生み出していると思われる。そこで、理論的研究、実践的研究を問わず、修士論文指導においては、より現実的問題解決の方策として、まず指導教員の選択を急ぎ、自己の研究的関心を収斂させ、より具体的な研究目標の設定を図るようにする。これまではある程度学生の自主性に任せていたが、教員側においても積極的な働きかけをするようにしたい。

b) 専門職学位課程における履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

本研究科では専門職学位課程を置いていないため、本評価の視点には該当しない。

(c) 研究指導等

a) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

b) 学生に対する履修指導の適切性

【現状】

予め入学時に提出済みの研究計画を再点検して、改めて1年次前期中に個人課題研究のための論文題目（論題と略）を提出させ、文献・資料の収集に当たらせるが、入学時ガイダンスの際には、科目履修モデルを参考にして科目履修をするようにすすめている。また、学生には各論文指導教授の研究内容に関する説明と講義を聞いた上で、論題に対応する指導教授を特定し、早い時期から個人指導が受けられるようにしている。

2年次前期には、改めて修士論文題目を提出させるが、論文指導教授を決定し、基礎特論科目をベースにしながら修士論文作成に直接的に関係の深い特論科目や通年開講の人間福祉演習科目等の履修を通じ修士論文の作成に役立てるようにする。

修士論文は、「弘前学院大学学位論文に関する取り扱い細則」並びに大学要覧に定める手続きと様式に従って作成することとしている。秋季には修士論文研究の中間発表会を公開の形で催している。学会、研究会には積極的な参加と研究発表を奨励している。

【点検評価】

個人研究についての論題提出を、いまだ十分大学院の講義の聴講を経ないままに行うのであるから、それは指導教授の影響が甚だ希薄なことを意味している。しかし、特定のテーマを中心軸として履修させることができるという利便もある。

実際問題として、2年次の修士論文題目は後で訂正の機会を与えてみたところ、2005（平成17）年度2年次生の論題提出後半年経った11月になって、7名のうち6名が字句や文意の一部訂正をしたし、また1名は新しいテーマに変更したのである。テーマ領域を変えてしまうことはなかったので、入学時から修了時に至るまでのほぼ2年間の個人的研究の

コープに大きな変化はなかったと考えている。

この論題変更は、最近 2008（平成 20）年度に至るまで相変わらず続いているが、内容の変更ではなく、字句の一部変更の範囲にとどまっているので大過はない。

【改善方策】

修士論文題目（論題）を決めることは学生には荷が重い。入学早々の 5 月内に論題提出を求めることを止め、2 年次前期の 5 月中に届け出る様に改める。

c) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状】

社会福祉における専門職社会人としての基礎をつくり、高度な知識・技術・態度の養成は本研究科の教育目的であるが、われわれの本来的目的は真理の探究と学問の蘊奥を究めることであった。指導教員は論題指導に狭く限定しないで、生活態度や人生態度についても間接的な影響を配慮し、社会科学の方法論的実践の方途を明示するように努めている。

個別的な修士論文の指導は同行 2 人の共感的関係の下で行われる。学生の新鮮で自由闊達な発想をそぐことがあってはならないが、拡散的志向をセーブしながら、より中心的、収斂的な志向性へと導くことがもとめられる。主体的発見的なヒューリスティック思考を育て、社会福祉学の新しい地平をひらくことを待望する姿勢が求められている。

短期間に指導教員が意図する方向で、十分な指導の実を挙げられるかどうかについては、常に不安がつきまとう。教員と学生相互の共感とアイデンティティの確立が同次元における共同作業を可能にする。これは学生の研究者としての主体性の認識に関係する。将来の研究者としての基礎を築き、研究発展のための可能性は、このような間人間的相互作用、共感と感化が前提として働く。指導教員の人生観や世界観、学識が問われる。

指導の実をあげるためには、言うまでもなく教員の人柄と学究的態度と、そしてそのかもしだす雰囲気、学生の社会科学的関心を高め、学問的情熱のモチベーションとして作用する。われわれ指導教員の志向性は人間学を背景とする人間福祉の探求にあり、生涯を通じた人生社会学の構築を目指しているが、すべての学生はその同調者であると言える。

【点検評価】

修士論文の個別指導において、遠隔地からの履修者に関して若干の問題が生じている。大学所在地からの通学者とは異なり、随時指導がかなわなく、やむなく集中演習指導によらざるを得ない。したがって常々相当の自己努力が求められている。

また高齢の現役医師、退職看護師の場合は、医学や看護学を専門としており、いきおい論題は福祉医療に関係したものになっている。個人病院の地域貢献や地域医療システムなどである。元看護師の場合は、障害児の養育を主題とした障害者福祉や家族福祉が主題となっている。

論題は、社会福祉理論の再評価を試みたもの、社会調査に基づく児童福祉施設システムについて、DV、非行に関するもの、地域包括サービスセンターの実践的研究および地域

社会福祉、高齢者・認知症者介護に関するものなどがある。論題の選定は、教員の専攻や特論講義に関連性が認められ、またさらに自己の体験や身近な経験に即したものが多く、人間福祉の観点からみると概ね適切なものと考えている。

【改善方策】

社会福祉の広汎な分野のひろがりを見渡すと、社会保障、福祉教育、福祉の歴史および海外諸国の福祉などをテーマ化する者があってよいが、これは今後の課題として残されている。

(d) 医学系大学院の教育・研究指導

a) 医学系大学院における臨床系専攻の学生に対し、病院内外でなされる教育・研究指導とこれを支える人的、物的体制の充実度

b) 医学系大学院における臨床系専攻の学生について、臨床研修と研究の両立を確保させるための配慮の状況とその適切性

本研究科は社会福祉学研究科であるため、上記評価項目には該当しない。

(e) 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

a) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

【現状】

教員の教育・研究指導方法の改善を促すために、学生と教員双方から口頭あるいはアンケートの方法によって随時意見聴取を行い、改善策を提案し実施を図っている。

学生側は授業時間の設定において重大な関心があり、できるだけ要望を聞くようにしているが、一般学生は毎週昼間講義を望み、社会人学生は夜間講義か集中講義を希望する傾向があるという点で利害の対立があり、集中講義を増やして社会人学生に利便を提供するなどして両者の調停に腐心している。

学生達が望む講義内容は、当該教員のごく専門的な個人的研究内容に必ずしも限定しないで、より幅のある研究展望なり研究紹介についてである。大学院特論講義は教員の専門的研究内容の伝達に重点がおかれることは理の当然であり、これには異論はないとしても、学生達の学習レディネスを考慮するならば、それだけでは十分ではないことは自明であろう。そこで、随時、文献検索や小論文作成を求めるなどの教育指導が必要になる。

教員側は授業の準備に要する文献・資料整備と検討時間の余裕に関心がある。分かりやすい授業内容を心掛けること、学生達の要望を酌んだ、講義内容に関する柔軟な対応を配慮することなどに努めているところである。さらに、大学院の教員として日々新たに研究・講義に専念できるような勤務態勢づくりを提案し改善努力を続けているところである。

【点検評価】

教育・改善の取り組みは、先ず個々の教員の意識改革からはじめていかなければならぬ

い。旧来の絶対的な教員中心主義から、複眼的な集団指導体制の確立が望ましい 1 つの方向性であろう。広いパースペクティブの下に集団討議の試みも求められる。また IT の活用も有益である。これによってグローバルな視野が得られ、問題が焦点化されやすくなる。こうした視座において本大学院の授業展開がなされていることは評価されてよいだろう。

意識改革には教員の年齢構成も検討されなければならないが、教員は古典的な研究課題に拘泥するだけでなく、学生と共によりアップトウデートな最新課題にも取り組むことが必要であろう。人間福祉の標榜は精神面が強調される傾向があり、より具体的な社会福祉支援のアプローチの弱体化を招きかねず、それが実際の現場的問題解決力につながらない虞もあることから、本大学院が援助技術の学習を重視しているはこのためである。

【改善方策】

改善のため 1 つの方策として、授業方法の多様化を図ることが挙げられる。それは 1 字 1 句をノートするばかりでなく、予め印刷されたノートを提示して、読み上げ、必要箇所の板書、質問を行い、学生も随時質問、意見発表ができるようにする。こうした相互的情報交換方式は、IT 方式と共により効率的に学習をすすめると考えられる。

FD 方策の一環として、今後人的、経済的研究諸条件の整備も改善を図られるべきであるが、現行において教員の世代交代がすすみつつあることから、より専門性の高い新しい大学院の再生に貢献するものを思われる。

b) シラバスの作成と活用状況

【現状】

在籍学生の多様性が、一見すると、講義シラバスの展開をバラエティに富んだものに行っている。さらに、教員の交替がその内容に変化をもたらしている事実も否定し得ない。われわれの教育課程は、人間福祉専攻コースの設定の意義を体現するためのシラバスであるが、これは博士課程後期を想定した博士課程前期カリキュラムの設定によったものである。後期課程の設置は、今のところ時間がかかりそうな状況なので、当面、修士課程本位の有機的な運用を図るためのセメスター方式の採用を考慮せざるを得なくなっている。主たる理由は、4 単位通年講義の場合、兼任教員のなり手が無く委嘱が困難であるのと、社会人学生は前期と後期とで業務内容が一貫せず（後期が多忙になる）、2 単位完結の方が受講しやすいという訴えが多いためである。2008（平成 20）年度よりセメスター制を採用している。シラバスは大学院要覧の中に授業概要として明記しているが、これは入試要項にも記載されている。尚より詳しい内容にするために検討を急いでいる。

【点検評価】

こうした授業展開の異同により、当然シラバス内容が幾分変容することにもなるが、人間福祉専攻として、福祉サービスの方法とその内容に重点を置く本研究科の専攻内容からすれば、今ある授業科目の構成は妥当・適切なものであると考えている。

【改善方策】

いささか個性に富んだ、しかもふぞろいな学生達への授業展開の方法は、個別的なマンツウマンの指導と、分かりやすい授業のための絶えざる工夫にある。

c) 学生による授業評価の活用状況

【現状】

2005（平成 17）年度に実施した例を以下に示すが、例年このようなアンケート調査を実施している。学生は複数の講義を受講しているので、以下の例は個々別々の講義に対する評価でなく、これまで受講した複数講義に対する一般的共通的印象を答えてもらったものである。

設問 1. 講義は予定通り行われましたか。

はい 1、いいえ 6（休講が多かった 1、若干休講があった 1、予定通りでなかった 4）

設問 2. 講義内容はあなたの期待通りでしたか。

はい 1、どちらとも言えない 6、いいえ 0

設問 3. 講義の内容は解りやすかったですか。

はい 1、どちらとも言えない 6、いいえ 0

設問 4. 講義の展開について順調に進められましたか。

はい 2、どちらとも言えない 6、いいえ 0

設問 5. 講義のプリントなどの補助資料、参考文献等が十分提示されていましたか。

はい 3、若干不足 4、いいえ 0

設問 6. 講義中よく話が聞き取れましたか。

はい 4、すこし分かりにくかった 2、いいえ 1

設問 7. 視聴覚機器を含めて講義室の環境条件は快適でしたか。

はい 3、まあまあ 3、いいえ 1

設問 8. 図書館の図書文献・バックナンバー等は整備されていましたか。

はい 1、やや不足 4、かなり不足 2

設問 9. 講義予定のインフォメーションは適切になされていましたか。

はい 1、まあまあ 2、いいえ 4

設問 10. その他講義についての要望と気づいたことがあれば下欄にお書き下さい。

(イ) 講義日程変更のインフォメーションなどが遅い。不確かな情報が行きかうなどのことがあり困ったことがある。

(ロ) 講義のテーマに沿った授業というよりも、先生が研究してきたものを発表するといったものがいくつか見受けられた。事前に講義内容を予め提示して進めていただきたかった。

【点検評価】

以上の質問用紙調査結果から見る限り、相対的に肯定的評価がなされていると判断され

るが、諸事において不十分さは免れえない。これは2006（平成18）年度、2007（平成19）年度において改善の努力を払っているが、いまだ同様の指摘があり、図書・文献の整備、教授体制の充実が今後とも引き続き課題になっている。

さらに上記問題点について、2008（平成20）年度から2009（平成21）年度にいたる直接聞き取り調査による結果から、概ねつぎの諸点が指摘できる。

- (1) 講義は予定通り行われている。
- (2) (3) 講義内容は少し難しい所もあるが、多くの例証と平易な表現がなされ、わかりやすい。
- (4) 順調に講義が展開し、すすめられたと思う。
- (5) テキスト・参考書の提示、講義資料などは豊富である。
- (6) 講義は十分聴き取れたが、専門用語理解の不十分のため、わかりにくいこともあった。
- (7) IT機器は一応整備されている。
- (8) 図書館の基本専門図書は洋書、和書共に整備されていると思う。個人的修士論文テーマにとっては不足している。
- (9) (10) インフォメーションについて。講義予定はよいが、他の様々なインフォメーションが不足がちである。

数年前に比べると、学生の意向調査結果は大幅に向上したと言えるが、図書、設備面でもまだ改善の余地が残されている。とくに研究科全体の有機的コミュニケーションを図ることに意をもちいる必要がある。

セクシャルハラスメントやアカデミック、パワーハラスメントのような問題は、本研究科において顕在化しておらず、これまで質問用紙、面接聞き取りによっては問題がないと判断される。

③ 国内外との教育研究交流

(a) 国内外との教育研究交流

【現状】

a) 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

伊藤隆二教授は、かつてヨーロッパの代表的な福祉施設を擁するベテルやゲールを訪ねて交流を深めたことがある。野口伐名教授はロンドン大学に留学し、幼児教育・福祉の研究を進めた。齋藤繁教授はこれまで連合王国での国際会議に参加し、西ヨーロッパ、ロシアおよびオーストラリアを歴訪して障害者教育・福祉の視察を試みた。傍ら、中国、メキシコおよびブラジルなどの大学院留学生を受け入れ、学習指導と修士論文指導を行ったという実績がある。現在教員組織による国際研究プロジェクトの実施は未定であるが、さらに体制が整い、予算がつき次第、以前にも増して国際会議への参加、国際研究交流を鋭意推進したいと考えている。学生が在学中に留学するようなことがあれば、先方大学での単位の互換認定制度の確立が必要である。

b) 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

1 例をあげると、杉本一義教授は自著のハンゲル語への翻訳を試みているが、これは国際化推進の一翼を担っていると言えよう。国際レベルでの教育研究交流を活発にすすめるためには、研究者、留学生を受け入れるなどして相互交流を図ることがなによりである。そのためには本学との提携交流がある Wisconsin 大学 La Crosse 校、Shenandoah 大学、North Central 大学などとの共同研究の推進を構想している。

c) 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

2004（平成 16）年 8 月には日本社会福祉学会東北支部会が本学で開催され、教員・院生多数が研究発表を行った。以後継続して参加活動は継続している。大学間の組織的な研究交流は主に国内大学に限られている。東北福祉大学大学院菅井教授とは「障害者・高齢者福祉」を、弘前大学医学部大学院遠藤教授とは「障害児・者のリハビリと家庭療育」について、弘前大学教育学部大学院の松本教授とで「発達障害児・者の過程・地域指導」のようなテーマをかかげて研究活動を進めている。

【点検評価】

大学院開設当初（2003（平成 15）年 4 月）の教員構成は、国内他大学院からの出向者で占められていたこともあり、それぞれの出身大学院との研究交流は密であったし、同時にアメリカ、ドイツ、デンマークおよびニュージーランドなどの海外大学院との研究交流がもたれていたが、このような要員の退職に伴い途絶えていった。現在は国内大学との交流が主である。伊藤隆二教授は前任校の東洋大学大学院、帝京大学大学院との研究交流を保っている。

【改善方策】

現任の教員構成をみると社会福祉学に関連するテーマ領域にあるとは言え、それぞれ所属学会を異にしていることが指摘される。福祉学会そのものが多様に分化しつつある現状に鑑みて、学生共々関連性の深い福祉系学会への参加を図りたい。

④ 学位授与・課程修了の認定

(a) 学位授与

【現状】

a) 修士の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

課程修了の認定は大学院委員会において行い、総単位 30 単位と所定の履修科目の単位取得がなされており、論文審査並びに口頭試問に合格していれば課程の修了が認定される。

b) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

修士の学位は、主たる論文指導教員及び副査教員による論文審査並びに口頭試問に合格すれば、本学学位授与規定に基づき授与することとしている。

【点検評価】

学位論文の審査においては副査制を取り入れて、審査の透明性を図っているので、1人の指導教員の独断専横はあり得ない。一般学生と社会人学生との間に特別な評価基準を設けていないのは、むしろ社会人学生に対しては、論題設定において、できるだけ自己の実地経験を生かした実践的研究内容とテーマの選択をするように指導しているからであり、社会人学生にとっては実践を如何に論理化し理論的説明を与えるかが問題である。

実践と理論の統合は共通的課題であると考えられる。論旨の首尾一貫性、整合性、さらには研究内容のもつ生産性、創造性、未来予見性なども同じように評価できることが要点である。

【改善方策】

社会人学生の研究はほとんど例外なく実践的、臨床的内容に傾斜するが、経験の乏しい一般学生は調査研究、理論的研究に傾きがちである、学生同士、教員と学生間の話し合い、討論の機会を増やすことが良策であると考えている。

(b) 専門職大学院の修了要件等

a) 法令上の規定や当該専門職大学院の教育目標と、修了認定に必要な在学期間および修得単位数との適合性

本研究科は専門職大学院を置いていないため、本評価項目には該当しない。

(c) 課程修了の認定

a) 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性
本研究科においては、標準修業年限未滿で修了する制度を実施していない。

⑤ 通信制大学院

(a) 通信制大学院

a) 通信制大学院における、教育研究指導方法・単位認定・学位授与の適切性とそのための条件整備の適切性

本研究科においては、通信制による教育課程を設けていない。

第4章 学生の受け入れ

【到達目標】

本学は、アドミッションポリシーを次のように定めている。すなわち、「本学は建学の精神『畏神愛人』を基にした人間性豊かな人格の完成をめざし、文学・福祉・看護に関する専門性を意欲的に追求し、地域や国際社会に貢献できる人材を育成する。」キリスト教主義教育に基づく豊かな情操を涵養し、高遠な学問的真理の探求、専門的知識や技術修得の為のすぐれた教授陣を擁し、あわせて、学外から一流の講師を招聘する。

この方針に基づき、建学の精神に共感する学生を広く受け入れることにより、学部の定員が恒常的に充足されるよう、学生募集方法、入学者選抜方法について最善策を模索する。

1 大学全体における学生の受け入れ

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

a) 大学の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

<学生募集方法>

【現状】

年度始めに、合同入試委員会（学院長・入試委員長・各学部長・各学部学務主任・各学部入試委員・入試広報センター長・大学事務長より構成）、そして、学部の個性を尊重しつつ、学部毎に学部入試委員会（学院長・学長・各学部長・各学部学務主任・各学部教授会構成員のうちから選出された適当な員数の入試委員・入試広報センター長・大学事務長より構成）において、学生募集の方針、年間学生募集計画および年間広報内容等について審議し、教授会の議を経て決定している。その決定に基づいて、入試・学生募集を担当する事務部署である入試広報センターが調整・統括し、募集方針に基づく学生募集を実施している。

具体的に以下のような募集方法を実施している。（2009（平成21）年度入試の募集を例に述べる）

(1) 高校教員対象弘前学院大学進学説明会の実施（県内3地区、県外1地区、年各1回）

例年6月に、文学部、社会福祉学部、看護学部合同で、県内の青森市、八戸市、弘前市および県外の函館市において、本学主催の進学説明会を実施している。対象者は、公私立高等学校の進路指導担当教員で、その内容は本学3学部それぞれの教育の内容と特色、卒業後の進路、入試方法のねらいと入試内容の詳細等である。全体説明の後、更に各高等学校の教員からの個別相談を受けている。進路担当教員からの情報は年度の志望生徒の把握に大変役立っている。今年度の出席高校数は、青森地区11校、八戸地区8校、弘前地区18校、函館地区2校であった。

(2) 高校生対象進学相談会（6地区毎に年2回）

例年、前期5月中旬から6月初旬、後期9月から10月にかけて、県内3市（弘前市、青森市、八戸市）、盛岡市、秋田市および仙台市の各会場で実施している。全学部の教員が相談員として担当する。相談会場の本学ブースに来る高校生数について、弘前会場は多いが他の会場では少ない傾向が続いている。相談者数や相談内容等の情報は当該年度の志願状況の把握に大いに役立っている。

(3) オープンキャンパス（年3回）

例年7月と9月の年2回実施していたが、2007（平成19）年度から新規に10月に第3回オープンキャンパスを開催することとした。オープンキャンパスプログラムの基本的内容は、学部・学科紹介、模擬講義、在学生との懇談、個人相談、および施設設備見学である。2007（平成19）年度からの新企画として、第2回に「小論文合格対策講座」、第3回に「卒業生のお話」を実施している。

(4) 高校訪問の実施（年2回）

2007（平成19）年度は夏期高校訪問を年1回実施していたが、2008（平成20）年度から学生募集の強化として新規に冬期高校訪問を実施した。

夏期高校訪問は、7月末から9月末にかけて、3学部全体の教員及び入試広報センター職員が県内、函館地区、岩手県、秋田県および宮城県北の各高等学校を訪問している。訪問高校数は県内72校、岩手県内53校、秋田県内29校、宮城県内2校および函館地区9校の計165校である。2008（平成20）年度は、秋田県内の訪問校数を前年度より10校増やしている。

冬期高校訪問は、学部毎に重点訪問校を選抜して、県内16校、秋田県3校で実施した。訪問時の内容は、本学の概要、学部・学科の紹介、入試の概要（前年度入試とは異なる点を含む）、本学への志望者の情報、本学に対する要望等である。特に、各県の高校統廃合の進捗状況や高校生数の減少、進学者数の動向、進学希望分野などの高校側の情報が貴重である。本学への志願状況を分析し、以後の募集活動に活かしている。

(5) 弘前学院大学見学会（随時開催）

本学見学会は、高大連携の一環であり、学生募集の重要な活動に位置づけている。近年、見学会に来る高校生は1・2年生が多くなったが、将来の志願者候補として対応している。

見学会の内容は、学部・学科の紹介、入試の概要、進路状況、学生生活についての説明、施設見学等である。中学校長、高等学校長からの文書による見学依頼があれば、入試広報センターが窓口になって受け入れている。2008（平成20）年度の実績は、高等学校7校230名、PTA18名、北秋田市民生委員42名の見学参加者総数が延べ290名であった。高校からの参加者内訳は、高校1年生が75%、2年生25%、3年生0%であった。

【点検評価】

現行の募集方法は、本学の実情を踏まえて工夫しながら計画・実施している。2007（平成19）年度の学生募集の強化策として、高校教員対象進学説明会の新規開催地区に北海道南地区（函館市）を追加した。東北新幹線の開通も間近となって、北海道南部の高校教

員に青森県が近いという意識が出てきたとの情報で実施した。長期的継続的に取り組むことで成果が期待できると考えられ、戦略的にも評価できる。また、青森地区、八戸地区および函館地区の説明会参加高校数が少ないのは、6月時点で高校側に志望者がある場合のみ参加するという高校の事情がある。本学としては、本学についてよく知らない高校教員に対し理解を深める機会として設定していることを周知させるように努める必要がある。

高校生対象進学相談会では、弘前会場以外で相談会及び本学ブースに相談にくる高校生が少ないことが課題である。本県の場合、高校年間行事では5月に春季競技大会、6月に県高校総体が開催されている。高校の進路相談は6月下旬以降実施されていることから、進学相談会の開催時期が早すぎることが考えられる。主催団体・業者が期日を決めているため、次年度に向けて事前に相談しながら検討したい。

オープンキャンパスの開催数を年2回から3回に増やした結果、高校生にとって参加できる機会が増えたことは評価できる。2006（平成18）年度以降の総参加者数は、2006（平成18）年度227名、2007（平成19）年度249名、2008（平成20）年度218名と推移している。年3回と新企画で開催した2007（平成19）年度は参加者数が多かった。2008（平成20）年度において、「小論文合格対策講座」のみへの参加者数が大きく減少した。

2008（平成20）年度オープンキャンパスのアンケート結果によると、「本学のオープンキャンパスを何で知りましたか？」では、送られてきたはがき（本学独自企画）及び高校の先生、本学ホームページという回答が多く、「在学生との懇談」では、在学生が親切でとても楽しかった等、「小論文合格対策講座」では書き方がわかりとてもよかった等の感想があり好評であった。参加者数を増加させることが課題であり、次年度の企画内容をよく検討して実施することが望まれる。

【改善方策】

高校教員対象進学説明会の開催地区を増やすことは、本学志願者数の増加、入学者確保に繋がるものと考えられる。2007（平成19）年度に新しく函館市を開催地区とした理由は、将来北海道新幹線開通を見越して、函館市から見て青森県が札幌市よりも距離的・時間的に近くなるためであり、長期的視野で募集活動の強化を図っている。また、参加校数の増加対策としては、高校側に本学が意図している趣旨を理解してもらうよう働きかけていくこととした。

高校生対象相談会の開催時期については、今後、主催団体・業者に対して本県の事情を考慮して決定するよう課題解決に向けて努力する。

高校訪問については、本学の定員充足率を高める方策として最重要である。その改善方策として、文学部・社会福祉学部が主体的に独自の高校訪問を実施することは効果的である。また、今年度から高校訪問を複数回実施することも志願者数の増加に繋がるものである。さらに、秋田県内からの志願者増のための改善策として、今年度から県南地区（岩手県・宮城県に近い）を新規に訪問することとした。この地区の大学進学者は必ず外に出なければならない地理的な事情を考慮し実施している。

＜入学者選抜方法＞

【現状】

入学者選抜について、2002（平成 14）年度入試から文学部、2009（平成 21）年度から社会福祉学部が新たに A0 入試を、そして 2004（平成 16）年度から社会福祉学部、2005（平成 17）年度から文学部、2007（平成 19）年度から看護学部がそれぞれ大学入試センター試験利用入試を導入した。また、2007（平成 19）年度から文学部・社会福祉学部が試験入試Ⅰ期に本学独自の学力試験を導入している。現在、本学の入試制度は、2007（平成 19）年度に大きな改編を行った結果、全学部共通で、推薦入試、一般入試（試験入試Ⅰ期、Ⅱ期）、大学入試センター試験利用入試という構成となっている。詳細は各学部において記述するが、ここでは、各試験形態の概要を述べる。

〈推薦入試〉

推薦入試は、学校長の推薦により、高等学校における学修やその他の教育活動を評価して、本学の学生として相応しい者を選抜する。高等学校在学中の比較的早い時期に入学者を内定することにより、生徒の高校生活に落ち着きと余裕のある学習を与えるとともに、大学としては学生の確保を図る方途としてのメリットもある。なお、入学内定者に対して、大学から複数回の課題学習を実施している。

推薦入試は、公募推薦（一般推薦）と指定校推薦を設けている。指定校の選定については、これまでの本学への入学者の実績や、在学中の学修その他の活躍ぶりなどを勘案し、更には、高等学校等からの依頼に基づいて審査を行い、指定校及び指定枠を決定する。決定の手順は、基本的に学部入試委員会、学部教授会での審議を経ることになっている。学部により、特定教科にすぐれた能力を持つ者、課外活動や資格検定に合格した者、社会福祉ボランティア活動の実績のある者などを対象とした推薦制度も整備している。

選抜方法としては、書類審査、小論文及び面接であるが、文学部のみ書類審査及び小論文としている。

〈試験入試〉

入試時期を 2 期に分け、定員を分けて設定している。Ⅰ期及びⅡ期は、それぞれの学部のカリキュラムと関係の深い教科の学力試験を行う。文学部では「国語」と「外国語（英語）」、社会福祉学部では「国語」と「外国語（英語）・地歴（世界史、日本史、地理）・公民（政治経済）から 1 科目選択」、看護学部では「外国語（英語）」と「国語・理科（生物）から 1 科目選択」の入学試験科目を設定している。

〈センター試験利用入試〉

大学入試センター試験の成績結果を利用する選抜である。高等学校における多様な学習成果を基に本学に入学を希望する生徒のために、あらためて学力検査等を課すのではなく、既に受験した大学入試センター試験の成績を以て選抜資料とするものである。ここでも、学部ごとに利用する教科目を変えているが、入学後の本学のカリキュラムとの関連、受験者の興味と能力の関連を考慮してのことである。全学部共に、A 日程（2 月）、B 日程（3 月）

を設けて受験の機会を増やしている。

〈AO入試〉

2009（平成 21）年度入試から、従前から実施している文学部の他、新規に社会福祉学部も実施することとした。詳細は学部の項で述べる。

〈社会人・帰国子女入試〉

社会人特別入試は 3 学部において、帰国子女については、文学部と社会福祉学部に設定している。書類審査及び面接を基本とし、一部小論文を課すものもある。定員はいずれも若干名とし、特に数を限定していない。

〈編入生、転入生入試〉

編入及び転入生入試は、文学部と社会福祉学部で実施しており、編入については第 3 学年に、転入については 2、3 学年への転入としている。選抜は、基本的に書類審査及び面接であるが、社会福祉学部の編入試験では小論文を課している。

看護学部においては、必修科目の年次履修計画が密であること、実習との関係で対応が困難であることなどにより、編転入は実施していない。

【点検評価】

これらの多様な選抜方法は、受験者にとっては受験機会の複数化と入学機会の増加、また、大学にとっては、多様な選抜方法により、多様な能力を持った学生をできるだけ多く入学させる機会の増加を図ることができるという長所があり、適切である。2009（平成 21）年度入試では、前年度に比べ、文学部において大幅な志願者増を見ることができ、社会福祉学部・看護学部においては前年度より若干の減少となった。

選抜を実施する側としては、多様な入試形態に伴って多くのエネルギーを必要とするが、優秀な学生を確保するためには、今後とも継続していく必要がある。

【改善方策】

新たな入試制度をスタートしたばかりであり、その成果を検証しながら、継続することが妥当と考えている。ただし、受験生の動向に応じて随時適切な入試制度の改善に取り組むことも重要である。

（b）入学者受け入れ方針等

a) 入学者受け入れ方針と大学の理念・目的・教育目標との関係

【現状】

本学は、キリスト教主義の精神、とくに「畏神愛人」を建学の精神・理念として掲げている。

本学学則第 1 条は、大学の目的を、「本学は、福音主義キリスト教による人格の完成をめざし、教育基本法及び学校教育法に基づき学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的知識を展開させ、もって世界の平和と人類の文化に寄与することを目的とする。」と謳っている。

教育目標は、人格の完成と研究の推進、平和と文化の発展に寄与することを述べ、人間の尊厳を、聖書の教えを基本として問い、学ぶことがキリスト教教育にほかならない。このように、キリスト教の精神と本多庸一の信条「畏神愛人」を建学の精神の基とし、このような人間形成を教育の根底に据えて、その上で高度の専門の知識と技術を習得することを志向している。

大学のこのような建学の精神、目的、教育目標を具現化する学生を選抜するために、次のようにアドミッションポリシーを定める。すなわち、「建学の精神『畏神愛人』(神を畏れ人を愛する)を基にした人間性豊かな人格の完成をめざし、文学・福祉・看護に関する専門性を意欲的に追求し、地域や国際社会に貢献できる人材を育成します。」

この教育目標を理解し、本学で学びたいという強い意志と積極的に学ぶ意欲がある学生を受け入れている。

【点検評価】

学生の受け入れ方針は、大学の理念、目的および教育目標を具現するものとして評価できるものとする。

【改善方策】

学生の受け入れ方針と本学の理念、目的および教育目標に関しては、今後とも継承、堅持すべきものと考えている。

b) 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状】

上記の方針を具体化するため、選抜方法は複数の方式を設けることにより、受験生の受験機会を複数化すること、受験生の持つ様々な能力や可能性を複数の観点から評価すること、本学への優秀で将来性のある学生を多数、恒常的に確保することを可能にする方策を検討、実施している。

また、各学部において、受け入れ方針とカリキュラムとの整合性に努めている。

【点検評価】

入学者選抜方法は毎年度検討を重ねており、受験生の能力を測定する方法として最も適切であるか、入学後の学修、研究のための事前評価として最も適切な内容であるか、学生を確保する方法として最も適切であるかを検討しており、その時々で最善を尽くしている。

【改善方策】

本学のアドミッションポリシーと受け入れ方針、選抜方法、カリキュラムの整合性・適正化について、今後とも継続して検討することとしている。

(c) 入学者選抜の仕組み

a) 入学者選抜試験実施体制の適切性

【現状】

各学部入試委員会は、学生募集活動を行う際の中心であり、本委員会が入学者選抜の方針、入試日程、入試要項等について十分な検討を行う。ここで審議された原案が教授会の議を経て決定される。この決定に基づいて、学生募集・入試関係の担当事務部署である入試広報センターは、各学部入試委員会委員長である学部長及び学務主任と相談・協議の上、募集と入試の実務の準備を行う。

センター試験利用入試を除いた入試の作題・採点は、学長から委嘱された教員によって行われ、入試の実施・採点作業の管理は学務主任が担い、その後の選抜資料作成までの管理責任は全て各学部入試委員会委員長が担っている。

また、入学者選抜における入試結果の判定に関しては、学部の入学者選抜の方針に基づいて、合否判定のための学部長を中心とする入試委員会において合格ラインの原案を策定し、最終的には合否判定のための教授会において合格者を決定している。

【点検評価】

入学者選抜試験の実施は、学部長を入試委員長とする入試委員会と入試広報センター、並びに全教職員一致体制のもとで行われている。この体制は、入学者選抜が学生の受け入れにおける最重要事項であるとの認識、すなわち募集から試験問題の検討と作成、入学者選抜試験、さらには入学後の受け入れ等を一貫した流れのなかで実施することの重要性の認識に基づいたものである。試験実施に係る十分な体制、入試委員会の構成メンバー、作問委員の設置等適切と評価できる。

【改善方策】

今後もこのような体制で入学者選抜を行うのが望ましい。しかし、学務主任など、特定の担当者の負担が大きい場合が多い。学務業務と入試業務との重複は避けられないが、配慮が必要である。

b) 入学者選抜基準の透明性

【現状】

指定校推薦入学は、推薦制度の趣旨を尊重し、学科試験による選抜等を行わず、書類審査及び面接により本人の志望意志を確認することを選抜の基準としている。一般推薦は、高等学校等の長の推薦書と小論文・面接の総合点で選抜している。試験入試Ⅰ期・Ⅱ期は、本学独自の作題による学力試験とし、明確な採点基準を作成して採点者による誤差が生じないように工夫している。センター試験利用入試は大学入試センター試験結果をもとに合否を判定している。

このように入試ごとに異なる性格をもつが、それを募集要項に明示するとともに、各種の進学相談会等でも受験生に説明している。総じて基準は明確にしていると言える。ただ、選抜のための小論文については、通常の学力試験と違って正解があるわけではなく、その採点については、採点者の主観に偏ったりすることのないようにするために採点には2名以上の採点者があたっている。複数の目による採点を総合して判断し、客観性を保つよう

にしている。また、出題意図、採点の基準等は、『入学試験問題及び解答集』に掲載し、公開している。これらのことにより選抜基準の透明性は確保されていると考える。

【点検評価】

選抜基準の設定は、入試委員会及び教授会において審議を受けなければならないその透明性は確保されている。

【改善方策】

緊急に改善しなければならない大きな欠点は見当たらない。しかし、入試制度は、高校生など本学を志す人々にとっては、きわめて重大な関心事であり、常に点検し、改善すべき箇所があれば速やかな対応をすべく努力する必要がある。この点では、入試広報センターが一元的に事務を取り扱い、各学部入試委員会、合同入試委員会が機能している現況を堅持したい。

c) 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

【現状】

入試事務担当の入試広報センターが入学者選抜試験の成績等をまとめた入学者選抜資料を作成し、その資料を基に学部入試委員会において合否を審議している。その審議結果について、教授会の議を経て入学者選抜が決定されている。

【点検評価】

入学者選抜の結果については、入学者選抜試験の実施から入学者選抜資料による入試委員会の審議、教授会という流れで決定されており、公正かつ妥当である。

【改善方策】

入学者選抜のシステムは特に問題点となることなく、今後とも継承すべきと考える。

(d) 入学者選抜方法の検証

a) 各年度の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状】

それぞれの入試方式を担当する作問委員は前期末までに委嘱され、それぞれの委員会において、前年度小論文のテーマの妥当性、模擬講義の難易度、レポートおよび面接の評価基準等について、再検討され、必要な修正を行っている。

出題内容に関しては、難問・奇問を避け、受験者の実力が反映されたバランスのとれた良問を作成することを心がけている。

さらに、各試験問題、小論文課題等は『入学試験問題及び解答集』冊子としてとりまとめ、次年度の受験生のために公開されており、高校訪問、大学説明会などの機会に、高等学校側からの意見を徴することとしている。

【点検評価】

入試で実施される試験問題の妥当性や適切性を検討する作業は、作問委員会において行

われ、適切かつ厳密にチェックされる体制が取られていると評価される。学外関係者からの意見聴取を行う仕組みとしては、高校教員を対象とした進学説明会や高校訪問その他において、入試過去問題集を配布して出題の傾向を説明する一方で、試験問題の妥当性および適切性について広く意見を伺っており、学外の検証を受けているといえることができる。

【改善方策】

『入学試験問題及び解答集』（過去問題集）の発行はあるものの、試験問題の妥当性および適切性について直接学外者の生の声を聞く機会は、上記の進学説明会と高校訪問等に限定されている。この機会を最大限に活用するとともに、これを次の作題に適切に反映させるための工夫が必要である。

（e）A0 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

a) A0 入試（アドミッションズ・オフィス入試）を実施している場合における、その実施の適切性

【現状】

本学においては、従前からの文学部と 2009（平成 21）年度入試から新規に社会福祉学部で実施しており、その概要については、学部の項で述べる。

（f）入学者選抜における高・大の連携

a) 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

【現状】

推薦入学制度は、高等学校等在学中の学修の記録を全面的に信頼し、当該学生の本学における長い学生生活を入学段階で保証するものでなければならない。このため、学修に対する興味・関心、忍耐力、性格・人物、在学中の学習成績の記録、経済的基盤の確かさなど、総合的な情報について、高等学校側との信頼関係を構築する必要がある。

このため、本学では、青森県内にとどまらず、岩手県、秋田県、宮城県北および北海道南部地区など、広範な規模での高校訪問を行い、直接高等学校教員と面接することを通して、可能な限り相互理解に努める努力を続けている。本学の教員が、数年間同じ高校を訪問するなどの工夫もこれを裏付けるものである。

また、高等学校の「調査書」については、受験者の高等学校における公式な学修の記録として尊重すべきものであり、選抜の資料として重要な位置づけをしている。

【点検評価】

推薦入試における書類審査において、高等学校の調査書による学習の記録や評定平均値等を以て評価している。高校を訪問し、相互に情報を交換することによって、高・大の関係をより緊密なものにしなければならない。

高等学校における学習成績評価は、相対評価から絶対評価に移りつつある中で、異なる高等学校の出身者を比較選抜する材料として、調査書の評定平均値を金科玉条として取り扱うことは必ずしも妥当ではないのかもしれない。仮に、高等学校学習指導要領の目標に

対する到達度ということで、各高等学校が同じ基準を設けるのであればこれは可能であるが、到達目標は各高等学校が、生徒の実情に応じて定めることとしている状況では、絶対的指標とはならない。このため、面接や小論文など、提出された資料にいくつかの材料を加えて、総合判断する作業を避けることはできないものと考えている。

【改善方策】

18歳人口の急減が引き金となっている大学全入時代にあって、選抜方法の多様化と、それによって入学した学生の入学後の状況との関連について、注視を怠らないことが必要であるととも、高等学校との意思の疎通を図ることがなお一層必要である。

b) 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

【現状】

大学が、高校生に対して直接、個別的に進路相談を行うことは稀であるが、新聞社が主催する大学進学相談会への参加や、新聞等マスメディアの広告の掲載による大学情報の伝達は、毎年度、計画的に広範に実施している。次に、本学独自の活動について述べる。

(1) オープンキャンパス（年3回）

例年7月と9月の年2回実施していたが、2007（平成19）年度から新規に10月に第3回オープンキャンパスを開催することとした。オープンキャンパスプログラムの基本的内容は、学部・学科紹介、模擬講義、在学生との懇談、個人相談および施設設備見学である。2007（平成19）年度からの新企画として、第2回に「小論文合格対策講座」、第3回に「卒業生のお話」を実施している。

(2) 高校訪問の実施（年2回）

2007（平成19）年度は夏期高校訪問を年1回実施していたが、2008（平成20）年度から学生募集の強化として新規に冬期高校訪問を実施した。

夏期高校訪問は、7月末から9月末にかけて、3学部全体の教員及び入試広報センター職員が県内、函館地区、岩手県、秋田県、宮城県北の各高等学校を訪問している。訪問高校数は県内72校、岩手県内53校、秋田県内29校、宮城県内2校および函館地区9校の計165校である。2008（平成20）年度の特徴は、秋田県内の訪問校数を前年度より10校増やしている。

(3) 弘前学院大学見学会（随時開催）

本学見学会は、高大連携の一環であり、学生募集の重要な活動に位置づけている。近年、見学会に来る高校生は1・2年生が多くなったが、将来の志願者候補として対応している。

見学会の内容は、学部・学科の紹介、入試の概要、進路状況および学生生活についての説明、施設見学等である。

(4) その他

高校教員対象進学説明会を実施しているが、これに参加した高校教員から、高校生が情報を得るケースが相当数あることがアンケートから明らかになっている。このため、2007

(平成 19) 年度から新規に北海道道南地区(函館市)を追加した。

【点検評価】

オープンキャンパスの開催数を年 2 回から 3 回に増やした結果、高校生にとって参加できる機会が増えたことは評価できる。参加者数を増加させることが課題であり、次年度の企画内容をよく検討して実施することが望まれる。

高校生の大学見学会は、高校からの要請に対応する形で随時実施しているものであるが、総合的な学習の時間として、進路を考える一環として訪問するケースが多い。このことは、大学進学を目前の進路選択肢の 1 つと考えるだけでなく、長い人生の中にどのように位置づけるかを考える要素として重視している。

【改善方策】

高校教員対象進学説明会の開催地区を増やすことによって、本学志願者数の増加、入学者確保に繋がるものと考えられる。2007(平成 19)年度に新しく函館市を開催地区とした理由は、将来北海道新幹線開通を見越して、函館市から見て青森県が札幌市よりも距離的・時間的に近くなるためであり、長期的視野で募集活動の強化を図っている。また、参加校数の増加対策としては、高校側に本学が意図している趣旨を理解してもらうよう働きかけていくこととした。

高校生対象相談会の開催時期については、今後、主催団体・業者に対して本県の事情を考慮して決定するよう課題解決に向けて努力する。

高校訪問については、本学の定員充足率を高める方策として最重要である。その改善として、文学部・社会福祉学部が主体的に独自の高校訪問を実施することは効果的である。また、今年度から高校訪問を複数回実施することも志願者数の増加に繋がるものである。さらに、秋田県内からの志願者増のための改善策として、今年度から県南地区(岩手県・宮城県に近い)を新規に訪問することとした。この地区の大学進学者は必ず外に出なければならない地理的な事情を考慮し実施している。社会福祉学部における定員充足率を高める方策として、国家資格の合格率を高めるなどの学部の特色化を一層推進することが望まれる。

(g) 科目等履修生、聴講生等

a) 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状】

本学は、「弘前学院大学学則第 56 条」に科目等履修生の受け入れについて規定しており、その取り扱いについて「弘前学院大学科目等履修生規程」を定めている。その概要は以下の通りである。

- 1 入学の時期は、原則として学年の初めとする。
- 2 入学資格は、①高等学校を卒業した者、②通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、③外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準

ずる者で文部科学大臣の指定した者、④文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、⑤文部科学大臣の指定した者、⑥高等学校卒業程度認定試験に合格した者、⑦その他、本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 科目等履修生として入学しようとする者は、原則として前年度の3月末までに科目等履修生入学願書、履歴書及び入学検定料を添えて学長に提出する。

4 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(以下略)

選考については、「選考内規」を定め、これに拠っている。すなわち、選考は、

1 入学選考方法は、書類及び面接試験による。

2 選考にあたっては、履修希望科目の履修登録者数及び施設設備の収容状況を勘案するなどである。

【点検評価】

科目等履修生の受け入れについては、上記のように、「規程」並びに「選考内規」を明確に規定し、これに基づいて実施しており、その要件を明記しており、適切であると言える。

【改善方策】

特に不都合はなく、今のところ見直しの計画はない。

(h) 定員管理

a) 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

【現状】

学生の定員管理は、大学の存亡に関わる重大事である。

大学全体での年度別の収容定員に対する在籍学生数の比率は、2005(平成17)年度92%、2006(平成18)年度85%、2007(平成19)年度87%、2008(平成20)年度69%と推移し、2009(平成21)年度の収容定員と在籍学生数の状況は、文学部英語・英米文学科が50名定員に対し33名の66%、日本語・日本文学科が同じく50名に対し46名の92%、社会福祉学部が100名の定員に対し58名の58%、看護学部が50名の定員に対し48名の96%となっている。大学全体の2005(平成17)～2009(平成21)年平均は、81%となっている。

【点検評価】

文学部と社会福祉学部の定員充足率の向上策は急務である。文学部では、2006(平成18)年度から大学全体の高校訪問計画とは別に、文学部独自の戦略的高校訪問を入試広報センターの情報をもとに実施している。さらに、文学部と社会福祉学部では、合格者の入学率を高めるため、合格者個々に、学部長名で入学歓迎の文書を送付している。その結果、文学部の2007(平成19)年度入学者数は前年比14名増を達成した。しかし、社会福祉学部においては、入学者数が前年比で8名減であった。この事情として、新設の福祉系学部が増えたことや全国的な福祉系志望者の減少という厳しい学生募集環境がある。しかしなお

一層の学部の活性化・特色化を図ることや社会福祉士・精神保健福祉士等国家資格の合格率向上などの取り組みが必要である。

大学全体の収容定員に対する在籍学生数の比率は、2007（平成 19）年に若干の回復が見られるが年々低下傾向である。特に、看護学部を除く 2 学部は、定員を充たさない状況が続いている。文学部と社会福祉学部では危機感を持って定員確保のための学生募集活動に努めており、2009（平成 21）年度では文学部が前年度より 27 名増加した。学部と入試広報センターを核とした入試委員会が中心となり、学生募集及び入試と選抜方法の改善に取り組んでいるところである。

【改善方策】

18 歳人口の全国的な減少、特に本県を取り巻く北東北及び北海道南部地域での学生確保は大変困難な状況に置かれているが、毎年度の学生募集に係わる高校訪問や入試制度などの改善・工夫をしながら、さらなる本学の特色や魅力を創出するとともにできる限り地域社会や、高等学校、中学校等に理解してもらい、本学を志す学生の確保に努めたい。

b) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状】

文学部と社会福祉学部において、2006（平成 18）年以降収容定員を下回る状況が続いている。18 歳人口の減少や経済状況の悪化が本学の収容定員に影響していることは間違いない。既設学部の社会に対する貢献度等を評価しながら、既設学部の充実と学生確保の方策を継続して検討している。

一方、看護学部は 2008（平成 20）年まで定員超過となっていたが、2009（平成 21）年度において初めて定員を若干下回った。

【点検評価】

文学部と社会福祉学部の収容定員が下回っている理由として、18 歳人口の減少や経済状況の悪化が大きく影響している。本県において、18 歳人口の減少が著しいが、4 年制大学等への進学率は年々上昇していることもあり、既設学部の魅力化・特色化および学生募集や入試等の学生確保の方策について改善を図る取り組みをしている。

看護学部は開設以来収容定員を超過していたが、2009（平成 21）年度において初めて収容定員を若干下回った。これは、本県の弘前市、八戸市および秋田県に大学・短期大学の新設看護学部・学科が誕生したことに起因している。

【改善方策】

文学部と社会福祉学部における収容定員確保に対する改善方策として、18 歳人口の減少の中、本県の 4 年制大学等への進学者数はほぼ横ばいで推移していることを踏まえ、学生募集活動や入試のさらなる工夫とともに、既設学部受験生の視点に合致する魅力化が急務である。

看護学部においては、本学看護学部としての特色の明確化に努めている。

(i) 編入学者、退学者

a) 退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状】

2008（平成 20）年度における退学者は、文学部 10 名、社会福祉学部 12 名、看護学部 6 名の合計 28 名である。前年度よりも合計で 2 名少なくなっている。

退学に至るまでの学内の取り組みは、学生とチューター担当教員が面談、さらに学務主任等の面談等を経て、最終的に学長面談を行っている。退学意志の確認と今後の生活に対する見通し、再入学の機会のことなどを伝えた上で、教授会の議を経て決定される。

このように、退学事由は逐一確認されるようになっている。

【点検評価】

折角、大学に入学し、新たな自己の発見に努力する機会を得たのにもかかわらず、退学せざるを得ない学生がいる。退学に至る理由は、学費の未納、学習意欲の喪失および進路変更等である。

特に、経済的理由による退学、除籍が多くなっている。これに対し、本学独自の特待生制度や学内奨学金、学外の奨学金制度、教育ローン等を最大限に活用できるよう 2009（平成 21）年度から大学案内パンフレットや学生募集要項に記載して広報に努めていることは評価できる。

【改善方策】

本学では、学生募集段階において、高校訪問、高校教員対象進学説明会および高校生対象進学相談会等を通じて、大学における、学修、生活、経費等について説明を行っている。大学として改善すべき点についての対応は大学の責任において行うこととして、入学を志す高校生に対しては、一層現実的な状況説明と、家庭の経済を含む条件整備を徹底するよう依頼しなければならない。

b) 編入学生および転科・転部学生の状況

【現状】

2009（平成 21）年 5 月 1 日現在の編入学生数は、文学部英語・英米文学科 0 名、日本語・日本文学科 1 名、社会福祉学部 3 名、看護学部 0 名の合計 4 名である。また、転入学生数は、文学部英語・英米文学科 1 名、日本語・日本文学科 1 名、社会福祉学部 3 名の合計 5 名である。本学においては、学則第 38 条に編・転入学についての一項を定め、編入学については「本学の修業年限から 2 年以下の期間を控除した期間を本学に在学すべき年数として」、転入学についてもこの規程に準じて受け入れることができることとしている。また、定員は若干名とし、選抜要項に編入生入試の実施について明記している。

転科・転部については、学生が移籍を希望する両学部教授会の議を経て、学長が許可するという学則第 40 条の規程に基づいて行われるが、近年はほとんどいない。

【点検評価】

編入希望の傾向として、短期大学ももちろんあるが専門学校からの志願者が増えている。転入希望では、他大学にない、本学学部の資格取得および経済的理由による志願者が増えている。本学にとって、学生確保の重要な施策の1つでもあり、重視している。

【改善方策】

編入・転入の入学試験日程や選抜内容、募集のための広報等、さらなる工夫改善に努めている。

2 学部における学生の受け入れ

(1) 文学部

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

a) 学部の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状】

入学者選抜方法のそれぞれの狙いと位置づけは次のとおりである。

A0 入試は、評定平均値や筆記試験の成績等で合否を判定する従来の入試とは異なり、本学で学びたいという強い意欲があり、志望学科における学習・研究に対する目的、適性および可能性を総合的に評価するものであり、高校生 A0 入試（本学での呼称は「A0 入試」であるが、一般的用語としての A0 入試と区別するために高校生 A0 入試と表記する）と社会人 A0 入試がある。高校生 A0 入試は高等学校等の卒業見込み者を対象としたもので、すべての高等学校等の卒業見込み者を対象とする A 方式、専門高校等の卒業見込み者を対象とする B 方式、課外活動実績を有する者を対象とする C 方式に分かれている。また、社会人 A0 入試は高等学校等を卒業した者等を対象としたものとして位置づけている。なお、A0 入試については入学者の学力を確認するために、高校 A0 入試では高校から調査書を提出させており、社会人 A0 入試は調査書を出すことができないため、小論文試験を課している。

推薦入試における一般公募入試は、高等学校の学業成績において、ある一定のレベル（全体の評定平均値 3.2 以上）を有し、更に高校生として言語、文学および文化に関する諸問題に関心を有している人材を求め、確保することを狙いとしている。また、指定校推薦入試は、高等学校との信頼関係のうえで、文学部が設定している条件に該当し、その教育目標を十分に理解し、本学での学修に意欲的に取り組む学生を確保することにねらいを置いている。

また、大学入試センター試験の結果を利用して入学選抜を行うセンター試験利用入試を行っている。この試験方式では国公立大学と本学を併願する高校生の確保はもとより、県外の高校生にも広く受験機会を確保するものとして位置づけている。試験科目は、国語と外国語を課している。

試験入試Ⅰ期は、学力試験入試とし、大学入試センター試験を受験しない高校生に広く受験機会を与えるために設定している。試験入試Ⅰ期の試験科目は、国語と外国語を課している。また、試験入試Ⅱ期はこれまで講義を受講した後で、講義に関連した設問について論述する形式で実施してきた。

また、生涯学習の機会保障を狙いとする社会人入試、海外帰国子女の受け入れを狙いとする帰国子女入試をいずれも若干名の枠ではあるが実施している。しかし、志願者、入学者とも、ほとんどいないのが現状である。

上記の学生募集方法による過去5年間の学科別の募集定員に対する志願倍率は以下のとおりである。

	2005 (平成17) 年度	2006 (平成18) 年度	2007 (平成19) 年度	2008 (平成20) 年度	2009 (平成21) 年度
英語・英米文学科	1.38	1.06	1.42	1.02	1.00
日本語・日本文学科	1.36	1.44	1.50	1.26	1.42

【点検評価】

入学者選抜方法については、多様な受験生のニーズに応えうるだけの選抜方法を用意しているといつてよい。また、どの入試の仕組みにおいても、大学入学後に学修を進めていくことができるだけの最低限の学力を担保するための仕組みが用意されており、その点でも評価できる。ただ、試験入試Ⅱ期は受験者数が減少傾向にあることから見直しを必要としている。

また、後の「定員管理」の項目でも触れるが、募集定員に対する志願倍率が低い水準に位置している点は問題があるといわざるをえない。

【改善方策】

試験入試Ⅱ期については、受験者数が減少傾向にあり、教科の学習を中心に行っている時期に行う入試の仕組みとして改善が必要であることから、2010（平成22）年度から試験入試Ⅰ期と同様に学力試験入試として実施する形式に改めて実施する予定である。なお、試験科目の構成は試験入試Ⅰ期と同様としている。

入学者選抜方法としては上述のように多様な受験生のニーズに応えるためにその仕組みを不断に改善してきたが、志願者数が低い水準にとどまっていることは問題があるといわざるをえない。もちろん、後述するように、学生募集を精力的にかつ効果的に行っても、青森県をはじめとした北東北3県で18歳人口の減少傾向が続いているため、たとえ大学進学率が現在のところ上昇傾向が続く、大学進学者の実数が横ばいで推移したとしても、いずれは大幅な志願者減、入学者減を想定しなければならないであろう。このような状況下においては、志願者数が低い水準にとどまっていることを学生募集の工夫で乗り越えることは非常に困難であり、根本的な対策が必要であるといえる。この改善方策は「定員管理」の項目で詳述する。

(b) 入学者受け入れ方針等

a) 入学者受け入れ方針と学部理念・目的・教育目標との関係

b) 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状】

本学のアドミッションポリシーは、建学の精神「畏神愛人」を基にした人間性豊かな人格の完成をめざし、文学・福祉・看護に関する専門性を意欲的に追求し、地域や国際社会に貢献できる人材を育成することとし、この教育目標を理解し、本学で学びたいという強い意志と積極的に学ぶ意欲がある学生を広く受け入れている。すなわち、「畏神愛人」というキリスト教主義に立脚した人格の完成を目指し、広い意味での文学、すなわち言葉、文学、文化に関する専門性を求め、地域や国際社会に貢献できる人材を育成することに主眼があるといえる。

こうしたアドミッションポリシーは文学部の教育目標である「諸科学についての幅広い知識を備えつつ、専門性を構築する」ということにも結節していく。というのも、建学の精神に立脚した人格の完成は、キリスト教によってだけ遂行されるのではなく、諸科学についての幅広い知識を獲得することで達成されるものであり、またそうした人格の完成のうえに、広い意味での文学に関する専門性を構築していくことこそが文学部が目指しているところだからである。そして、この教育目標を達成するべく構成されている教育課程とも本学のアドミッションポリシーは整合すると考えてよい。

また、本学のアドミッションポリシーでは、建学の精神に基づく人格の完成と広い意味での文学に関する専門性を目指すところに主眼があるが、同時に学ぶ意欲についても言及している。このようにアドミッションポリシーが多面的にあることは、文学部の入学者選抜方法が多様であることと符合する。文学部としてはすべての領野に渡って万全である学生の入学が望ましいことは否定しないが、例えば、今はまだ学力的には大学で学修を進めるために最低限のものしか身に付けていないものであっても学ぶ意欲が高いものの入学を許可することで、上述の教育目標に即して展開される教育課程において大学卒業時まで不足している部分を補完しつつ、専門性を高めることができると考えているからである。このようにアドミッションポリシーは文学部に入学してほしい学生像のミニマムを表明しているのであって、アドミッションポリシーに即して入学者選抜を行うためには、現在実施している多様な入学者選抜方法が必要になるといえる。

【点検評価】

アドミッションポリシーと文学部の教育目標、また入学者選抜方法、カリキュラムは妥当な関係にあるといえる。しかしながら、このアドミッションポリシーは大学全体のものであり、文学部がどのような学生を求めているのかを明示的に外部に対して示す必要があるだろう。

【改善方策】

上述のように、大学のアドミッションポリシーを踏まえつつも、文学部に特化したアド

ミッションポリシーを設ける必要がある。現在、文学部のアドミッションポリシーを策定中であり、2011（平成 23）年度の入試においてはそれを明示することができる予定である。

（c）A0 入試（アドミッションズ・オフィス入試）

a) A0 入試(アドミッションズ・オフィス入試)を実施している場合における、その実施の適切性

【現状】

A0 入試の実施方法については、学生募集要項に明記して受験者にその詳細が公表されている。

学生募集要項には「A0 入試は、評定平均値や筆記試験の成績等で合否を判定する従来の入試とは異なり、本学で学びたいという強い意欲があり、志望学科における学習・研究に対する目的、適性、可能性を総合的に評価する入試です。」と説明されており、明確に他の試験形式と区別している。

A0 入試では、しっかりとした目的を持って本学に入学し、ひとつひとつの研究テーマに対して、自分なりの答えを見つけ出すことのできる学生を求めており、具体的には次の 4 点を挙げている。すなわち、①「弘前学院大学」で学びたいという強い意志を持っている人、②志望学科での学習・研究に対してははっきりとした目標を持っている人、③「学問を通じて自分の夢を実現する」ことに意欲と関心がある人、④自分をアピールするものを持っている人、を求めるとも学生募集要項に明記している。

出願者が①～④の項目に示されている学生像に合致するかどうかは、エントリーシートに記載された志望理由と自己アピールを精査したうえで、面接においてそれぞれの項目に関わる質問を行うことで確認している。また高校卒業見込みのものを対象とする A0 入試では調査書も提出させることにし、大学で学修していく際に必要となる最低限の学力が担保されているかどうかを確認している。それ以外を対象とする社会人 A0 入試においても、小論文を課して最低限の学力の確認を行っているところである。

また、エントリーから 1 次選考、面接、2 次選考、出願、合格発表までの流れを図示することにより、この試験の全体像を把握できるよう記述している。

2009（平成 21）年度入試においては、英語・英米文学科、日本語・日本文学科それぞれ 5 名の募集人員に対して、英語・英米文学科 1 名、日本語・日本文学科に 4 名の志願者があり、いずれも合格、入学したところである。

【点検評価】

A0 入試の実施については、学外に対する周知の方法、入試事務の管理等は適切に行われている。また、書類選考と面接を通じて A0 入試で求める学生像に合致しているかどうかを適切に選考しているといつてよい。また、調査書や小論文試験によって大学で学修を続けていく際に必要となる最低限の学力が担保されていることを確認している点も評価できる。本方式による入学者は、当初の狙いに沿って、意欲的で向学心が旺盛であることから、所期の目的を果たしているといえる。定員未充足の状況にある本学部において、意欲的で能

力のある学生を確保する方式として望ましい形と評価している。しかしながら、募集定員に対して志願者数が伸び悩んでいる点は問題として指摘できる。

【改善方策】

本方式のメリットを尊重しながら、高等学校への周知と理解を一層進め、受験生の関心と意欲の喚起に努めることが必要であろう。

(d) 定員管理

a) 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

【現状】

2009（平成 21）年 5 月 1 日現在の文学部収容定員は 400 人である。学科別の内訳は英語・英米文学科 200 人、日本語・日本文学科 200 人である。これに対して、在籍学生数は 289 人であり、学科別の内訳は、英語・英米文学科 131 人、日本語・日本文学科 158 人になっている。在籍学生数は収容定員の 0.72 倍で、学科別では英語・英米文学科が 0.66 倍、日本語・日本文学科が 0.79 倍となっている。このうち、編入学生 1 人、社会人学生 0 人、帰国子女学生 0 人となっている。留年者数は学部全体で 4 人である。

【点検評価】

残念ながら、在籍学生数はこの数年収容定員の 0.7 倍程度にとどまっており、非常に低い水準であるといわざるをえない。これまでも入学者選抜方法を変更するなどの試みを行ってきたが、そもそも本学が地盤とする北東北 3 県の 18 歳人口が大幅な減少傾向にあるなかで、大学進学率が上昇傾向にあることで現在のところ大学進学者数はほぼ横ばいで推移しているものの、大学進学率が頭打ちになった際には、収容定員に対する割合も大幅な減少は避けられないであろう。そのため、抜本的な対策を講じる時期に来ているといつてよい。

【改善方策】

学生募集方法や入学者選抜方法の改善による入学者増はほぼ限界点に達しているといつてよい。もちろん、これからもより適切な学生募集方法や入学者選抜方法へと改善する努力は継続していく必要はあるが、そもそも対象とする大学進学者数に減少の見通しがある以上、そうした改善だけでは乗り越えられないと考えるのが妥当である。そのため、募集定員の見直し等の検討をはじめめる必要があるが、より具体的な改善方策については次項で詳述する。

b) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状】

2009（平成 21）年 5 月 1 日現在、文学部は収容定員に対して 0.72 倍にとどまっており、この数年 0.7 倍程度で推移しているため、欠員が恒常化しているといつてよい。これまでこうした事態に対して、学生募集方法や入学者選抜方法の改善を行うことで対応してきた。

具体的には、オープンキャンパスの内容の見直しと実施回数の2回から3回への増加、学内奨学金の創設による経済的支援の仕組みの整備、高等学校訪問の回数と内容の見直し、さらに、大学入試センター試験利用入試の日程の見直し、AO入試の見直し等を行ってきたところであるが、単年度で入学者が増えることはあっても、経年でみていくと収容定員に対する割合は0.7倍程度で推移している。

【点検評価】

学生募集方法や入学者選抜方法の改善によって定員充足率を向上させることはすでに限界点に達しているといつてよい。というのも、上述のように、現在までのところ様々な改善を行ってきたものの、これらが単年度では効果があったように見えても、経年ではほとんど効果がない、つまり単年度の入学者数の増減は誤差の範囲にとどまっていたと考えられるからである。これまでこれらの改善によって入学者が増加し、ひいては定員充足率が上昇すると考えてきたが、これまでの様々な改善にもかかわらず、定員充足率が横ばいであるということはこれらの改善が少なくとも定員充足率を下げないことには寄与したといえるが、上昇させることにはまったく効果がなかったことを認めざるをえない。すでに述べたように、本学が地盤とする北東北3県での大学進学者数が18歳人口の減少にもかかわらず、大学進学率が上昇し続けてきたため、現在まではほぼ横ばいであり、それに対応して文学部の在籍学生数も収容定員に対して0.7倍程度でほぼ横ばいで推移してきたが、いずれ大学進学率が頭打ちになることが見込まれるわけであるから、その際に自ずと定員充足率は横ばいから下降傾向に転じることとなる。そうなると、これまで行ってきたような学生募集方法や入学者選抜方法の改善だけでは定員を充足するどころか、さらに大きく定員を割り込んでいくことが予想される。そのため、文学部をゼロベースで見直す抜本的な改革に着手しないかぎり、定員を充足することは難しいといえる。

【改善方策】

定員を充足するためには、同一法人内にある聖愛中学高等学校との連携を強め、同校からの入学者増を図る必要がある。同校から英語・英米文学科への入学者は、2005（平成17）年度7名、2006（平成18）年度2名、2007（平成19）年度2名、2008（平成20）年度1名、2009（平成21）年度2名、同校から日本語・日本文学科への入学者は、2005（平成17）年度5名、2006（平成18）年度3名、2007（平成19）年度4名、2008（平成20）年度3名、2009（平成21）年度2名、同校から文学部全体への入学者は、2005（平成17）年度12名、2006（平成18）年度5名、2007（平成19）年度6名、2008（平成20）年度4名、2009（平成21）年度4名と減少傾向にあり、近隣の他校とそれほど差異がない程度まで落ち込んできている。そこで、遅きに失した感はあるが、本学では同校との間に高大委員会を2009（平成21）年度に立ち上げ、高校側の教員と連携して同校からの進学者を増加させる方策を検討しはじめたところである。ただ、現在割り込んでいる欠員数を埋めるためには、同校から毎年度20～30名程度の入学が必要となるが、2005（平成17）年度水準に戻ったとしてもその半分程度であり、欠員を埋めるだけの入学者増はほぼ見込めないと考えられ、こうし

た対応だけでは不十分であるといわざるをえない。

こう考えると、聖愛中学高等学校との連携を進めつつも、文学部をゼロベースで見直す抜本的な改革をすべての領域において行わなければ定員充足率の改善は見込めない。繰り返しになるが、近い将来必ず大学進学率が頭打ちになるため、このままでは定員を大きく割り込んでいくことに歯止めをかけることができない。歯止めをかけるためには、これまで行ってきたような既存の枠組みを前提とした見直し・改善では不十分で、既存の枠組みをも見直し・改善する抜本的な改革を行う必要がある。受験生にとって現行の文学部が魅力を欠いているという前提に立って、まず大幅なカリキュラムの改編を行い、場合によっては学科の再編も見通した改革が必要になるであろう。その結果、従来の学科ごとの募集定員の見直しも視野に入れざるを得ないと考えている。その他、見直しができるものはすべて見直していく必要があると考えている。

(e) 編入学者、退学者

a) 退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状】

文学部全体としては、2006（平成18）年度17名、2007（平成19）年度15名、2008（平成20）年度10名の退学者があった。退学を申し出た学生には、学務委員が必ず面談して退学の意味確認を行い、その際に退学しようとする理由について詳しく聞き取りしている。

退学者の退学理由は複数の要因によって構成されることが多いが、その主たる理由をもとに分類すれば、2007（平成19）年度に退学した15名のうち進路変更が9名、経済的理由が4名（除籍者3名を含む）、体調不良が1名、学習意欲減退が1名であり、2008（平成20）年度に退学した10名のうち進路変更が5名、経済的理由が3名、体調不良が2名となっている。

進路変更は、本学に一定程度存在すると思われる不本意入学が顕在化することは少なく、むしろ、入学したものの自分のやりたいことが違うことがわかった、大学で勉強するよりも就職して社会勉強をしたい、などのように大学入学以前に大学進学後の自分をイメージできずに入学した結果、不適應を起こすケースが多い。また、経済的理由については毎年一定程度存在しており、学費が納入できずに除籍にいたるケースも生じてきている。

文学部では休学や退学にいたらないように、出席状況管理の仕組みである学年担当者制を2006（平成18）年度から立ち上げて対応してきたところである。

【点検評価】

退学者の退学理由は必ず学務委員が面談して退学意思と理由を確認することにしており、その過程でかなり詳細に聞き取ることができている。ただ、退学理由を分析すると、大学入学前の段階で熟慮することで別の進路を選択し、退学という選択をしなくても済んだというケースが目立つ。入学前の彼らにとって大学での生活がイメージしにくいことに起因していると思われるため、これについての対策が必要である。

また、休退学者を出さないようにするために、出席状況管理の仕組みである学年担当者制を立ち上げている点では評価できる。ただ、そうした対応では進路上のミスマッチや経済的理由には対応できないことも確かである。逆にいえば、学習意欲減退による退学者が相対的に少ないという現状はこうした出席状況管理がうまく機能しているともとらえることができるはずである。

経済的に学費を納めるのが困難な学生を支援するため、本学独自の学内奨学金制度（貸与と学費半免の2種類）を創設しており、これについては一定の評価をすることができる。ただ、経済状況が激変することで学費納入ができなくなるケースもあることから、そうした緊急避難的な奨学金の必要性は指摘できる。

【改善方策】

今後も出席状況管理は継続しつつも、まず、進路上のミスマッチをできるだけ減らすために、オープンキャンパス等を通じて在学生との懇談の場を設けたり、在学生の生活の状況を伝える努力をしていきたい。これまでもそうした試みは行ってきたが、今後は大学での学修だけでなく、それ以外の生活も含めたトータルな生活状況について高校生をはじめとした受験生に伝えていきたい。

また、学内奨学金は現在のところ年度毎の申請になり、年度途中で緊急事態が生じた際には、日本学生支援機構の緊急採用・応急採用奨学金を勧めることで対応してきた。今後もこのように緊急事態においては緊急採用・応急採用奨学金を勧める対応を継続しつつも、こうした事態に対する本学独自の学内奨学金の整備は必要であろう。とりわけ、経済的理由による退学を申し出る学生のなかには、奨学金を借りてまで学業を継続したいとは思わないというものもあり、緊急対応用に学費半免の学内奨学金を創設することは急務であるといえる。

b) 編入学生および転科・転部学生の状況

【現状】

編入学生数は、2007（平成19）年度英語・英米文学科1名、日本語・日本文学科1名、2008（平成20）年度0名、2009（平成21）年度日本語・日本文学科1名となっている。なお、2年次以降、英語・英米文学科、日本語・日本文学科両学科間の転科、あるいは他学部からの転部も可能であるが、利用するケースはほとんどない。

また、本学では生涯学習を支援していく観点から、編入学募集を強化していく方針のもと、2006（平成18）年度に編入・転入・科目等履修生募集リーフレットを作成し、大学、短期大学、専門学校等関係機関に配布した。また、その際に、応募しやすいように出願資格の見直しを実施したところである。

【点検評価】

編入学生を受け入れる制度（編入生入試）及び文学部内2学科間での転科の制度、及び転部の制度は整っており、当該学生に対する履修指導等の指導体制も準備されている。ま

た、毎年若干名ではあるが、コンスタントに編入学生を受け入れていることは評価できる。

【改善方策】

現在のところ、編入学生や転科、転部学生を受け入れる仕組み、また受け入れ後の履修指導等の指導体制も整備されており、今後もこの体制を維持していくこととしたい。

(2) 社会福祉学部

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状】

a) 学部の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

本学部の入学者選抜方法は、次のとおりである。

- ①一般入試：試験入試Ⅰ期（2月入試）、試験入試Ⅱ期（3月入試）、
センター利用入試A日程（2月入試）およびB日程（3月入試）
- ②推薦入試：指定校制推薦と一般推薦
- ③社会福祉ボランティア活動推薦入試
- ④社会人推薦入試
- ⑤帰国子女入学試験

これらの各種選抜方法の制度及び実際の応募状況は以下のとおりである。

①一般入試

試験入試Ⅰ期は、2003（平成15）年度まで学力試験入試、2004（平成16）～2006（平成18）年度センター試験利用入試、2007（平成19）年度入試から学力試験入試となった。試験科目は、国語（「国語総合」近代以降の文章）を必修とし、外国語（英語Ⅰ・Ⅱ）、地歴（世界史B、日本史B、地理Bから1科目）、公民（政治経済）から1科目を選択の2科目受験である。配点は、国語100点満点、選択科目100点満点の合計200点である。

試験入試Ⅱ期は、従来社会福祉に関する講義を受講した後に、それに関連した設問について論述する方式の小論文（配点80点）と面接（配点20点）を課していたが、2010（平成22）年度から試験入試Ⅰ期と同様に学力試験入試として実施する予定である。試験科目は試験入試Ⅰ期と同様としている。入学後の学習、カリキュラムとの関連を考えると学力試験の影響が大きく、入学後の学習を発展させる基になると思われる。

センター試験利用入試A日程・B日程は、大学入試センター試験の得点を基に合否判定を行う。試験科目は、国語（「近代以降の文章」と「古文」）を必修とし、外国語（英語、ただしリスニングテストを含まず）、地歴（世界史B、日本史B、地理Bから1科目）および公民（政治経済）から1科目選択としている。配点は、国語150点満点を200点満点に換算し、選択科目の教科、科目が100点満点の場合には、200点満点に換算し、合計400点としている。

一般入試の志願者数は、2005（平成 17）年度 109 名、2006（平成 18）年度 80 名、2007（平成 19）年度 83 名、2008（平成 20）年度 62 名、2009（平成 21）年度 54 名と減少が続いており、また、合格者の定着率が予想以上に低率となり、2003（平成 15）年度から定員割れの一因となっている。

②推薦入試

推薦入学制度は、指定校制推薦と一般推薦の 2 種類がある。志願者には高等学校の成績が一定の基準に達していることを求め、また人物や適性などについて推薦を求めるものである。応募者は本学科の専願とし、他大学の併願は認めていない。それは、本学科の理念や学風、教育研究内容への理解と共感を持ち、本学科を第 1 志望とする本人の意思を期待するからである。それぞれの概要は次の通りである。

〈指定校制推薦〉

指定校制推薦は、当初、本学がキリスト教主義教育による人格の完成をめざす大学であるため、市内のキリスト教系の 2 高校のみを指定校とした。そのうちの 1 校は本学と同一学校法人内の高校である。現在は、本学のアドミッションポリシーに基づき、本学科の理念を理解する意欲ある人材を広く求めるため、指定校数はのべ 102 校に至っている。

この指定校制推薦入学制度では、志願者には学科試験を課さず、高校での全教科を総合した評定平均値が 3.1～3.3 以上であることを条件とし、合否は書類審査及び面接によって志願者の勉学意欲や目的意識、本学科への適性などについて総合的に評定して判定している。

指定校推薦入試の志願者数（附属校推薦を含む）は、2005（平成 17）年度 32 名、2006（平成 18）年度 30 名、2007（平成 19）年度 27 名、2008（平成 20）年度 27 名、2009（平成 21）年度 24 名とほぼ安定した応募者数で推移している。

〈一般推薦〉

一般推薦入学制度は、面接に加えて小論文を課している。出願の条件として 2008（平成 20）年度まで「出身学校長の推薦により、全体の評定平均値 3.5 以上」としていたが、2009（平成 21）年度より評定平均値を 3.3 以上と変更した。小論文は、社会福祉に関する資料・文献を与え、90 分、800～1,000 字において解答を求めるものである。

一般推薦入試の志願者数は、2005（平成 17）年度 14 名、2006（平成 18）年度 11 名、2007（平成 19）年度 8 名、2008（平成 20）年度 3 名、2009（平成 21）年度 5 名と減少傾向で推移している。

③社会福祉ボランティア活動推薦入試

ボランティア活動を理解し、実践した者に大学の門戸を開くことを目的に実施されている。募集人員は若干名であり、出身高等学校の長の推薦により、全体の評定平均値 3.2 以上の者としている。推薦入試と同様に応募者は本学科の専願とし、他大学の併願は認めていない。選考方法は書類審査と面接で、志願者には受験までの期間に行ったボランティア活動歴を記載する自己申告書の提出を求め、面接においてその実践についての質問を行う

ことにしている。

④社会人推薦入試

社会人の再教育という社会的ニーズに応えるため、また意欲に富んだ特別な学生を少数学科に入れることで若い一般学生への良い刺激となることも期待して導入している。募集人員は若干名であり、出願資格は、高等学校を卒業した者、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者等であり、高等学校等を卒業、もしくは修了後、有職経験 2 年以上の者としている。高等学校等を卒業後かなりの年数が経ていることを考慮し、筆記の試験は課さず、書類審査と面接で合否を決定している。

⑤帰国子女入試

募集人員は若干名であり、日本の国籍を有し、保護者の海外勤務等の事情により海外に在住し、外国の学校教育を受けた者で、外国において「学校教育における 12 年の課程」のうち、最終学年を含め 2 年以上継続して教育を受け、その課程を修了した者または修了見込みの者、並びにこれに準ずる者と文部科学大臣の指定した者を応募資格者としている。選考方法は、小論文と面接を課しているが、学科開設以来応募者はない。

【点検評価】

〈募集の時期と方法〉

受験希望者の便宜を考慮し、なるべく早期にかつ正確に入試の詳細を告知することに努めている。「学生募集要項」は、6 月に大学入試センターの全国の高校コード一覧表が固まるのを待って迅速に作成し配布している。入試広報センターの方針の 1 つとして、単にメディア媒体に頼るのではなく、こまめに学内担当者が高校訪問を行うこと、オープンキャンパス等を通じて受験希望者自らが来校して、実際に本学部の講義や雰囲気に触れ、その体験をもとに納得した上で志望できるようにしている努力は評価されると考える。

〈各種入学者選抜方法の位置づけ〉

11 月の推薦入学制度は、本学アドミッションポリシーと本学部の教育理念や学風を理解して志望する勉学意欲の強い学生を入学させることを目的としている。社会福祉ボランティア活動推薦入試は、表面的な学力だけではなく、経験・意欲・資質・潜在能力等に優れた学生を得るための制度である。一般入試は、高等学校までの学習の成果をシンプルに測る試験入試 I 期・II 期、センター試験利用入試 A・B 日程での筆記試験の得点より、合否を決定することになっている。一般入試としては、募集定員の数のうえでも 2 月の試験入試 I 期、センター試験利用入試 A 日程が主になっている。3 月入試のセンター試験利用入試 B 日程は、年度最終入試として 2007（平成 19）年度に導入し、志願者は 2007（平成 19）年度 9 名、2008（平成 20）年度 9 名、2009（平成 21）年度 6 名であった。

このように各種入試の位置づけは明確にされており、特に 11 月と 2 月の入試では異なった資質の学生を得るという目的は明確である。その目的を適正に実現するためには、実際に各種入試の入学者数のバランスが保たれていなければならない。入学者増加に結びつく広報活動の検討が重要である。加えて、東北地区の福祉系学部や学科の新設による学生募

集の影響が考えられ、より一層本学部の特色を鮮明にした広報活動が必要である。

それは、地元の弘前地区においては、高校生と教員の本学への関心は、ある程度高いものがあるとはいえ、それ以外の地区、あるいは県外となると、その知名度は低いと言わざるをえない状況であり、本学部の特色化に努めることが課題である。

【改善方策】

各種入試における合否判定に当たっては、過去のデータを精査して確率の高い定着率予測を出したうえで、合格ラインを定めるようにする。志願者減対策としては、入試制度の見直しを行い、志願者増・倍率上昇を図ることを急がなければならない。推薦入試については、指定枠を有効に使ってもらえるよう高等学校との連絡を密にするとともに、推薦制の趣旨や指定校との信頼関係に鑑み、推薦基準点を弾力的に運用するようにする。一方、指定校推薦制度の適正化のため、全く指定枠を使わない高校に対しては指定枠の取り消しや削減の措置も検討する。

(b) 入学者受け入れ方針等

【現状】

a) 入学者受け入れ方針と学部の理念・目的・教育目標との関係

b) 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

私立学校にはそれぞれ建学の理念と目的が存在する。青森県における最初のキリスト教の理念に基づく本学の建学の精神は既述の通り「畏神愛人」であり、「神を恐れ人を愛する」というキリスト教の精神に基づく人格の完成を目指している。学生を受け入れる際の方針（アドミッションポリシー）は、言うまでもなく、この教育理念・目標に叶う資質を有する学生を集めることである。しかし、北東北という社会的・経済的・地理的等の諸条件を勘案する時、その門戸はすべての受験生に開かれている大学であることが使命のひとつでもある。広い門戸の開放は、同時に私学の経営が学生納付金に大きく依存していることにもより、入学者の定員割れという事態の継続は、大学の運営に支障をきたすのみならず、その後の大学のレベル低下と志願者の減少を招くことになる。だが、数の確保が質の低下を招く恐れを内包していることを忘れてはならない。したがって、少子化の現実にあって最終的な入学者のみならず受験者の減少を最小限に止めるために学生の受け入れの面では、入試制度の改革をはじめとして、入試広報活動の拡充や小中学校生徒の大学訪問への対応や中高大連携の推進など多くの方策を検討し、実施している。本学部は数年来、大学の理念・目標に叶う資質の学生の確保及び数の確保という2つの目標を同時に達成することの困難に直面している。この困難の中でも質と量の2つの目標の達成を目指すことが入学者受け入れの方針にほかならない。

入学者選抜方法とカリキュラムとの関係を示しておく。これは、社会福祉学を学ぶうえで必要とされる基礎学力を入学者選抜方法に反映しているということである。つまり、社会福祉において相談援助業務を行う上で必要な「読み書き、話をする」という能力を入学

時に求めるということである。また、社会福祉学を学ぶ上で必要な国語や社会科学の基礎知識や外国語（英語）の最低限の基礎学力があるということが、社会科学としての社会福祉学を学ぶ上で土台となるものである。また、コミュニケーション能力を必要とする学問を学ぶことから、面接試験をとりいれている。

試験入試Ⅱ期においては、人の話を聴くということを重視して、講義を聴いてさらに試験問題に取り組むという方式を学部開設以来継続して行ってきたが、2010（平成 22）年度より試験Ⅰ期入試と同様に学力試験として実施する予定である。教科等の基礎的な力が大学の学習に影響を及ぼすものと思われる。

【点検評価】

評価の基準として①入学者受け入れ方針と本学の理念・目標とは適合しているか。②入学者受け入れ方針と入学者選抜方法とは適合しているか。③入学者受け入れ方針と入学後のカリキュラムとは適合しているか。①と②をあわせて考えれば入学者選抜方法が大学の理念に適合しているかどうかという問題である。前述した質の検討は、まさに大学の理念実現のためのものである。点検されなければならない点は、志願者の質を見分ける手段・方法が適切であるか否かにある。本学部の入試においては、試験入試Ⅰ期・Ⅱ期とセンター試験利用入試以外では、受験者全員に面接を課し、各人の本学部への志望理由や社会福祉の勉学に対する意欲・目的意識について確認を行っている。また、受験生は、年 3 回開催される学内を会場とするオープンキャンパス、東北地方を中心として行われる進学相談会等に参加している場合が多く、本大学・学部の理念や教育目標を理解した上で志望する学生が多いと推測される。さらに本学科を第 1 志望として推薦入試で入学してきた学生の特待生、及びその候補名簿に掲載される確率が試験入試による入学者に比較し高いことを考えると、入学後しっかり勉強させることをひとつの目的とする本学部の学風を理解し、一貫して学習意欲を継続させているものと考えている。このような点から考えれば、現状においては、①②ともに評価に値する状況にあると言える。しかし、少子化のなかでこのまま志願者減少が改善されない場合、学生の質の確保と数の確保の矛盾が増大することは確実である。③の問題もやはり数と質の問題に関連する。その 1 つは、入学後のカリキュラムと入試の受験科目との関係である。本学部の学力試験による入試において、入試科目を国語、外国語、地歴および公民とし、国語のみを必修とし、他 1 科目を選択としている。本学部が語学力重視を理念として謳い、例えば英語Ⅰは週 2 コマ必修（卒業要件）として設定している。入試科目で外国語が必修でないことは、理念上望ましいこととは言えない。英語（外国語）をかなり不得意とする学生が入学してきている傾向を考えた時、現在においても少人数クラスによる授業を行っているが、加えて入学後に各人の英語力を測定して学力別の少数クラスによる、きめ細かな英語の授業の開設を検討しなければならない時期をむかえている。この問題は英語に限らず、地歴・公民に関しても同様の傾向が現れており、とくに政治経済の基礎学力を欠く学生が入学し始めている事実は否めない。こうした事態への対応は、基礎演習によって補助されているが、問題は入試制度に限定されるもの

ではなく、入学者の学力低下に現状のカリキュラムが十分に対応しているか否かという学部の教育全般に通じる課題であり、総合的な検討を始めなければならない。

【改善方策】

本学の地理的位置や受験者の占める出身地を考慮した時、受験生に直接に大学キャンパスを訪問してもらい、学部の良さを体験し理解してもらう活動を積極的に展開することが必要且つ有効である。オープンキャンパス時の模擬講義のみならず、可能な範囲で実際の講義や演習を在學生とともに受講することによって、大学の理念や学科の教育目的が理解されるような活動を堅実に積み上げていくことが必要である。また、学生による授業評価等の分析をもとに学生の満足度を高めるようなカリキュラム改革も早急に実施し、魅力ある教育内容を広報活動に連動させて行くべきである。質の維持向上が数の確保に繋がり、それが大学の理念達成の基盤になるという基本的認識のもとで諸施策を行うべきである。

(c) A0 入試 (アドミッションズ・オフィス入試)

a) A0 入試(アドミッションズ・オフィス入試)を実施している場合における、その実施の適切性

【現状】

本学で学びたいという強い意志があり、将来の生き方を含み、自分をアピールできる人を総合的に判定し入学させている。

【点検評価】

A0 入試は評定平均値や筆記試験の成績等で合否判定する入試方法と異なり、志望学科の学習に対する目的や可能性を総合的に見て評価する入試方法である。

学生がどこまで自分を掘り下げて、目的や可能性、将来の夢等を把握しているかを客観的につかみたい。

【改善方策】

A0 入試の意義を忘れることなく将来を見据えて、自らの専門性を追求し、充実した学生生活を送ってほしい。そのために図書館での文献探し、良き友人との交流、教官との対話などいろいろな機会を活用してほしい。

(d) 定員管理

【現状】

a) 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

b) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

社会福祉学科の収容定員は 400 名であり、在籍者数は 254 で、在籍率は 63.5%である。過去 5 年間の入学者は、2005 (平成 17) 年度 94 名、2006 (平成 18) 年度 74 名、2007 (平成 19) 年度 66 名、2008 (平成 20) 年度 58 名、2009 (平成 21) 年度 58 名と近年は定員を割る状況にある。編転入学の定員は若干名であり、編入生は 12 名、転入生は 4 名入学している。

定員確保について、オープンキャンパスや学校訪問などいろいろな機会をとおして受験前の早い時期から、生徒及び保護者に十分説明し、本学の現状を理解した上で進路決定するよう配慮する。

【点検評価】

2000（平成12）年度の入学者は139名であり、超過率が1.39であった。これは、北東北に誕生した初めての社会福祉学部が2年目を迎え、その設立が広く周知され、受験生が242名であったことに主因がある。入学定員超過に対しては、大学の教育の質を維持し、より向上させるためには、入学定員の管理を厳密に行うことが大切という一致をみた。その後、志願者数の減少と合格者の入学率の低下により、定員を割る傾向が続いている。今後は、早急に定員確保に向けた対策を検討しなければならない。

【改善方策】

定員確保に向けた改善には、適切な志願者数増加のための対策が急務である。北東北における福祉系学科の新たな増設や受験者数の減少に対しては、社会人入学や編入学、本学部入試の特色のひとつでもある社会福祉ボランティア活動推薦入試の推薦基準の見直し等が必要である。また、本学部の特色を広くアピールし、他の福祉系学部・学科との差別化を明確にし、それを受験生に的確・容易に理解してもらう方法としてコース制の導入等の検討が必要であろう。

（e）編入学者、退学者

【現状】

a) 退学者の状況と退学理由の把握状況

退学者については、2005（平成17）年度10名、2006（平成18）年度11名、2007（平成19）年度17名、2008（平成20）年度は12名である。

退学理由をもとに分類すると、2006（平成18）年度は、進路変更2名、学習意欲減退2名、経済的理由2名、その他5名であり、2007（平成19）年度は、進路変更6名、学習意欲減退5名、経済的理由3名、その他3名、2008（平成20）年度は、進路変更4名、学習意欲減退3名、経済的理由3名、その他2名となっている。

b) 編入学生および転科・転部学生の状況

編入学者は、2005（平成17）年度1名、2006（平成18）年度5名、2007（平成19）年度3名、2008（平成20）年度1名、2009（平成21）年度2名である。転入学生は2007（平成19）年度に1名、2009（平成21）年度に3名である。

転科・転部については、過去に文学部からの転部があったこともあるが、現在の在籍生にはいない。

【点検評価】

編入学については、生涯学習社会を反映して、他の教育機関での学修経験を基礎に、本学での学修によって自己実現を図りたいという学生に対し、その機会を設け、これを活用

する学生が増加していることは本学部の長所であると評価できる。

【改善方策】

現在は、編入生に対して定員を設けず、若干名と表記している。今後の志願者及び入学者数の推移を見ながら、定員を設けることの是非を検討する必要がある。

転科、転部については、その実数がきわめて少ないことから、現状の規定に従いながら、個別に対応することが妥当と考えられる。

(3) 看護学部

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

a) 学部の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状】

本学部の入学者選抜方法と募集定員（2010（平成 22）年度）については、下表のとおりである。

学部・学科	入試種別	募集定員
看護学部 ・ 看護学科	推薦入試	15
	試験入試Ⅰ期	17
	試験入試Ⅱ期	5
	センター試験利用入試 A 日程	10
	センター試験利用入試 B 日程	3
	社会人特別入試	若干名
	計	50

上記入学者選抜方法のそれぞれのねらいと位置づけは、次のとおりである。

一般選抜における「試験入試Ⅰ期」及び「試験入試Ⅱ期」は、本学独自の学力試験による選抜とし、入学後の授業を理解できる潜在的能力を試すことにある。また、「推薦入試」では、推薦基準を高等学校の全体の評定平均値 3.8 以上の者とし、看護師・保健師の国家資格を取得できる人材を確保することをねらいとしている。また、2007（平成 19）年度より新たに「センター試験利用入試」を導入し、広範囲に人材を確保することに努めている。

【点検評価】

本学部の募集定員に対する志願者数の倍率は、2005（平成 17）年度 2.24 倍、2006（平成 18）年度 2.70 倍、2007（平成 19）年度 4.6 倍、2008（平成 20）年度 3.44 倍、2009（平成 21）年度 2.82 倍と例年 2 倍以上を堅持することができた。しかし、近年の高校生数の急減期と県内及び全国的に看護学部の新設が進んでいることもあり、志願倍率を維持すること

が難しくなることは想定される。

【改善方策】

広く人材を求めるための方策として、本学部の開設後の入学生の出身高校を参考に、2008（平成 20）年度以降の指定校推薦枠についても検討している。

（b）入学者受け入れ方針等

a) 入学者受け入れ方針と学部の理念・目的・教育目標との関係

b) 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状】

本学部の教育理念は、キリスト教の教えである「畏神愛人」を基盤にしており、教育目標は、①倫理観に培われた豊かな人間性を養い、深く人間を理解する基礎的能力、②医療チームの中で主体的かつ協調的に看護を実践できる能力と看護を発展させる能力、③社会における看護職の責任を自覚し、リーダーシップを発揮できる基礎的能力、④看護実践に必要な科学的思考や研究的態度を涵養し、根拠に基づいた総合的判断能力、⑤自己の能力を評価し、自己成長を目指しつつ社会の変革に対応できる能力、⑥国際的な視野に立って活動できる能力を持った看護専門職を教育することである。この教育方針からして、ある一定の学力を有したものであることが、受け入れの必要条件であることは言うまでもない。カリキュラムの特徴は、看護基盤、看護基礎および看護実践の 3 つの柱からなっており、試験入試において外国語（英語 I・II）の必修と国語（国語総合「近代以降の文章」）、理科（生物 I）から 1 科目選択であり、センター試験利用入試は必修科目として国語〈近代以降の文章〉と外国語〈英語〉選択科目として数学（数学 I、数学 I・A から 1 科目）、理科（理科総合 A、化学 I、理科総合 B、生物 I から 1 科目）から 1 科目の学科試験を課していることは、その考えを反映したものである。それとともに、看護は健康問題に関わる仕事を担うに足る人間的な豊かさと情熱を有した人材の確保にも努めており、面接と小論文による審査を課す推薦入試による入学者を、その募集定員数に比して高く維持している。

【点検評価】

本学部は、上記の受け入れ方針に基づいた入学者選抜の実施はまだ 5 回目であるが、卒業生を輩出したことから国家試験合格率、就職、進学先と受け入れ方針に係わる点検・評価及び長所と問題点についてのデータがひと通り出揃ったので現在解析を進めている。

【改善方策】

受け入れ方針にあるような人材、看護師・保健師の国家資格取得を目指す学生を広く発掘する方策を検討する必要がある。入試形態、在学中の学業成績、国家試験合格率および就職進学先等のデータ解析から、入試科目や試験形態の再点検も含めた多面的な改善策を学部全体で推し進めている。

(c) 定員管理

a) 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性

【現状】

2009（平成 21）年度の学生数定員 200 名に対して 232 名であり、収容定員の約 1.16 倍となっている。

【点検評価】

学部の定員を上回っており、また、著しく定員過剰でもなく、特に問題はない。

【改善方策】

全国的に看護学部の開設が加速し、近隣にも看護学部を有する大学が開設したことにより、入学定員を維持するよう努めなければならない。

組織改組あるいは定員変更等についての検討はしていない。

b) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

収容定員の約 1.16 倍となっており、著しい欠員や定員超過は生じていない。

(d) 編入学者、退学者

a) 退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状】

退学者（除籍者を含む）の数は、2006（平成 18）年 3 名、2007（平成 19）年 2 名、2008（平成 20）年 6 名である。退学を希望する学生に対しては、退学届を提出する前に少なくとも一度は本学部学務主任、担任教員が学生と面談している。

最近では、長期の不況による家庭の経済的問題から修学を継続することが困難になる学生が増加している傾向がある。

【点検評価】

退学者に限らず看護学部としては問題のある学生の早期把握や相談、カウンセラーや医療、保護者との緊密な連絡、教員間の情報の共有を努めて心がけて対処している。

また、他学部に比べて授業料等の学費の負担が大きいことから、経済的理由も大きな要因として考える必要がある。

【改善方策】

今後も、不本意入学や、経済的理由からやむを得ず退学する学生が出てくることを想定して対応を検討する必要がある。また、経済的な支援については、最大限可能となるような本学の奨学金制度の見直しを含めて検討する。さらに、学生理解を深めるチューター制の充実を図って、成績不良や出席不良、修得単位数不足等の修学関係の理由による退学者の防止にも真摯に努めていきたい。

b) 編入学生および転科・転部学生の状況

【現状】

現在、編入学の制度はない。また、学部の性格上、他学部との間で転部による学生の転出、転入は行われていない。

3 大学院研究科における学生の受け入れ

(1) 文学研究科

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

a) 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状】

組織的には入試広報センターが学生募集（広報業務）に関する業務を管轄している。

学生募集の対象は、一般入試希望者と社会人入試希望者からなる。『大学院案内』を全国の大学や教育機関に広く送付している。また、大学院のリーフレットを作成し、大学院のアドミッションポリシーやカリキュラム、教員の写真、主な著書などを紹介し、これを『大学院案内』とともに送付している。また、これらと同じ内容をホームページに掲載している。学内では学部学生対象の「大学院進学説明会」を開催している。

本大学院研究科の入学試験は、2回（10月と3月）行われる。入学選抜は一般入試と社会人入試に分けて実施している。入学者の選抜は、論文記述（専門科目）試験、口述試問、出願書類審査および健康診断書の結果を総合して行っている。出願書類には、卒業論文及び研究報告書等があればその写し（作成していない場合は提出不要）、志望理由書、研究計画書がある。入学定員は、一般入試では前期5名、後期2名とし、社会人入試では前期5名、後期2名である。

【点検評価】

2005（平成17）年度第1期生の入学者4名（うちリカレントが2名）、2006（平成18）年度第2期生の入学者2名、2007（平成19）年度第3期生の入学者1名、2008（平成20）年度第4期生の入学者0名と、入学者は大幅に減少している。しかし、2009（平成21）年度第5期生は5名入学している。

この事態をこの項目に即して点検してみると、入学者選抜方法にはさほどの問題はなく、学生募集の方法に改善が必要である。とくに一般市民の応募がなく、本大学院研究科の存在をさらに広報する必要がある。

そこで、次のような方策を講じている。

- ① 専門領域を生かした一般向けの著作活動、講演などに努める。
- ② 専門の分野の研究を推進し、活字論文に発表することに努め、研究書を発刊するよう、奨励し、本大学院研究科の活性化を推進している。
- ③ 関係する学会を誘致する。例えば、2007（平成19）年6月に日本口承文芸学会の大会を

誘致し、この地域の文芸・文化を主題とした講演、シンポジウムを催した。この際、学生をアルバイトに雇って学会活動を担ってもらい、全国レベルの研究者に接するようにしている。

- ④本学院出身教職員会（弘前学院の出身で、青森県の教職員になっている 400 名余）を 2006（平成 18）年に立ち上げた。この会によって、将来的に本大学院研究科のリカレント（専修免許）教育を受けてもらい、ひいては学部の学生増に結びつける。
- ⑤弘前市の NHK 文化講座に教員を講師として派遣し（2006（平成 18）年 4 月から 2008（平成 20）年 3 月まで延べ 8 名を派遣）、本大学の存在を市民に示している。
- ⑥地域の文化活動に積極的に参画する。例えば、2006（平成 18）年 10 月に開催された「フォーラム岩木山信仰と神楽」などに、本大学院教員が参画し、その結果を本学附属の地域総合文化研究所刊の『地域学』V 巻に掲載して出版し、市民に還元している。
- ⑦2007（平成 19）年 9 月に開催された「フォーラム陸羯南」などに、本大学院教員が参画し、本大学院の存在を市民にアピールしている。
- ⑧本学の地域総合文化研究所が毎年、数回催す講演会、また県教育委員会主催のあすなろ県民カレッジなどで、発掘した地域文化や、日本文学の魅力を発表している。
- ⑨インターネットで教員の専門領域の紹介、著書の紹介をしている。

【改善方策】

一層の宣伝活動を行い、上記①～⑨の活動をさらに強力で押し進める。例えば、⑨で過去 5 年間の業績もインターネットに載せる。

（b）学内推薦制度

- a) 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
本大学院研究科では成績優秀者等に対する学内推薦制度を設けていない。

（c）門戸開放

- a) 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状】

他大学に広く門戸を開くという趣旨を、『大学院案内』、大学院リーフレット、ホームページ、本学出身教職員会、NHK 文化講座などを通じて、広く宣伝している。

また、図書館の夜間開館、授業の夜間講義など、最大限の便宜を図っている。また、科目等履修生制度と社会人の聴講生制度を 2007（平成 19）年度に立ち上げたところである。

最近の実績としては、盛岡大学文学部から 1 名を受け入れている。

【点検評価】

門戸開放の趣旨が、円滑に実施されていない。

【改善方策】

上記「学生募集方法、入学者選抜方法」の項目で述べたように、一層の宣伝活動を行い、

①～⑨の活動をさらに強力に推し進める。

また、2007（平成 19）年 10 月に、弘前市内の 6 つの高等教育機関が「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」を立ち上げ、様々な点で共同、協力する地盤を固めた。具体的な事業等の検討はこれからの問題である。大学院についても、相互の研究学修機会の乗り入れなどが検討されるものと期待される。

（d）「飛び入学」

a) 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

本大学院研究科では「飛び入学」制度を設けていない。

（e）社会人の受け入れ

a) 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状】

中学・高校の教員、家庭の主婦、年配者にも広く門戸を開くという趣旨のもとに、広く宣伝している。図書館の夜間開館、授業の夜間講義など、最大限の便宜を図っている。2005（平成 17）年度には社会人入学として 2 名の入学を認め、2009（平成 21）年度には社会人入学として 4 名の入学を認めた。

【点検評価】

社会人への門戸開放の趣旨が、円滑に実施されていない。

【改善方策】

上記「学生募集方法、入学者選抜方法」の項目で述べたように、一層の宣伝活動を行い、①～⑨の活動をさらに強力に推し進める。

（f）科目等履修生、研究生等

a) 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状】

科目等履修生については、2007（平成 19）年に「弘前学院大学大学院科目等履修生規程」を制定してある。その出願資格は、学士と同等の学力があると認められる者である。履修期間は、履修を許可された年の 4 月から 9 月末日、10 月から翌年の 3 月末日までである。なお、許可を得て引き続き履修することもできる。

研究生については、2007（平成 19）年に「弘前学院大学大学院研究生規程」を制定してある。その出願資格、履修期間は、「弘前学院大学大学院科目等履修生規程」と同じである。

聴講生については、規程がない。

実績としては、2007（平成 19）年度に科目等履修生 1 名がいるのみで、前期・後期ともに在籍している。

聴講生の制度はないものの、実態として聴講生は存在する。大学院の講義系の科目が学

部の3・4年次に自由選択科目として指定されている。自由選択科目は、担当教員の判断によって開放講義にもできることになっている。したがって、一般市民が大学院の講義系の科目を聴講でき、2007（平成19）年度前期に2名の聴講生がいる。

【点検評価】

それなりに規程を設け、受け入れ態勢を整備している。しかし、運用例が少ない。

【改善方策】

これらの制度がもっと活用されるように、広く情報を流すことが必要だろう。また、これらの制度によって受講している学生・市民によるクチコミによって受講生が増えるように、優れた講義をしたい。

（g）定員管理

a) 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

【現状】

2005（平成17）年度（初年度）入学者4名（充足率40%）、2006（平成18）年度入学者2名（充足率20%）、2007（平成19）年度入学者1名（充足率20%）、2008（平成20）年度入学者0名（充足率0%）と、減少している。しかし、2009（平成21）年度入学者5名（充足率50%）と回復している。

【点検評価】

以上のように、設立当初の見込みが大きく外れ、学生確保のための措置が本大学院が現在抱える最大の課題になっている。

上記「学生募集方法、入学者選抜方法」①～⑨で述べたような方策を講じている。

【改善方策】

上記「学生募集方法、入学者選抜方法」の項目で述べたように、一層の宣伝活動を行い、①～⑨の活動をさらに強力に推し進める。さらに加えて、⑩「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」で本学の人材を有効に活用してもらおう。⑪公費で行える公立学校教員のリカレントは、旧国立大学に限ってなされているので、これを専修免許を出せる県内の大学に拡大してもらおう。

本学出身の県内における中学校の英語・国語教員の割合は、全体の約20%は占めており、本県の教育界に少なからぬ貢献をしている。地方大学の責務は、地方・地域の発展に寄与することなので、この実績を県教育委員会に認めてもらい、リカレント教育に対する官と民の格差を解消してもらおうよう努めたい。

b) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状】

1学年の定員10名に対して、1回生4名、2回生2名、3回生1名、4回生0名、5回生5名が入学し、著しい欠員が恒常的に生じている。

【点検評価】

文学研究科の母体となる文学部日本語・日本文学科の定員が1年50名に対して、入学者が平均すると35～40名程度である。研究科が創設される際の事前アンケートによると、学部学生のみならず既卒者にも多く入学者が見られた。しかし、開設してみると当初の見込みを大幅に割り続けている。その背景を分析してみると、①北東北地方の地域経済の不振、②官尊民卑の風潮、③県教育委員会の実施するリカレント教育の指定校が特定の国立大学法人に偏っていること、などの諸要因がある。こうしてみると、設立した時の状況分析が甘かったかもしれない。

【改善方策】

①本研究科が日本文化のみならず地域に根差した地域文化の発掘・発信を今以上に推進し、全国に通用するのみならず地域の振興にも資する人材を育成していることを、地域社会にもっとアピールする。②英語・英米文学科から進学して、日本古典文学を専攻した例がある。すなわち、外国文化の専攻者のなかに、自国の文化を知ろうという回帰現象が見られるので、英語・英米文学科の学生にも日本文化研究の魅力をアピールする。③大学院生を徹底的に指導・支援し、就職先を確保させる。④社会人入学に力を注ぐ。教員志望の社会人院生の事情に応じた時間割を用意し、必要な場合には夜間講義を設ける。

(2) 社会福祉学研究科

(a) 学生募集方法、入学者選抜方法

a) 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状】

学生募集は、学内はもとより全国の社会福祉系の短期大学・4年制大学に向けて年間を通じて前期(10月)と後期(3月)の2回行っている。入学者選抜は一般入試と社会人入試に分けて実施している。

健康診断書を含めた一般的書類選考に加えて、試験科目は専門試験、外国語試験(2008(平成20)年度から取り止め)、口述試問から成る。ただし、社会人入試において2007(平成19)年度までは外国語試験を免除し、研究報告書に替えて評価していた。入学定員は、一般入試が前期5名、後期2名であり、社会人入試では前期2名、後期1名としてそれぞれ募集している。

【点検評価】

受験資格に関係する事項が大いに問題である。一般入試で社会福祉学以外の専攻者は、入学後に社会福祉士国家試験指定科目を中心とする学部授業科目の履修を勧めることにしているが、短期大学・専門学校・専修学校卒業生の場合、社会福祉関連機関又は施設の勤務歴3年以上となっていて、受験生にとっては他に較べていけば敷居が低いと言える。通常であれば勤務歴が少なくても5年ないし8年としている例が多い中で、このようにした

理由は、ベースとなっている社会福祉学部が新設間もないことや、それに北東北という地域性を考慮した上でとった措置である。

【改善方策】

きわめて現実的な選択だが、応募者が定員を充たし、受験生の質が向上してくるのであれば、受験資格をより高度なものに変えていくことができるが、過去 7 年間の動向については、応募者の減少傾向が見られており、目下のところ受験資格の変更は難しい。なおまた、折角希望を持って入学してきても、休、退学のやむなきにいたる学生が少なからずいるが、その主な理由が経済的問題であることを配慮して、できる限りの支援を考えていきたいと考えている。

今後は一層の宣伝活動を行う必要性を感じると共に、より魅力ある大学院としての早急な内容充実もまた焦眉の急を要する課題である。

(b) 学内推薦制度

a) 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
本大学院研究科では成績優秀者等に対する学内推薦制度を設けていない。

(c) 門戸開放

a) 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状】

他大学にひろく門戸を開放するという趣旨の説明は「大学院学生募集要項」や「大学院リーフレット」、「大学ホームページ」、「新聞広告」、学内大学院説明会等において随時行っている。学生の便宜供与のために、図書館の夜間開館、授業の夜間実施、課外補講などの便宜を図っている。

【点検評価】

東北、関東、関西一円から社会人及び一般学生の進学を受け入れており、全国的に浸透してきており、次第に成果が上がってきている。

【改善方策】

入試方法の改善を図り、論文試験、面接試験に重点を置くようにした。一般学生の応募の増加を図るため、近縁大学への働きかけの強化を図っている。

(d) 「飛び入学」

a) 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
本大学院研究科では「飛び入学」制度を設けていない。

(e) 社会人の受け入れ

a) 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状】

年齢・性別を問わず、広く社会人に門戸を開放するという趣旨の下に、社会福祉機関・施設、医療機関での勤務経験のある社会人を積極的に受け入れることとし、図書館の夜間開館、必要に応じて講義の夜間開講など、最大限の便宜を図っている。

【点検評価】

開学以来の社会人の入学実績をみると以下の通りである。

2003（平成 15）年度 14 名中 9 名、2004（平成 16）年度 7 名中 3 名、
2005（平成 17）年度 3 名中 2 名、2006（平成 18）年度 1 名中 0 名、
2007（平成 19）年度 6 名中 3 名、2008（平成 20）年度 3 名中 3 名、
2009（平成 21）年度 6 名中 3 名

社会人の入学を積極的に図り、リカレント教育の実を挙げるとした当初の努力目標は、達成されつつあると思われる。年齢が 20 代から 60 代と幅広いスパンがあり、個々人への対応に、指導上一層の工夫と配慮を必要とする。学生は有給年次休暇を利用し、職場の理解が得られていることは幸いである。

【改善方策】

社会人学生、特に女性には休息室が必要である。幸い演習室があるのでそれを利用してもらっている。遠隔からの通学生には、行事等の予定を事前に早くから通知することも大切である。電話、ファックス等を利用して予定変更の通知や都合の問い合わせをすることになっている。

(f) 科目等履修生、研究生等

a) 大学院研究科における科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状】

2007（平成 19）年に大学院における科目等履修生、研究生規程を整備したが、該当者は出していない。

(g) 定員管理

【現状】

a) 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

学生の入学定員は 10 名、収容定員 20 名である。2003（平成 15）年度入学者 14 名（うち退学者 2 名、休学者 2 名）、2004（平成 16）年度 7 名、2005（平成 17）年度 3 名、2006（平成 18）年度 1 名、2007（平成 19）年度 6 名、2008（平成 20）年度 3 名、2009（平成 21）年度 6 名となっていて、いずれも収容定員内の在籍者数である。入学者が減少傾向にあるため目下種々努力を重ねているところである。

b) 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

研究科開設以来7年間を経過したが、平均すると定員10名中57%の入学率となっている。年度により起伏がある。研究科としては、担当教員が学部科目を兼担しているところから、所属ゼミ生の勧誘、一般講義・演習等に於ける啓蒙活動を奨励している。

また、他大学学部・大学院、関係機関、民間団体への働きかけを積極的に行うようにしている。いまのところ期待したほどの成果は挙がっておらず、当面定員の50%以上の維持を努力目標として、定員充足を達成することを目指している。

【点検評価】

研究科設置当初2年間は定員10名に対して、7-14名の入学者をみたが、2005（平成17）年度以降の入学者は平均3.8名にとどまっている。一般学生と社会人学生の割合は1対2である。本研究科は学生募集にあたり、社会福祉学部を有する全国の大学を対象に公募している。その結果として応募者の出身地は青森県、岩手県、宮城県をはじめ関西地方、首都圏にまで及んでいる。

【改善方策】

入学定員を充足するためには、第1に学部との連携をこれまで以上により緊密にして、学部生のための定期的な大学院のオープンキャンパスや公開講座の実施が考えられる。また、従来も試みてきた新聞、テレビ、雑誌などの広告宣伝のいっそうの努力を惜しまないことである。

第2は、遠隔地からの社会人学生（首都圏、関西地方など）のために、出張講義の実施やITによるネット講義も試みられてよい。

第3には、北海道道南地域、北東北地域に大学院サテライトを設置する試みである。青森県内であれば、八戸市、青森市が適地であると思われる。これにより自宅、勤務地からの通学が可能になる。

第5章 学生生活

【到達目標】

本学では、キリスト教主義教育に基づく少人数教育という大きな目標を掲げ、学生生活のあり方もこれに基づいたものとしてとらえられている。つまり、学生 1 人ひとりの顔と名前が一致し、気軽に学生と教員・職員が交流できる大学生活を目指している。例えば、就職支援など、学生の個性・適性に基づいたきめ細やかな指導や、学生相談など学生のプライバシーに踏み込まざるを得ない支援などは、その最たるものであろう。

また、キャンパスがほぼひとつの状態であることから、学生間の心的距離も近く、大学としての一体感をもとにした友好的学生生活がおくれることを目指している。

(1) 学部学生の学生生活

本学は、3 学部 4 学科を有するが、学生生活への配慮については、大学全体で、教職員連携のもと行っているものが大部分である。そのため、ここでは、大学全体の取り組みについて述べ、学部ごとの別がある場合には、その中で触れていくこととする。

(a) 学生への経済的支援

a) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状】

本学における奨学金制度には、経済的理由により授業料納入が困難と認められる者に対して①奨学金を貸与するもの、②授業料を減免するものがある。前者には、学内奨学金と学外の奨学金（日本学生支援機構と地方公共団体・民間団体の奨学金）がある。後者は学内奨学金である。この他に、学業成績が優秀であり人物的にも優良であるものに対し授業料を免除する特待生制度がある。

これらの各種支援については、学生全員に配布する『学生便覧』に「学生生活」の項目を設け、各種奨学金制度について具体的な説明を記載しているほか、入学時オリエンテーションにおいて説明を行い、周知を図っている。

(学内奨学金)

学内奨学金は、「弘前学院大学学内奨学金」と称し、貸与制の「弘前学院奨学金(貸与)」および免除制の「弘前学院大学学内奨学金(免除)」がある。「弘前学院奨学金(貸与)」は、希望者に月額 32,000 円を無利子で貸与するもので、日本学生支援機構奨学生推薦基準に準じて選考を行っている。卒業年から貸与年数の 2 倍の年数で返還する。貸与人数は各学部・各学年 5 名以内である。詳細は、「弘前学院奨学制度規定」に定められている。

「弘前学院大学学内奨学金(免除)」は、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により就学が困難と認められる本学在学 2 年目以上の学生に対し、各学部の年間授業料の 2 分の 1 相当額を免除するものである。詳細は、「弘前学院大学学内奨学金(免除)に関する規則」に定められている。昨今の経済状況の悪化から経済的理由で退学するものが増えたため、学

生の学業成就に資することを目的に 2003（平成 15）年度から設けられた制度である。

採用人数は、在学者数に応じて決められており、文学部 7 名、社会福祉学部 8 名、看護学部 5 名であるが、年度により変更する場合もあり得る。

弘前学院奨学金(貸与)採用者数

学年	2006（平成 18）年度						2007（平成 19）年度					
	文学部		社会福祉学部		看護学部		文学部		社会福祉学部		看護学部	
	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数
1 年	0	0	1	0	6	2	4	2	2	1	8	3
2 年	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
3 年	1	1	5	5	0	0	2	1	1	1	0	0
4 年	3	3	0	0	0	0	1	1	3	3	0	0
計	5	5	6	5	6	2	8	5	6	5	10	5

学年	2008（平成 20）年度						2009（平成 21）年度					
	文学部		社会福祉学部		看護学部		文学部		社会福祉学部		看護学部	
	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数
1 年	6	2	6	1	7	1	3	3	6	4	2	1
2 年	4	3	1	0	4	4	2	2	0	0	2	1
3 年	2	1	1	0	2	1	2	2	0	0	4	4
4 年	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
計	13	7	9	2	13	6	8	8	6	4	9	7

弘前学院大学学内奨学金(免除)採用者数

学年	2006 (平成 18) 年度						2007 (平成 19) 年度					
	文学部		社会福祉学部		看護学部		文学部		社会福祉学部		看護学部	
	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数
1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2年	1	0	11	1	13	5	2	1	3	0	8	2
3年	4	1	13	4	0	0	3	3	11	4	15	3
4年	7	6	7	3	0	0	3	3	7	4	0	0
計	12	7	31	8	13	5	8	7	21	8	23	5

学年	2008 (平成 20) 年度						2009 (平成 21) 年度					
	文学部		社会福祉学部		看護学部		文学部		社会福祉学部		看護学部	
	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数
1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2年	13	3	4	1	9	1	5	3	1	0	7	3
3年	3	0	2	1	5	2	7	2	5	3	6	0
4年	4	2	9	3	9	2	0	0	4	2	4	2
計	20	5	15	5	23	5	12	5	10	5	17	5

注1: 1年生でも留年等の事情で在学2年目以降となれば申請資格がある。

(学外奨学金)

① 日本学生支援機構奨学金

(a) 第1種奨学金(無利子)と(b)第2種奨学金(きぼう21プラン、有利子)がある。貸与額は、1ヵ月当たり(a)は自宅通学生30,000円・54,000円、自宅外通学生30,000円・64,000円、(b)は30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円の中から希望額を選択する。採用人数は毎年日本学生支援機構から内示される。貸与期間は標準修業年限を限度とする。

また、学費支弁者の失職・就労不能や家業の倒産など経済環境が急速に悪化した学生を対象とする緊急採用(第1種)、応急採用(第2種)があり、2006(平成18)年度は1名(緊急4年生1名)、2007(平成19)年度は、1名(応急2年生1名)が利用している。

年度	学年	第1種		第2種		計	
		申請者数	採用者数	申請者数	採用者数	申請者数	採用者数
2006 (平成18) 年度	1年	15	13	34	33	49	46
	2年	3	2	0	0	3	2
	3年	2	0	0	0	2	0
	4年	1	1	0	0	1	1
	計	21	16	34	33	55	49
2007 (平成19) 年度	1年	25	12	45	38	70	50
	2年	1	0	3	3	4	3
	3年	1	1	2	2	3	3
	4年	0	0	0	0	0	0
	計	27	13	50	43	77	56
2008 (平成20) 年度	1年	21	17	75	69	96	86
	2年	2	1	4	0	6	1
	3年	3	0	5	0	8	0
	4年	0	0	0	0	0	0
	計	26	18	84	69	110	87
2009 (平成21) 年度	1年	29	20	82	75	111	95
	2年	1	0	1	1	2	1
	3年	1	1	1	1	2	2
	4年	0	0	1	1	1	1
	計	31	21	85	78	116	99

② 地方公共団体奨学金

弘前、青森、八戸各市と青森県教育厚生会の奨学金(貸与)を紹介している。また、看護学部学生には、秋田県看護職員就学資金の紹介も行っている。

各市奨学金の申請条件は、各市の在住家庭(八戸市は2年以上)の子女であることである。貸与額は、1ヵ月当り弘前市25,000円、青森市33,000円、八戸市は25,000円または40,000円から希望額を選択する。弘前・青森は他の奨学金との併用不可、八戸は併用可である。

学生の申請に基づき、5、6月に選考を行っている。2006(平成18)年度の利用者は4名(弘前:1年生1名・2年生1名、計2名、青森:計0名、八戸:3年生1名・4年生1名、計2名)、2007(平成19)年度の利用者は3名(弘前:2年生1名・3年生1名、計2名、青森:計0名、八戸:4年生1名、計1名)、2008(平成20)年度の利用者は3名(弘前:3

年生1名・4年生1名、計2名、青森：計0名、八戸：2年生1名、計1名）、2009（平成21）年度の利用者は2名（弘前：1年生1名、計1名、青森：計0名、八戸：1年生1名、計1名）であった。

青森県教育厚生会奨学金は、青森県に5年以上在住する人の子女が対象で、第1種（年額400,000円）、第2種（年額300,000円）の2種類があり、他の奨学金との併用可である。2006（平成18）年度の利用者は10名（1年生1名・2年生3名・4年生6名）、2007（平成19）年度の利用者は10名（1年生5名・2年生1名・3年生4名）、2008（平成20）年度の利用者は15名（1年生4名・2年生5名・3年生2名・4年生4名）、2009（平成21）年度の利用者は15名（1年生2名・2年生5名・3年生5名・4年生3名）であった。

秋田県看護職員就学資金は、看護学部学生のみが対象である。月額36,000円が貸与されるが、秋田県の医療施設等で5年間勤務した場合、返済の全額免除を申請できる。2006（平成18）年度の利用者は2名、2007（平成19）年度の利用者は3名、2008（平成20）年度の利用者は3名、2009（平成21）年度は0名である。

③ 民間団体奨学金

交通遺児育英会、あしなが育英会の紹介をしている。2006（平成18）年度、2007（平成19）年度、2008（平成20）年度は、申請者がなかったが、2009（平成21）年度は、あしなが育英会1名の採用があった。

（特待生制度）

成績優秀者に対し、各学部各学科とも各学年1名（ただし、社会福祉学科については各学年100名以上の場合には2名）を特待生とし、授業料が全額免除される。

これは、成績優秀者を顕彰することにより、学問研究を奨励することを目的としており、経済的支援を目的とした他の奨学金とは異なる。

1年生については、志望者に対し特待生選考試験を行い、2年生以上については前年度の成績に基づいて選考される。特待生制度に関する詳細は、「弘前学院大学特待生に関する規則」に定められている。

【点検評価】

（学内奨学金）

「弘前学院学内奨学金（貸与）」については、貸与額の大きい日本学生支援機構奨学金を利用する学生が多いため、用意された枠に比して利用者が少ない。貸与額は少ないが、無利子であるという点は日本学生支援機構第2種奨学金に比べ有利であるので、学生の選択の幅を広げられるという意義がある。

「弘前学院学内奨学金（免除）」については、休退学の理由に経済的困難をあげる学生が増加しており、授業料支払いが困難であるが学業成就への意志が強い学生を救済するのに大いに意義がある。

導入当初は、4月の成績発表後、学生の成績確認が済んでから選考し、一旦授業料全額を払い込んだ後、採用者に対しては半額を返還するという手続をとっていたが、煩雑である

ため、2006（平成 18）年度から授業料納付前に採用者を決定し、授業料半額のみを払い込むように改めた。

（学外奨学金）

日本学生支援機構第 1 種奨学金は希望者が多いが採用数は少ないため、学生の希望通りにならないことも多い。

また、日本学生支援機構奨学規定第 16 条に基づく適格認定手続として、学業不振の学生については成績確定後早期に面接を行い、その結果も考慮して廃止・停止・激励の処分を行い日本学生支援機構に報告しているが、少なからぬ学生が対象になっている。奨学生は学業に真摯に取り組むことが求められているが、学費・生活費を自力で工面しなければならず、極端にアルバイトに依存している学生もいる。その結果、原級留置・成績不振等で奨学金を停止・廃止され、ますますアルバイトをしなければならなくなる学生も稀に見られる。

（特待生制度）

成績優秀者の中には、特待生を目指して学業に励むものもあり、一定の成果をあげていると考えられる。

文学部では、規約の上では、各学科各学年 1 名となっているが、2001（平成 13）年度以降は、入学者数の減少から、文学部全体で各学年 1 名を採用しているのが現状である。しかしながら、必修科目等の履修条件が 2 学科で異なるため、同一の基準で評価できるかという点で問題がある。

また、社会福祉学部においても、2003（平成 15）年度以降に入学した学年については、学年の学生数が 100 名を下回り、採用者が 1 名にとどまっているため、文学部、社会福祉学部とも、僅差で成績上位者が固まる場合も、首位の学生しか評価されないのが現状である。

【改善方策】

景気の低迷や家庭事情の急変など、学生が修学困難になる事情を早期に把握することは難しい。しかし、授業料の納入状況、家計を支えるためのアルバイトのし過ぎによる学業不振等に一定の兆候を見ることは可能である。そのためには、教員・職員・関係各部署間の情報交換を密にし、連携を深めて行く必要がある。学業不振の学生に対する方策としては、経済的な支援が学業の充実につながるよう、奨学生の義務を自覚させ、成績不振者を減らして行く必要がある。学業とアルバイトのバランスが取れた学生生活の指導を、面接等の際にしていくことが効果的であろう。

b) 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

【現状】

掲示や年度当初の新生および在学生オリエンテーション時に配布する書類で奨学金の説明会の案内をしている。説明会に来られなかった学生には、学生課窓口で個別に対応し

ている。また、奨学金の一覧は学生便覧とホームページにも記載している。

説明会では、学生課職員が、併用の仕方や手続きの間違えやすい点の注意などを懇切に説明しているが、一般に奨学金の手続き書類は煩雑であるため、よく理解できなかった点については学生課窓口で遠慮なく質問するように促している。

また、日本学生支援機構奨学金は学業成績不振時に、停止または廃止されることがあるため、奨学生が修得すべき学年毎の標準単位数を掲示し、注意を喚起している。

【点検評価】

経済的に苦しい学生やその家庭にとって、奨学金は学業継続のための生命線であり、奨学金を必要とする学生の多くは、掲示に関心をもって見ているようである。しかし、過去には弘前学院学内奨学金(免除)の申請をしなかった学生が授業料未納のため除籍となったケースもあるので、一層の周知方法の工夫が必要である。

奨学金の手続きには、複雑なものが多い。例えば、学生支援機構奨学金では、第1種と第2種を組み合わせた申請方法が7種類ある。このような煩雑な申請手続きの全体を学生が完璧に理解するのは困難で、申請書類に不審な点があれば、学生課から学生に個別に連絡をとって確認している状況であるが、事務的な負担は非常に大きい。

奨学金には、適格認定をするものもあり、継続のための手続きも必要となる。掲示で呼び出しを行っているが、採用時に比べると学生の関心が薄く、学生課になかなか現れない学生もいる。

【改善方策】

奨学金手続きの複雑さについては、毎年想定外の事態が現れるのが現状である。例えば、学生支援機構奨学金で、すでに予約採用(高校在学時に採用が決定)されているにも関わらず、在学採用(入学後に申し込み)の申請を行った事例があった。地道ではあるが、このような特異事例をチェックポイントに加えていくことが着実な改善につながると考える。

学内奨学金の申請書類については、ホームページからのダウンロードも将来の課題として考えられる。

(b) 生活相談等

a) 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

【現状】

学生への心身の健康保持・増進および安全・衛生について中心となるのは、学生課ならびに学生課職員と各学部の教員から構成される学生委員会である。この両者が、必要に応じて連携しながら、業務・活動をすすめている。

本学では、定期健康診断を毎年年度当初に実施しており、身長・体重・血圧測定、視力および尿の検査、胸部X線撮影および内科検診など、毎年、ほぼ全学生が受診している。

2007（平成19）年度 定期健診受診状況

学部	学年	在籍者数	受診者数	受診率
文学部	1年	93	90	96.8%
	2年	75	67	89.3%
	3年	72	54	75.0%
	4年	75	67	89.3%
社会福祉学部	1年	67	65	97.0%
	2年	71	64	90.1%
	3年	99	88	88.9%
	4年	96	87	90.6%
看護学部	1年	63	63	100.0%
	2年	63	63	100.0%
	3年	57	57	100.0%

2008（平成20）年度 定期健診受診状況

学部	学年	在籍者数 (休学者を除)	受診者数	受診率
文学部	1年	53	52	98.1%
	2年	91	85	93.4%
	3年	63	60	95.2%
	4年	69	65	94.2%
社会福祉学部	1年	57	57	100.0%
	2年	61	60	98.4%
	3年	69	69	100.0%
	4年	94	92	97.9%
看護学部	1年	62	62	100%
	2年	62	62	100%
	3年	61	61	100%
	4年	56	56	100%

2009（平成 21）年度 定期健診受診状況

学部	学年	在籍者数 (休学者を除)	受診者数	受診率
文学部	1 年	79	79	100.0%
	2 年	51	51	100.0%
	3 年	87	84	96.6%
	4 年	65	62	95.4%
社会福祉学部	1 年	57	57	100.0%
	2 年	54	51	94.4%
	3 年	63	62	98.4%
	4 年	75	73	97.3%
看護学部	1 年	48	48	100%
	2 年	57	57	100%
	3 年	62	62	100%
	4 年	63	63	100%

2 号館 1 階に保健室を有している。ここには、ベッド 2 台やソファーセットのほか、担架等の器具が配置されている。普段は施錠されており無人だが、事務室に申し出れば、いつでも利用できる。

気分が悪くなるなどした学生には、保健室のほか、事務室に備えられた医薬品（風邪薬、痛み止めおよび胃腸薬など）を提供して応急処置にあたっている（なお、事務室には、万一の応急処置が必要な場合にそなえ、AED（自動体外式除細動器）も配置されている）。

また、月 1 回定期的（第 2 木曜日午後）に健康相談日を設け、学外から医師に来てもらって、健康相談に応じている。

これらとは別に、受動喫煙による被害を防ぐため、健康増進法の施行にともなって、2004（平成 16）年 11 月から校舎内を禁煙とし、2005（平成 17）年度より、キャンパス内を全面禁煙とした。

これらの他、不定期ながら、学外から講師を招いて、学生対象の講演会を催して、健康に関する知識の普及をはかっている。

【点検評価】

定期健康診断の実施、保健室の設置、医薬品の常備、学校医による健康相談の実施、キャンパス内の全面禁煙の実現および健康講演会等、本学では、学生の健康保持・増進に向けての基本的な機能をもち、一定の活動を行ってきたといえる。

また、文学部では障害をもった学生に対する支援は、暫定的なものではあるが、一定の成果をあげてきたといえる。

その一方で、問題点もあげられる。保健室については、暖房設備のみで冷房がなく、し

かも、冬季は普段暖房が入っておらず、使用時にのみ暖房をいれているのが現状である。また、保健室は、文学部と社会福祉学部の学生は利用可能であるが、看護学部の学生の利用は困難（特に冬季）であるため、6号館では畳敷きの守衛室に布団を常備して、保健室を兼ねている状況にあったが、2006（平成18）年度から2階調理準備室に臨時的に、ベッドを配置して利用している。学生の利用状況は年間1名～2名である。

また、健康相談日については、回数が少ないこと、必ずしも多くの学生が利用しやすい日時に設定されていないこともあり、あまり利用されていない現状にある。

キャンパス内全面禁煙については、喫煙のあるなしにかかわらず、大部分の学生がキャンパス内禁煙を遵守しており、学生からは一定の理解がえられたものと思われる。ただし、これを遵守せず、トイレ等で窓をあけてタバコを吸う若干の学生がいるため、冬季、トイレが極端な低温になっていることがあるなど、学内の健康・衛生面での思わぬ影響が生まれている。

【改善方策】

健康診断の受診については、今後も全員が受診するよう指導していきたい。

保健室については、特に頭痛、腹痛、生理痛および体調不良などを訴える学生が多く、早退や欠席に繋がっていることから、冬季には常時暖房を入れておくなど、いつでも利用できる環境を整える必要がある。

健康相談日については、経費的には負担が増すが、個人での健康管理が不十分な学生もいるので、回数を増やし、学生の利用しやすい日時の設定をするなどの工夫が必要となろう。また、学外の診療所・病院などと提携して、相談しやすい学外の専門医を紹介できるようにするなどの措置も有効と考えられる。将来は、健康管理システムが十分機能するよう、保健師・看護師など、専門スタッフ配置の必要性も生じてくると考えられる。

キャンパス内の禁煙については、知識の普及や禁煙を遵守しない学生を個別に指導するなどして、全学生の理解と協力を得たい。

一方で、障害をもった学生に対する支援をどのようにしていくかは、学習支援にとどまらず、入学者数の増加にもつながることであるので、全学的にその支援を保障するような取り組みが必要となろう。現状において、その主体となりうるのは、学生課、学生委員会、および、その関連組織しかないが、いずれも多くの業務と課題をかかえていることから、別個の組織を形成していくことも視野に入れながら、まずは既存の組織で、その都度対応していきたい。

b) ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状】

共に学び研究し働く教職員及び学生のために、セクシュアル・ハラスメントを防止して、男女の真の平等を正しく理解し、お互いの人格を尊重する大学にふさわしい教育環境を整えることは、現代の大学教育における重要課題のひとつである。学生個人にきめ細かな対

応ができる少人数制の教育を進める本学においては、教員と学生の距離が近く、教員による学生相談が常態化しているため、それがセクシュアル・ハラスメント等の誘引とならないよう防止策を講じておくことが極めて重要となる。

本学では、2005（平成 17）年に学生相談室運営委員会（最終的に教授会で承認）において、「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」を策定した。この「指針」は、「弘前学院大学における学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応する」ために必要な事項を具体的に定めたものである。その内容は、「目的」、「セクシュアル・ハラスメントの基準」、「セクシュアル・ハラスメントに関する相談と報告」、「セクシュアル・ハラスメントに関する対策室等の設置」、「調査結果への対処」、「対策室の事務所管」、「雑則」の 7 カ条からなり、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を置くとともに「セクシュアル・ハラスメント対策室」を設置した。

そして 2005（平成 17）年度の「学生便覧」には、学生生活をよりよく過ごすために、「アカデミック・ハラスメント」の中で、「セクシュアル・ハラスメント」の相談の仕方について詳細に説明し、さらに、「学生の修学上もしくは研究上の環境が害されたり、不利益を受けたりすること」のないように、資料として「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」の全文を掲載して周知徹底をはかってきた。

2006（平成 18）年度には、この規程を前進させ、キャンパス生活における様々なハラスメントを想定したキャンパス・ハラスメント防止に対する検討を行い、「弘前学院大学キャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」及び「弘前学院大学キャンパス・ハラスメント防止等に関するガイドライン」を策定し、2007（平成 19）年 4 月 1 日から施行した。ガイドラインの概要は、ダイジェスト版として「学生便覧」に掲載し学生への周知を図っている。

「規程」は、全 20 条からなり、目的、キャンパス・ハラスメントの定義、対象、学内関係者の責務、学長等の責務、相談室・対策委員会・調査委員会の設置、相談室の構成及び任務、対策委員会の構成及び任務、調査委員会の構成及び任務、教職員の役割、報告・勧告等の文書化、守秘義務、申立人・証言者への配慮、虚偽の申し立て・証言の禁止、不服申し立ておよび規程の改正から成っている。

【点検評価】

学生からのキャンパス・ハラスメントに関する相談は、2009（平成 21）年 9 月現在、まだ寄せられていない。とはいえ、学生からハラスメントに関する相談が寄せられていないからといって、本学におけるキャンパス・ハラスメントの発生が皆無と考えるのは早計かも知れない。過去において、教職員によるセクハラ（教員不信）・誹謗中傷・プライバシー侵害・不適切な関わりなどの「セクハラ等相談」が寄せられた事実があるからである。規程の制定は確実にするとともに、学生と教職員の日常の好ましい人間関係の構築が重要である。しかし、「好ましい人間関係」の捉え方が人により差があることを認めなければなら

ず、この点は深く銘じて行動するほかないのかも知れない。

【改善方策】

セクシュアル・ハラスメントを始め、キャンパスにおける様々なハラスメントは、学生個人の深刻な問題として発生するので、その相談と解決には、常に困難を伴う。したがって、ハラスメントのない心豊かな大学、そして教育・研究環境を構築するためには、今後、キャンパス・ハラスメント防止のパンフレット配布や定期的な講演会の実施などと共に、真に学生個人の切実な声を聞くために相談と防止のためのアンケート調査、学生が気軽に相談できるようなハラスメント対応のホームページの開設および窓口相談員への研究機会の提供などの実施も必要であろう。

c) 生活相談担当部署の活動の有効性

【現状】

①学生指導体制

文学部、社会福祉学部および看護学部では、それぞれ学生指導体制が設けられている。文学部学年担当者制は、2006（平成 18）年度からスタートした制度であり、学年ごとに複数の教員で担当する制度である。学年担当者は、自らが担当する学年の学生の履修指導、出席状況管理およびその他当該学生からの相談対応を行う。

社会福祉学部は 2005（平成 17）年度から担当教員制度に取り組みをはじめた。基礎演習（ゼミ形式の 1 年生の必修科目）の担当者が、それぞれのゼミを選択した学生を 4 年間持ち上がりで担当し、学生の求めがあれば相談に応じる。2005（平成 17）年度の入学生から始まり、2008（平成 20）年度で全学年に及んだが、学年が進むと、担当者が曖昧になり、あとの学年になるほど形骸化していく傾向がみられる。そこで、2009（平成 21）年度から学科としてのチューター制度がはじまっている。

看護学部の学生指導体制は以下の通り。

- 1 年生：基礎演習を担当する教員が 7～8 名の学生を受け持つ
- 2 年生：2 名の教員が学年担任として受け持つ
- 3 年生：2 名の教員が学年担任として受け持つ
- 4 年生：卒業研究を担当する教員が 3～4 名の学生を受け持つ

②学生相談等

学生相談等においては、オフィスアワー（学生が予約なしで教員の研究室を訪れて、質問・相談ができる時間）などの機会を利用して、教員のもとに相談に訪れる学生を、教員が個別に対応している。本学では、少人数制の講義のほか、1 年生から少人数制ゼミ形式の演習が必修となっているなど、学生と教員が個別に対話できる機会が多く、教員による研究室での健康相談・生活相談が常態化してきた。とはいえ、こうした状況は、教員個々の活動ととられかねなかったため、2005（平成 17）年度からは、教員への相談を、普遍的・制度的なものとして整備して明示する工夫がなされた。具体的には、文学部では、学生か

らの相談の窓口となったり、個別に解決できない案件を抱えた教員が協議できる教員の担当が明示されたほか、社会福祉学部と看護学部では、さきあげた1年生で必修の少人数制ゼミ形式の演習の担当教員が、学生の健康相談・生活相談等にあたることを明示した。また、社会福祉学部では、2009（平成21）年度から、学生生活上の問題をかかえた学生を早期に発見し、迅速な対応をはかるため、学生の相談窓口になるだけでなく、学生の出席状況や単位修得の状況を見て、学生に声がけする教員（“チューター”と呼んでいる）を決め、対応に当たっている。

また、これとは別に、より深刻な内容や身近な教員だと相談しにくい内容の相談については、学生相談室という組織を設け、カウンセリングの専門知識をもつ少数の教員が相談員として相談に当たってきた。学生相談室は、各学部の教員および学生課職員から構成される学生相談室運営委員会が運営することにより、全学的な組織として活動をみとめられている。学生相談室が行う学生相談については、相談に訪れる学生のプライバシーに最大限の配慮が必要であり、相談の会話が外部にもれないよう教員の研究室や応接室で行われている。現在は、医師の資格をもつ吉岡学長、医療ソーシャルワーカーの経歴をもつ八戸社会福祉学科長、法律の専門家である社会福祉学部・大野教授が相談員として相談にあっている。

また、学生相談室では、2005（平成17）年度から、学内の相談員に加え、学外から専門カウンセラーによる学生相談の機会を設けた。相談時間は原則予約制であるが、予約時間の合間であれば、予約なしの相談にも応じている。専門カウンセラーは、学生のような相談（ときには教職員の相談）に応じるとともに、学生のプライバシー保持に最大限の配慮のもと、必要に応じて、学長や学生課を通じて、大学が委嘱している学校医、精神科医を学生に紹介したり、あるいは、学生個別に学外の医療機関を紹介したりしている。この専門カウンセラーによる学生相談は、不定期ではあるが、相談の予約を希望する学生と専門カウンセラーの都合のよい時間を中心に時間が設定されていて利用しやすかったためか、2005（平成17）年度には、おおむね月2～5回程度行われ、のべ54名が利用した。ただし、2006（平成18）年度以降は、予算削減の対象となったため、学外相談員の利用は、現在も継続しているものの、極めて限定的な状況となっている。

学生相談室カウンセリング件数（2005～2008年度）について

年 度	2005 （平成17）	2006 （平成18）	2007 （平成19）	2008 （平成20）
文 学 部	14	3	0	0
社会福祉学部	37	10	0	11
看 護 学 部	3	0	0	2
計	54	13	0	13

【点検評価】

少人数教育を特色とする本学では、学生と教員の距離が近いことから、教員による学生相談が伝統的におこなわれてきており、相当の成果をおさめてきた。近年、大学における学生相談についての理解や関心が社会的に高まってきているなかで、本学においては、全学教職員が相談の窓口の役割を担うことができる体制を、いち早く整えてきたことは評価に値する。

その一方で、教員に持ちかけられた学生の相談内容を、学生のプライバシーに最大限の配慮をはらいながら、教員間でどのようにどの程度共有し、学生の利益をはかっていくかが、今後の課題といえる。

また、学生相談室、特に学外の専門カウンセラーによる学生相談は、2005（平成 17）年度に大きな成果をあげた反面、学外の専門カウンセラーに支払う経費が発生し、その経費の確保が困難な状況になると学外専門カウンセラーによる相談業務の継続が困難になり、それに伴って、学生相談室への学生の関心が薄れて、学生相談の活動自体が鈍るという問題も生じている。

【改善方策】

教員による学生相談の体制は、今後も維持・発展させていきたい。そのためには、全学体制で学生の相談に応じ、支援を行う際の情報の伝達及び共有にかかわる事項についての検討と合意が必要となる。つまり、学生の相談の内容、特にプライバシーにかかわる内容の共有の度合いと守秘義務についての周知徹底の確立である

また、学生相談室の活動については、2005（平成 17）年度前半の実績から、専門カウンセラーによる相談に対する需要の大きさと成果の大きさが再認識されたが、2006（平成 18）年度以降は、財政上の問題から、縮小せざるをえなくなっている。財政が好転した場合に備えて、その必要性を継続してアピールしていく必要がある。

もとより、本学が、大学は 3 学部 4 学科、大学院も 2 研究科を擁する総合大学になった現在、学生の質もニーズも大きく多様化してきていることから、専任のスタッフを配置する必要性が生じてくる。

d) 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

【現状】

生活相談等について、専任常勤の専門のカウンセラーは配置していないが、不定期に、学生の相談が発生し、専門家のカウンセリングが必要と判断された場合のために教育相談専門家（学外専門カウンセラー）を確保している。

日常的な相談活動は、各学部の教員の中に学生の相談に応ずる役割を設け、次のような相談形態により対応している。

1. 学生相談

①教員の研究室および学生課窓口を訪ねる

大学での学習や学生生活の中で、困ったこと等が発生した時に、誰に相談したらいいのかわからない場合、学年担当教員(文学部・看護学部)・相談に応ずる担当教員(社会福祉学部)の研究室を直接訪ねるか、学生課窓口を訪ねて適切な相談者の紹介を受けるなどの対応を行なっている。

②「学生相談室」の相談員を訪ねる

「学生相談室」での相談には、健康相談や学習を含む学生生活全般にわたる相談があるが、健康相談については、学校医が月 1 回来学して保健室において相談に応じている。その他の生活や「こころ」の問題などについては、学生相談室委員会が推薦して学長が委嘱する学内相談員(教員)と、学外専門カウンセラーが応談している。相談者の相談内容等については、相談員が守秘義務を徹底し、教員の場合は主として研究室で直接相談に応じるほか、電話での相談にも応じており、学外専門カウンセラーが来学した時は、学生相談室を活用している。

2. キャンパス・ハラスメント対策委員会

キャンパス・ハラスメント等の人権侵害的行為の防止に必要な活動や、被害が申し立てられた場合の調停を行うなど、事案の問題解決を図ることを目的とし、すべての学生・教職員等が対等な個人として尊重され、公正で安全な環境下で学習、教育、研究および就労の機会と権利が保障されるように努めている。相談員は各学部・事務職員から原則として男女1名ずつ選ばれる。

3. オフィスアワー (Office Hours)

学生が、事前にアポイントメントをとらなくても、各教員の研究室を訪れることができるよう、教員ごとにあらかじめ設定された時間帯のことで、毎年度始め、学生にはプリントを配布する他、掲示でも周知している

【点検評価】

文学部、社会福祉学部および看護学部ではそれぞれ学生指導体制を設けている。文学部の「学年担当制」は、それぞれの学年に教員が張りつけられている。4年生に対してのみ、学科長と学務委員担当の教員が担当している。社会福祉学部の「チューター制」は、6人の教員より組織される。チューターはメールで互いに連絡し、会議でその学生の担当者を決める。担当者は、実質上、チューター6人のうちの誰かがあたることが多いが、チューターから適切な教員に学生の担当をお願いすることもできる。看護学部の学生指導体制は、それぞれの学年担当制を実施している。1年生は、8人の基礎演習担当教員が7人～8人の学生を担当している。2年生、3年生は、各学年2名の教員が担当している。4年生は、講師以上の卒業研究担当教員が3人～4人の学生を担当している。

【改善方策】

文学部の「学年担当制度」は、その内容を大きく分けると、4つになる。1、学年担当者の割り当て原則、2、履修指導、3、出席状況管理、4、休学(退学)希望学生の手続きについてそれぞれの細目がきめられている。出席状況に関して、学科全教員に学年担当の教員

が報告することになっている。今後もこれを強化していきたい。

社会福祉学部の「担当教員制度」の取り組みは、2005（平成 17）年度からスタートした。基礎演習（ゼミ形式の 1 年生の必修科目）の担当者が、それぞれのゼミを選択した学生を 4 年間持ち上がりで担当し、学生の求めがあれば相談に応じる。2005（平成 17）年度の入学生から始まり、2008（平成 20）年度で全学年に及んだが、学年が進むと、担当者が曖昧になり、あとの学年になるほど形骸化していく傾向がみられる。2009（平成 21）年度から「チューター制度」がはじまった。

1. 指定科目出席状況の調査により、問題をかかえた学生を早期に発見する
（必修科目や履修者の多い選択科目のうち、出席をとっているものから指定）
2. 休学・退学を希望する学生の相談

看護学部の学年担当制は、2007（平成 19）年度から実施している。学年担当教員の主な役割は、学生個々の大学生活が円滑に進むよう大学からの連絡事項を伝達すること、学生生活に関する相談の窓口になること等である。おおむね成果を得ているが、さらに学生生活実態調査を行うなど、実態を把握して、学生と教員の好ましい交流の在り方について検討していきたい。

(c) 就職指導

a) 学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状】

本学卒業生の進路状況（年度別就職率）は、就職希望者に対する割合で見ると、2006（平成 18）年 91.2%、2007（平成 19）年 96.3%、2008（平成 20）年 94.9%と高い数字で推移している。なお、卒業生に対する就職率で見た場合も、2006（平成 18）年度 71.4%、2007（平成 19）年度 84.3%、2008（平成 20）年度 81.5%と高まってきている。

表 5-1 就職率の推移

	2006（平成 18）年	2007（平成 19）年	2008（平成 20）年
卒業生	175 人	153 人	205 人
就職希望者	137 人	134 人	176 人
就職者	125 人	129 人	167 人
就職率 1（注 1）	91.2%	96.3%	94.9%
就職率 2（注 2）	71.4%	84.3%	81.5%

注 1：就職希望者に対する就職者の割合

注 2：卒業生に対する就職者の割合

学部ごとの就職率を卒業生に対する就職者の割合で見ると、文学部においては、2006（平成 18）年度 70.6%、2007（平成 19）年度 75.8%、2008（平成 20）年度 75.0%と上昇している。社会福祉学部では、それぞれ 72.2%、90.8%、81.2%と高い数字で推移している。看護学部では、2008（平成 20）年度において初めて卒業生を輩出したが就職率も 90.4%の

高い数字となっている。

本学学生の特徴としては、地元青森県内出身者が多数を占め、更に地元就職希望者が多い（全体の70%超）ことが挙げられる。また、文学部では、一般企業を希望する学生が全体の約4分の3を占め、他に教員、公務員を希望する学生もいる。一方、社会福祉学部では、社会福祉施設・医療機関を希望する学生が60%強、他に一般企業を希望する学生は約20%である。看護学部においては、全員が病院への就職希望となっている。（図5-1参照）

【点検評価】

文学部においては、これまで就職希望率自体が低い（2004（平成16）年度57.4%、2005（平成17）年度74.1%、2006（平成18）年度75.3%）水準であったが、最近においては改善（2007（平成19）年度81.8%、2008（平成20）年度82.4%）されてきている。就職希望率が低い理由は、本学の置かれた環境・地域性に起因するもので、以下の3つの要因が考えられる。①就職先が少ない地域の経済状況から、安定している公務員・教員を志望する学生が多い。しかし、青森県をはじめ、北東北における公務員・教員の採用数が激減し、臨時職が常態化しており、新卒採用は低迷している。そのため、特に教員志望の学生は、いわゆる「就職浪人」が当たり前の状態にあり、他の求職者と同様には扱えないこと。②青森県は就職状況の指標となる「求人倍率」が毎年全国最下位レベルにあり、希望の就職先も少なく、就職をせずとりあえずアルバイトという学生が少なからずいること。③当地においては第1次産業が大きな比率を占めており、その出身の学生も多い。これらを含め、いわゆる「家業を継ぐ」学生が少なからずいること、などの事情を考慮する必要がある。

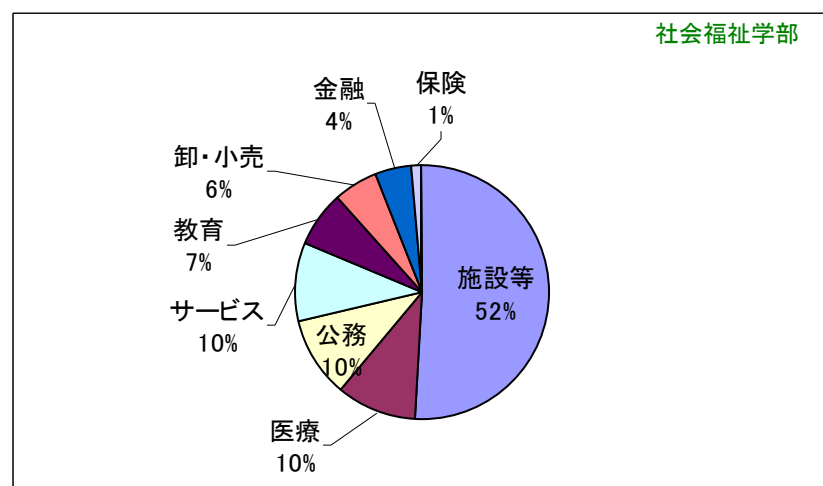
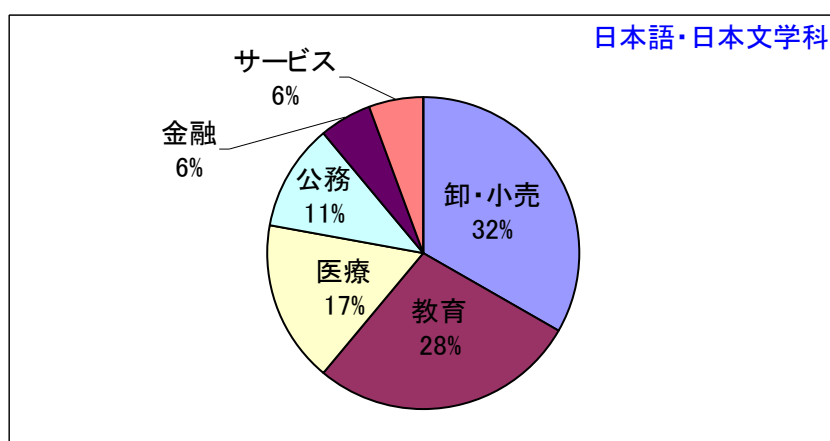
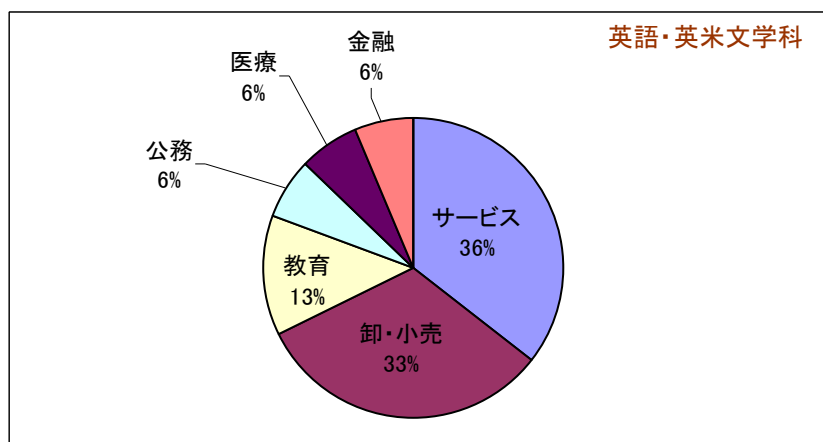
社会福祉学部においては、就職希望率は高い水準（2006（平成18）年度81.1%、2007（平成19）年度92.0%、2008（平成20）年度85.9%）にあり、また、就職率も高く（2006（平成18）年度89.4%、2007（平成19）年度98.7%、2008（平成20）年度94.5%）格別問題はない。ただ、福祉の専門性を生かした仕事に就く割合が年々低く（2006（平成18）年度76.9%、2007（平成19）年度59.5%、2008（平成20）年度60.9%）なっている。これは、学生の希望が多い青森県内において福祉関係の求人が減ってきていることに起因している。

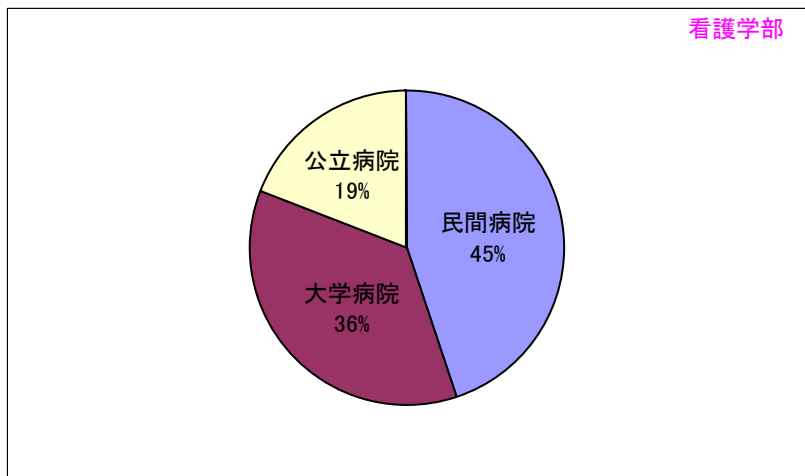
2008（平成20）年度初めて卒業生を送り出した看護学部においても、就職希望率は90.4%、そして就職希望者は100%就職しており格別問題はない。

【改善方策】

文学部においては就職希望率が次第に高くなってきており、就職者の割合も改善の兆しを見せている。社会福祉学部においても進路指導において、概ね一定の成果をあげてきている。さらに看護学部においては、良好な求人状況から今後も就職状況は順調に推移するものと思われる。今後も地域の経済情勢を十分考慮しながら、適切な進路選択ができるよう指導していく。

図 5 - 1 2008(平成 20)年度卒業生 学科毎、産業別進路





b) 就職担当部署の活動の有効性

【現状】

就職担当部署には、就職課と就職委員会がある。就職課には民間企業出身者1名を含む2名が配属され、企業開拓や企業との折衝、学生との個人面談・指導や就職情報の提供などを行っている。就職委員会は、各学部2～3名の教員と就職課員の計10名で構成され、教職員が連携のもと、全学的な就職支援方針や支援行事を決定している。

就職に関わる施設としては、就職相談室と就職資料室が設置されている。就職相談室には就職課職員が常時おり、学生との相談にあたっている。また、これに隣接する就職資料室には、就職関連資料が置かれているほか、求人情報が掲示され、学生が自由に閲覧できるようになっている。また、資料室には、インターネットの利用が可能な7台のパソコンが配置され、学生が自由に求人情報の検索や電子メールを使った企業との連絡もとれるようになっている。更に、求人情報については、データベース化され閲覧可能になっており、また、電子メールでの情報配信を希望し登録した学生に対してはメールでも配信している。

【点検評価】

本学の就職率については、前述の通り2年続けて90%台半ばと高い比率で安定した状況が見られ、就職課による進路選択における指導は概ね適切と評価できる。また、教職員一体となった就職ガイダンスや対策講座などの就職支援行事、インターンシップの実施も、一定の成果をおさめてきたといえる。

その一方で、圧倒的に多くの学生が希望している青森県内の求人数は地域経済の状況から決して多いとはいえない状態にある。また、希望の多い教員や公務員についても青森県内においては高倍率が続いており、就職指導担当者は、専門職としての自覚とスキルアップがよりいっそう要求されることになろう。

【改善方策】

今後も、就職指導においては、教員や他の職員との連携により大学全体で取り組む必要がある。

また、更なる就職率向上のためには、以下の課題があるといえよう。

①低学年次からの就職に対する意識付け

低学年次からの職業観育成を目的とするキャリア教育を推進していく必要がある。それは初年次教育等、入学時から1人1人に将来について考えさせ自主的に行動させる力を身につけさせることであり、それが社会の求めている人材でもある。そのためには教職員が連携して教育を推進していく必要がある。

②対策講座のさらなる強化

教員や公務員を目指す学生は依然として多いものの、青森県内では年々その競争倍率は高くなり難しくなっている。そのため各対策講座の内容を見直し強化する必要がある。

③就職情報提供の多様化

インターネットでの求人情報増加に呼応し、学生のインターネットによる情報収集のため以前にも増して環境を整えていくことや、学生に対する個別の携帯電話・メールによる情報配信も強化していくことが必要である。

④就職支援行事

学内就職セミナーのような全学規模での就職支援行事は、学生の評価も高く、ニーズも認められる。今後も継続的に開催していくことが必要である。

c) 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

【現状】

学生の就職意識を高め、就職への準備対策を図るため以下の取り組みを展開している。

①就職ガイダンス（年4回開催）

就職に関する心構えなどの講演のほか、進路選択（公務員・教員・民間企業など）に関する情報提供を行う就職ガイダンスを開催している。

②就職支援の各種対策講座

志望者の多い公務員・教員から民間企業まで以下の各種就職試験対策講座を実施しており、年々充実させてきている。

イ 公務員試験対策講座・模擬テスト

ロ 教員採用試験対策講座・模擬テスト

ハ 一般教養試験対策講座

ニ 就職活動実践講座（就職活動に関わる実践的な知識を中心に全12回実施、自己分析・エントリーシートへの書き方、履歴書の書き方、模擬面接の実施など）

ホ 各種就職試験模擬テスト（一般常識・SPI）

ヘ 職業適性検査・コンピテンシーテスト

③個人面談

本学の就職支援では少人数制のメリットを生かした「少人数制ならではのきめ細かなサポート体制」をモットーに個人指導にあたっている。具体的には、文学部では、3年次の6月から7月にかけて、社会福祉学部では、11月から12月にかけて、それぞれ全員から「求職票兼進路調査票」の提出を受け、希望者全員と進路希望の聴取やその指導を中心とした個人面談を実施している。指導にあたっては、学部ごとの特徴や各学生の適性を踏まえ、十分な時間をかけて話し合うことを基本として実施している。また、希望があれば納得のいくまで何度でも実施するようにしている。

④インターンシップ

キャリア教育の重要性に鑑み、その一環としてインターンシップ事業を夏期休暇期間に実施している。実習先は一般企業が中心であるが、ほかに福祉施設、市役所など官公庁も実習先に加えられている。2006（平成18）年度からは文学部において「企業等実習」（自由選択科目・通年2単位）として実施されている。

⑤地区別父母懇談会

学生の進路選択にあたっては父母の理解と協力が重要であり、毎年、弘前・青森・盛岡の3地区で行われる地区別父母懇談会に就職課職員が出向き個別に説明、相談にあっている。

⑥学内就職セミナー（合同企業説明会）

採用予定のある企業等を本学に招き、直接、就職希望の学生と面接する場として就職セミナーを文学部・社会福祉学部対象、看護学部対象のそれぞれに分け、年2回学内で開催している。学生も本行事を就職活動のスタートとしてとらえ積極的に参加している。また、セミナーに先立ち、参加する学生にはその意義と参加にあたっての注意事項について事前オリエンテーションを開催し徹底している。本行事は今後とも継続して実施していく。

その他、個別の企業説明会も随時開催している。

○2008（平成20）年度セミナー開催状況

文学部・社会福祉学部対象

参加企業・施設 48社

参加学生 152名

看護学部対象

参加病院 25病院

参加学生 80名

表 5-2 2009 (平成 21) 年度 就職支援行事日程

時 期	行 事 内 容	対象学年
4 月	9 警察官試験ガイダンス	4 年
	11 国家Ⅱ種模擬試験	4 年
	18 地方上級模試	4 年
	18 教採試験模試	4 年
	23 職務適性検査	3 年
	28 学内就職セミナー 看護学部	3～4 年
5 月	11 青森県教員採用試験説明会	4 年
	16 教採試験模試	4 年
	21 文学部 3 年対象 就職オリエンテーション	3 年
	28 インターンシップガイダンス	2、3 年
6 月	6/1～ 7/3 個人面談 文学部 3 年生	3 年
	11 就職活動実践講座 第 1 回	3 年
	22 東北地区私立大学合同就職セミナー	4 年
7 月	2 教員採用試験ガイダンス	1～3 年
	9 公務員試験ガイダンス	1～3 年
	16、23 就職活動実践講座 第 2～3 回	3 年
8 月	インターンシップ実習	2、3 年
	24～27 公務員試験・SPI 試験対策講座	1～3 年
9 月	26 就職試験模擬テスト (一般教養・SPI)	3 年
10 月	10/1、15、22 就職活動実践講座 第 4～6 回	3 年
	8 社会福祉学部 3 年 就職オリエンテーション	3 年
	14～16 コンピテンシーテスト	3 年
	10/3～12/19 対策講座 (教員一般教養・専門教養・公務員教養・民間企業教養試験対策) 毎週土曜午後開催	1～3 年
	29 就職活動実践講座 第 7 回 (就職活動について)	3 年
11 月	11/1～12/4 個人面談 社会福祉学部 3 年	3 年
	11/5、12、19 就職活動実践講座 第 8～10 回	3 年
12 月	3 就職活動実践講座 第 11 回	3 年
	17 学内就職セミナー オリエンテーション	2～3 年
1 月	8 学内就職セミナー (文・社会福祉学部)	2～4 年
	21 就職活動実践講座 第 12 回 (就職活動報告会)	1～3 年

2 月	教採試験対策講座（教職教養）	1～3年
	公務員試験・SPI 試験対策講座	1～3年
	公務員試験模擬テスト	3年
3 月	保育士講座	1～3年
	公務員試験模擬テスト	3年

【点検評価】

ガイダンス等就職支援行事の実施にあたっては、授業との兼ね合いから学生が参加しやすい実施時期の設定を工夫し、より一層の参加率向上を図ることが課題となっている。

【改善方策】

低学年次からの職業観を育成するキャリア教育の必要性が高まっており、キャリア教育についての講座も強化する必要がある。

d) 就職統計データの整備と活用の状況

【現状】

求人情報についてはデータベース化し、就職資料室のパソコンにおいて常に閲覧できるようになっている。

【点検評価】

就職統計データについては、求人情報のみがデータベース化されているが、その他の情報については現状の人員では手が回らない現状である。

【改善方策】

就職活動におけるパソコン・インターネットでの情報収集の重要性はいうまでもなく、そのため、今後、就職統計データの整備・拡充が必要となっている。

(d) 課外活動

a) 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

【現状】

課外活動への参加は、学生が有意義な大学生活を送るうえ重要であるだけでなく、大学の講義・実習等だけでは得られない経験を得る絶好の機会を提供しうる場となることから、教育的な意義も大きいものと捉えている。

本学における学生の課外活動は、①クラブ・サークル活動②ハンドベルクワイア③学会およびフォーラム、の3つがある。

①クラブ・サークル活動

クラブ・サークルの活動は、「学友会」と呼ばれる学生の自主的な組織によって運営されている。「学友会」は、学友会費として各学生より年間 6000 円を徴収して財源とし、これを学生の中から選挙で選ばれた執行委員会が、学友会に所属するクラブに対して前年度の

活動実績に応じた活動費の補助を行うとともに、学友会傘下のサークル（活動費の補助が行われない同好会、2009（平成 21）年 9 月末で 3 つのサークルが活動している）への部室の割り当てやクラブへの昇格審査など、活動の支援と調整を自主的に行っている。また、学友会執行部は、学生の親睦行事であるスポーツ大会を自ら企画・運営するほか、学祭実行委員会を招集し、これに予算を配分することで、大学祭を開催している。

クラブ・サークル会員数の推移

年度		2005 (平成 17)	2006 (平成 18)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)	2009 (平成 21)
体育局	アウトドアスポーツ	13	24	24	27	27
	弓道部	11	12	10	10	5
	硬式テニス部	6	16	19	31	16
	卓球部	2	8	6	12	6
	男子バスケットボール部	17	20	14	16	16
	バドミントン部	16	16	15	20	24
	ビリヤード	7	10	21	20	10
	フットサル	22	15	8	10	10
	野球部	23	25	20	16	16
	陸上部	—	—	13	18	16
	バレーボール部	—	○	○	○	5
	女子バスケットボール部	8	6	8	5	—
	ボウリング	15	16	3	—	—
	一輪車	—	—	—	—	—
	空手道部	—	—	—	—	—
剣道部	—	—	—	—	—	
文化局	華道部	15	8	9	5	7
	茶道部	17	17	17	12	14
	写真部	11	9	11	11	8
	書道部	10	13	8	8	8
	文芸誌編集部	13	12	23	23	25
	漫画研究部	7	7	8	12	18
	知的障害関連勉強会 (ミスター・ラージ)	37	50	25	21	30
	軽音楽部		○	8	14	17

	弘前学院大学吹奏楽団 マルチプルパフォーマンス		○	13	15	18
	YWCA	7	6	-	-	-
	映画研究会	-	-	-	-	-
	室内合奏団	-	-	-	-	-
	サンフラワー	12	4	-	-	-
	みん童会	5	-	-	-	-
	ボランティアサークル CCC	○	18	8	-	-
同好会・ その他 の活動	Green Apple	23	26	12	11	12
	くれよん					11
	ダーツ					7
	ボランティアサークル CCC	5	△	△	△	△
	バレーボール	21	18	13	8	△
	映像美術研究会	6	6	7	-	-
	Endless Love	8	16	-	-	-
	はんどめいど		12	9	-	-
	弘前学院大学吹奏楽団 マルチプルパフォーマンス		有	△	△	△
	軽音楽部		有	△	△	△
	高齢者対象のボランティア	2	-	-	-	-
	日本語教育研究会	-	-	-	-	-
	室内弦楽	-	-	-	-	-
	手話同好会	-	4	-	-	-
刻字同好会	-	-	-	-	-	
クラブ・サークル数合計	27	29	26	22	23	
クラブ・サークル部員数合計	339	394*	332	325	326	

※ ○：サークル（同好会）として活動 △：クラブに昇格し、クラブとして活動

有：活動はしているが、会員数不明 -：活動休止 （空欄）：活動なし

*：部員数不明のサークル除く

2009（平成21）年9月末時点で、20のクラブと3つのサークルが活動しており、多くの学生が参加している。体育系のクラブは、対外試合にも参加しており、野球部は第27回東日本大学軟式野球選手権大会奥羽地区予選大会で3位入賞を果たしている。

一方、学友会が主催する大学行事では、毎年1回開催されるスポーツ大会への参加率が

もっとも高い（学生 3～4 人に 1 人が参加）。大学祭は、学生が開催する学外にむけた行事としては最大の行事で、おもに文化系クラブ・サークルの発表の場となっているほか、他大学のサークルもダンスやバンドで参加するなど他大学学生との交流も果たしている。

これらの活動を支えるため、大学は、学友会のクラブの部室として CLUB HOUSE を提供しているほか、体育館・テニス場・野球場、および放課後の講義室を課外活動の場として学生の利用に供している。

また、学友会の各クラブ・サークルに対しては、いずれも教員が顧問として、学生の自主的運営を尊重しながら活動の充実・向上に役立つための指導・助言を行っている。また、学生生活全般に対する支援組織である学生委員会（各学部から選出された教員から構成）と学生課（事務）も、また、学友会執行部や学祭実行委員会への指導・助言を行うことを通して、こうした課外活動を支援してきた。こうしたスタンスは、現在も、基本的に変わっていないが、2004（平成 16）年度に学友会執行部選挙や大学祭の開催が困難を極めるなど、課外活動の低調化が問題となったため、2005（平成 17）年度以降は、学生委員会および学生課が、機会を捉えて、学生への働きかけを行ったり、学生からの相談を受けて学内の調整をより積極的に行うようになっている。例えば、2004（平成 16）年度の状況を受けて、2005（平成 17）年度当初には、リトリートなどの学校行事の場で、学友会執行部や大学祭実行委員会への立候補の呼びかけを、学生委員会の教員が行うなどした。これに刺激されて大学祭実行委員会が集まり、芸人を招いてのお笑いライブや後夜祭の打ち上げ花火など、新しい企画の大学祭が始まる一方で、学友会執行部選挙も再び正常化した。

一方、総務課（事務）が学友会費の徴収を代行しているほか、学友会費の預金通帳の管理を学生課（事務）が管理するなどの支援も行われている。

②ハンドベルクワイア

ハンドベルクワイアは教会音楽に端を発することからみても、本学におけるハンドベルクワイアの演奏活動は、キリスト教主義の精神（特に「畏人愛人」）を建学の精神とする本学を特徴づけるものの 1 つで、15 年の歴史をもつ。

本学のハンドベルクワイアは、宗教部の組織であるが、大学の教育課程とは独立した活動で、演奏活動の大部分を担っている学生は、自らの意志で参加している。こうしたことから、学生の課外活動の 1 つとして認知されている。

その一方で、ハンドベルクワイアの活動は、学友会とは独立しており、楽器や活動費も宗教部から供されている。また、ハンドベルクワイアの演奏の指導や活動に対する助言等は、ハンドベルクワイアに参加している教職員のほか、宗教部長をはじめとする宗教委員会が行っている。

ハンドベルクワイアは、大学敷地内にある礼拝堂を練習の場としており、また、近隣の施設や高校などでの演奏奉仕活動のほかに、礼拝堂で週 1 回行われる礼拝、大学祭などを発表の場としている（第 7 章参照）。

③学会およびフォーラム

文学部には、学生が自らの意志で参加することのできる弘前学院大学英語英米文学会、ならびに、弘前学院大学国語国文学会がある。英語英米文学会は、毎年必ず外部の講師を招いて講演を行ってもらう。学生の卒業研究の自由な発表の場となっている。国語国文学会は、春季大会、秋季大会が開催され、主に卒業研究の自由な発表の場となっている。また毎年1回の文学散歩も企画されている。

社会福祉学部では、1999（平成 11）～2005（平成 17）年度には、「つがる福祉創造フォーラム」を、2008（平成 20）年度からは、「ヒロガク福祉創造フォーラム」を開催している（第7章参照）。これは、社会福祉教育研究所の研究成果の還元として本学の社会貢献の一端として捉えられるが、その一方で、学生が講義や卒業研究とは異なる自主的な創造の場となっている。フォーラムの主催こそ、社会福祉教育研究所で活動する社会福祉学部の教職員であるが、フォーラムのテーマ選定や分科会の企画などは、自らの意志で参加した学生が中心となり、それを教職員が支援する形で取り組んでいる。こうした活動によってフォーラムは、結果的に、参加学生の社会福祉への意識の向上をはかるとともに、県内社会福祉施設と本学学生・教員の交流の場となっている。

【点検評価】

自由な学風を伝統とする本学は、学生の主体的活動に多くを期待し、教職員はあくまでその「後方支援」に重心を置いてきた。しかし、課外活動、特に学友会執行委員会の活動と大学祭の低調化が顕著となった2004（平成 16）年度ころから、学生委員会・学生課がより積極的な支援に乗り出し、これが学友会執行部の活動および大学祭の復興につながったことは評価されるべきであろう。

また、課外活動の場所・施設についても、ひとまず部室および活動場所は確保されている。残された問題としては、①CLUB HOUSE が軽量鉄骨製であるため、その安全性（耐震性など）に問題があること②部室が狭く、部員全員が入れないなど、活動場所として問題のある部屋があること③とり壊されるときに約束された弓道場の再建が10年以上にわたって実現していないこと、ことなどが挙げられる。

ハンドベルクワイアは、本学を特徴づける課外活動のひとつで、対外的なアピール力も大きい。また、学外での演奏奉仕活動は、本学の社会貢献の一翼をなすとともに、学生と地域との直接の交流の場となるため、教育的意義も大きいといえる。

ハンドベルクワイアの場合も、学生の自主性に負うところが大きいため、ときに部員の確保ができず、演奏活動に支障をきたす場合がある。安定的な部員確保が最大の課題であろう。

学会およびフォーラムは、いずれも、学生の自主的な参加が不可欠で、担当する教職員が必要な助言・助力を与えながら、学生の主体的な学術活動を促すことで、教育的効果を上げている。その一方で、教員の姿勢によって、その活動が大きく左右されることは否めない。1999（平成 11）年～2005（平成 17）年に開催されていた「つがる創造福祉フォーラム」は、社会福祉学部開設（1999（平成 11）年）当時の福祉系教員がほぼ全員転出してし

まった 2006（平成 18）年に中断し、2008（平成 20）年になって 3 年ぶりに「ヒログク福祉創造フォーラム」として復活した。2009（平成 21）年にも開催されたが、学生の取り組みが、教員に選考するなど、復活したフォーラムへに対して教員がどう取り組んでいくか、まだ模索が続いている状態である。

【改善方策】

学友会の活動に対する支援は、今後も、クラブ顧問、学生委員会ならびに学生課職員が、学生の自主的運営を最大限に尊重しながら、活動の充実・向上につながるよう、後方支援だけにとどまらない多様な支援をはかっていく。

たとえば、すでにこれまでも、学祭期間に本学地域文化総合研究所主催講演、あるいは、オープンキャンパスの日程を合わせるなど、教職員が積極的に大学祭を後押しするような企画を開催してきた。そうした取り組みは、まだ、継続的なものが少ないが、そのような学生との協力関係を他の領域に拡張しながら、組織的かつ継続的に進めていくことが具体的な改善策として考えられる。

また、大学の財政状況をみながら、学生の課外活動の充実につながるような施設の拡充に努めていく必要がある。

ハンドベルクワイアについては、今後も現在と同様、活動を維持・発展していく。部員確保の取り組みとしては、2008（平成 20）年度末頃から、学生部員への毎月奨励金の支給が行われている。その一方で、組織的な新入生への勧誘なども検討されるべきであろう。

学会およびフォーラムについても、今後、維持・発展を目指す。特に、フォーラムについては、2009（平成 21）年 9 月末現在も教職員が組織的に指導する体制を築く努力が続けられている。

（2）大学院研究科の学生生活

大学院生の学生生活への配慮をおこなううえでの、組織・活動は、基本的には、大学の組織・活動を利用して行っている。そこで、ここでは、大学院独自の事情を中心に述べる。

（a）学生への経済的支援

- a) 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
- b) 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

【現状】

（学内奨学金）

学内奨学金は、「弘前学院大学学内奨学金」と称し、学部学生同様、貸与制の「弘前学院大学学内奨学金(貸与)」と免除制の「弘前学院大学学内奨学金(免除)」がある。

「弘前学院大学学内奨学金(貸与)」は、希望者に月額 50,000 円を無利子で貸与するもので、日本学生支援機構奨学生推薦基準に準じて選考を行っている。「弘前学院大学学内奨学金(免除)」は、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により就学が困難と認められる本学

在学 2 年目以上の学生に対し、各学部の年間授業料の 2 分の 1 相当額を免除するものである。

(学外奨学金)

① 日本学生支援機構奨学金

(a) 第 1 種奨学金(無利子)と (b) 第 2 種奨学金(きぼう 21 プラン、有利子)がある。貸与額は、1 ヶ月当り 88,000 円、(b) は 50,000 円・80,000 円・100,000 円・130,000 円の中から希望額を選択する。採用人数は毎年日本学生支援機構から内示される。貸与期間は標準修業年限を限度とする。

② 地方公共団体奨学金

青森県教育厚生会の奨学金(貸与)を紹介している。これは、青森県に 5 年以上住居をもつ者の子女に対し、無利子で貸与されるものである。額は、年額 30 万円と 40 万円から希望額を選択する。

③ 民間団体奨学金

交通遺児育英会、あしなが育英会の奨学金の紹介をしているが、2006(平成 18)年度から 2009(平成 21)年度までは申請がなかった。

(特待生制度)

成績優秀者に対し、各研究科とも各学年 1 名を特待生とし、授業料が全額免除される制度がある。社会福祉学研究科については、2003(平成 15)年度に 1 名、2004(平成 16)年度に各学年各 1 名(計 2 名)が、特待生に採用されている。一方、2005(平成 17)年度は 2 年次学生 1 名が採用された。2006(平成 18)年度以降は両研究科とも入学者が少なく特待生採用は見送られている。

(ティーチングアシスタント(TA)制度)

学部・大学院教員の要請をうけて、大学院生が講義等のない時間を利用して学部の講義等に参加し、そこで講義の補助的な役割を果たすことにより、報酬を受けられる教務補助の制度を設け、これを本学独自の「TA 制度」と呼んできたところである。学部学生に較べて豊富な経験を有する大学院生自身にとっても、報酬のほかに、自らの学習上の効果や教育経験となる点で、有意義な制度と受け取られてきた。

社会福祉学研究科においては、これまで、TA の採用により、社会福祉学部の実習に効果をあげるとともに、大学院生に対する経済的支援の役割も果たしてきた。

しかし、TA は、経済支援を目的としたものではないとの指摘もあり、また、その他学内の事情もあって、2007(平成 19)年度以降は実施していない。

各種の奨学金制度を通じて、一定の経済的支援をおこなってきたといえる。ただし、特待生については、2005(平成 17)年度以降は、入学者数が定員を大きく下回っているため実現していない。

【改善方策】

特待生制度を活用する手だては、まず学生定員の確保が前提であり、至上課題であると

言える。それへ向けて大学院生の募集活動に努力したい。

(b) 学生の研究活動への支援

a) 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

【現状】

〈社会福祉学研究科〉院生指導の一環として、研究活動の支援眼目には社会福祉学会の発表と修士論文作成が主要事項になるが、そのための情報収集、図書・文献整備が必要とされる。院生たちは積極的に研究会・学会参加をしている。海外事情、国内事情はネット情報を利用して理解を広めている。

【点検評価】

一般学生の専門研究への取り組みは、文献・図書資料中心のデスク・ワークに傾きがちであるし、社会人学生は現職の業務上の現実的な問題に焦点が当てられる傾向がある。若干理論的取り組みが希薄なままに問題意識だけが先走りしてしまうようである。1年次はこうしたふぞろいなレディネスを整え、論理的な帰結としてテーマ設定できるようにすることである。2年次に入ると大部分所定の単位取得を終えている関係もあってか、中には登校する回数が急減する院生も出てくる。

【改善方策】

1年次学生のフィールド・ワーク不足をカバーするために、福祉施設での資料収集、スペシャルオリンピックスへの参加、各種研修会などへの参加をすすめている。2年次学生のカリキュラムは、週1回の演習が通年でセットされ、出校が義務づけられている。ほかにも情報処理、福祉法学（家族法）、高齢者福祉など実務に直結する科目がセッティングされているので、オーバー単位取得になっても聴講をすすめている。学生の研究活動を活性化するためにも、院生を主要なメンバーとして、学内学会の立ち上げを急ぎたいと考えている。

b) 学生に対し、各種論文集およびその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

【現状】

〈文学研究科〉修士課程に在籍中に、学外学会の論文集に発表することは特に求めている。まず、学内学会・研究会での口頭発表を奨励しつつ、基本を押さえた本格的な修士論文を作成することに主眼を置いて指導している。また、その修士論文は本学の国語・国文学会の機関誌『弘学語文』に掲載することを義務付けている。

〈社会福祉学研究科〉日本社会福祉学会東北支部会での発表・論文掲載は個人的に任意におこなっている。修士論文については、論文要旨を「論文抄録集」に掲載することを義務づけている。

【点検評価】

〈文学研究科〉修士論文のレベルの完成度が、その後の研究のレベルを左右するので、安易な論文の発表を控えるべきだと考えている。

〈社会福祉学研究科〉学生が学会発表する時は、単独では行わず、論文指導教員が査読した上で参加させている。抄録集への掲載も指導教員の校閲を経て投稿させている。学生数が少ない場合には年度を合わせて刊行することになっている。

【改善方策】

〈文学研究科〉現状の方法が適切だと考えるので、現在のところ改善の方策はない。

〈社会福祉学研究科〉今後とも継続して抄録集刊行を企画することである。そのため毎年度の予算配分の約束が望まれる。

(c) 生活相談等

- a) 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性
- b) ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状】

生活相談等については大学院生についても学部の組織、活動によりカバーされている。

【点検評価】

大学院独自の組織、活動を持たないが、院生を含めた大学全体の組織、活動で十分カバーできる状況にあり、現状として問題を生じていない。ただし、講義時間が遅い場合には、事務部、保健室の利用ができない場合の対応策を考えおく必要があった。しかし、2007（平成 19）年度からは昼間講義のみで問題はない。

【改善方策】

今後も大学全体の組織、活動を利用していく方針である。問題が生じそうな箇所に関しては、その都度迅速な対処を講じていく。

(d) 就職指導

- a) 学生の進路選択に関わる指導の適切性
- b) 就職担当部署の活動の有効性

【現状】

現在、在学する大学院生には、仕事を持ちながら大学院での勉学・研究を行っているため就職指導の必要がないものもいるが、就職に関する情報を必要とする大学院生には、就職課が適切に対応している。

【点検評価】

現状として、問題を生じていない。

【改善方策】

就職を希望する大学院生に対しては、引き続き就職課職員が対応していく。

第6章 研究環境

【到達目標】

研究活動の目標は、学外に多くの研究成果を発表することで教育の質を向上させ社会に貢献することである。また、学内研究費のみならず学外の補助金、助成金を積極的に獲得することによって十分な研究費を確保すること、そして多忙を極める学内業務を効率化して多くの研究時間を手に入れることが、研究環境整備の目標である。

1 大学の研究環境

(a) 研究活動

a) 論文等研究成果の発表状況

b) 国内外の学会での活動状況

【現状】

論文等研究成果は、各学部研究紀要、弘前学院大学英語英米文学会および弘前学院大学国語国文学会、更に、各人が加盟する学会等において発表されるほか、各自の著作、講演および研究発表等で行われる。2004（平成16）年度以降の発表の概況は下表の通りである。

年 度	分 類	文学部	社会福祉学部	看護学部	合 計
2004(平成16) 年度	著書・論文	20	35	26	81
	学会発表	5	1	25	31
	講演その他	8	10	39	57
2005(平成17) 年度	著書・論文	32	30	31	93
	学会発表	1	10	5	16
	講演その他	5	16	63	84
2006(平成18) 年度	著書・論文	24	22	46	92
	学会発表	1	4	17	22
	講演その他	7	18	54	79
2007(平成19) 年度	著書・論文	66	18	46	130
	学会発表	11	5	13	29
	講演その他	0	22	5	27
2008(平成20) 年度	著書・論文	18	24	19	61
	学会発表	9	8	7	24
	講演その他	40	8	8	56
2009(平成21) 年度	著書・論文	21	15	27	63
	学会発表	9	4	1	14
	講演その他	0	3	6	9

【点検評価】

上記の発表状況のデータから、教育活動と同時に、活発な研究活動が行われていることが分かる。本学における研究環境は、一応のレベルを保っていると言える。

文学部においては、学会発表のうち、海外での発表もいくつか含まれている。2008（平成 20）年度は 2 件、2009（平成 21）年度は 3 件の発表が海外で行われた。2007（平成 19）年度が 0 件だった点を考えると、徐々にではあるが、研究活動の範囲を海外にも広げていることが分かる。

【改善方策】

さらに教員の研究環境を整えるためには、まず図書館の充実が図られる必要がある。図書のみならず、司書の増員が急務であろう。

また急増する教員の業務をサポートする人員の確保も必要である。特に、教員の研究活動を補助する、リサーチ・アシスタントの導入が望まれる。

（b）教育研究組織単位間の研究上の連携

a) 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

【現状】

本学は、「弘前学院大学地域総合文化研究所」ならびに「弘前学院大学社会福祉教育研究所」を附置している。

① 地域総合文化研究所

地域総合文化研究所は、単一の学部による設置ではなく、全学的な組織である。研究所の設置は、「弘前学院大学学則」に規定する研究施設（第 25 条）であり、その運営は「弘前学院大学地域総合文化研究所規程」に基づいて行われる。同規程は、研究所の目的を「地域の生活・文化を総合的に研究するとともに、これに付帯する事業を行う」こととし、事業は、(1) 地域の生活・文化に関する調査・研究(2) 調査研究成果の発表(3) 研究報告書等の刊行(4) 研究会・講演会・公開講座・展示会などの開催(5) 文献・資料の収集・保管・閲覧、および他の地域研究機関との情報交換(6) その他目的達成のための事業と規定している。構成員は、所長、主事、運営委員、研究員・客員、顧問、客員および事務職員である。

所長は学長が任命し、研究所を代表して事業を統括する。主事は所長を補佐し、運営委員の中から所長が推薦し、学長が委嘱する。運営委員は各学部の教員から選出された 3 名であり、研究員は本大学の専任教員より所長が推薦し、学長が任命する。

研究所の運営を審議するために「運営委員会」を置き、研究所の管理・運営、事業計画および予算、研究員・客員等の推薦、その他を審議する。

「規程の改正および施行細則の制定は、運営委員会の議を経て、各学部教授会の承認を得なければならない」とし、学部との関連を明記している。

② 社会福祉教育研究所

社会福祉教育研究所は、弘前学院大学学則（第 25 条）に基づいて設置された社会福祉学

部の附属機関である。

研究所の運営は、「弘前学院大学社会福祉教育研究所規程」に基づいて行われる。同規程は、研究所の目的を「弘前学院大学は、社会福祉サービスの利用者のみならず、広く地域に生きる人々と共にある大学として機能し、また教員の研究ならびに教育を支援する」こととし、事業は、「実習支援部門」ならびに「調査研究部門」を置き、(1)社会福祉市民公開講座の企画・実施 (2)社会福祉関連の調査に関する計画・実施 (3)社会福祉関連学会等との連携 (4)社会福祉専門職の研修活動の支援 (5)社会福祉に関する地域相談活動 (6)卒後教育の企画・立案・実施 (7)学部における社会福祉実習教育の企画・調整 (8)社会福祉士国家試験対策 (9)学部教員の教育・研究活動の支援等 (10)『研究所年報』の発行 (11)その他「研究所」の目的に添った事業と規定している。構成員は、所長、助手を必置とし、所長並びに助手は、社会福祉学部教授会の議を経て、社会福祉学部長の推薦により学長が委嘱することとしている。必要に応じて、研究員、協力研究員、研究顧問、嘱託研究員、委託研究員を置くことができることとし、いずれも社会福祉学部教授会の議を経て学部長が委嘱する。

研究所長は、社会福祉学部長のもとにあつて、研究所の運営を統括するが、研究所の運営は、研究所会議による。研究所会議は、所長ならびに研究員をもって構成し、所長が召集し議長となる。

研究所会議の審議事項は、研究所の研究活動、事業計画、予算および決算、規程審議、その他であり、審議内容の決定については、社会福祉学部教授会の承認を経なければならないこととしている。

【点検評価】

① 地域総合文化研究所

全学部が良好な関係で、規定されている事業を潤滑に行っている。特に新しく設置された看護学部が積極的に事業を補佐している。具体的には、催し物への教員の参加、刊行物の『地域学』への投稿協力などである。所長の権限が肥大化せず、主事、運営委員がそれぞれに役割を分担しつつ民主的に活動を展開させている。また、事務職員が的確に活動のすべてを補佐している。

任命権、運営委員の選考方法も適正である。教授会に事業を報告し、独走することもない。達成すべく定められている目的は十分の内容であるが、1年間のタイムスパン、人員、予算等の条件があるものの、順当の成果をあげている。

② 社会福祉教育研究所

1999（平成 11）年の設置以来、本研究所は社会福祉学部と大学院社会福祉学研究科の教育と研究支援の役割を果たすべく努力を積み重ねてきた。地域の方々にもフォーラム開催や行事の折に声をかけており毎回数名の参加が見られる。学問研究の道ははるかに険しいので、教職員・学生の参加と協力を得ながら今後も一步一步確実に進み、その実を学内外の人々ととりわけ地域の人々と分かち合いたい。

【改善方策】

① 地域総合文化研究所

規程は特に変更を要しない。但し、所長、主事、運営委員の任命、選出については、事前に個々の教員に打診し、了解を得ることを今後とも継続すべきである。

② 社会福祉教育研究所

本研究所は社会福祉学部と大学院社会福祉学研究科における福祉教育研究の充実発展に努めてきた。地域のサービスに努めるということ、スタート当初から謳っており、「ヒロガク福祉創造フォーラム」の開催等、広く早く宣伝することによって、地域からの参加者を広げていきたいと思っている。

社会福祉実習Ⅰ・Ⅱと国家試験受験対策も継続しており、指導の成果が上がることを期待する。また、規程には「市民福祉相談室」の項目がある。広く地域の住民の福祉や子どもの養育相談に応じることが目的の1つになっている。

2003（平成8）年には大学院生によるTA制度が取り入れられ、働いている先輩から後輩への指導がフォーラム等で企画・実施されるようになった。本研究所の目標・活動等を再検討し、研究の充実と年報発行を推進し、地域住民の自由な参加・協力を働きかけていきたい。

（c）経常的な研究条件の整備

a)個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状】

2008（平成20）年度の個人研究費は、文学部・社会福祉学部教員が共通で、教授40万円、准教授32万円、講師24万円、助教16万円である。看護学部については教授45万円、准教授36万円、講師27万円、助教・助手18万円となっている。このうち、研究旅費交通費支出は一律20万円を限度としている。ただし、助教・助手については、すべての学部において、研究旅費交通費支出は研究費の最大額までとなっている。

研究費の用途については、研究活動に使用する消耗品、備品、図書、旅費等に定められている。

【点検評価】

2006（平成18）年度まで、3学部の教員の研究費は、それぞれに差を設けていたが、2007（平成19）年度に、社会福祉学部、社会福祉学研究科所属教員の研究費が削減になり、文学部と同額になった。これは、法人全体の経営健全化方策としての経費節減の1つである。

【改善方策】

学生数の確保と、経営の充実を図るとともに、教員の教育・研究活動を活発化することにより、研究費を確保する必要がある。また、近年、学長主導のもとかなり力をいれて、外部資金の獲得を推進し、獲得数も増えているが、より積極的に推進する必要があるだろう。

b) 教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状】

教員研究室は、1号館、2号館、4号館、5号館に文学部、社会福祉学部、文学研究科、社会福祉学研究科教員用に51室、6号館に看護学部教員用に21室の合計72室を有している。1室あたりの面積は、建物により若干の差があるが、平均して24㎡、個室率は100.0%となっている。教員の中でも、看護学部助教・助手は、実習室準備室を常駐場所とし、個人研究室を持たない。

研究室には、机、椅子、書架、ゼミ用机・椅子、暖房器具を備えているが、冷房設備はない。電話、学内LANの配線は、すべての研究室でなされている。

【点検評価】

個室率が100%という点において、各教員が研究に専念できる環境が整っているといえる。学部ごとに教員のいる場所が定められているが、中にはそうでない者も含まれる。

【改善方法】

現状では、特に改善点は見当たらない。

c) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状】

本学では、教員の勤務に関して、慣例により①講義・演習・実技その他授業に係るとき、②教授会に係るとき、③校務分掌上必要なとき、④オフィスアワー、⑤その他学長が必要と認めたとき、を勤務時間とし、これ以外は「自宅研修」とすることにより、研究時間を各自で確保することができるよう、配慮している。

また、1週間のうち、授業のない（又はごく少ない）日を設けるよう、授業時間の割り振りを工夫したり、学外への出講の時間数を制限し、できるだけ学内にいる時間を増やしている。

【点検評価】

「自宅研修」の扱いをしたり、空き時間、空き日を設ける努力をしたりすると裏腹に、この時間が各委員会等の会議に費やされることが多く、特に委員を複数任命されている教員は、時間を見出すのに困難を感じている、という実態がある。

ただ、長期休業中は会議等が少なく、研究に専念できやすい期間となっている。

【改善方策】

委員の選任については、各学部教授会において行われているところであり、できるだけ特定の教員に役職が集中しないことが望まれる。

d) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状】

研究活動に直結する学会や調査旅行等の機会と旅費は、特に授業に休講を作らないよう

に、長期休業中等を利用するなど工夫の上に立って、ある程度確保されている。

制度的には、「弘前学院大学専任教員の学外（海外および国内）研修に関する規程」があり、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年単位の学外研修ができることになっている。この規程に基づき、1999（平成 11）年 4 月 1 日から 1 年間、文学部教員 1 名が国内研修を行い、2000（平成 12）年 4 月 1 日から 1 年間、文学部教員 1 名が海外研修を行っている。しかし、2002（平成 14）年以降は、利用した教員はいない。

【点検評価】

経営上の観点からは、学外研修期間中の代替教員の新たな備人費の支出は考えにくいいため、研修に参加する人数を限定し、研修機会を確保している。ただし、希望者が重複した場合の対応に問題が残る。現在は、長期にわたって利用者がいないのが課題となっている。

【改善方策】

教員の研修機会の確保の観点からは、是非、このような機会を生かし、教員の資質向上につなげることが望まれる。そのためには、入学定員の確保等に費やされる時間等の各教員の負担の軽減が必要となる。

e) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学では共同研究費の制度化は行われていない。

(d) 競争的な研究環境創出のための措置

a) 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状】

科学研究費補助金の申請とその採択状況は、下表の通りである。これについては、学長が折に触れて積極的な申請を教員に促している。

また、現代 GP への取り組みとして、毎年度全学的なスタッフによりチームを作り申請しているが、残念ながら採択に至っていない。

科学研究費補助金獲得状況

学部	2007（平成 19）年度				2008（平成 20）年度				2009（平成 21）年度			
	申請 件数	採択 件数	採択率 (%)	総件 数	申請 件数	採択 件数	採択率 (%)	総件 数	申請 件数	採択 件数	採択率 (%)	総件 数
文学部	5	2	40.0	3	5	2	40.0	4	6	2	33.3	4
社会福祉学部	5	1	20.0	2	3	1	33.3	4	5	0	0	3
看護学部	7	2	28.6	4	5	0	0	3	6	0	0	0
合 計	17	5	29.4	9	13	3	23.1	11	17	2	11.8	7

※「申請」「採択」「採択率」は、新規のみ

※「総件数」は、継続分を含めた当該年度の合計件数

【点検評価】

科研費の申請は、積極的に取り組んでいるものの、採択数は必ずしも増加していない状況にある。また、間接経費が措置される研究費補助金が増加されたことは、経営に苦慮している地方小規模私学にとっては有難いことである。

科研費の取扱について、様々な不適正な事件が発生しているが、本学での取扱については、慎重かつ適切な取り扱いに努めているところであり、事務室総務課のメンバーが専門にこの事務を取り扱うとともに、管理責任のある者が詳細に精査する体制をとっている。

【改善方策】

科研費の取扱については、事務組織に担当部署を設け、明朗かつ適正な運用に努めている。また、国の示すガイドラインに沿った学内の取り扱い要項、「弘前学院大学科学研究費補助金取扱規程」を定めて適正な運用を図っている。

(e) 研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状】

a) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

各学部は、研究紀要投稿規程を策定し、これに基づいて研究成果の発表を促している。大学は、研究紀要印刷費を学部予算に計上するとともに、その郵送費を事務室予算から支出している。

研究紀要は、関係機関に送付するとともに、本学附属図書館に保存し、学生、教員の教育研究に資することとしている。

(弘前学院出版会)

2003（平成 15）年に、本学は書籍『津軽を拓いた人々』を刊行した。その時は編集のための委員会を構成し、名称を「出版委員会」とした。組織は阿保邦弘理事長を委員長として以下の委員であった。笹森建英社会福祉学部教授、畠山篤文学部教授、目時弘昭弘前学院聖愛中学高校教諭、工藤新弘前学院聖愛中学高校教諭および福士りか弘前学院聖愛中学高校教諭。

それ以降 2005（平成 17）年 6 月に『田澤吉郎伝』を刊行し、「弘前学院出版会」に改めた。2006（平成 18）年に『キリスト教社会福祉の神学』、『弘前学院 120 年史』、『A 120-YEAR HISTORY OF HIROSAKI GAKUIN』、2007（平成 19）年に『陸羯南－愛国心 教育 博愛－』を刊行している。

b) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

1998（平成 10）年 4 月図書館システム「情報館 95」導入より国立情報学研究所 NACSIS-CAT・ILL、図書館間相互協力の業務の機械化により、文献複写・貸借等のサービスの質が向上した。

一般的な図書館間相互協力とは別に、東北地区大学図書館協議会、青森県高等教育機関協議会および弘前市 3 大学図書館の相互協力に関する申し合わせ事項等それぞれ独自に締

結した規約に基づく相互協力にも努めている。国外の図書館との協力体制は整備されていない。ホームページは、基本的な学術情報利用の筋道が整っている。

情報検索として国立情報学研究所を含む外部のデータベースのアクセスを整備している。医学・看護関係のデータベースは、2005（平成 17）年 12 月より「医中誌 Web 版」「MEDLINE Internet 版」「CINAHL Internet 版」を整備しており、図書館のみならず、キャンパス内であれば、どのネットワークパソコンからでも検索することが出来る。また「MAGAZINE PLUS」については、端末指定で契約をしているが、国立国会図書館の OPAC は、すでに公開しているため、アクセス可能である。

【点検評価】

図書館に特有な業務（目録データ入力や蔵書管理等）へのコンピュータの導入については、規模・内容共に、現状に見合ったものといえる。

図書館間相互協力については、2006（平成 18）年度の図書館間図書・雑誌貸出冊数 13 冊は、極めて少ない。同じく借受冊数 12 冊も、極めて少ない。

また、文献複写については、受付件数の 5 件は、極めて少なく、一方、依頼件数 205 件は、受付件数を遙かに上回っている。

これらの課題は、必要な図書雑誌がまだまだ整備されていないことと、文献複写及び貸借の依頼受付が FAX のみであることが原因として挙げられるが、NACSIS-ILL での依頼受付を行うためには、人的増員が必要と考えられる。

（弘前学院出版会）

委員会組織のさらなる充実と発展が求められる。出版委員会には文学部、社会福祉学部および高校の教員によって組織されたが、その後設立された看護学部、中学校の教員も参加させる必要があり、2010（平成 22）年からは組織を以下のように再編成した。会長は学院長、委員は大学学長、各研究科長、各学部長、地域総合文化研究所所長、聖愛中学高等学校校長、聖愛中学高等学校教頭、法人本部事務長、大学事務長および聖愛中学高等学校事務長である。なお、実際の出版に際しては、刊行物の内容に応じて編集委員を出版会会長が任命する。書店に刊行物は陳列されているが、刊行部数と販売部数との間の部数の差があり、今後の課題である。

【改善方策】

学内外の情報資源を統合して検索させ、学生等利用者にとって真に必要な情報を選択的に提供する学術情報ポータルを整備し、情報資源をメタデータ化して、学内外に積極的に提供していくことを検討する予定である。

また、他大学との協力に関しては、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の弘前市内 6 機関（弘前大学・東北女子大学・弘前学院大学・放送大学青森学習センター・東北女子短期大学・弘前医療福祉大学短期大学部）の協力ができたことにより、一層充実することが期待される。

(弘前学院出版会)

看護学部、中学校から委員を参加させる。関係職員のみならず、研究者の出版を広く求める。販売に関しては宣伝等によって部数を増やすべく努力する。

(f) 倫理面からの研究条件の整備

【現状】

a) 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

2006（平成 18）年度に学長運営会議、大学協議会の検討を経て、教授会の承認を得、2007（平成 19）年 4 月 1 日施行で「弘前学院大学倫理規程」及び「弘前学院大学倫理審査委員会規程」を定めた。

本倫理規定は、「教育や実験動物の倫理については別に定める。」こととして、「本学の教員が倫理的側面に考慮した上で研究を行なうために必要な事項を定める」ものとしている。

研究者は、研究を行なうに際し、研究対象者の人権を考慮して行なうことを冒頭に定め、研究の倫理的側面に対する審査手順を次のように定めている。

- (1) 研究者は倫理審査委員会に申請して、研究の倫理的側面についての審査を受けなければならない。
- (2) 審査申請をする場合は、研究に着手する前の研究計画作成段階で倫理審査申請書を提出する。
- (3) 委員長は、申請書受理後 1 ヶ月以内に、審査結果通知書を申請者に交付する。
- (4) 審査の判定が承認または要望つき承認以外である場合は、通知に、条件、変更または不承認の理由等を明記する。

また、委員会は、審査に当たり以下の事項に留意することとしている。

- (1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究等の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法（インフォームド・コンセントの方法）
- (3) 研究等により生じうる個人への不利益及び危険性とそれらの回避方法
- (4) 予測される学問上の貢献

規程は、申請者の再審査申し立てを認めるほか、研究終了後の研究等終了報告書の提出、研究対象者からの同意の取得についての留意点、対象者の訴えの権利及び中止または変更の勧告等について定めている。

b) 研究倫理に係る学内審査機関の開設・運営状況の適切性

2007（平成 19）年 4 月 1 日施行の「弘前学院大学倫理規程」及び「弘前学院大学倫理審査委員会規程」により、文学部 2 名、社会福祉学部 2 名、看護学部 2 名、事務員 1 名からなる弘前学院大学倫理審査を組織し、学長委嘱の委員長が議長となり、申請後遅滞なく委員会を開催し、倫理審査結果通知書は学長決済を経て申請者に通知され、研究者の研究倫理は適切に保障されている。

【点検評価】

組織構成は各学部平等であること、男女ともに委員であること、研究者以外も委員である等、組織としての要件は一応満たしているが外部委員は設置していない。審査件数は 2006（平成 18）年度 3 件、2007（平成 19）年度 2 件、2008（平成 20）年度 4 件、2009（平成 21）年度（7 月まで）4 件と少ないが適切な処理を実施している。

【改善方策】

大学の規模に対しては審査件数が少ないことに対しては、研究倫理の周知の徹底を図ること。侵襲を伴う介入研究のような専門性の高い倫理審査には外部委員を委嘱する必要があると考える。

2 学部の研究環境

（1）文学部

（a）研究活動

a) 論文等研究成果の発表状況

b) 国内外の学会での活動状況

【現状】

教員の教育研究活動の状況は、1996（平成 8）年に『弘前学院大学・弘前学院短期大学～現状と課題～（1993・1994）』が刊行されて 1993（平成 5）年度と 1994（平成 6）年度のこと公開され、2002（平成 14）年に『弘前学院大学・弘前学院短期大学～現状と課題～（1995～2001）』が刊行されて、それ以後の 5 年間（1995～2001）の状況が公開されている。

また、「文学部業績一覧」が『弘前学院大学文学部紀要 第 41 号』2005（平成 17）年 3 月に掲載されて、その後の 2 年 6 ヶ月（2002（平成 14）年 4 月～2004（平成 16）年 9 月）の状況が公開されている。これらには、「著書・論文」、「学会発表（口頭発表）」、「学会等及び社会における主な活動（講演・公開講座など）」の 3 つの分野にわたる教育研究活動が記されている。その後は『弘前学院大学文学部紀要』に 1 年毎の教育研究活動が継続的に記載されている。

【点検評価】

教育研究活動を評価する素材は、自己点検・自己評価にかかわる報告書や紀要によって提供されている。しかし、その結果を組織として評価する方法・制度の検討がまだなされていない。

【改善方策】

研究活動の報告に掲載すべき項目の検討と合わせて、それらを実評価する方法・制度について広く意見交換をしなければならない。

(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携

a) 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

【現状】

本学には「地域総合文化研究所」が附置されている。その設置趣旨は、本学が北東北に立地している特性を生かし、地域の文学・文化を発掘・研究するところにある。この研究所の設置趣旨は、地域に根差した人材の養成を目標とする文学部、とくに日本語・日本文学科にとってもキーワードである。すなわち、文学部も地域の特性を生かし、地域研究、郷土文学および民俗学を設け、地域のことば・文学・文化を知り、体得しようとしている。

また、大学院文学研究科日本文学専攻の設置趣旨の 1 つが、地域の文学・文化の研究を通して、地域の歴史と伝統の発掘を積極的に推し進め、地域社会の発展、活性化に寄与することにある。

このように、本文学部と地域総合文化研究所と大学院文学研究科が連携を図ることによって、研究と教育に相乗的な効果がもたらされる。

【点検評価】

「地域研究」、「郷土文学」および「民俗学」はカリキュラムとして定着しており、学生の間にも浸透している。教員は研究所の講演会・研究会で発表し、研究所の刊行物にも発表している。いずれも地の利を生かしているといえる。しかし、総体的に研究論文がもっと発表されないと、地域の定評が得られないだろう。

【改善方策】

地域研究をもっと活発にする具体的な方策を考えなければならない。地域研究の全体を管理し、それを発展させるためには、研究所所属の教員が 1 名は必要であろう。

(c) 経常的な研究条件の整備

a) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状】

教員の研究時間を確保させる方途については、「自宅研修」を認めることにより、教員自ら研究時間を確保する方法がとられている。

【点検評価】

研究時間については、それぞれ教員は多くの学内の仕事を抱えながら、時間をやり繰りしており、役職者ほど研究時間の確保は困難な状況である。

【改善方策】

役職者の思い切った仕事の削減が考慮されるべきであろう。

b) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状】

研究活動に必要な研修の機会の確保については、それぞれの学科の判断によっている。

【点検評価】

現状では大きな問題は見当たらない。しかし学科の予算の緊縮化によって、その機会を利用するのがやや困難という場合も今後あるかもしれない。

(2) 社会福祉学部

(a) 研究活動

a) 論文等研究成果の発表状況

b) 国内外の学会での活動状況

【現状】

論文等の研究成果は、学内・学外において積極的・継続的に発表されている。それを学部に限定すれば、『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』『弘前学院大学社会福祉学部社会福祉教育研究所年報』、そして地域総合文化研究所編『地域学』へ発表が可能である。たとえば『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』は第5号まで刊行されている。紀要はレフェリー制度を導入しており、学外からも高い評価を得ている。また、『弘前学院大学社会福祉学部 社会福祉教育研究所年報』は、研究所の業務等を報告することを主としている。中には論文、実習に関わる報告論文が収録されている。さらに大学全体の地域総合文化研究所編『地域学』には、社会福祉学部教員の論文が毎回收録されている。

【点検評価】

論文等の発表の場としての『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』は、レフェリー制度を導入し、査読を掲載の条件としている。これは、質よりも量に依存しがちな研究姿勢を問いたず役割も持ち、結果として論文等の作成に良い意味での緊張感を与えるものとなっている。また、『弘前学院大学社会福祉学部 社会福祉教育研究所年報』に掲載される論文は、青森県や弘前市についての実践・歴史論文も収録されているところに特徴をみることができる。また、卒業生・修了生の投稿も認めており、その学問的開放は、評価されるべきと考えている。

【改善方策】

学部内に研究会が組織されていない。教職員、学生が一体となり、福祉教育・研究の質と連携を強めるためにも立上げが必要である。同時に論文発表の場が少ないとの意見もあり、今後の課題であると思われる。本学の活性化のためにも大事な点であり、教職員の自己点検・評価等を参考に研究会の立ち上げに向けて努力していきたい。

(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携

a) 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学との関係

【現状】

本学には附属機関として「地域総合文化研究所」があり、社会福祉学部には「社会福祉教育研究所」が附属機関として設置されている。また、大学院として人間福祉専攻がある。

「社会福祉教育研究所」は、学部創設の時の1999（平成11）年に設置され、所長及び助手の他に社会福祉学部の専任教員がこれを支援する体制のもとで運営されている。本学部の教育・研究、地域の福祉向上とのための調査の実施等を目的にしており、その企画・立案・運営等については本研究所の運営委員会が行っている。大学院の教員として兼担する教員は7名であり、学部教育と大学院教育の有機的連携のための重要な役割を担っている。

【点検評価】

社会福祉学部附属の研究所は、学部教育・研究を基盤に所長、助手および専任教員を中心に兼任教員、大学事務局職員、社会福祉学部事務職員の支援を得ながら運営されている。内外の研究機関との連携は十分とはいえないが、その関係は拡大しつつある。また、研究所の所報は、大学院生や修了生、卒業生の学術的な自己表現活動を側面から支援しており、その果している意義は大きい。

【改善方策】

今後は、各研究機関との緊密な関係を強め、また、国内のみならず、国際的な活動にかかわるなどして、高い評価を得るように努力すべきである。

(c) 経常的な研究条件の整備

a) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状】

教員の業務内容は研究・教育・管理・社会的活動と多岐に及んでおり、研究時間の確保は容易ではないのが現実である。とくに実習にかかわる教員は年間を通して多忙であり、研究時間が十分に確保できないとの悩みを訴える教員が少なくない。このような現状で週5日の講義開講日のうち、最低1日は全日講義等を担当しない日を設定するように努力している。

【点検評価】

教員の多忙の原因は様々であると考えられる。とくに教育の充実に向けた授業の工夫や視覚に訴える資料等の作成にかかる時間と労力が増大しているように思われる。また、小規模な学部であっても部長・主任等の役職者は一定以上必要であり、これらの事情も研究時間を圧迫している原因であろう。このような現実に対して、研究時間の確保の方途を具体的に策定する必要があるが、現在、十分な対策が取られているとはいえない。

【改善方策】

改善点としては、教員の授業担当と分掌業務の担当はできるだけ偏りの起こらないように平均化しておくべきである。そのためにも業務の仕分けと担当者を見直し、より適切な分掌内容とすべく作業を開始したところである。教職員一体となって業務を担うという意識の高揚にも配慮しての取り組みとしたい。

b) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状】

研究活動に必要な研修機会についての費用の学部負担は、学部予算の中で年間 1～2 名、4～5 回分を確保している。人員、金額ともに十分とはいえないが、予算不足のために研修機会が確保されなかったことはない。

【点検評価】

研究活動に必要な研修機会の確保は、教員の研究の進展を促す側面ばかりではなく、教育上の効果も期待できるものであり、今後も継続されることになる。研修の機会が特定の教員に集中していない実態は評価されるべきである。

【改善方策】

青森県弘前市という地理的条件と研究・教育の充実と推進を考えたとき、より一層の研修機会確保のためにも予算の措置が必要になるであろう。

(3) 看護学部

(a) 研究活動

a) 論文等研究成果の発表状況

b) 国内外の学会での活動状況

【現状】

論文等の研究成果は、学内・学外において積極的、継続的に発表されている。それを学部内に限定すれば、『弘前学院大学看護紀要』、そして地域総合文化研究所編『地域学』へ発表が可能である。紀要は、レフェリー制度を導入しており、学外からも高い評価を得ている。さらに大学全体の地域総合文化研究所編『地域学』には、看護学部教員の論文が収録されている。

学外では 2009（平成 21）年度は、全国看護学各領域の学会において基礎看護学、成人看護学、小児看護学、母性看護学等のそれぞれの教員が演題を出して発表している。地域の学会においても精神看護学領域の教員が発表している。

【点検評価】

論文等の発表の場としての『弘前学院大学看護紀要』は、レフェリー制度を導入し、査読を掲載の条件としている。これは質より量に依存しがちな研究姿勢を問いたず役割を持ち、結果として論文の作成に良い意味での緊張感を与えるものとなっている。卒業生は

1 期生が出たばかりで参加していないもの他大学の共同研究者も認めており、その学問的開放は、評価されるべきと考える。

【改善方策】

学内での研究発表会の機会はないものの、地域、全国での学会発表をさらに増やしていきたい。

(b) 経常的な研究条件の整備

a) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状】

教員の業務内容は、教育・研究・管理・社会的活動と多岐に及んでいる。特に看護学部では、看護臨地実習が多く、実習施設も附属施設がないことや領域によっては、県内全域にわたって実習が行われているため多忙であり、十分な研究時間を確保できないのが現状である。臨地実習の方法を工夫し努力している。

【点検評価】

十分な対策がとられていない。

【改善方策】

実習施設側と実習内容、指導方法等について一層綿密な検討を重ねていく必要があると考える。

(c) 研究上の成果の公表、発信・受信等

【現状】

a) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

学部開設年度より『看護紀要』を発行して教員の研究成果を公表している。2008（平成20）年度は第4巻を発行した。

b) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

図書館を通して全国の大学・研究機関と紀要、研究報告書の交換を行っているが、インターネット等による論文検索システムは論文タイトルと要旨の取得のみ可能であるがフルペーパーの取得はできない。多額の費用が必要であるが将来構想の1つとして導入を期待しているのが実情である。

【点検評価】

学会で発表したものを、学会誌に投稿し、公表している。さらに投稿が多くなることを希望している。

【改善方策】

殆どの教員は、多忙でゆとりがなく、研究できない状態であるが、時間確保の工夫をしていく必要がある。

(d) 倫理面からの研究条件の整備

【現状】

2005（平成 17）年の学部開設時には看護学部倫理委員会を設置して、各研究者の倫理審査を実施してきたが 2006（平成 18）年に全学の倫理審査委員会が設置されたことにより看護学部の倫理委員会は役目を果たしたので解散した。学生の卒業研究倫理審査については 2008（平成 20）年から新たな看護学部倫理委員会を組織して活動している。

a) 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

全学の規則、組織で整備されており支障はない。

b) 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

全学の規則、組織で開設・運営されており支障はない。

【点検評価】

申請から結果通知まで遅滞なく運営されており支障はない。

【改善方策】

適切に運営されており支障はない。

3 大学院研究科の研究環境

(1) 文学研究科

(a) 研究活動

a) 論文等研究成果の発表状況

【現状】

大学院担当の専任教員 5 名の 2004（平成 16）年 1 月以降の研究業績は、次のとおりである。

著書：単著 3 冊 共著：19 冊

論文：単著 40 冊 共著：3 冊

著書：単著のなかには、日本学術振興会科学研究費補助金（研究成果公開促進費）の交付を受けた著書 1 冊、科学研究費補助金研究報告書 1 冊、立正大学法華文化研究所所管の日深学術賞を受賞した著書 1 冊が含まれている。

【点検評価】

以上の業績の質量は、一定のレベルに達しているといえよう。研究業績は教員により研究分野の性格の違いによって偏る傾向があるものの、全体的に満足できると判断する。

【改善方策】

現状を維持しつつ、さらに奨励する。

b) 国内外の学会での活動状況

【現状】

2004（平成 16）年と 2009（平成 21）年の国際シャーマン学会で、2名の教員が英語で発表している。また、国内の全国学会では 2004（平成 16）年の日本民俗学会、2007（平成 19）年の民俗芸能学会、2007（平成 19）年の奄美沖縄民間文芸学会で、それぞれ発表している。学内の学会でも、市民と学生を前にして発表している。

【点検評価】

教員間で偏りが見られる。

【改善方策】

更に学会で発表するように奨励する。

(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携

a) 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学院との関係

【現状】

本文学研究科は本学に附属する「地域総合文化研究所」と連携して、津軽地方を中心とした北東北の文化・歴史（民俗信仰・民俗芸能・民俗音楽）を掘り起こし、『地域学』（研究所編集・書店販売）を媒介にして研究成果を地域、全国、世界に発信している。

【点検評価】

この分野に携わる人材がごく少数なので、魅力ある未発掘の主題を掘ききれていない。このため、外部へのインパクトが弱い。

【改善方策】

できればこの領域の専門家を増やし、かなり成果を上げて定着しているこの領域を組織化して強化する。

(c) 経常的な研究条件の整備

a) 個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状】

2009（平成 21）年度の個人研究費は文学部・社会福祉学部の教員と共通で、教授 40 万円である（本研究科は全員教授である）。このうち、研究旅費交通費支出は一律 20 万円を限度としている。

【点検評価】

学生減により、研究費が徐々に削除されている。これは、法人全体の経営健全化方策としての経費削減の 1 つである。

【改善方策】

院生の確保、教員の教育・研究活動の活発化、経営の充実により、研究費を確保する必要がある。

b) 教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状】

教員研究室も、学部教員と共通である。1室あたりの面積は、建物により若干の差があるものの、平均して24㎡、個室率は100%である。研究室には、机、椅子、書架、ゼミ用机・椅子、暖房器具を備えている。冷房設備はない。

【点検評価】

1号館の研究室は場所によって日当たりが悪い。

【改善方策】

現状ではとくにない。

c) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状】

本学では、教員の勤務に関して拘束時間を設けていないので、研究時間をそれぞれが工夫して確保できる。また、1週間のうち、授業のない（またはごく少ない）日を設けるよう、授業時間の割り振りを工夫している。

【点検評価】

勤務上の拘束時間を設けないことや、空き時間、空き日を設ける努力と裏腹に、この日時が各委員会等の会議に費やされることが多く、特に委員を複数任命されている教員は、研究時間を見出すのに困難を感じている。

【改善方策】

できるだけ特定の教員に役職が集中しないように配慮する。

d) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状】

研究活動に直結する学会参加や調査旅行等の機会は、特に授業に休講を作らないような工夫をして、ある程度確保されている。長期の研修の機会の確保は、現状では行われていない。制度的には、「弘前学院大学専任教員の学外（海外および国内）研修に関する規程」があり、3ヵ月、6ヵ月、1年単位の学外研修ができることになっている。しかし、この運用が保留状態にある。

【点検評価】

長期研修については経営上の観点からは、学外研修期間中の代替教員のための新たな人件費の支出は考えにくく、また、復職を前提にした短期雇用もままならない状況から、この制度の運用が保留状態になっている。

【改善方策】

教員の研修機会の確保の観点からは、ぜひともこのような機会を生かし、教員の資質向上につなげたい。このためには、まず学生の確保が前提になる。

e) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状】

予算上の措置がなされていない。

【点検評価】

個人研究費を一律に配分する方途の他に、魅力ある共同研究には研究費を別途支給し、成果をあげさせたい。しかし、この制度を立ち上げるだけの財源がない。

【改善方策】

魅力ある共同研究には研究費を支給し、成果をあげさせたい。そのためにも、まず学生数の確保が前提になる。

(d) 競争的な研究環境創出のための措置

a) 科学研究費補助および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状】

科学研究費補助金の申請とその採択状況は、『大学基礎データ』表 33 のとおりである。

【点検評価】

本研究科としての申請は 0 であるものの、各教員は学部単位で申請している。

【改善方策】

研究補助金に申請するように奨励する。

(e) 研究上の成果の公表、発信・受信等

a) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

【現状】

本研究科は、学部・学内学会・地域総合文化研究所と連携し、研究成果を『紀要』・『弘学大語文』（学内学会誌）・『地域学』（同研究所編集・発行、市販）に発表するように便宜を図っている。大学は、研究紀要印刷費を学部予算に計上するとともに、関係機関への郵送費も支出している。『弘学大語文』（学内学会誌）にも大学から出版のための補助金が支給され、関係機関にも郵送している。『地域学』（研究所編集・発行、市販）もまた、研究所の予算で関係機関、市民の手に届くように配慮されている。

【点検評価】

『地域学』の出版は好評ながら、予算がとぼしく、研究成果の公表を抑制せざるをえなくなっている。

【改善方策】

『地域学』にはよりインパクトのある研究を公表して、市販の部数を伸ばす。

b) 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

【現状】

学部と同じである。

1998（平成 10）年 4 月図書館システム『情報館 95』へ導入より国立情報学研究所 NACSIS-CAT・ILL、図書館間相互協力の業務の機械化により、文献複写・貸借等のサービスの質が向上した。本学の教員、本学学生、研究者の他館への依頼件数が遥かに多く、当館の受付に関しては、FAX 受付のみで消極的現状にある。このように、依頼に偏り、相互協力に貢献できる環境にない。図書館職員は、司書 1 名と図書館事務 1 名（司書資格なし）という現状にある。

一般的な図書館間相互協力とは別に、東北地区大学図書館協議会、青森県高等教育機関協議会および弘前市 3 大学図書館の相互協力に関する申し合わせ事項等、それぞれ独自に締結した規約に基づく相互協力にも努めている。国外の図書館との協力体制は整備されていない。ホームページは、基本的な学術情報利用の筋道が整っている。

情報検索として、国立情報学研究所を含む外部のデータベースのアクセスを整備している状況である。OPAC は、すでに分開しているため、アクセス可能である。

【点検評価】

図書館に特有な業務（目録データ入力や蔵書管理等）へのコンピュータの導入については、規模・内容共に、現状に見合ったものといえる。図書館間相互協力については、2006（平成 18）年度の図書館間図書・雑誌貸出冊数 13 冊は、極めて少ない。同じく借受冊数 12 冊も、極めて少ない。また、文献複写については、受付件数の 5 件は、極めて少なく、一方、依頼件数 205 件は、受付件数を幾分か上回っている。このように、本学大学図書館における問題点は明らかである。必要な図書雑誌がまだまだ整備されていないことと、文献複写及び貸借の依頼受付が FAX のみであることが原因として挙げられる。NACSIS-ILL での依頼受付を行うためには、現在の図書館員の増員が望まれる。ただし、FAX のみでの受付ではあるものの、本学図書館への文献複写や図書の貸出依頼は、増加傾向にある。

【改善方策】

増加しつつあるオンラインのデータベースの利用については、オンラインジャーナルの動向も視野に入れながら、学部における必要性を勘案したうえ、経費面での十分な配慮を確保しつつ、段階的に導入を図っていく予定である。さらに今後は、学内外の情報資源を統合して検索させ、学生等利用者にとって真に必要な情報を選択的に提供する学術情報ポータルを整備し、情報資源をメタデータ化して、学内外に積極的に提供していくことを検討する予定である。また、他大学との協力に関しては、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」の弘前市内 6 機関（弘前大学・東北女子大学・弘前学院大学・放送大学青森学習センター・東北女子短期大学・弘前医療福祉大学短期大学部）の協力ができたことにより、一層充実することが期待される。

(f) 倫理面からの研究条件の整備

a) 研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

b) 研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

【現状】

2006（平成 18）年度中の学内検討委員会の検討を経て、教授会の承認を得、2007（平成 19）年 4 月 1 日施行で「弘前学院大学倫理規程」及び「弘前学院大学倫理審査委員会規程」を定めた。本倫理規程は、「教育や実験動物の倫理については別に定める。」こととして、「本学の教員が倫理的側面に考慮した上で研究を行うために必要な事項を定める。」ものとしていいる。研究者は、研究を行なうに際し、研究対象者の人権を考慮して行なうことを冒頭に定め、研究の倫理的側面に対する審査手順を、次のように定めている。

- 1) 研究者は倫理審査委員会に申請して、研究の倫理的側面についての審査を受けなければならない。
- 2) 審査申請をする場合は、研究に着手する前の研究計画作成段階で倫理審査申請書を提出する。
- 3) 委員長は、申請書受理後 1 ヶ月以内に、審査結果通知書を申請書に交付する。
- 4) 審査の判定が承認または要望つき承認以外である場合は、通知に、条件、変更または不承認の理由等を明記する。

また、委員会は、審査に当たり以下の事項に留意することとしている。

- 1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- 2) 研究等の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法（インフォームド・コンセントの方法）
- 3) 研究等により生じうる個人への不利益及び危険性とそれらの回避方法
- 4) 予測される学問上の貢献

規程は、申請者の再審査申し立てを認めるほか、研究終了後の研究等終了報告書の提出、研究対象者からの同意の取得についての留意点、対象者の訴えの権利及び中止または変更の勧告等について定めている。

【点検評価】

本規程を施行してきた途上で、文学部の人文学領域、社会福祉学部社会学領域にこの規程をそのまま適用することが難しいとわかってきた。それは、この規程が医療・看護学領域に対応していることに、その主たる要因があると思われる。そこで当面、この規程を看護学部の医療・看護学領域で運用することが確認された。

文学部の人文学領域、社会福祉学部社会学領域の教員の研究・論文が倫理に反するとして問題になったことは、これまでなかった。それは、各教員がその領域における倫理にかかわる状況を知り、学内紀要であれば紀要編集委員会がその査読を行い、全体的に規制システムが機能していたからと思われる。その結果、文学部、社会福祉学部では具体的な倫理規程の作成を留保されてきた。

しかし、近年それぞれの領域に叶う倫理規程の作成が求められており、人文学領域、社会学領域においても倫理規程作成を進めねばならない。

【改善方策】

文学部、社会福祉学部のカリキュラム構成からそこに所属する教員・研究者の研究領域が異なることが多いので、全教員・研究者に共通する倫理規程を作成しがたい側面がある。

そこで、教員が所属するそれぞれの学会の倫理規程を取り寄せ、その各規程を全教員・研究者に配布し、倫理規程の多様性を知り、認識を深めることをしたい。

このような、学内における倫理規程に関する認識形成を通して、最終的に一定の条文を作成できると考える。

(2) 社会福祉学研究科

(a) 研究活動

【現状】

a) 論文等研究成果の発表状況

大学院として統一したテーマによる具体的な研究活動はまだ行われていない。どちらかと言えば教員個々の研究テーマによってすすめられているのが実情である。従って、所属学会もそれぞれであるのは止むを得ない。教員の専攻分野が社会福祉学一色でないことは、勢い福祉問題に対しては複眼的思考がなされることになり、社会福祉学の視座からの統一的で平衡のとれた講義内容の展開という点では、何ほどか影響するかもしれない。反面、特色ある研究の内容と講義展開という点では利点にもなると考えられる。

教育・研究活動の節で前述したように、教員の研究的関心は勢い学生の興味・関心に影響を与えるので、福祉人間学、幼児保育および児童福祉問題、障害者・高齢者福祉問題などに傾斜することになるのはいなめない。本研究科は課程が設置されてから数年に満たないことから、いまだ建設整備計画中と言った方が適切であろう。

研究活動の主軸は人間福祉学ないし福祉人間学の構築であるから、社会科学の枠をこえて、哲学、宗教学、心理学および教育学などによる福祉問題に関する人文科学的探求が必要とされる。それが福祉の神学、福祉の心理学、福祉の教育学および福祉と教育を主題とする著書・論文を生み出しているのである。研究方法論的な選択の問題として、社会科学の枠組みにとどまるか否かの論議は重要である。

b) 国内外の学会での活動状況

目下のところ海外の大学との共同研究などの具体的計画は無いが、JICA による国際協力活動を通じての交流の試み（2004（平成 16）年）があったし、教員のうちにはこのような国際活動を通常的に続けている者がいる。これを学生までに広めていくことを課題にしている。

【点検評価】

ミクロ福祉問題とマクロ福祉問題の地域的ひろがりの視座からの分類に従えば、我々が目指している問題はより精神的側面にある。マクロ福祉問題を社会環境という行動空間において起きてくる観察可能な行動（社会行動）問題だとすると、ミクロ福祉の視座は、たとえば幸福感のような不可視的精神性を問題とするし、心理力学的な空間における適応性を問題にする。ここでは、従来の日常生活に対する物と金の力による社会・経済的支援よりも、精神的援助支援の方法が問題にされる。

われわれはミクロ福祉を地域的に限定された福祉問題としてとらえず、精神的援助を主眼とする福祉活動と考えている。生活困窮を社会経済的に救援する、又は支援するのがマクロ福祉だとすれば、いかなる境遇であれ精神的安寧を図るために支援するのがミクロ福祉だと考えたいのである。

【改善方策】

社会福祉学が経済学、政治学、法学および行政などの社会科学専攻者によって組織化され受け継がれてきた伝統は紛れもない歴史的事実である。現在、社会福祉学が社会科学の一翼を担っていることも客観的事実であるが、独立した科学としての方法論、科学としての本態性が必ずしも明確化されているとは思われない。

われわれが福祉問題にあえて人文科学的視点を援用してコミットしていこうとするのは、言うまでもなく、20世紀初め社会福祉援助技術として臨床心理学のカウンセリングの技法を取り入れたリッチモンドに倣ってのことである。われわれは今後とも共に社会福祉学の科学性と独自性を考えていきたいと願っている。

(b) 教育研究組織単位間の研究上の連携

a) 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学院との関係

【現状】

社会福祉教育研究所と社会福祉学研究科との連携は、初期においては研究所紀要への積極的寄稿、論文掲載がなされた。障害児保育に関しても研究所の協力の下に、県ふれあい保育研究会（2006（平成18）年）を開催した。最近では地域包括福祉センター事業に社会人学生が現役チーフとしてかかわり、研究所との連携において修士論文を作成した。

【点検評価】

研究所紀要の刊行中断は惜しまれる。また、地域社会福祉実践にかかわっている社会人学生が、勤務や時間的な制約により、研究所活動に十分関与できないでいる事情がある。

しかし、研究所の活動目標中、特に福祉教育、ボランティア活動を重点にして関与した。たとえば院生によるスペシャルオリンピックス（2006（平成18）年度）のコーディネーターとしての役割分担は特筆される。修士論文研究においても、研究所の支援の下に、地域福祉に関係した実践活動をベースにした題目選択を行い（2008（平成20）年度）、見るべき成果を挙げ得たと思料される。

【改善方策】

今後とも研究科は研究所との連携を密にしてゆくために、調査・研究活動を全員参加ですすめて行くことが望まれる。地域福祉からグローバルに視野を広げ、国際福祉研究へとレパートリーを拡大していくことが課題である。具体的には海外視察、外国文献の翻訳紹介の試みである。範例として、伊藤教授の事典編集、また杉本教授の「人生福祉学」の体系化の試みのような福祉学原論研究の止揚が考えられる。

(c) 経常的な研究条件の整備

- a) 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- b) 教員個室等の教員研究室の整備状況
- c) 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- d) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状】

個人研究費、研究旅費は十分とはいいがたいが、旅費は他大学並である。研究室は個室が確保されておりスペースもあり充足している。研究時間の確保についてはいろいろな配慮をされているものの、なお不十分である。静かに雑事・雑念に煩わされることの少ない研究環境とはほど遠い。事務系職員のバックアップには満足している。

【点検評価】

研究設備・施設は一応整備されている。教員の個室はスペースが確保されており快適である。ただし研究時間が充足されているとは言い難く、学部学生や院生の指導のために相当の時間がとられてしまう。現状ではこの辺の具体的な改善が図られているとは言い難い。トータルの担当授業科目数は、大学院科目を学部科目の 1.5 倍に算定しているが、学部教員並かそれ以上である。研究費はともかく、旅費等は他大学並に支給されており、一応充足されているとみられる。

【改善方策】

教員の研究・教育の活性化には、バックナンバー、古典、最新版の外国書が、今後よりいっそう整備される事が必要である。

アップツウデートな先端研究と研究科の講義・演習の質を高めるためには、大学院授業に専念させ、学部授業科目担当数は減ずるべきである。

現在は学部生との共通授業科目は存在しないが、大学院授業科目の一部を、学部授業科目の単位として振り替え読みができるようにしたいと考えている。

学会旅費は学会が遠方で開催されると、ほぼ 1 回位で無くなるので、今後は増額を図る必要がある。

(d) 研究上の成果の公表、発信・受信等

a) 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

【現状】

研究成果は、学会誌に論文掲載するか、学会、研究会等に発表するなどしている。学内出版物としては「弘前学院大学社会福祉学部紀要」、「弘前学院大学大学院社会福祉学研究」があり、主要な発表機関として研究公開している。紀要類は全国の社会福祉系大学、短期大学に発送している。

【点検評価】

関係教員の専門性のこともあり、大学院紀要に投稿する人数は限られていることが問題である。また、編集委員会の査読システムが欠如しているので、信頼性の点で問題がある。現在は修士論文抄録と相乗りなので、いろいろ制約があることは事実である。

【改善方策】

編集方法の改善が急務である。執筆にあたっては構成員の全員参画、予算面の確保と刊行の定常化が課題である。

第7章 社会貢献

【到達目標】

本学では、さまざまな部門が主体となって、社会に対して開かれた活動をおこなっている。さらに多くの市民が気軽に参加できるように周知していく必要がでてくる。そのためにも年間のスケジュールとして、定例化できるものは定例化してアナウンスしていくことが考えられる。

1 大学・学部の社会貢献

(a) 社会への貢献

【現状】

a) 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

カリキュラム上の位置づけではないが、教育活動の重要な一環として位置づけられているものを列挙する。

(1) 礼拝堂の活用と宗教部ハンドベルクワイアの活動状況

礼拝堂は、地域の市民と卒業生、教職員の献金によって2000(平成12)年に献堂された。毎週木曜日の礼拝の他、宗教部主催の行事である「クリスマス音楽の夕べ」は、毎年、200名の定員で催されているが、ほぼ満席の状態が続いている。これは地域住民に広く公開され続けており、新聞や市の広報などでも案内し、地域住民の関心が高い行事として根付きつつある。

出演者も本学教員と宗教部のハンドベルクワイアだけでなく、地域の音楽家・コーラスグループ等を招き、地域住民の方々との文化交流の機会として機能している。

ハンドベルクワイアは、宗教部の下で組織で、学生と教職員の有志によって作られている。礼拝堂において、毎回の礼拝における奉獻と、例年、10月の学祭「弘学祭」で定期演奏会を開いている。この他、近隣の施設や高校などの要請に基づいて演奏奉仕活動を行っている。年間の主な活動は以下の通り。

4月～翌年3月	毎週木曜日、学内礼拝
4月	入学式、入学礼拝(体育館)
10月	学祭ミニコンサート(礼拝堂)
11月	キリスト教教育週間特別礼拝
12月	クリスマス礼拝 クリスマス音楽の夕べ 各教会、伝道所、学校等のクリスマス礼拝、クリスマスコンサート等
2月	卒業礼拝
3月	卒業式(体育館)

このほか、礼拝堂は結婚式場として、卒業生のみならず一般市民にも利用されている。
また、以下は 2006（平成 18）年度から 2008（平成 20）年度までの礼拝堂の使用状況である。

2006（平成 18）年度

使用責任者名	使用目的	期間	時間
肥田野恵里	チェロとマリンバコンサート	平成18年4月19日	12:00～21:00
弘前学院大学学長 吉岡利忠	永野孝和客員教授講演会	平成18年6月2日	17:40～19:40
津軽福音キリスト教会ジェント・マーチン	コンサート(童謡他)	平成18年6月27日	17:00～21:00
弘前イタリア文化愛好会 荒木恵美子	イタリアの唄を聴く	平成18年7月8日	17:00～21:00
弘前学院大学出身者教職員の会 畠山篤	平曲を楽しむ会	平成18年7月15日	18:00～21:00
佐藤恵美	ピアノ演奏会	平成18年7月30日	9:00～17:00
弘前学院大学社会福祉学部 講師 船木幸弘	弘前学院大学「24時間テレビ」チャリティー募金活動	平成18年8月26日	9:00～12:00
		平成18年8月27日	9:00～12:00
メサイヤ演奏後援会 会長 阿保邦弘	伊澤長俊チェンバロ記念演奏会	平成18年10月21日	13:15～21:00
青森県作曲家協会 笹森建英	『音楽展』新作発表会	平成18年11月18日	9:00～17:00
弘前学院大学宗教部 中澤實郎	クリスマス礼拝・「音楽の夕べ」コンサート	平成18年12月14日	10:00～21:00
コールジョイフル 大高恵子	クリスマスコンサート	平成18年12月23日	9:00～17:00

2007（平成 19）年度

使用責任者名	使用目的	期間	時間
パーカッション<ファルサ> 肥田野恵里	安倍圭子&ファルサ マリンバコンサート	平成19年6月7日 平成19年6月8日	12:00～21:00
宮沢賢治研究会 土岐泰	林 洋子弾き語り	平成19年6月10日	12:00～17:00
プリマヴェーラ 大坊幹子	マンドリン練習	平成19年9月8日	17:00～21:00
		平成19年10月27日	18:00～21:00
		平成20年1月19日	18:00～21:00
城南マザーズコール 藤田洋子	城南マザーズコール創立40周年記念演奏会	平成19年10月6日	9:00～17:00
弘前学院大学地域総合文化研究所 笹森建英	平家琵琶演奏会	平成19年10月20日	17:00～19:30
青森県作曲家協会 笹森建英	第33回音楽展コンサートリハーサル	平成19年11月4日	10:00～11:00
		平成19年11月15日	14:30～16:00
青森県作曲家協会 笹森建英	第33回音楽展（県内作曲家による新作発表会）	平成19年11月17日	9:00～17:00
弘前学院大学社会福祉学部 教授 笹森建英	クリスマス礼拝・「音楽の夕べ」打合せ	平成19年11月30日	16:30～18:00
弘前学院大学宗教部 中澤實郎	クリスマス礼拝・「音楽の夕べ」演奏練習	平成19年12月10日	15:00～17:00
弘前学院大学宗教部 中澤實郎	クリスマス礼拝・「音楽の夕べ」コンサート	平成19年12月13日	12:00～21:00
花田・石田ピアノ教室 花田史子	ピアノ・エレクトーン演奏会	平成19年12月15日	9:00～17:00
コールジョイフル 大高恵子	クリスマスコンサート（合唱）	平成19年12月23日	9:00～17:00
プリマヴェーラ 大坊幹子	マンドリン合奏練習	平成20年2月23日	18:00～21:00
		平成20年3月29日	18:00～21:00

使用責任者名	使用目的	期間	時間
プリマヴェーラ 大坊幹子	マンドリン練習	平成20年4月19日	18:00～21:00
プリマヴェーラ 大坊幹子	マンドリン合奏練習	平成20年5月11日	13:00～17:00
		平成20年5月30日	18:00～21:00
弘前学院 理事長 阿保邦弘	弘前学院創立122周年記念コンサート及びリハーサル	平成20年5月22日	13:00～17:00
		平成20年5月23日	17:00～21:00
プリマヴェーラ 大坊幹子	第1回定期演奏会マンドリン練習	平成20年5月31日	18:00～21:00
プリマヴェーラ 大坊幹子	第1回定期演奏会	平成20年6月1日	9:00～17:00
プリマヴェーラ 大坊幹子	チャペルコンサートでのマンドリン合奏曲の録音	平成20年6月28日	18:00～21:00
ドラ ピアノ教室 佐藤恵美	ピアノ発表会	平成20年8月24日	9:00～17:00
弘前メサイア演奏会事務局 古川亜湖	伊沢長俊メモリアル チェンバロ演奏会	平成20年9月6日	9:00～21:00
弘前リコーダーアンサンブル 三上邦康	演奏会	平成20年9月27日	9:00～17:00
松江千恵里	ピアノ・エレクトーンコンサート(ピアノ発表会)	平成20年11月24日	9:00～17:00
弘前学院大学 図書館長 森田喜郎	平成20年度青森県高等教育機関図書館協議会研修会	平成20年12月4日	12:00～18:00
		平成20年12月5日	
弘前大学附属小学校合唱団 松江千恵里	附属小学校合唱団クリスマスコンサート	平成20年12月7日	8:00～12:30
弘前学院大学宗教部 中澤實郎	クリスマス礼拝・「音楽の夕べ」コンサート	平成20年12月11日	12:00～21:00
グループ風雅21 木庭袋靖子	木庭袋靖子 箏 KOTO CONCERT V o 1. 16	平成20年12月14日	9:00～17:00
コールジョイフル 大高恵子	クリスマスコンサート(合唱)	平成20年12月23日	9:00～17:00
弘前大学附属小学校吹奏楽団 田中弘美	吹奏楽練習	平成21年1月12日	9:00～12:00
弘前学院大学地域総合文化研究所 笹森建英	地域総合文化研究所第4回講演会	平成21年1月21日	18:00～21:00

(2) 「弘前学院大学出身者教職員の会」の文化交流活動

本学を卒業又は修了し、教職についての方々に、卒業後も本学への支援を願うとともに、現職教育の場として本学大学院を活用願うことを期待して、2006（平成 18）年度に「弘前学院大学出身者教職員の会」（会員数 280 名）を設立した。

会の趣旨に照らして、「弘前学院大学地域総合文化研究所」と連携して、文化的交流の機会を設けることとしており、2006（平成 18）、2007（平成 19）年度に平家琵琶の演奏会、講演会、ワークショップを開催した。

設立以来、大学報である「弘学時報」を会員に送付し、大学の活動に対する会員の理解を深めるよう努めている。

(3) 学祭における学生・市民交流状況

学祭は、学生が主体的に、学友会内に学祭実行委員会を組織して行っている。学友会活動は、カリキュラム上の位置づけは勿論ないのであるが、大学の教育目標を達成するための重要な教育活動の一環と位置づけられている。教職員組織との関連では、学生委員会及び学生課が顧問的な立場で相談に当たり、必要な指導を行っている。

学祭の諸イベントは、市民に開放されており、特に近隣の中・高校生をターゲットにしたものもプログラムされるなど、人気が高い。最近では、学生募集の意味合いもかねて、学

祭時にオープンキャンパスを開催するなど、入試広報センターとの連携も図られている。

イベント・プログラムは、すべて市民一般に開放されており、講演会、プロのエンターテイナーのステージ、ゲーム、カラオケおよびハンドベルコンサートなどを含んで多彩である。

(4) ボランティア活動による市民との交流

本学の社会福祉教育研究所の事業に協力することで社会貢献に関与している。大学院生の中にはスペシャルオリンピックス事務局員として大いに活躍した者がいる。また県の青少年健全育成事業、子育て支援事業および障害児保育研究会等の助成のために、本研究科教員が協力してきた実績がある。

(5) バスケットボールの社会人リーグに対する体育館の開放

弘前市バスケットボール協会の主催する社会人リーグ戦に、毎年、本学の体育館を開放しており、その歴史は16年以上になる。例年5月から9月までのシーズン期間中には毎日のように試合（1日に2試合）が行われており、会場のひとつとして欠かせない存在になっている。

(6) 弘前学院謡曲同好会への市民の参加

毎週1回本学の教室を使って、本学兼任教員の指導のもと、謡曲の練習をおこなっている。日本語・日本文学科を擁する本学としては、生涯教育の観点から日本の古典文学に興味を持つ市民への当然の貢献と考えている。参加者は学生・一般市民約10名である。その活動は4年になり、近年ますます熱心になっている。

(7) 社会福祉士国家試験の会場校としての貢献

財団法人、社会福祉振興・試験センターの要請により、2007（平成19）年から、毎年1月、社会福祉士国家試験の会場校として、本学の教室を提供している。青森県で試験会場となっているのは本学キャンパスだけである。受験者は例年600から700名に及ぶ。社会福祉学部を擁する本学の社会に対して果たすべき役割としては当然といえる。

(8) 社会貢献としての献金

毎週木曜日に礼拝がおこなわれているが、月に1度、礼拝の場で献金がおこなわれる。集められた献金は、例年以下のような団体に送られている。

1. 止揚学園
2. アジア・キリスト教教育基金
3. あおもり命の電話
4. 日本キリスト教団黒石教会
5. 日本国際飢餓対策機構
6. 日本キリスト教海外医療協力会

集められた献金は、ささやかな金額ではあるが、ミッション系の大学として、社会に対する当然の貢献である。

b) 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

公開講座委員会が所管している講座と、学部（看護学部）独自に行っている事業がある。

(1) 公開講座委員会所管事業

公開講座委員会における公開講座は、「開放講義」と、いわゆる「出前講義（講師派遣事業）」の2種類ある。その概要は以下の通りである。

1) 開放講義

「開放講義」とは、通常行われている講義・演習を無料で一般市民に開放するもので、大学ホームページや市の広報誌などで開設講座を紹介し、市民参加を積極的に進めている。

開設講座数は以下の通り。

年度	開設講座数（延受講者数）		
	文学部	社会福祉学部	看護学部
2004（平成16）年度	29（13）	4（1）	
2005（平成17）年度	25（10）	6（3）	
2006（平成18）年度	33（5）	4（0）	2（0）
2007（平成19）年度	33（44）	8（3）	3（2）
2008（平成20）年度	37（33）	12（2）	4（0）

2) 講師派遣事業

講師派遣事業（いわゆる出前講義）には2種類がある。

①青森県が主催する「あおもり県民カレッジ」事業に、毎年講師を派遣している。「あおもり県民カレッジ」では、県民の生涯学習を総合的に支援するための学習情報の提供・相談や学習機会の提供等の事業が行われており、本学も連携機関として事業運営に協力している。あおもり県民カレッジの単位認定講座である生涯学習フェア『大学公開講座まつり』、『大学－地域連携セミナー』そして『現代セミナーひろさき』に参画し、以下のような派遣を行った。

年 度	演 題	講演者	場 所
2004（平成16）年度	大学公開講座まつり「福祉教育とボランティア…『いのちの電話』などの活動を通して」	出村和子教授	2004年10月23日 八戸会場
2005（平成17）年度	大学公開講座まつり「日本文学の発見」－二十世紀初頭における周作人をめぐって－	顧 偉良教授	2005年10月21日 弘前会場
2006（平成18）年度	大学公開講座まつり「健康づくりは地域づくり」	櫻井尚子教授	2006年10月5日 外ヶ浜町会場
2007（平成19）年度	現代セミナーひろさき（テーマ：文化・文学から学ぶ） 「文学とマンガー日本のMangaは世界の財産かー」	井上諭一教授	2007年11月15日 弘前市立中央公民館
2008（平成20）年度	大学－地域連携セミナー－「臓器移植・Gift of life－私たちにできること－」	新田純子助教	2008年10月11日 青森県立尾上総合高校
	現代セミナーひろさき（テーマ：ことば・人・ものがたり） 「角度を変えて読んでみよう－実はこんなに面白い現代日本文学－」	井上諭一教授	2008年2月26日 弘前市立中央公民館

②学校教育機関における各種イベント、職場の研究会・研修会、市民サークルの会合などに講師を派遣している。地域の中学生や高校生といった、まだ価値観の固定されていない若年層に学ぶことの楽しさそのものを訴えかける講座や、各学部の専門性を活かした講座など内容は様々である。前年度末に本学より派遣可能な講師及び講演内容を載せたパンフレットを作成し、県内及び近県の高校・施設・病院等に送付するとともに大学ホームページにも掲載している。講師派遣の際には、事前に申し出のあった高校等と打ち合わせを重ね、講座の持ち方や性格等それぞれのニーズにあわせて対応している。これまで弘前市とその周辺で派遣事業を行ってきたが、2004（平成16）年度からは県内・近県へと地域を拡大して取り組んでいる。

年度	講義題	講師	場所	参加者
2004 (平成16) 年度	日本全国方言桃太郎	今村かほる助教授	青森県立鯉ヶ沢高校	30名
	こんなカタカナ語はあたりまえか？	今村かほる助教授	青森県立木造高校	37名
	熱い魂と人間関係	西東克介助教授	青森県立岩木高校	120名
	日本全国方言桃太郎	今村かほる助教授		100名
	君のまわりの『うわさ』は本当か	西東克介助教授		100名
2005 (平成17) 年度	われわれはなぜ学ぶのか	走井洋一講師	東奥義塾高校	52名
	悩んで楽しんで人間の長所と短所を考える	西東克介助教授	青森県立鯉ヶ沢高校	360名
	日本全国方言桃太郎	今村かほる助教授	青森県立木造高校	34名
	努力のスタイルを兀兀（こつこつ）と	西東克介助教授	青森県立弘前中央高校	250名
2006 (平成18) 年度	衣装の哲学	鎌田学助教授	青森県立弘前南高校	12名
	臓器移植—gift of life—	新田純子助手		22名
	異文化コミュニケーションと異文化理解	タッド・レオナルド助教授	青森県立青森戸山高校	56名
	福祉の仕事	八戸宏助教授	青森県立青森中央高校	19名
	What is nursing?	幸山靖子助手		10名
	看護と経営参画—診療報酬改定を中心に—	村田千代教授	黒石市国民健康保険黒石病院	20名
2007 (平成19) 年度	あるアメリカ歴史小説への招待	渡邊教一准教授	青森県立木造学校	50名
	ライフサイクル各期の特徴と看護	仁木雪子講師	秋田県立秋田西高校	22名
	青森県の民俗芸能・音楽（縄文時代から現代まで）、津軽の民間信仰（いたこ）	笹森建英教授	青森県立弘前南高校	30名
	文学とマンガ—日本のMangaは世界の財産か—	井上諭一教授	青森県立青森北高校	52名
	性教育講話会	仁木雪子講師	秋田県大館市立上川沿小学校	50名
	福祉を学ぶとは	八戸宏准教授	青森県立青森中央高校	30名
	看護の仕事とは何だろう	阿保祥子助手		31名
	看護介護研究指導者育成研修「研究」（月1回、計6回）	中村令子准教授	八戸西健診プラザ	87名
	わたしたちは子どもといかに向き合えばよいのか	走井洋一准教授	弘前市少年相談センター	60名
2008 (平成20) 年度	看護研究の進め方（計3回）	中村令子准教授	国立病院機構青森病院	70名
	がん看護・緩和ケアに関すること	原田真里子講師	秋田県立金足農業高校	20名
	スウェーデン・マルメ市の人々	岡田実准教授		21名
	異文化コミュニケーションと異文化理解	タッド・レオナルド助教授	青森県立弘前南高校	13名
	性教育講座	仁木雪子講師	秋田県大館市立田代中学校	137名
	SAY・性・生～素敵女性をめざして～	仁木雪子講師	秋田県立仁賀保高校	161名
	性教育講座～SAY・性・生～	仁木雪子講師	秋田県立西目高校	158名
	現代日本文学を読む—長嶋有「タンノイのエジンバラ」を例として	井上諭一教授	岩手県立大船渡高校	40名
	病院経営から見た看護管理	村田千代教授	財団法人双仁会厚生病院 附属看護学院	60名

	社会福祉を学ぶこと～人と上手くつきあうコミュニケーション～	小川幸裕講師	青森県立青森中央高校	12名
	文学としてのマンガ	井上諭一教授	青森県立黒石高校	36名

(2) 看護学部リカレント教育事業

2005（平成17）年度に新設された看護学部では、2005（平成17）年より毎年「リカレント教育（循環再教育）」を実施している。

この教育の趣旨とねらいは、以下のように位置づけられる。

看護を取り巻く環境は、最近いろいろな変化を余儀なくされ、それに対する多様な対応が求められている。その一環として、高度な医療に対応する看護技術の習得、根拠を持った看護援助のあり方、クリテカルパス、情報機器などを活用した費用効率性の高い看護のあり方などが強調されている。

また、その反面で、傾聴と癒し、インフォームドコンセント、利用者の意思の尊重など利用者の立場に立ったアプローチが、高度医療を支える要素として重視されている。そして、この2つの面はこれからの医療看護活動の重要な要素として広く認識されている。

しかし、実際の看護の中で、これらの要素をよく理解し、それをどう展開していくかという点になると、不確かな看護職員のいることも否定できない。

こうした観点から、本プログラムでは、身近な課題を取り上げ、最近の話題を織り交ぜながら、看護の実践的な能力の理解が深められよう内容を組み立て企画された。詳細は以下の通りである。

年 度	講 義 題	講 師
2005（平成17） 年度 11月12日（土） 13日（日）	現在の看護教育の考え方とその課題 —臨床と乖離しない教育の方法論をめぐって—	神郡博教授
	心電図の記録と見方—健康な人と病気の人の場合—	片桐康雄教授、 木村紀美教授
	傾聴と癒しの技術—どうしたら相手のこころを捉えることができるか—	東中須恵子講師
	医療の中の最近の情報科学の動向 a. 病院情報システムの動向について b. 大学病院衛星医療情報ネットワークについて c. 医療に関する情報収集や情報交換のためのインターネット利用について	三上聖治教授
	患者と家族の意思の尊重—臓器提供をめぐる話題—患者と家族の意思の尊重 —臓器提供をめぐって—	新田純子助手
	最近の健康の考え方—健康を支援する看護のありかた—	櫻井尚子教授
2006（平成18） 年度 10月21日（土）	緩和ケアの現状と方向性	木村紀美教授、 原田真里子講師
	ドメスティック・バイオレンスと看護の役割	仁木雪子講師
	あなたの心はまがっている？ —心電図実習—	片桐康雄教授
	新しい診療報酬体系とこれからの看護—診療報酬改定と看護管理—	村田千代教授
	精神科の臨床における看護師の思考と行動 —クライアントの攻撃に対する看護対応を通して—	岡田実助教授
	電子情報と倫理	三上聖治教授
2007（平成19） 年度	看護研究に活かせるプレゼンテーションツール（パワーポイント）の使い方	三上聖治教授
	EBMに基づく看護技術	齋藤美紀子講師

11月10日(土) 12月1日(土)	シンポジウム「ともに育ち合う臨地実習のあり方ー教育現場と臨床現場の相互理解を深めるためにー」 ・大学教育における臨地実習のあり方 ・弘前学院大学看護学部としての臨地実習のあり方 ・臨床現場が看護基礎教育に望むこと ・臨地実習受け入れ施設の実情	座長・岡田実准教授 シンポジスト 櫛引美代子教授 原田真里子講師 和島早苗弘前脳卒中センター看護部長 伊藤悦子国立病院機構弘前病院看護師長
2008(平成20)年度 10月4日(土) 10月11日(土)	臨床実践に役立つ看護研究とは 看護研究に活かせる情報処理について 研究課題の解決方法を探しましょう テーマを絞って研究計画を立てましょう	神郡博教授 三上聖治教授 原田真里子講師 齋藤美紀子講師

2005(平成17)年度は地域医療に従事する現職の看護関係者を対象として実施され、21名の受講者、2006(平成18)年度は9名の受講者、2007(平成19)年度は66名の受講者、2008(平成20)年度は84名の受講者があった。

c)教育研究の成果の社会への還元状況

下記のとおり列挙する。

(1) 文学研究科専任教員の著作の刊行

大学院専任教員(5名)が2004(平成16)年1月以降に出版した図書は、次の通りである。

書名	著者	単著、共著の別	出版年月	出版社	編者
「仮名書き法華経」研究序説	野沢勝夫	単著	2006年3月	勉誠社	
慈円研究序説の補説(2)	丸山正道	単著	2004年5月	私家版	
古典文学にみる女性の生き方事典	森田喜郎	共著	2008年5月	国書刊行会	西沢正史
辞世の言葉で知る日本史人物像事典	森田喜郎	共著	2009年6月	東京堂出版	西沢正史
地域学Ⅱ	笹森建英 畠山 篤	共著	2004年3月	北方新社	笹森建英 畠山 篤
SHAMANISM in the Interdisciplinary Context	笹森建英 畠山 篤	共著	2004年8月	世界シャーマン学会	Art Leet 他
SHAMANISM ~ An Encyclopedia of World Beliefs, Practices, and Cultures	笹森建英	共著	2005年	ABC-CLIO	M. Walter 他
Tsugaru ~ Regional Identity on Japan's Northern Periphery ~	笹森建英	共著	2005年4月	University of Otago Nanyan Guo 他	
地域学Ⅲ	笹森建英 畠山 篤	共著	2005年6月	北方新社	笹森建英 畠山 篤
田澤吉郎伝	笹森建英	共著	2005年6月	弘前学院出版会	阿保邦弘
新編弘前史	笹森建英	共著	2005年11月	弘前市	虎尾俊哉
地域学Ⅳ	笹森建英	共著	2006年6月	北方新社	笹森建英
地域学Ⅴ	笹森建英 畠山 篤	共著	2007年4月	北方新社	笹森建英 畠山 篤
戦前・戦中の子どもたち	笹森建英	共著	2007年12月	青森プレス社	吉田 豊
日曜の朝に~辛口一筆 時事随想	笹森建英	共著	2008年3月	北方新社	西東克介 森田 猛
地域学Ⅵ	笹森建英 畠山 篤	共著	2008年3月	北方新社	笹森建英 畠山篤
地域学Ⅶ	笹森建英	共著	2009年3月	北方新社	笹森建英
伝承文学研究の方法	畠山 篤	共著	2005年3月	岩田書院	野村純一
沖縄の祭祀伝承の研究ー儀礼・神歌・語りー	畠山 篤	単著	2006年2月	瑞木書房	
巫覡・盲僧の伝承世界第3集	畠山 篤	共著	2006年12月	三弥井書店	福田 晃 山下欣一
ことばの世界第1巻	畠山 篤	共著	2008年2月	三弥井書店	日本口承文芸学会

日本近現代における「津軽文化」に関する研究及び海外への紹介「The Oni Thugaru」	畠山篤	共著	2008年3月	科研費基礎研究 C 研究報告書 J. N. ウェスタホーベン
津軽の獅子踊り研究	畠山篤	共著	2008年3月	青森県教育委員会 笹森建英 工藤哲彦
口承文芸への夢	畠山篤	共著	2008年3月	野村純一先生追悼集刊行会

(2) 地域総合文化研究所の研究成果の発表

地域総合文化研究所は、1983（昭和 58）年に重要文化財である宣教師館内に創設され、地域の文化を学際的・総合的な視野から調査研究することを目的としている。津軽地域におけるフィールドワークをもとにした研究、地域の歴史や文化に関する資料の収集、講演会、公開講座、県民カレッジの共催、研究成果の公開を研究活動の柱とした。

その取り組みの中から、2001（平成 13）年に公開講座の部門を分離し、「公開講座委員会」に移行した。その後は、調査研究、巡見、講演会、フォーラムおよび著書発行などの事業を展開している。

なお、早稲田大学社会科学総合学院の篠田徹教授と、青森県埋蔵文化財調査センターの鈴木克彦氏が本研究所の客員調査員として、それぞれの分野で調査研究をおこなっている。

財団法人青森学術文化振興財団から 2009（平成 21）年度の研究助成を獲得し、縄文時代の楽器と想定される木製のコトに関する報告書を作成中である（研究代表者 鈴木克彦）。フォーラム「岩木山信仰と神楽」（2006（平成 18）年）、並びに修験道に焦点を当てたフォーラム「大鰐町の歴史と文化」（2009（平成 21）年）の企画立案、実施、報告書作成に関わり、地域文化の理解、啓蒙に努めている。

講演や研究発表は、学内のみにとどまらず学外からも講演者を招き、学生はもちろん、学外者にも開放している。2004（平成 16）年度以降の講演の詳細は以下の通りである。

年度	回	講師	演題	受講者
2004 (平成 16) 年度	1	梶木剛 (文芸批評家、放送大学助教授)	陸羯南という存在	50名
	2	大高研道 (弘前学院大学助教授)	21世紀の地域づくり実践に求められるもの	30名
	3	稲葉克夫 (NHK カルチャセンター講師、郷土史家)	陸羯南の津軽	70名
	4	島袋純 (琉球大学助教授)	地域主義・リージョナリズムとはなにか	40名
2005 (平成 17) 年度	1	福土壽一 (弘前学院大学兼任教員)	鳥居の鬼をめぐる諸問題	50名
	2	関井光男 (近畿大学大学院教授・文芸評論家)	東北文化と世界性	30名
	3	村井早苗 (日本女子大学助教授)	キリシタン禁制をめぐる地域差	30名
	4	井上諭一 (弘前学院大学教授)	青森県出身作家の『現代』	30名
	5	J. N. ウェスタホーベン (弘前大学教授)	津軽三味線ー外国人の目から見た特質ー	30名
	6	中村祐司 (宇都宮大学教授)	地域社会の新たなボランティア活動の展開と課題	70名
2006 (平成 18) 年度	1	大串靖子 (青森県立保健大学大学院教授) 木村紀美 (弘前学院大学教授)	青森県における看護師養成の歴史 看護教育制度の変遷・津軽地方の看護教育史	20名
	2	野村純一 (国学院大学元教授・弘前学院大学兼任教員)	ハナシ 説話の来た道 ー北方民族と『鼠の嫁入り』ー	20名

	3	黒沢賢一（福島NHK文化センター講師）	『安寿と厨子王伝説』を読み解く —伝説が現代に伝える教訓—	45名
	4	西東克介（弘前学院大学助教授）	『津軽』および日本社会の指向・行動パターンと教育基本法の個人尊重	15名
2007 （平成19） 年度	1	ライダー島崎玲子 （青森中央短期大学教授）	看護 専門職化と占領軍による改革	30名
	2	橋本敏江、鈴木孝庸（前田流平家琵琶） 演奏：橋本、鈴木、竹佐古真希	平家琵琶を楽しむ ワークショップ「祇園精舎」 演奏「平家琵琶、パイプオルガン」	31名 150名
	3	ジェラルド・グローマー （山梨大学教授）	瞽女・座頭 江戸時代の視覚障害者が歩んだ 自立への道～芸能活動を中心として～	19名
	4	日高貢一郎（大分大学教授）	看護・福祉と「方言」の役割	38名
2008 （平成20） 年度	1	大串靖子 （青森県立保健大学大学院客員教授）	弘前陸軍病院の看護婦 ～青森県の看護教育史～	76名
	2	八木橋鉄弘（弘前学院大学講師） 成田育男（青森明の星短期大学元教授） 松本郁代（弘前学院大学准教授）	新渡戸稲造とその水脈	30名
	3	大石泰夫（盛岡大学教授）	<地域>と民俗芸能 ～伝承のありかたを考える～	40名
	4	篠田徹（早稲田大学教授）	再訪青森県労働運動史	50名

上記の講演を中心とした内容を「地域学」として刊行している。創刊号は発行するや3ヵ月で完売した。地域を学問として把握することの必要性和、各論考が対象とした事柄、この種の著書への関心・需要が証されたと考えられる。

2002（平成14）年9月に『地域学創刊号』（202頁）、2004（平成16）年3月に『地域学第Ⅱ巻』（231頁）が刊行され、2005（平成17）年以降は毎年刊行している。『地域学第Ⅲ巻』以降の内容は以下の通りである。

『地域学Ⅲ巻一特集 陸羯南一』（228頁、2005（平成17）年6月刊行）	
内 容	著 者
陸羯南の津軽（その1）	稲葉克夫
陸羯南という存在	梶木 剛
陸羯南と井上毅—その思想的親近性をめぐって（1）—	野口伐名
平地水田地帯の民俗—津軽の「サルケ」を緒として—	野本寛一
能舞「鈴木」の構成と解釈	畠山 篤
神の愛による青森県初めての幼稚園（3）—明治38年の私立弘前幼稚園の保育（3）—	野口伐名
「標準語教育論争」から方言と共通語の教育を考える	今村かほる
Life with the Tsugaru Shamisen : An Interview with YAMADA Chisato(山田千里, 1931—2004)	Takefusa SASAMORI、James WESTERHOVEN、Henry JONSON
『地域学Ⅳ巻一津軽キリシタン史・陸羯南一』（202頁、2006（平成18）年6月刊行）	
内 容	著 者
蝦夷島におけるキリシタン禁制—津軽キリシタン史との関連を中心に—	村井早苗
陸羯南の津軽（その2）	稲葉克夫
陸羯南と井上毅—その思想的親近性「愛国心」をめぐって（2）—	野口伐名
青森地名雑記	中村幸弘

津軽の鳥居の鬼コ背景-とくに役行者(観音)と毘沙門天(鬼)との関連において-	福士壽一
遠藤熊吉の標準語教育と標準語教育論争-近藤国一の理論背景として-	今村かほる
1930年代の岩手県における農村社会事業の一断面	松本郁代
神の愛による青森県初めての幼稚園(4)-明治三十八年の私立弘前幼稚園の保育-	野口伐名
地域社会における新たなボランティア活動の展開と課題-うつのみやし総合型地域スポーツクラブ「友遊いずみクラブ」の設立・運営に注目して-	中村祐司
『地域学V巻-陸羯南・岩木山信仰-』(324頁、2007(平成19)年4月刊行)	
内 容	著 者
陸羯南の津軽(その3)-東奥義塾から宮城師範学校へ-	稲葉克夫
陸羯南と井上毅-その思想的親近性「実業教育観」をめぐって(3)-	野口伐名
ハナシ 説話の来た道-北方民族と「鼠の嫁入り」-	野村純一
津軽十夜	中村幸弘
能舞(鐘巻)の復元と文学的評価	畠山 篤
「安寿と厨子王伝説」への誘い-全国各地の「安寿と厨子王伝説」概説-	黒沢賢一
祢ぶたはながれろ ま免の葉へとどまれ	福士壽一
神の愛による青森県初めての幼稚園(5)-明治38年の私立弘前幼稚園の保育-	野口伐名
青森県の看護教育史研究(第1報)-旧制度の看護婦等養成について-	大串靖子
青森県の看護教育史研究(第2報)-津軽地方の看護教育史について 明治から戦時下の看護教育まで-	木村紀美
分権改革の中の道州制-地域からのイニシアティブのために-	島袋 純
旧教育基本法の個人尊重と日本社会の指向・行動パターンの可能性と限界	西東克介
岩木山信仰と神楽	笹森建英・畠山 篤
『地域学VI巻-津軽神楽・狂楽舞・東通の芸能-』(245頁、2008(平成20)年3月刊行)	
内 容	著 者
東通村の民俗芸能	川畑修二
狂楽舞・解説『舞方物認』	笹森建英・畠山 篤・ 今井民子
津軽神楽<兼平><猶生><狐>の演劇的 주제	今井民子
津軽神楽<蕨折>の復元と文学的評価	畠山 篤
弘前藩「改正文化律」の施行をめぐって	黒瀧十二郎
縄文琴事始	鈴木克彦
看護・福祉と「方言」の役割	日高貢一郎
津軽の国会開設運動-知られざる指導者笹森要蔵の生涯とその行動-	野口伐名
神の愛による青森県初めての幼稚園(6)-明治38年の私立弘前幼稚園の保育-	野口伐名
日本における看護の専門職化への道-占領軍による医療と看護改革-	ライダー島崎玲子
Visual Disability, Religious Practices, and the Performing Arts during the Edo Period in Northern Japan	Gerald Groemer
『地域学VII巻-新渡戸稲造・本多庸一-』(249頁、2009(平成21)年3月刊行)	
内 容	著 者
新渡戸稲造とその水脈 1 人と教育 2 柳田国男と矢内原忠雄	1 八木橋鉄弘 2 成田育男

3 慈善事業・社会事業からみた札幌遠友夜学校	3 松本郁代
津軽の知られざる指導者笹森要蔵の思想と行動－青森県初めての県会議員と第3大区5小区戸長第15学区取締兼勤の活動を中心に－	野口伐名
『岡田哲蔵旧蔵・本多庸一関係資料』について【報告】	松本郁代
神の愛による青森県初めての幼稚園(7)－明治38年の私立弘前幼稚園の保育(7)－	野口伐名
弘前陸軍病院から国立弘前病院への看護婦養成教育の継承	大串靖子・田中広美
<地域>と民俗芸能－伝承のあり方を考える－	大石泰夫
なぜ『青森県労働運動史』は大事か－地域学における労働運動史の可能性－	篠田徹
津軽三味線－過去・現在・将来－	笹森建英
Past, Present, and Future of Tsugaru Shamisen An Interview with MATSUKI Hiroyasu and NISHIKAWA Yoko	James WESTERHOVEN, Henry JOHNSON, Anthony RAUSCH

(3) 社会福祉教育研究所の研究成果の還元

社会福祉教育研究所は、「社会福祉サービスの利用者のみならず、福祉を支える人々や地域と共にある大学として機能し、また、教員ならびに教育を支援する」ことを目的として1999(平成11)年の社会福祉学部の開設と共に附属機関として設置された。

1999(平成11)年から本学学生による自主的な研究として「つがる福祉創造フォーラム」が年1回開催されている。これは「地域のみなさんや社会福祉に携わっておられる専門職の方々の知恵やアドバイスをいただきながら、学生の視点から見た『将来の福祉』を模索し、地域の新たな福祉を考え創造していく」ことを目的としている。研究所はこの運営に指導・助言を与えている。地域の福祉関係者との交流や問題提起を目標に、学生による研究調査・発表と参加者全体での討論を主な内容とするこの事業は、学社融合の取り組みのひとつとして位置づけられる。

2006(平成18)年度より一時事業が中断されたが、2008(平成20)年度より「ヒロガク福祉創造フォーラム」として新しく復活し、地域の医療・福祉専門職の方々や卒業生を迎え、広く一般市民に公開して開催された。シンポジウムや学生による研究発表の他に、施設関係者による食品・小物販売や実践現場の方とのワークショップの実施などこれまでにない新しい取り組みもなされた。今後、毎年同時期に開催する予定である。詳細は以下の通り。

年度(回)	開催日	テーマ
2002(平成14)年度(第4回)	11月4日	「育てよう福祉の心、あなたから」
2003(平成15)年度(第5回)	11月2日	「バリアフリー」
2004(平成16)年度(第6回)	11月10・11日	「伝えよう地域へ、育もう福祉の心」
2005(平成17)年度(第7回)	11月9・10日	「育もう親子のきずな」
2006(平成18)年度	実施せず	
2007(平成19)年度	実施せず	
2008(平成20)年度(第1回) ヒロガク福祉創造フォーラム	11月9日	シンポジウム「 ^{いま} 現在、社会福祉に何が問われているか」 研究発表コンペティション2008 (必要性が高まる社会福祉士～青森県3市の調査結果から～ 他) ワークショップ：社会福祉の古典・名著を読む

(4) 学内学会の市民への開放

①英語英米文学会

英語英米文学会は、英語・英米文学科教員と学生、および卒業生から組織されている。例年、年 1 回の学会誌を発行する他、学外より講師を招聘し講演会を行い、広く一般に公開している。詳細は以下の通りである。

年 度	秋 期 講 演
2004 (平成 16) 年度 10 月 10 日	演題：「変化するアメリカの家族」 講師：本田康典 (宮城学院女子大学教授)
2005 (平成 17) 年度 10 月 9 日	演題：「日本語教師ってどんな仕事？」 講師：新川以智子 (弘前学院大学兼任教員) (国語国文学会と共催)
2006 (平成 18) 年度 10 月 8 日	演題：「オセアニア・アジアへの短期留学」 講師：鹿島英一 (九州大学教授)
2007 (平成 19) 年度 12 月 1 日	演題：「『国際住民』に対し 21 世紀の日本・地方自治体のあるべき姿」 講師：有道出人 (北海道情報大学)
2008 (平成 20) 年度 11 月 29 日	演題：「国際的視野からことばの学習について考える」 講師：高梨康雄 (弘前大学名誉教授・アジアネット教育研究所英語教育研究顧問)

②国語国文学会

国語国文学会は、日本語・日本文学科と大学院文学研究科の教員と学生・院生、卒業生で組織している学内学会である。年間 2 回 (夏季大会・秋季大会) の研究大会と学会誌・会報の発行、文学散歩を主たる活動内容としている。

夏季大会は例年 7 月に、秋季大会は例年 11 月または 1 月に開催され、一般に公開されている。近隣の高校生や地域住民、高校の先生方などに通知・招待し、研究発表後の質疑応答にも参加している。

年 度	秋期大会 (卒論発表会)
2004 (平成 16) 年度 1 月 22 日	朝比奈里子「嫉妬する女たち」 東 里沙「光源氏の愛した紫の女たち」 中村志津子「記紀における衣通姫伝承の比較」 今田さとこ「『雨月物語』蛇性の姪における真女兒の愛情について」 佐々木将道「芥川龍之介論—色彩表現に見る意識と展開—」 蛭沢 孝行「三島由紀夫論—三島由紀夫の演技—」 菅 由美子「中原中也論—詩のリズムが生まれるところ—」 油井 嘉宏「青森・秋田グロットグラム調査」 成田 隆志「国語教育の中心における方言と共通語」
2005 (平成 17) 年度 11 月 19 日	中村志津子「 <small>ニイムロホカ</small> 新室寿いの考察」 蛭沢 孝行「三島由紀夫論——『仮面の告白』を中心に——」 成田 彩子「近代語文末表現の研究」
2006 (平成 18) 年度 1 月 20 日	寺田 憲史「『万葉集』の複合語に関する研究」 福士 りか「『物語二百番歌合』の研究」 須藤 貴子「日蓮の人と文学と思想の研究」 成田 明伸「村上春樹『ノルウェイの森』論」
2007 (平成 19) 年度 1 月 19 日	本間 尚子「方言と共通語のスイッチング—弘前学院大学における—」 種市 洋平「ライトノベル」論 林 有希「『建礼門院右京大夫集』の研究」 高橋 直樹「西行法師—歌とその人となり—」
2008 (平成 20) 年度 1 月 31 日	種市 洋平「『ライトノベル』論」 顧 偉良「『継続的思考』—大江健三郎を読む—」

2005 (平成 17) 年度の夏季大会は大学院文学研究科開設記念として、大学院教授 3 名の

研究発表が行われた。秋季大会は大学院生 3 名の研究発表が行われた。また、同年には初の試みとして英語英米文学会と共催で講演会を開催している。2007（平成 19）年度の夏季大会では英語・英米文学科の学生も含めた留学経験のある学生が「短期留学を語る」と題して発表会を行った。

(5) 「あすなろマスターカレッジ」事業への参加

「あすなろマスターカレッジ」とは、青森県総合社会教育センターが 2004（平成 16）年度から実施している学習事業であり、その趣旨は「県民の高度な学習要求に応えるとともに、学習者の社会活動を促進するため、高等教育機関等との連携により専門的・実務的能力の向上に資する学習機会を設け、地域において、学習成果を生かした社会参加活動を主体的に推進できる人材を育成する」こととされている。「人文科学」「健康福祉」「自然科学」の 3 コースがあり、地域で講師・リーダー等として活動するための知識・技能等を習得できるように 2 年間の学習期間が設けられている。

本学では講義への講師派遣のみならず、事業の企画・方向性及び課題等について協議する「あすなろマスターカレッジ企画委員会」に委員として教員を派遣し、企画立案の段階から深く関与している。また、各コースのカリキュラムや選考試験の内容等について協議する「あすなろマスターカレッジ検討委員会」にも複数の教員を派遣している。

実際の講義について言えば、本学は「人文科学コース弘前校」（2005（平成 17）年～2006（平成 18）年度と 2008（平成 20）年～2009（平成 21）年度に開校）に講師を派遣している。この講義の中には、本学の通常の講義や演習をあすなろマスターカレッジ受講生にそのまま、本学学生と一緒に聴講してもらう形式のものもあり、受講生からも学生からも好評を博している。また、この形式のものに限らず、本学施設を広く学習場所として提供しており、本学教員の担当する講義はほぼ本学の学内において実施されている。

全体として、本学の積極的な関与が、この事業の実質を高める一助となり、地域社会に貢献できていることは間違いないと自負している。

なお、本学教員が講師を務める講義について、詳細は以下の通りである。

年 度	講 師	学 習 内 容 等
2005（平成 17）年度	井上諭一	地域研究 B（聴講）、郷土文学研究 2（聴講）
	顧 偉良	日本文学演習 III D-2（聴講）
	今村かほる	日本語学概論 2（聴講）
2006（平成 18）年度	畠山 篤	郷土の民俗 I 民間信仰
	井上諭一	論文・レポートの書き方(1)・(2)、郷土出身の文筆家 I・II、作品研究 II～IV、日本文学演習 II C-1（聴講）、日本近代現代文学史 B（聴講）
	顧 偉良	作家研究 II～IV、日本文学演習 II D-1（聴講）
	今村かほる	方言の調査 I・II、IV～VI、日本語学演習 IA-1（聴講）
	笹森建英	郷土の民俗 II 芸能
	工藤睦男	青森県の歴史 V・VI
	船木幸弘	マネジメント講座 I コミュニケーションの実際 マネジメント講座 II 組織活動とリーダー
	柘植秀通	マネジメント講座 III 人前で発表を マネジメント講座 IV もっと工夫は？

2008（平成20）年度	井上諭一	郷土の作家と作品Ⅹ（平成の作家と作品）、作品研究（1）～（4） 地域文学研究A（聴講）、日本近代現代文学史A（聴講）
	今村かほる	日本語学概論Ⅰ・Ⅱ、日本語学演習ⅠA・ⅡA（聴講）
	船木幸弘	あすなろマスターカレッジ開講式記念講演「社会参加活動に必要なこと」
2009（平成21）年度	井上諭一	郷土文学研究 レポート作成と発表、郷土出身の文筆家Ⅱ 板垣直子他、 日本近代現代文学史A（聴講）
	今村かほる	日本語学概論Ⅲ・Ⅳ 方言研究の方法、日本語学演習ⅠA（聴講）

（6）科学研究費補助金による研究成果の還元

本学では積極的な外部資金獲得のため、学長自ら「科学研究費補助金」への申請を教員に促しており、年々採択率が増加傾向にある。その科学研究費補助金による研究の成果報告の一環として、学外の団体及び研究者と連携した活動が実施された。詳細は下記の通りである。

年 度	内 容
2007（平成19）年度 2008年3月16日 弘前市総合学習センター	「医療・看護・福祉現場は『方言』で変わる－方言活用に関する自由な意見交換会－」 主催：医療・看護・福祉と「方言」研究グループ（代表：岩城裕之） 共催：弘前学院大学 《プログラム》 挨拶 吉岡利忠（弘前学院大学 学長） 第1部 方言研究の立場から－現在の取り組み－ ①医療・看護・福祉と方言 ②研究グループの研究の概要と現状 第2部 医療・看護・福祉の現場から ①現場における「方言」の問題 西川泰右（西川胃腸科外科医院 院長）、込山 稔（大清水ホーム 施設長） ②医療・看護・福祉の教育現場と「方言」の教育 井上諭一（弘前学院大学 教授）、横浜礼子（弘前福祉短期大学 教授） 第3部 意見交換会 科学研究費補助金 萌芽研究「研究代表者：岩城裕之（富山商船高等専門学校 講師）」 研究協力者：今村かほる（弘前学院大学 准教授）
2008（平成20）年度 2008年10月18日 弘前学院大学	シンポジウム：鲁迅、周作人と1920年代の日本 《プログラム》 挨拶 吉岡利忠（弘前学院大学 学長） 1. 周作人の散文世界におけるユートピアの精神をめぐって 報告者：顧 偉良（弘前学院大学 教授）コメンテーター：李梁（弘前大学 准教授） 2. 周作人と松枝茂夫－雑誌『近世庶民文化』掲載の佚文をめぐって－ 報告者：小川利康（早稲田大学 教授）コメンテーター：長堀祐造（慶応大学 教授） 科学研究費補助金 基盤研究(C) 研究代表者：顧 偉良（弘前学院大学 教授）
2008（平成20）年度 2009年3月23日 弘前学院大学	「保健・医療・福祉に利用できる方言データベースとコミュニケーションマニュアルの開発」研究報告会 主催：医療・看護・福祉と「方言」研究グループ（代表：岩城裕之） 共催：弘前学院大学 《プログラム》 司会：今村かほる 第1部 各地の現状 大分 日高貢一郎（大分大学 教授） 富山 岩城 裕之（呉工業高等専門学校 准教授） 津軽 今村かほる（弘前学院大学 准教授） 第2部 解決に向けての提案 方言データベースの開発 岩城 裕之 方言ビデオの開発 今村かほる 第3部 新たな問題点と今後の展望 インドネシア人介護士さんの就労をめぐって 今村かほる 意見交換 司会：日高貢一郎 科学研究費補助金 萌芽研究「研究代表者：岩城裕之（呉工業高等専門学校 准教授）」 研究協力者：今村かほる（弘前学院大学 准教授）

（7）青森県看護教員再教育講習会の実施

本学看護学部において、2008（平成20）年度に青森県看護教員再教育講習会を実施した。

看護学部教員に加え、外部より講師を招聘して合計 5 日間にわたって講義及び演習方式で行われた。この講習会は青森県健康福祉部医療薬務課からの委嘱によるものである。詳細は下記の通りである。なお参加者は 14 名であった。

年度	講義題	講師（*は外部講師）
2008(平成 20)年度 2月16日(月)	フィジカルアセスメントの概要、実際(演習)(脳神経、呼吸器系)	木村紀美、漆坂真弓、新田純子 *藤野智子、*山崎雅美
2月17日(火)	演習(心血管系、腹部系、乳房・リンパ系、骨格系)	同上
2月18日(水)	演習(直腸・肛門、感覚器系、口腔・歯・外皮系)	同上
2月27日(金)	講義・演習(心電図の見方) 講義:医療安全	片桐康雄、*和島早苗
2月28日(土)	講義、演習(災害看護)	*福元大介、*斉藤意子

d) 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

教員の専門性に鑑み、国や地方公共団体、更にはこれに準ずる法人や団体などからも、政策形成や各種会議の委員などへの就任要請が毎年度数多くあり、可能な限りこれに対応している。国レベルとともに、特に本県の政策決定あるいは遂行に係る委員への要請は多く、大学の立地を生かした貢献がなされている。

2008(平成 20)年度 国縣市町村およびこれに準ずる団体等の政策形成等に寄与する活動

種別	学部	職名	氏名	依頼を受けた業務	依頼元	期間
委員		学長	吉岡利忠	日本学術会議連携委員	日本学術会議	06.8.20～現在
委員		学長	吉岡利忠	宇宙航空開発機構有人サポート委員会専門委員	宇宙航空開発機構	98.5.1～現在
委員		学長	吉岡利忠	「健康あおもり 21」健康寿命アップ計画推進委員会委員長	青森県知事	00.4.1～現在
委員		学長	吉岡利忠	青森県米粉利用推進協議会会長	青森県知事	03.4.1～現在
委員		学長	吉岡利忠	青森県食育推進会議委員	青森県知事	06.4.1～現在
委員		学長	吉岡利忠	日本高等教育評価機構評価委員	(財)日本高等評価機構	05.10.1～現在
委員		学長	吉岡利忠	ミニ地球居住実験安全検討委員会委員	(財)環境科学技術研究所	04.4.1～09.5
委員		学長	吉岡利忠	スポーツ科学委員会副委員長	(財)青森県体育協会	03.5.30～現在
委員		学長	吉岡利忠	国立大学教育研究評価委員会専門委員	(独)大学評価・学位授与機構	08.2～現在
委員		学長	吉岡利忠	環境シミュレーション研究部炭素移行実験安全検討委員会委員	(財)環境科学技術研究所	09.5～現在
委員		学長	吉岡利忠	日本学術会議東北地区会議運営協議会委員	日本学術会議	08.6～現在
委員		学長	吉岡利忠	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会評議員	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	07.7～現在

委員		学長	吉岡利忠	(財)北陸体力科学研究所常務理事	(財)北陸体力科学研究所	08.6～現在
委員		学長	吉岡利忠	(財)黎明郷評議員	(財)黎明郷	08.4～現在
委員	文	教授	井上諭一	青森県近代文学館評議委員会委員	青森県立図書館	00.4～現在
委員	文	准教授	走井洋一	学校評議員	青森県立岩木高校	06.5～09.3
委員	文	教授	井上諭一	あすなろマスターカレッジ検討委員会委員	青森県総合社会教育センター	05.4～現在
委員	文	教授	井上諭一	あすなろマスターカレッジ企画委員会委員	青森県総合社会教育センター	06.5～07.3 08.5～現在
委員	文	准教授	今村かほる	あすなろマスターカレッジ検討委員会委員	青森県総合社会教育センター	06.4～現在
委員	社福	教授	大野拓哉	青森県運営適正化委員会委員	青森県社会福祉協議会	04.10～現在
委員	社福	教授	野口伐名	青森県青少年健全育成審議会委員及び図書館類部会長	青森県知事	04.4～08.6
委員	社福	教授	野口伐名	青森県青少年健全育成審議会会長	青森県知事	08.6～現在
委員	社福	教授	野口伐名	評価機構福祉サービス第三者事業評価委員会委員長	弘前市社会福祉協議会	06.4～現在
委員	社福	准教授	八戸 宏	障害者総合福祉センターなつどまり苦情解決事業第三者委員	障害者総合福祉センターなつどまり	06.6～08.3 09.4～現在
委員	社福	准教授	八戸 宏	青森県介護実習・普及センター活動事業運営委員会委員	(社福)青森県社会福祉協議会	06.4～現在
委員	社福	准教授	八戸 宏	福祉サービス第三者評価事業評価機関認証申請に伴う評価決定委員会委員	平川市社会福祉協議会	08.4～現在
委員	社福	准教授	西東克介	比較地方自治研究会米国部会委員	(財)自治体国際化協会	08.4～09.3
委員	社福	准教授	松本郁代	青森県社会福祉審議会委員	青森県知事	03.8～現在
委員	看護	教授	三上聖治	青森県立保健大学倫理委員会委員	青森県立保健大学	05.4.～現在
委員	看護	教授	片桐康雄	弘前市総合計画進行管理アドバイザー会議委員	弘前市長	08.8～現在
委員	看護	教授	片桐康雄	弘前市福祉有償運送運営協議会委員	弘前市長	07.4～09.4
委員	看護	准教授	岡田 実	青森県支部施設幹事及び教育委員会委員	(社団)日本精神科看護技術協会県支部	08.4～09.6
役員	看護	准教授	岡田 実	第14回東北精神科看護学会推薦用論文の査読	(社団)日本精神科看護技術協会県支部	08.4～08.8

e)大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

①礼拝堂

礼拝堂の外部への貸与については、「弘前学院大学礼拝堂管理運営規程」により、本学教職員及び学生に対する宗教教育並びに宗教活動、その他の指導を目的とし、その使用を優先するものとするが、法人本部において他へ貸与することができることとしており、「他へ貸与する場合は、法人本部においてその業務を行う（第2条3項）」と規定している。これまで年間を通して広く一般市民の使用に供しており、主に地域で活動している音楽団体のコンサート等に多く使用されている。

このほか礼拝堂は結婚式場として、卒業生のみならず一般に開放され、民間に運営を委託している。2003（平成15）年度から2009（平成21）年7月末現在までに134組が挙式している。

礼拝堂には100年以上の歴史のあるステンドグラスやパイプオルガンなどがあり、一般の見学者も多く、上記に挙げた結婚式等の使用や学内行事を除いた開館時間において、随時対応している。

②大学附属図書館

1988（昭和63）年10月20日に、弘前市内三大学の相互協力に関する申し合わせ事項が取り交わされ、それ以降、国立大学法人弘前大学・東北女子大学・弘前学院大学の学生および教職員がそれぞれの大学附属図書館長名での「大学図書館利用についての依頼書」を以て申請することにより、相互の図書館を同等に利用し得るところとなり、今日に至っている。また、これに加えて、青森県高等教育機関図書館協議会・東北地区大学図書館協議会等の大学図書館間相互協力体制も整っている。

以上のほか、附属図書館の利用については、「弘前学院大学附属図書館利用規則」が定められており、これに基づいて行われる。学外者の利用について、同規則は、「その他学外の者で館長の許可を得た者。」（第3条3項）としている。「館長の許可」については、本学開放講義受講生・卒業生・地域住民等の場合、事務室総務課で学外者受付を済ませた後、受講証、運転免許証、健康保険証およびその他公的機関発行の身分証明書等を持参した者には、図書館の利用を認めている。

③体育館

体育館は、本学の授業及び学友会サークル活動に支障のない範囲で、一般の使用に供している。これまでも、社会人バスケットボール大会、スペシャルオリンピックス日本・青森、弘前一輪車クラブなどの大会や練習のために利用されている。

元来、女子大学であったことから、面積的にはバスケットボール1コート分であるため、その利用範囲におのずから限界があることは否定できない。

④講義室等

講義に影響のない範囲で、年間を通して広く一般に施設を開放している。礼拝堂や体育館と同様に地域で活動している団体等の使用に供している。弘前プリマベラ（マンドリン研究会）、スペシャルオリンピックス日本・青森、ひろさき自閉症スペクトラム支援ネットなどの会議や研修会、文化系団体の練習のために利用されている。

【点検評価】

キリスト教主義に基づく本学は、外人宣教師館と礼拝堂という、いわゆる講義棟や図書館・体育館などと違った性質の建造物を有し、それらを広く一般に開放するとともに、ここで行われる宗教行事も公開している。また、ハンドベルクワイアの演奏活動など、学生が直接、地域の人達と交流できる。このことは、本学ならではの社会貢献のあり方であるといえる。

「文化交流」という目的について、文学部は特段の配慮によって設定された科目等は過去にはなかった。しかし、これまでの文学部の歴史において、必ずしも体系だったものではないとはいえ、地域の中にある大学として、社会との文化交流に対して、長年積極的な取り組みをしてきたことは、相応に評価されてしかるべきである。例えば学友会を中心として行われる「弘学祭」などがそれである。また、2003（平成 15）年度初めての日本語教師を認定したが、2年目の2004（平成 16）年度の認定を受けた卒業生が、2005（平成 17）年度、資格を生かし地域に在住する外国人の教師に対し日本語教育を始め、その周囲で文化交流が始まっている。

また、大学として、2005（平成 17）年度から姉妹校である Wisconsin 大学 La Crosse 校との間での短期語学研修のプログラムが始まり、研修生を地域でホームステイさせてもらうこととなり、大学がホストファミリーと連携して研修生を受け入れることとなった。その他、日本文化・日本事情の理解、フィールドトリップの実施を通して、地域の市民の方々や学生の協力を得た。例えば、日本舞踊や津軽凧絵、茶道、華道、書道、りんご園の見学などであり、チューターの学生達と地域の市民の方々との間に連携が生まれたことは特筆すべきである。

こうした人と人の交流を目的とした地域住民との語学・文化の交流プログラムを充実していくことは、キリスト教学校としての本学の主義にも合致し、望ましい方向であるといえる。

社会福祉学部は、開設後 6 年という歴史を持つのみであり、社会との文化交流が十分であるとはいえない。しかし、学生の実習やボランティア、教員によるオンブズマン制度への関わりを通じて、その内容は多様・深化しつつあるといえる。福祉は地域文化の歩みとともになければならぬと考えた時、本学部の取り組みは評価されるものであると同時にいっそうの環境づくりが必要である。

更に、本学が、社会に対する知の還元のひとつとして、積極的な「開放講義」を早くから実行し、それなりの成果を挙げていることは評価できる。

問題点としては、科目数がまだ十分でなく、しかも学部間でかなり偏っている（文学部が多く、社会福祉学部が少ない）ことが挙げられる。もちろん、学部の性格の違いもあり、一概に言えることではない。

また、開放している科目数の割には受講者が多いとはいえない状況にあり、その原因として市民への広報活動が過去、必ずしも十分でなかったことをうかがわせる。宣伝・広報活

動の不徹底は、本学の反省すべき点であろう。このほか、受講の条件として「原則として15回の講義全てに参加できること」を掲げていることも一因としてあげられるだろう。

今後の課題として、現在、専任教員の担当科目のうち、履修する学生数や到達目標などの条件が満たされると判断される限られた科目を「開放講義」として開放しているが、市民から開放の要望の強い科目を開放することが望まれる。

今後、既存の研究所、学内学会の活動などについては、予算上の制約はあるが、大学院が設立され、教員の数や専門性の広がり、大学院生の活動などといった要素も加わり、着実な発展が期待される場所である。事実、国語・国文学会では、2005（平成17）年度の夏季大会・秋季大会において、大学院生や大学院教授による研究発表がなされている。

また、この他、国や地方公共団体における各種委員会や会議の議長・委員長や委員などを拝命している教員は多い。

【改善方策】

文学部・社会福祉学部の両学部共に「制度としての社会交流」を果たすべきカリキュラムの改善に向けた努力が、なお一層、求められていると考えられる。主として派遣事業を行うことで、近隣の高校などの要望に答える形にとどまっている。すなわち、まだ既存の「学校」組織との連携以上に踏み出せていない面がある。

文学部では2005（平成17）年度からのカリキュラムの有効性を検証中であり、2006（平成18）年度の「企業等実習」の初年度実施（2年次配当科目）を詳細に検討する必要がある。

また、2005（平成17）年度から始まった姉妹校 Wisconsin 大学 La Crosse 校との提携事業を軌道に乗せ、多くの研修生を受け入れられる体制づくりが必要であり、そのためのスタッフの確保や受け入れ体制の充実、ノウハウの蓄積が大切である。

また、大学を地域に開くという目標からすれば、本来は一般の市民から要望があり大学がそれに応える、あるいは大学側が積極的にそのような機会を設けるのが正しいと思われるが、市民の要望を十分に汲み取りきれていなかったところもあるので、より積極的な情報収集と参加への誘いが必要とされる。

「開放講義」においては、全国的に見ても先進的と言え得る取り組みを行って来たが、それでもなお演習形式では受講者数に制限を設けざるを得ず、希望者の多いものでは市民の要求に対応し切れていない結果になっている。この一部は時間割の組み方など、完全に技術的な問題であるから、漸次改善を試みているところである。

市民あるいは市民団体（NGO）に対しての教育研究成果還元は、これからの課題であり、既にそのための全学的な意思確認、またガイドラインの作成に向けて「公開講座委員会」が動き出してはいるが、未完成である。

産官学による取り組み、学社融合の取り組みが求められており、大学は組織として社会と連携できる窓口を設ける必要がある。

第8章 教員組織

【到達目標】

本学は文学部、社会福祉学部、看護学部の3つの学部と、大学院に社会福祉学研究科と文学研究科の2つの研究科を有している。各学部・研究科ともに設置基準を満たすことはもちろん、小規模な大学ながらも学問的な専門性の深化・拡大、国際化に対応し、また地域に開かれた大学として知の還元を果たしうる教員組織を指向するとともに、キリスト教に基づく人間理解と協力を実現する組織を目指している。

2005（平成17）年7月の学校教育法、2006（平成18）年3月の大学設置基準等関係法令の改正により、本学においても、「組織運営規程」、「大学学則」および「大学院学則」を改正し、助教授を准教授に改め、助教を新設し、助手の要件並びに職務を改正した。2007（平成19）年4月1日より施行することとし、2006（平成18）年12月末までの期限を遵守して文部科学大臣宛届出を済ませた。

今後とも、これらの規程に則り、教員組織の充実に努めたい。

1 大学の教員組織

(a) 教員組織

【現状】

a) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学の特徴である少人数教育を実現するために、学生1人あたりの教員数は文学部14.5、社会福祉学部14.1、看護学部（助手を除く）12.9となっており、この点においては適切に配置されていると言えよう。ただし、以下のような問題点も若干、散見される。

文学部、英語・英米文学科について、教授が1名不足しているが、内部昇格の可能性を現在模索しているところである。社会福祉学部の語学の専任教員の問題は依然として解決されていない。3学部を横断するような語学教育のデザインを考える場が必要である。看護学部の年齢構成のアンバランスは改善の方向へ向かいつつある。

b) 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

学外での非常勤については、各教授会において学長から、特別な事情が無い限り2.0コマを越えないように指示されている。また、年度当初に学外非常勤の曜日、時間数等の報告も求められている。その指示通りおおむね、2.0コマ以内に収められている。

(学外非常勤の授業コマ数)と(本学における授業コマ数)の割合は、パーセンテージで示すと10%から30%となっている。多い教員でも30%を越えておらず妥当な範囲と言える。

c) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

全学の専任教員組織は、教授23名、准教授17名、専任講師13名、助教3名の合計56

名に助手 5 名を加えた総計 61 名からなり、以前は一般教育と呼ばれていた科目を担当している教員・教職科目担当教員を含め全教員が 3 学部と 2 大学院研究科に所属している。

少人数教育を標榜する本学において、教員 1 人当たりの学生数は、文学部 14.5 名、社会福祉学部 14.1 名、看護学部（助手を除く）12.9 名である。専任教員の詳細は学部ごとに記述するが、バランスの取れた構成といえる。ただ、文学部と社会福祉学部の女性教員数が極端に少ない点は今後修正されるべきであろう。

d) 教員組織の年齢構成の適切性

教員の年齢構成については、概括すると、下表の通りである。

文学部についてはほぼバランスが取れている。社会福祉学部については、61 歳以上の教員の割合は多少改善された。看護学部については依然年齢の偏りが見られるが、学部が完成したばかりであるため、やむを得ない面もあり、次第に偏りは修正されつつある。

教員組織の年齢構成（2009（平成 21）年 5 月 1 日現在）

学部	71 歳以上	61 歳～70 歳	51 歳～60 歳	41 歳～50 歳	31 歳～40 歳	26 歳～30 歳	合計
文学部	4	2	5	6	3	0	20
社会福祉学部	4	2	2	6	3	1	18
看護学部	1	7	4	4	5	2	23

*助手 5 名含む

e) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

学部の意思を決定する機関は、学部教授会である。教育課程編成の目的を実現するためにも、学部教授会が最終的な役割を果たすことになるが、特に教育課程に関わる連絡調整については、学務委員会がこれに当たることになる。（組織運営規程第 33 条、第 35 条及び大学学則第 11 条、第 17 条）

学務委員会は、学部内の教員間の連絡調整に当たるほか、事務組織の中の学務課、また、他の学部の学務委員（又は学務委員会）との連絡調整を行う機能を有する。会議は、学部内の学務委員会と、全学的な合同学務委員会があり、それぞれの機能を有効に果たしている。会議の結果は学部教授会に報告され、了承を得る手続きをとっている。

その手続と審議は慎重かつ厳格に行われており、妥当であると考えられる。

f) 教員組織における外国人の受け入れ状況

文学部において、英語・英米文学科に 1 名、日本語・日本文学科に 1 名の外国人教員がいる。社会福祉学部及び看護学部にはいない。看護学部では、各専門領域において現時点で外国人教員受け入れの必要性は考えていない。

g) 教員組織における女性教員の占める割合

女性教員の割合は、下表の通りであるが、学部の性格上、看護学部においては女性教員が圧倒的に多い。文学部、社会福祉学部は男性が多く、両学部ともに女性教員が 2 名のみ

と極端に少ない状況である。

教員組織における女性教員の割合

学部	教員数	左のうち女性教員数	女性教員の割合
文学部	20	2	10%
社会福祉学部	18	2	11.1%
看護学部	23	18	78.3%

*助手5名含む

【点検評価】

本学の少人数教育を実現するための教員組織として、特段大きな問題点は見つけられないが、今後、女性教員の割合に対する配慮は必要であろう。看護学部では、専門領域から考えて女性教員が多いのは妥当と考える。

【改善方策】

文学部及び社会福祉学部の女性教員の割合を高めるような思い切った工夫が、採用時に取られても良いかもしれない。

(b) 教育研究支援職員

【現状】

a) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学は教育研究支援職員として、大学学則第8条並びに大学院学則第40条により、助手及び事務職員を配置している。

大学学則第8条は、助手及び職員についてその職務内容を規定するもので、「助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。」また、「職員は、学長の命を受けて職務に従事する。」としている。

2009（平成21）年度は、看護学部助教2名、助手5名を配置している。実習を伴う学部であり適切な処置である。また、各学部には、学務課所属職員を配し、教学と事務組織との連絡を図るのみならず、教育研究を支援する職員として活動している。

これまで、ティーチング・アシスタント（以下 TA）を活用した時期もあるが、2007（平成19）年度以降は実施していない。

b) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

学部事務員は、学部教員研究室と直近の場所を確保して業務に従事しており、学科会議のための資料作成、記録作成、学部教授会のための資料作成、授業のための機器の準備、教材作成の補助、学生の出席管理等を行い、学部教員全体との協力関係を良好に保つよう努力している。

学部学生の増加が現実のものとなれば、これを増員、充実する必要があることが予

想される。

【点検評価】

彼らの活動により、学部学生の国家試験に対する成果も上がり、TA 自身の実力向上にも貢献したものとするが、2006（平成 18）年度大学基準協会の認証評価では、「TA を実習支援職員としているが、TA は本来、大学院学生の教育の一環として位置づけるものであり、実習教育上の指導者として位置づけるのは無理があるといわざるを得ない。」との指摘を受けたところである。

【改善方策】

2007（平成 19）年度は、諸般の事情により、従前の考え方による TA の配置は行なわないことになったこともあり、今後のあり方については、基本的な検討から始めなければならないものと考えている。

（c）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

a) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状】

本学の教員採用及び昇格の選考基準並びに採用及び昇格の手続きについては、「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」に定めている。

選考の原則として、「建学の精神であるキリスト教への理解とキリスト教教育への協力の姿勢、人格、健康、教育研究上の業績、教授能力、学会並びに社会における活動等によって総合的に行う。」と明記されている。

また、選考基準については、概ね大学設置基準に定める資格要件に沿って定めており、第 2 章に「採用及び昇格の選考基準」として掲げ、第 3 条に「教授」、第 4 条に「准教授」、第 5 条に「講師」、第 6 条に「助教」、第 7 条に「助手」について定めている。

第 3 章には「採用の手続」、第 4 章には「昇格の手続」を明確に定めており、この手続に従って、採用、昇格が行われている。

本学における教員採用手続は、公募制と推薦制を用意しており、上記「採用の手続」は以下の構成となっている。

第 8 条（欠員補充の必要性）

学部長は、当該学部の教員の数が、原則として「大学設置基準」に定める定数（以下「定数」という）を欠く場合には、その欠ける人数（以下「欠員」という）を充足すべきか否かについて各部署の責任者から意見を徴し、必要性の可否について判断するものとする。

第 9 条（欠員補充の要請）

第 8 条の場合において、学部長が、欠員補充が必要と判断した場合には、学長に欠員の充足を文書によって申し出要請するものとする。

第 10 条（学長決済並びに教授会への報告）

学長から欠員補充について公募の決済を得た場合には、その旨を教授会に報告するものとする。

第 11 条（採用による欠員補充の開始）

学部長は、教授会に報告すると同時に直ちに欠員補充の手続に入るものとする。

- 2 学部長は、主たる担当学科目及び人数等を明示して広く一般にその採用を公募し、更に本学の教育職員にその推薦を要請するものとする。
- 3 学部長は、応募及び推薦の期限を定め、応募者及び被推薦者（以下「採用候補者」という）に対して、その履歴書、業績・教育調書その他必要な資料の提出を求めらるものとする。

第 12 条（教員資格審査委員会の設置）

学部長は、期限までに採用候補者があつた場合には、採用候補者の資格及び採用の順位を選考する委員会（以下「教員資格審査委員会」という）を設置する。

- 2 教員資格審査委員会は、採用する者 1 人についてその都度設置しなければならない。

以下、「資格審査委員会の構成」、「委員の委嘱」、「委員会の選考」、「選考結果報告」と続き、「教授会の選考」を経て、学部長から学長に内申し、学長から学校法人弘前学院理事長にその採用を上申する、という手続である。

なお、上記「昇格の手続」については、「選考資料の収集」、「昇格者選考小委員会の設置」、「委員会の構成」、「委員会の委員の選出」、「委員会の選考」、「選考結果報告」と続き、「教授会の選考」を経て、学部長から学長に内申し、学長から学校法人弘前学院理事長にその昇格を上申する、という手続である。

【点検評価】

教員の募集・昇格に関する諸手続については、「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」に基づいて、適切に行われている。特に、採用による欠員補充については、文学部は公募と推薦の併用により、社会福祉学部と看護学部は推薦により行っている。採用候補者の選考については、規程にそつて教員資格審査委員会と教授会が適切に機能しており、特に不都合は生じていない。

【改善方策】

現行の教員の募集・採用に関する手続きに不都合が生じれば、大学協議会および教授会において改善する旨検討することになる。また、昇格についても同様である。

（d）教育研究活動の評価

【現状】

a) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

学部長は、前出の「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」に基づき、毎年度各教員から「履歴書」、「業績調書」その他必要な資料の提出を求め、昇格させるに足

ると考えられるものがある場合には、教授会に昇格候補者の昇格を選考する委員会を設けるための教授会を招集することになっている。

教員の教育研究活動についての評価は、紀要、出版物、社会的貢献、学外出講状況、学会情報、新聞等の紹介などを通じて、把握される。

表面に現れない業績や活動の把握と評価は難しいものがあるが、特に任免・昇格の必要のあるものについては、論文の査読等定められた手続が確実に履行されている。

b) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

上記「選考に関する規程」によれば、「選考は・・・(人物評価の観点のほか、)教育研究上の業績、教授能力、学会並びに社会における活動等によって総合的に行う。」としており、採用基準においては、例えば教授採用の基準として

1) 専攻分野に関する博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、大学において相当の期間研究に従事した経歴があり、教育上の経験もしくは識見を有する者。

2) 専攻分野に関連して公刊された著書、論文、報告等により、博士の学位を有する者に準ずる研究上の業績があり、かつ教育上の経験もしくは識見を有する者。

3) 大学において専攻分野に関連する教授の経験を有する者。

4) 大学において専攻分野に関連して原則として4年以上准教授の経歴があり、かつ教育研究上の業績があると認められる者。

5) 担当学科目が体育・芸術・技術などに関するときは、展覧会・演奏会・体育大会等において、特に優秀な技能を発揮し、かつ教育上相当の経験及び識見を有する者。

と規定しており、教育研究能力、実績への配慮が相当の比重を占めているといえることができる。総合的に判定する材料として適切な配慮と思量される。

近年、ディグリー・ミルが問題視され、文部科学省においても実態調査を行なっているところである。不適切な大学と確定するための決定的な資料が提示されていないため、その判定は困難な面があるが、文部科学省のアンケートによれば、一応の目安として、CHEA (Council for Higher Education Accreditation) 及び US Department of Education のリストを提示しており、これに従って経歴の確認を行なうことになる。

【点検評価】

「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」に基づいて、各教員から提出された「履歴書」「業績調書」その他出版物、学会活動、社会的貢献など広く教育活動を参考にした業績評価を行い、教員の補充、承認に関して、適格者がいる場合には、それぞれの学部における選考委員会を経て公正に審議し、教授会の議を経て法人本部に上申される形をとっており、適切に運営されている。

【改善方策】

教員の教育研究活動には、それぞれの学部の特質から、現在学部単位で行なわれている。

その時期、方法等について、より適切なあり方を検討中である。

(e) 大学と併設短期大学（部）との関係

a) 大学と併設短期大学（部）における各々固有の人員配置の適切性

本学は4年制大学と大学院を有しており、短期大学（部）は併設していない。

2 学部の教員組織

(1) 文学部

(a) 教員組織

【現状】

a) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

本学の特徴である少人数教育を実現するために、学生1人あたりの教員数は文学部14.5となっており、この点においては適切に配置されていると言えよう。ただし、文学部、英語・英米文学科について、教授が1名不足している。しかし現在、内部昇格の可能性を模索している所であり、この問題が解消する見込みがある。

b) 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

学外での非常勤については、教授会において学長から、特別な事情が無い限り2.0コマ以内となるように指示されている。また、年度当初に学外非常勤の曜日、時間数等の報告も求められている。その指示通り、本学部では2.0コマ以内に収められている。

(学外非常勤の授業コマ数)と(本学における授業コマ数)の割合は、パーセンテージで示すと10%から30%となっている。多い教員でも30%を越えておらず妥当な範囲と言える。

c) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

文学部では、大学設置基準上で必要な専任教員数12名に対して20名の専任教員を配している。本学の特徴である少人数教育を実現するために、学生1人あたりの教員数は文学部14.5となっており、この点においては適切に配置されていると言えよう。

20名の専任教員の内訳は、教授10名、准教授8名、専任講師2名であり、おおよその専門分野別では、専門教育系教員13名、教養・免許資格教育系教員7名となっている。

【点検評価】

専任教員数は、設置基準の1.7倍となり概ね適当である。在籍学生数は収容定員の0.7倍といささか好ましくない状態にある。ただし、専任教員1人当たりの在学生数も14.5人前後であり、特に適正規模を逸脱しているとは言えない。また、教員組織の年齢構成では、バランスのとれた配分になっている。

【改善方策】

文学部の教員について、必要専任教員数は、足りているが、その専門性の面においては十分ではない。最低限度の専門的知識の教授はまかなえるとしても、さらに充実していかなければならない。また、英語・英米文学科の専門科目を担当する教授不足は、内部昇格と外部からの招聘の両面から鋭意努力してきた。まず、内部昇格は50代半ばと40代半ばの准教授に業績を積むように督励している。先述の通り、教授昇格の可能性が現時点で模索されている。

また、2005（平成17）年度に外部からの招聘を図り、これによって大学院（文学研究科英米文学専攻）設置の中核を確保しようとしたが、人材確保までには至らなかった。引き続きこの問題の解決に向けて努力しなければならない。

【現状】

d) 教員組織の年齢構成の適切性

教員の年齢構成は、71歳以上4名、61歳～70歳2名、51歳～60歳5名、41歳～50歳6名、31歳～40歳3名、30歳以下0名である。ここから分かるように、本学部では61歳以上の教員が30%を占めている。

e) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

本学部においては、連絡調整機関として、主なものとしては、まず学部教授会があり、各学科の学科会議があり、円滑な運営がなされている。

学科を横断する、いわゆる一般教養、資格関係科目については、それぞれの担当者会議が開かれ連絡調整が図られている。そして、その会議の内容は各学科会議にも反映されている。

学科間の連絡調整は、主に学科長同士のやり取りによってなされている。また当然ながら、学部長と学科長の間でも密接な連絡調整がはかられており、その運営は妥当といえる。

f) 教員組織における外国人の受け入れ状況

文学部においては、英語・英米文学科に1名、日本語・日本文学科に1名の外国人教員がいる。

g) 教員組織における女性教員の占める割合

20名の専任教員中、女性教員数は2名で、10%を示している。

【点検評価】

本学の少人数教育を実現するための、教員組織としては、特段大きな問題点はない。

【改善方策】

今後の採用人事の際に、女性教員の割合を高めるような配慮が必要かもしれない。

(b) 教育研究支援職員

【現状】

a) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

文学部の教育研究職員については、学務課所属職員のうち1名が、1号館1階「文学部事務室」に常時配属されている。実習時の連絡・支援、各種提出物の受理・整理、教員間の連絡などの業務に当たっている。文学部学生の教育支援においては、事務局とともにこの部屋が事実上の「窓口」的な役割を担っていると見える。

b) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

学部事務員は文学部の2つの学科会議のための資料作成、学部教授会のための資料作成、教材作成の補助、その他多岐にわたる仕事をカバーしている。そのために常に学部長、学科長及び事務長等と緊密に連携しながら業務を遂行するよう努めている。

【点検評価】

本学文学部の教育研究支援職員としての業務は、人員も限られているため、外国語教育、情報処理教育等に関する学生の支援業務までは及ぶものではない。しかし教員と学生の間をつなぐ役割としての支援職員の役割は重要である。今後の配置を検討する価値があるだろう。

【改善方策】

外国語教育、情報処理教育等に関する学生の支援業務は、文学部に限られるものではない。社会福祉学部、看護学部においても同様、積極的に学生の学習を支援する体制を作る必要がある。まず、そのために3学部共通の外国語教育、情報処理教育を確立し、それから後に適切な人材を配置することが求められる。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

a) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状】

選任教員の採用・昇格は、「弘前学院大学教員採用及び昇格に関する規程」に則り、学部・研究科ごとに教員資格審査委員会で研究論文業績、教育活動並びに社会的活動について審議した後、教授会（大学院では研究科委員会）での承認を経て、学長の上申に基づき、理事長によって行なわれており、これらの手続きは厳正に行なわれている。また、2002（平成14）年度から、契約教員制の専任教員採用を開始している。

専任教員の募集については、一般公募と本学の教員その他からの推薦によって採用候補者を選考する方式を適宜併用し、本学の理念・目的を理解し、教育及び研究に情熱を有する人材を広く募集するように心掛けている。学長の決済を経た後、教授会（研究科委員会）で担当科目分野、募集条件、募集時期等が審議されている。

【点検評価】

現行の教員の募集や昇格に関する手続き運用上、何ら不都合なことはないものと思われる。

【改善方策】

当面、現行の体制を継続することとしている。

(d) 教育研究活動の評価

【現状】

a) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

文学部教員の研究活動については、毎年刊行している「紀要」及び各「学会誌」に年間の活動記録を掲載するようになった。基本的には、その記録をもとにして、基準に達した場合は、速やかに学部長は、昇格の手続きをとることが求められており、公正さは保たれていると言える。

一方、教育活動の評価に関しては、もっぱら学生による授業評価にとどまっている。しかし学生による評価は、公開されていない。

また、教員による授業参観が、教授会で学長により奨励されるようになった。教員の教育活動を評価しようとする動きと注目されている。

b) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

先述のように、本学部の採用基準においては、教育研究能力、実績への配慮が相当の比重を占めているということが出来る。総合的に判定する材料として適切な配慮と言える。

また採用時には、候補者による模擬講義を通して、研究能力のみならず教育能力を見極めるよう努めている。この点の配慮は十分である。

【点検評価】

本学部の研究活動の評価については、公正に実施されていると言える。一方、教育活動の評価は、難しい問題も含んでいるが、学生による評価が十分、有効に利用されていない。この点で、透明性や公開性が求められる。

【改善方策】

教育活動の評価の面で、さらなる検討が必要である。上述のように採用人事においては、模擬講義をやってもらって評価する制度を導入している。同様に、教員の授業評価を学生だけではなく、他の教員が行うなどの制度が今後必要だろう。

(2) 社会福祉学部

(a) 教員組織

【現状】

a) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員

組織の適切性

b) 大学設置基準第 12 条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

大学設置基準によれば、本学部の必要教員数は、14 名である。この基準に照らすと専任教員は 18 名である。専任教員の内訳は、教授 6 名、准教授 6 名、講師 5 名、助教 1 名。在学学生数は 254 名であり、教員 1 人当たりの学生数は 14.1 名であり、教員の担当コマ数の平均(大学院を含む)は 6.7 コマである。

【点検評価】

大学・学部の理念・目的は、カリキュラムに具体化されているといえ、本項目の評価基準は、教員組織がカリキュラムの実現にとって適切か否かというところにある。この観点に立つならば、本学部における教員数は、行き届いた指導を行うための条件整備として適切な配置であろう。しかし、教員 1 人当たりの学生数は、少人数教育を標榜する本学部にとっては、満足できるものではない。また、教員の担当コマ数は平均 6.7 コマである。

【改善方策】

学生数と教員数の比率の適正化を考えたとき、教員数の増加を検討しなければならない。とくに質の高いソーシャルワーカー養成を目的のひとつに掲げる本学部においては、社会福祉の実習・演習を担当する複数の教員(助手を含む)の在籍が不可欠であるため、適宜対応しているところであるが、十分な対応を完遂するには、福祉専門科目担当教員の更なる充実が望ましい。

c) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

【現状】

本学部の授業科目は、少子高齢社会における社会福祉の課題に対応する人材の養成をめざし、社会福祉の理論と実践に関する教育と研究が総合的・包括的に取り込まれる内容となることを基本として編成されている。それは、本学の「畏神愛人」の表現に内包されている理念、また「科学とヒューマニズム」に含意されている理念と社会福祉の専門知識・技術の統合を図りつつ、学生一人ひとりが専門職とよばれるにふさわしい知識と技能の習得が可能になることを基本としている。この趣旨を踏まえ、主要な授業科目を必修と位置づけるならば、「キリスト教社会福祉論」「社会福祉原論」「ソーシャルワーク総論」「基礎演習」等の必修科目 13 科目中 11 科目を専任教員が担当しており、教員の配置は適切であるといえる。

【点検評価】

主要な授業科目をソーシャルワーカー養成に不可欠な授業として視点を拡大した際にもそこには専任教員が配置されており、学部全体としても教員の配置は適切と考えられる。しかし、必修科目で語学に関してはすべての教員が兼任教員で占められている実態は、改善されなければならない点であろう。

【改善方策】

地域、日本、世界で活躍することができるソーシャルワーカーの養成を目的に掲げる学部である以上、学生にとって語学の学びが一層身近になる環境整備が必要である。この観点においても語学にかかわる専任教員の配置が検討されなければならないであろう。

d) 教員組織の年齢構成の適切性**【現状】**

専任教員の年齢構成は、61歳以上が6名で全体の33.3%、41～60歳が8名で全体の44.4%、26～40歳が4名で全体の22.2%である。

【点検評価】

一般的には、研究の蓄積や人間的な幅広い教育などは比較的高い年齢層に期待され、新しい研究への取り組みや学生との共感に基づく教育などは比較的若い年齢層に期待される。この観点から本学部の年齢構成をみると、専任教員の全体の平均年齢が、高い年齢層への偏りがあるとはいえ、教育目標を達成するためにはバランスがあるものと考えられる。

【改善方策】

今後とも、年齢層のバランスを念頭に置きながらの教員採用が必要であろう。近年においては、かかる状況下を鑑みて若い教員採用を念頭において実現しているところである。

e) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性**【現状】**

原則として1ヵ月に1回、学科会議、教授会が開催されている。学務課職員、学部教員によって構成されている学務委員会が、カリキュラム編成や変更について、担当教員の意見・希望を集約し、原案を作成し、学科会議、教授会で審議される。他の学部に通ずる科目については、合同学務委員会において検討され原案が作成されることになっている。教職科目については、教職資格委員会、社会福祉士・精神保健福祉士の実習科目については社会福祉実習委員会において連絡調整が行われている。

【点検評価】

本学部のカリキュラムの編成と実施は、全学的な統一性を保つ観点から行われている。基本的には、学部における諸会議と全学の合同会議の積み重ねによりカリキュラムの連絡調整を行っている。そして、調整を経た後、本学部の独自のカリキュラムを編成している。学部間のカリキュラムの相互乗り入れもスムーズであり、学務委員会を核とする連絡調整は十分に機能していると評価される。

【改善方策】

時代の要請に応えるためのカリキュラムを常に点検・改善していく必要がある。それを現実にするためには、教員組織間の意志の疎通は極めて重要である。学務委員会が、学部間の連絡調整役に止まらずに改善のためのリーダーシップを発揮することも必要であろう。

そのためには、教職員 1 人ひとりの意見と合意に基づいたカリキュラム編成への関心の涵養が大切である。社会福祉士養成カリキュラムと共に精神保健福祉士養成カリキュラムの検討・見直しも行なわれている今日、速やかな情報把握による適切な対応が求められる状況下にある。

f) 教員組織における女性教員の占める割合

【現状】

専任教員中、女性は 2 名のみであり、学部の教育内容に照らし極めて少ない状況である。今後の教員採用について、人物評価とともに女性の採用について検討が必要である。

【点検評価】

国際貢献を始めジェンダー、介護者問題等の今日的福祉課題について、女性の立場からの視点・論点は不可欠のものであると考える。地方にあってその研究者・教育者の発掘には、困難な状況もあるが、速やかに対応したい所存である。大学院での教育とも連携させながら努力すべき大切な課題の 1 つと考えている。

【改善方策】

速効性のある改善策は難しいと思われるが、時代の要請があるとの共通認識に立って改善策を講じたい。学部の講義・大学院教育の中に女性のかかる講義内容の充実を図ることから始め、女性教員養成の方途を探求したいと考えている。

(b) 教育研究支援職員

a) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

b) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状】

教育研究を支援する職員として本学部は、TA 制度を有しているが、2007（平成 19）年度以降は配置していない。

【点検評価】

きめ細やかな教育を提供するためのひとつとして 2004（平成 16）年度から TA 制度を導入した。社会福祉士・精神保健福祉士の実習に関わる業務の補助や学生の修学上の指導者として活躍してきた。しかし、TA が本学の大学院生の場合には、学生と指導者という 2 重の役割を持つことになり、また、院生の数、経営上の理由などから、2007（平成 19）年度以降は配置していない。しかし、実習補助者としての役割に対するニーズは高まっている。社会福祉士・精神保健福祉士資格を有する職員採用を検討課題としている。

【改善方策】

いくつかの課題を抱える TA 制度ではあるが、教育研究を支える実績を着実に積み上げていく事例も多く報告されている。TA のあり方を含めて、あらためて検討する必要がある。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

a) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状】

教員採用の手続は、「弘前学院大学教員採用および昇格の選考に関する規程」に定められている。

専任教員の採用にあたって、2005（平成 17）年度は公募を実施し、応募が 39 名、採用は 4 名であったが、2006（平成 18）年度以降は推薦により行っている。

【点検評価】

専任教員の採用手続は規定により明確にされ、採用は例外なくこの規程に従って行われており、制度及び運用の基本は適正である。昇格人事の手続についても、基本的には上記と同様である。また、教員の選考基準は、多くの大学が採用しているのと同様の標準化されたものであり、適切である。

公募制は、人材を広く募ることができるので優れた人材を得る可能性が大きい。応募資格や条件を明確にするためにカリキュラムや年齢構成を考慮するうえで適切な教員を採用することができる。しかし、選考に膨大な時間と手間を要し、また、人脈による人物紹介がないので、面接による候補者の人物像の把握に確信を持つことが困難な場合があるので、今後とも教員の募集については、推薦により進められることになるものと思われる。

【改善方策】

選考基準では研究業績とならんで教育上の識見・能力が重視されているが、教育に関する客観的な審査は困難である。選考のプロセスにおいて候補者に模擬授業を課し、教育実践の能力を測る試みも必要であろう。

(d) 教育研究活動の評価

a) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

【現状】

教員の研究活動については、毎年教員各自から研究業績を一覧にして提出してもらっている。2002（平成 14）年には、『自己点検・自己評価報告書』を刊行し、1995（平成 14）年～2001（平成 13）年までの研究・教育・社会活動等を開示した。学部内での研究成果発表の場としては、『弘前学院大学社会福祉学部研究紀要』があり、また、『弘前学院大学社会福祉学部 社会福祉教育研究所年報』、『地域総合文化研究所紀要』への投稿も可能である。2005（平成 17）年度の学会参加は約 100 件あり、2002（平成 14）年には日本基督教社会福祉学会、2004（平成 16）年には日本社会福祉学会東北部会を本学で開催している。これらの研究活動は、開示によって自他の評価を受けている。この評価は、教育活動としての授業等の学生による評価とあわせ、教員にとって文字通りの自己点検・自己評価を通じて教員個々の教育力・授業の向上、研究の深化に資することが期待されている。

【点検評価】

大学として刊行した『自己点検・自己評価報告書』（2002（平成14）年）、毎年の教員各自の研究業績一覧提出率は100%である。これは、教育研究活動とその評価が求める趣旨に関する合意と協力・推進体制が整っていることを端的に示すものであろう。数年に、また、1年ごとに自らを省みる点検・評価の作業は、自らの研究と問題意識を他者にも開示し、他者の評価を受け、それが共同研究の発端ともなっている。報告書による開示は、優れた特徴を有していると思われる。一方、教育活動においては、学生による授業評価・満足度調査が実施され、評価を通じて授業方法の改善が試みられているが、調査結果の公開までには至っていない。

【改善方策】

教育研究活動の成果と実態は、5年毎の開示で定着しつつあるが、毎年の開示も検討されなければならない。また、教育活動の評価方法は、容易ではないが、学生の授業評価の開示とともに、公開授業等による授業の内容・方法の工夫についての討議も必要であろう。

b) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状】

「選考に関する規程」の第2条に本学の選考の原則が掲げられている。この原則を踏まえ専任教員採用の際の教育研究能力に関しては、提出された研究業績一覧に基づき教員資格審査委員全員が主たる論文を査読し、論文の評価を各委員それぞれが報告し、その上で研究履歴の全体を勘案して、研究活動・研究能力に関する査定を行っている。教育能力については、たとえば、准教授の採用に関しては、大学院博士課程修了の場合は2年以上、修士課程修了は5年以上、大学卒業の場合は、7年以上の専任講師の経験を条件としている。これらの多様な教育・研究能力の査定の上に履歴、人物に関する総合的な配慮のもとに審議の上、採用候補者の資格及び採用の順位を選考することになっている。委員会の結果は、教授会に報告され、選考を経て学部長が採用を学長に内申し、学長は理事長にその採用を上申するものとされている。昇格人事に関しては、学部長が毎年一定の期限を定め所定の履歴書、業績調書等の提出を求め、「選考に関する規定」に定める昇格に該当すると思料されるものがある場合には、教授会を経た昇格者選考小委員会を設け、その昇格が選考される。昇格者選考小委員会は、選考の経過及び結果を教授会に報告し、教授会は、その可否を審議し決定する。決定後の手続は、採用人事と同じである。

【点検評価】

本学部では、「選考に関する規程」に定められている教授、准教授、専任講師、助手の各身分に関わるクリアすべき資格基準を設けている。これは、クリアすべき最低限の資格水準を示すものである。兼任教員の採用に関してもこれらの基準がひとつの目安になっている。教員の採用についての一連の手続は慎重に行われている。

【改善方策】

今後は、専任の教員の採用に当たっては、これまでの一連の手続の他に模擬講義を課することも検討しなければならないと考える。また、昇格人事については、主要論文の査読が考えられてもよいと思われる。

(3) 看護学部

(a) 教員組織

a) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

b) 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

c) 主要な授業科目への専任教員の配置状況

【現状】

本学部の学生定員は200名であるが、現在は232名である。専任教員数は、設置基準上の専任教員数12名に対して現在教授7名、准教授3名、講師6名、助教2名の計18名で、他に助手5名、兼任教員20名を配置し、所定の教科が円滑に進み、学生の学習に遺漏がないように努めている。専任教員は、業務多忙ではあるが夫々の任務を果たしている。

学年の整備が進み、学部完成の年次には教員総数は専任教員、兼任教員合わせて43名で、学生232名に対する教員の比率は18.5%で、教員1人当たりの学生数は5.4人となる。

【点検評価】

看護学部の教員組織は、設置基準を満たしており、本学部の教育を進める上では、支障をきたしてはいない。しかし、本学部の理念、目的を十分に果たすためには、カリキュラムの展開上、「地域看護学」「疾病論Ⅰ・Ⅱ」「感染症学」など現代の医療看護の世界で重視されている領域の専門性を強化する点から、兼任教員に代わる専任の教員の確保が望ましいと考える。

また、教員数が少ないため、学内の各種委員会委員など、1人の教員にかかる負担が大きい場合がある。更に、教科により教員の担当時間が多く負担が多い教員が生じている。

【改善方策】

人件費を増やすことがむずかしい現状では、改善の方策は見当たらない。

【現状】

d) 教員組織の年齢構成の適切性

開設当初、教員の年齢構成には偏りがあったが、その後、若い教員を順次採用し、現在は適切な構成になっている。

e) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

カリキュラム検討委員会があり、現行カリキュラムの問題点や将来に向けての改革につ

いて、月 1 回の会議を開き検討している。また、全教員が参加する学科会議において教員からカリキュラムに関する意見を聞き参考にしている。

f) 教員組織における女性教員の占める割合

学問領域の面から、大半が女性である。18 名中 14 名 77.8%、助手を含めると 23 名中 18 名 78.3%に上る。

【点検評価】

年齢構成は改善されてきていると考える。カリキュラム改正を行い、スタートしたばかりで評価は、時期尚早であるが、随時教員間で、学科会議等で連絡し合っている。

【改善方策】

今後も綿密に意見交換を行い、カリキュラム編成の目的を達成するよう努力していきたい。

(b) 教育研究支援職員

a) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

【現状】

現在助教 2 名、助手 5 名で主に実習に伴う教科の学内実習、臨地実習に当たっている。さらに実習施設が多いため非常勤助手も採用しており、臨地実習のための要因は確保されている。看護学部の教育では、実際の知識や技術を学習する臨地実習の意義は大きく、基礎、成人、老人、母性、小児、精神、地域の全領域で、きめ細やかな指導の下での効率的な学習をすることが必要になっている。本学部ではこうした医療社会の状況をうけて、これに対応できる人材を育成する観点から臨地実習に力を入れ、その指導体制の強化に努め、各領域に実習のための助手が配置されるように計画されている。

【点検評価】

現在の段階では適切と考えられる。しかし、実習領域の拡大や看護を取り巻く医療環境の変化などを考慮すると、学習到達度の困難な領域の教育強化を図る意味から助手の教員の拡充が必要と考えられる。

また、情報関連教育は、パーソナルコンピュータが一つの学年の学生数の半数しか設置されていないため、授業は 2 回に分けて実施しなければならない。更に、このための補助教員がないために、教員の負担が大きい。設備とともに改善が望まれる。

【改善方策】

助手教員の拡充が必要である。

b) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状】

看護系実習は、それぞれの系やコアシステムの助手の補助で実施されているが、基礎医

学系には助手がいないため教員の負担が大きい。生理学の心電図実習では、看護系の助手の補助で実施しているが、解剖学の人体模型や顕微鏡を用いた実習講義には、基礎医学系教員や学外のボランティア（元高校教師）の補助で実施している。また、弘前大学医学部で行われる人体解剖見学実習には、基礎医学系教員や看護系教員が協力して実施している。

【点検評価】

基礎医学系の助手がいないことで「人体の機能」「人体の構造」科目の実験・実習には看護系教員が支援しているが、看護学実習がある時には、時間配分がスムーズにいかないことがあって、検討する必要があると考える。

【改善方策】

実験助手のような人材が必要である。

(c) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

a) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状】

専任教員の採用手続き・任免・昇格は、大学の規程に沿って実施されている。

【点検評価】

採用手続き制度および運用の基本は適正である。昇格人事も上記と同様である。また、教員の選考基準は、多くの大学と同様の標準化されたものであり適切である。

【改善方策】

看護系大学が 180 校を超え、全国的に教員不足の中、教員の募集に関しては、適切な人材の確保ができるようさらに努めていく。

(d) 教育研究活動の評価

a) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

b) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状】

教員の研究活動については、研究発表の場として学内では紀要、地域総合文化研究所での発表があり、学部では毎年紀要を刊行している。また、国内での各領域での学会発表も活発に行われている。

【点検評価】

「自己点検・自己評価報告書」に提出しているが、教育研究活動を評価する組織はない。

【改善方策】

研究できる時間を見いだすのが先決と考える。教員は多忙すぎるように思える。

3 大学院研究科の教員組織

(1) 文学研究科

(a) 教員組織

a) 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状】

専門分野と教員の対応は適切である。「大学院研究科の理念および目的・教育目標」の項目で述べたように、本大学院は、(A)地域の文学・文化研究、ならびに(B)日本文学の研究を通して、地域の歴史と伝統の発掘などを積極的に推し進め、多様な人材を養成しようとしている。この基本に基づいてカリキュラムを編成している。そして、専任教員数は設置基準上必要な数を満たし、これらカリキュラムの主要な箇所に配置し、課題研究Ⅰ・Ⅱ(修士論文指導)も専任教員だけが担当している。

専任教員は、日本語・日本文学科(一般教育3名を含む)11名のうち4名、他学部(社会福祉学部)の1名(合計5名)、兼任教員が5名で、合計10名が大学院を担当している。

【点検評価】

専門分野と教員の対応は適切である。

学生数に対する教員の割合も問題がない。

【改善方策】

大学院生が大幅に定員を割っているため、大学院生の履修がゼロの科目が出てきている。その分を学部の学生が自由選択科目として履修しているため、それなりに有効ではあるものの、問題である。

b) 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状】

文学研究科の開講科目担当者(専任)5名に学長(大学院委員会委員長)と理事長を加えて、文学研究科委員会が組織されている。議長は文学研究科委員長が務めている。研究科科目担当者は全員、学部教員の兼担で、大学院専任教員はいない。

院生数は5名で、院生と教員の割合は1対1である。

学務委員会、厚生委員会、入試委員会、修士論文委員会を5名全員が兼ね、それぞれに委員長を割り振っている。課題がある場合、毎月開催される文学研究科委員会の直前に話し合わせ、円滑に推移している。

【点検評価】

院生と教員の割合から見ると、非常に手厚い指導がなされている。

(b) 教育研究支援職員

- a) 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- b) 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状】

大学院独自の教育研究支援組織や職員はいない。大学院にかかわる事項の支援は、事務室学務課職員を文学部兼任で配置している。

【点検評価】

院生が少ないので、支援職員の配置は今の程度で不自由していない。

(c) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

- a) 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状】

専任教員の任免・昇格は、基本的に文部科学省が定める「大学院設置基準」を順守している。専任教員の募集・任免・昇格は、「弘前学院大学教員採用および昇格に関する規定」に則り、研究科ごとに教員資格委員会で研究論文業績、教育活動ならびに社会的活動について審議した後、研究科委員会で承認を経て、学長の上申に基づき、理事長によって行われている。この手続は今まで厳密に行われている。

また、2002（平成 14）年から、契約教員制の専任教員採用を開始している。この制度にしても、上記の手続を厳密に行っている。

【点検評価】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用には不都合がなく、適切である。

しかし、「大学院設置基準」を順守した両大学院共通の「弘前学院大学大学院教員採用および昇格に関する規程」を定めることが必要だろう。

【改善方策】

2009（平成 21）年 4 月 1 日付けでマル合教授（「課題研究 I・II」ならびに修士論文を担当できる）が誕生している。その基準は、「弘前学院大学教員採用および昇格に関する規程」の手続き及び文部科学省の定める「大学院設置基準」の規定を準用することを申し合わせ、厳密に審査して報告書を作成し、委員会で決定している。社会福祉研究科と調整できていないものの、この事例が「弘前学院大学大学院教員採用および昇格に関する規程」を明文化する大きな推進力になるだろう。

(d) 教育・研究活動の評価

- a) 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状】

組織立った学生による授業評価はしていない。

教員の教育活動及び研究活動は、文学部紀要に公表している。また、学内学会誌にも2007（平成 19）年度から公表する。全国の専門が関連した大学に、これらの雑誌を郵送している。

教員の教育活動及び研究活動の評価については、当該教員が昇格する際にのみ行っている。教育活動及び研究活動を審査した後、審査委員会の意見が大学委員会に報告され、昇格の諾否が議決される。

【点検評価】

昇格人事の際のみ行われ、それ以上の教育研究活動の評価はしていない。院生が少ないので学生による授業評価はしにくく、またしなくても直ぐにわかってしまう。

【改善方策】

教員の教育研究の質を高めるために、教員の教育活動及び研究活動の評価がどうしたら円満に実施できるか、その方法を検討したい。

（e）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

a) 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状】

学外の大学院・学部との人的交流は、弘前大学人文学部の教授を兼任教員に招いている程度で、組織的な人的交流はない。

学内の大学院との教育研究組織間の人的交流については、日本文学と社会福祉学という専門の相違から、組織的な人的交流はない。

学内の学部との組織的な人的交流は、次のように多い。①文学部の紀要に、大学院教員も投稿できる。②学内学会誌に、大学院教員ならびに院生も投稿できる。③学内学会の「国語国文学会」は、年2回大会を開催している。1回目には大学院教員も発表し、2回目には院生も発表している。

学内の「地域総合文化研究所」と提携し、そこでの研究発表会、講演を積極的に企画している。そして、その成果を『地域学』に発表し、市民に還元している。

【点検評価】

学内における学部と研究所との交流は、密接であり、成果を上げている。しかし、学外における学部と研究所との組織的な人的交流は、薄い。

【改善方策】

本大学院研究科が創設されて3年目に入った。教育研究組織間の人的交流は、今後の課題である。

（2）社会福祉学研究科

（a）教員組織

a) 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当

該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状】

本研究科は4名の専任教員に加えて、兼任教員6名がおり、合計10名の専任・兼任教員によって構成される。

【点検評価】

社会福祉学研究科の目指すものは、弘前学院の建学の精神「畏神愛人」にならい、キリスト教主義を背景とするヒューマニズムと、より高度な社会科学的専門知識・技術との統合を図ろうとするところにある。そのため本研究科は「キリスト教社会福祉特論」を必修科目として位置づけている。これまで人間福祉に関する主要な授業科目への専任教員の配置状況は、ほぼ適正になされていると思料されるが、依然として兼任教員への依存度も高いように思われるので検討すべき課題であろう。

【改善方策】

専任教員の高齢化と専門性が問われているので、これの改善が主要課題である。順次若返りを図る方向で善処していきたい。また、人間福祉学を体系化するためには、幅広い人間科学専攻者のアプローチも重要である。すべてが単なる社会科学技術論で終わるのでは明日が無いも同然である。当然のことながら、それぞれの領域における一騎当千の研究者を探し求め、厚遇することも考えなくてはならない。

b) 大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状】

社会福祉学研究科専任教員4名に学長（大学院委員会委員長）、理事長によって社会福祉研究科委員会が組織されている。議長は学長の委嘱により社会福祉学研究科長が務めている。研究科科目担当者は全員学部教員を兼任している。

在籍する学生は9名であるが、うち社会人学生が6名、一般学生3名となっている。研究科の運営組織は、入試委員会、学務委員会、厚生委員会、カリキュラム・規制等検討委員会、紀要編集委員会および実習委員会があり、それぞれ研究科構成員が分担し、主たる責任者として委員長をおいているが、これに事務職員が加わりサポートしている。

研究科委員会の開催に当たっては、各部責任者と事前打ち合わせを行い、さらに理事長、学長、事務長および研究科長の合議を経て議題提出を行い、月例開催を原則としている。

【点検評価】

教員は研究科の運営にあたって、それぞれ役割分担して、各々責任をもち任務を遂行している。運営は順調であり円滑に推移している。

【改善方策】

学部の授業科目各種業務兼担の負担がすこしでも軽減されれば、その分だけ院生の研究指導に時間と労力が向けられるので、これが改善点になると思う。社会人学生は勤務の合

間に出校するので、学期間以外にも休暇中の課外指導、随時補講を考慮しなくてはならない。

(b) 教育研究支援職員

a) 大学院研究科における研究支援職員の充実度

b) 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状】

研究支援職員として社会福祉教育研究所職員、ならびに学部事務室兼任の学務課職員を配置し、必要に応じて TA 制度の活用を配慮している。

【点検評価】

社会福祉教育研究所職員、ならびに学部事務職員が兼任で研究科の支援を行なっている。現状で大きな問題は出ていないが、専任の支援職員の配置は、今後検討されるべき事項である。

教務補助 (TA) の配置は、電子機器の操作、資料の配布、出欠の確認、図書・文献資料の検索、印刷などの事前準備および学部学生の事前・事後の指導にあたることによって、大学院の存在が日常的に学部学生に示され、大学院への進学が促進され、また、院生にとっても将来、指導者になるための有意義な教育経験になるものと考えられる。

【改善方策】

支援職員の配置について、社会人学生の増加と一般学生の減少に伴い 2007 (平成 19) 年度以降は定常的に配置していないが、今後とも TA 制度の存続を図りたいと考えている。

(c) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続

a) 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状】

教員の募集は全国一般公募による。大学院専任教員の任免、昇格の手続きは、文部科学省の定める「大学院設置基準」を遵守し、「弘前学院大学教員採用および昇格の選考に関する規程」に則っている。大学院委員会内に教員資格審査小委員会を設け、研究論文等の業績、教育活動並びに社会活動の実績について慎重に審議した後、大学院委員会 (通称研究科委員会) での承認を経て、学長の上申に基づいて最終的に理事長によって任免・昇格が決定される。

2002 (平成 14) 年からは、契約教員制度による専任教員採用方式を開始し、現在に至っている。

【点検評価】

専任教員の募集においては、一般公募と本学の教員その他から推薦によって採用候補者を選考する方式を適宜併用し、本学の理念、目的を理解し、教育および研究に情熱を有する人材を広く募集するように心掛けている。大学院レベルの社会福祉学専攻者は地方にお

いて寡少であり、北東北という地域的条件もあって有為の人材確保は容易ではない。また、大学院講義等にとどまらず、過重な学部授業などの負担をかけることがあれば、大学院の研究・教育水準の低下を招くことは必然である。

【改善方策】

当座は社会福祉学に隣接する研究領域の研究者の手を借りることである。実務経験者の中に学会に加盟し、文献資料研究に熟達し、優れた学術論文の執筆を試みている人材が見いだされれば幸いである。有能な学生をバックアップすることもいいが、これには長期的見通しが要る。やはり、短期的には関連分野の選りすぐりの熟達した研究者を集めることである。大学院は高度な学術研究とグローバルな視野で情報収集を行うという責務があるので、つねに研究第一主義の姿勢を厳守すべきであるし、そのための温かい学内教職員の支援を欠くことができない。将来的に専門大学院を目指すなら、より理論と臨床実践に卓越し、実務に通暁した研究者を集合していかねばならない。

(d) 教育・研究活動の評価

a) 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状】

キリスト教主義を思想的背景とする人間福祉に関する研究・教育は、本大学院において一層鋭角的に展開されていく。すなわち「キリスト教社会福祉特論」を必須科目として位置づけて開講し、さらに、「福祉実践人間論特論」、「生涯福祉特論」、「福祉援助技術特論」などにおいてより論究が深められることになる。

教育活動は講義のほか、演習、実習において、その実が問われることになるが、各特色ある指導者を得て、実務に精通した専門職員の養成を意図している。学生は各種学会・研究会に参加し、発表を試みるなど経験を重ねることも必要であり、かねがねそのような機会があれば積極的に参加するようにすすめている。

研究活動についての概況は、学会発表、論文執筆、著作等に関し、各個において教員の研究活動が活発になされている現況である。各教員による過去 10 年間の主な著作を以下に挙げる。

「幼児の音楽教育（幼稚園教諭・保育士養成課程用）」（齋藤繁、1997）、「保育原理－実践的幼児教育論－」（野口伐名、1998）、「人生福祉学の探求」（杉本一義、2003）、「人生福祉カウンセリング」（杉本一義、2004）、「福祉のこころと教育」（伊藤隆二、1996）「間主観カウンセリング」（伊藤隆二、2003）、「伊藤隆二著作集全 5 巻」（伊藤隆二、2004）、「キリスト教社会福祉の神学」（中澤實郎、2006）がある。

教員・学生の研究業績は、学内発行の大学院紀要のほかに学部紀要、研究所紀要などが有力な発表機関として利用されている。「ソーシャルワーカー」第 8 号、2004（平成 16）年（日本ソーシャルワーカー協会発行）には岩崎浩三教授と佐々木誠二（院生）の 2 論文が掲載されている。

【点検評価】

教育・研究活動は社会福祉学専攻者を主軸として展開されることは理の当然であるが、主力スタッフが高齢者であることから、フィールド研究においてもいささか機動性を欠く憾みがあることは否めない。しかし、支援科目分野の教員は活発に生産的活動を続けているので、絶えず学生研究の動機付けに関しては刺激的であり、学習モチベーションのレベルは高い水準にあると言える。

特に、野口教授は幼児の教育と保育に関するスペシャリストであるし、また、伊藤教授は長きにわたって障害児教育と福祉の専門家として研究・実践に専念してきた。さらに、齋藤教授も障害者・高齢者福祉の研究者として研究活動を継続している。このようなことから、いきおい学生たちの関心も指導教員のテーマ領域に傾きやすい事情が生まれている。

【改善方策】

修士論文の指導に当たっては、常住する専任教員による指導が願わしい。しかし、テーマ領域によっては、それが兼任教員の専門分野であれば、修士論文指導を委ねられるような体制を予め整備しておく必要があると思われる。即ち、兼任教員がマル合教授であれば大いに論文指導の可能性が考慮できるであろう。

より広いスコープで課題や論文題目の選択を可能にするためには、予め指導教員選択の幅を広げておくことも必要であろう。全国的な視野において、専任数を倍増することが問題解決の近道になることは間違いないが、いろいろな事情から現実には早急に望めそうもない。そこで、学生の多様なニーズを充たすためには、講義、実習、演習、論文指導の各目的別に兼任教員を配置することが有効な方策になると考えているが暫時時間がかかりそうである。

(e) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

a) 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状】

学部紀要には、学部授業を兼担している関係もあって大学院教員も論文掲載ができる。学内学会は設立準備中であるが、県立保健大学、青森大学、弘前大学、東北福祉大学との連携を図っている。本学の社会福祉教育研究所とは当初から密接な関わりがあり、研究所紀要への論文寄稿、研究会活動への参加がなされている。

2000（平成12）年設立の弘前学院大学LD研究会（会長齋藤教授）は、今年「みちのく福祉研究会」と名称変更し、研究会活動を継続していく予定である。これまで学部学生を対象にした啓蒙的研究会であったが、これからは院生を中心とした研究会にしたいと考えている。

東北福祉大学の菅井教授と齋藤教授とは高齢者福祉、障害者福祉問題に関して共同研究を企画し、連携を深めている。また弘前大学教育学部の松本教授とは、発達障害児の教育と地域活動で親の会の活動を支援している。青森県ふれあい保育研究会は創立20周年を迎

えたが、これは障害児保育をどう進めたらよいか为主题の研究会である。現在までに理事・顧問を務めた齋藤教授が学識経験者として発起人となり参加している。2006（平成 18）年度総会は本学で開かれた。

野口教授は、青森県の子育て支援事業の顧問、青森県青少年健全育成協議会の会長をつとめるなど、地域の福祉活動に貢献している。

伊藤教授、杉本教授は、主として関東・関西圏で活発に執筆活動と福祉啓蒙活動を続けているところである。

【点検評価】

社会福祉教育研究所を拠点として幅広い地域福祉研究活動を展開しようとの意気込みはあったが、学内業務に押されて余裕を失っている事情がある。

【改善方策】

日常的に大学院中心のフォーラムの開催も考えられる。時宜を得たトピックスをとりあげ、シンポジウムなり、講演会を開催することも有意義である。また外部の研究会、学会の主催校としての役割も有意義である。研究所の活動が十全に機能するためには、研究所を拠点にして福祉学会を立ち上げ、中堅地域福祉機関・施設職員に参加してもらうような手だてを講じなければならない。

大学院は学内の学部教育研究所との連携を密にし、社会活動、研究年報の出版等を企画している。

第9章 事務組織

【到達目標】

①組織の充実 ②教学組織との連携の充実 ③法人事務組織との連携、協力 ④事務職員の研修と資質の向上

2006（平成18）年度に実施した大学基準協会による認証評価、加盟判定審査においては、概ね良好との評価を受けたところであるが、2007（平成19）年度に実施した自己評価においても、4段階の3の評価という結果であることから、現状を踏まえながら、細部において一層きめ細やかな運営を心がける必要があるものと考えている。

なお、本学の事務組織は、弘前学院大学組織運営規程に基づいているが、2006（平成18）年度に本規程の改正が行われ、入試広報センター及び電子機器管理センターを総務課から独立させ、それぞれの業務について教学組織との連携を一層明確にしたところである。

また、事務組織は、事務長を中心に7つの課、センター、附属図書館事務室からなり、毎週月曜日に事務職員全員による朝会及び管理職による打合せを行うことにより、各部署の業務取り組み状況の相互理解とともに、情報の共有化とスムーズな連携に貢献しているところであるが、これを柱に更に一層業務の充実を図るよう努めたい。

（a）事務組織の構成

a) 事務組織の構成と人員配置

【現状】

本学の事務組織は章末の図に示す通りである。事務職員は専任職員と非専任職員（契約職員、派遣職員）から構成されている。契約職員の待遇面については、給料が多少下がるものの、他については専任職員と同じである。従って、担当業務についても専任と非専任で分け隔てなく人員を配置している。

【点検評価】

教育研究を支援するという事務組織各部門の業務遂行については、概ね適切に行われている。しかし、職員の年齢構成において、50歳以上の職員数と30歳以下の職員の職員数において、2つの山に分かれており、その中間層がほとんどいなく、職員の年齢構成にバランスを欠いており、今後の適切な事務組織運営に影を投げかけていることは否めない。

【改善方策】

職員の年齢構成のバランスを適切に保つよう採用計画の改善が望まれると同時に、人事配置について、固定化を避けながら、各部署の業務に精通しうる人材の育成が望まれる。

（b）事務組織と教学組織との関係

a) 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

【現状】

事務組織は、教育研究を支援する組織である。事務組織と教学組織は相互に独立した組織でありながら、相互に扶助し合う、いわば車の両輪の関係にあるといえる。

図に示したとおり、教学組織における各種委員会、教授会および大学協議会等、いずれにも事務組織上の職員が何らかの形で参画している。

研究支援のための独立した組織はないが、科学研究費補助金の関係事務が相当量増加しているので、事務室総務課の業務分担のみでは困難を来しつつある。

大学院研究科に関わる事務は、文学部及び社会福祉学部の学部事務が兼務している。また、大学院の教学支援体制としては、大学事務室の学務課と学生課が学部と大学院の両方をカバーしている。

【点検評価】

本学における事務組織と教学組織は、相互に連携し、協力しうる関係にあると言える。

大学院研究科の事務については、独立した組織はないが、学部事務及び大学事務室各担当課との連絡により、特段の不都合は生じていない。

【改善方策】

現状の関係を更に推進するために、相互に他の業務内容に対する理解を一層深め合うことが必要である。このため、人事配置について、固定化を避けながら、各部署の業務に精通しうる期間を確保するという配慮が必要であり、任命権者である法人本部との間の意思疎通を図りながら進めているところである。

科学研究費補助金など、競争的資金の獲得が次第に増えてきており、現在、総務課職員が対応しているが、将来的には、教育研究支援部門として独立した組織を夢見ている。

b) 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状】

組織図に示すように、大学協議会には事務長が、学部教授会には事務長のほか各課長が出席することにより、教学組織と事務組織の意思疎通を図る仕組みが整っている。この関係を具体的に実現するため、各学部には「学部事務」を置き、学務課所属事務職員を配置している。また、教学に組織された各種委員会に、事務職員が参加して庶務を担当するとともに、必要に応じて意見を述べ、教学・事務両組織の相互理解に努めている。各委員会と事務組織上の関係課との連携・担当関係は、学務委員会と学務課、学生委員会と学生課、就職委員会と就職課、入試委員会と入試広報センター、図書館運営委員会と図書館事務室、予算委員会と総務課などであり、円滑な運営に努めている。

【点検評価】

相互の独自性を発揮しながら、共通の目的のために相互の意思を尊重し、その意思疎通を図るという努力は、大学がその機能を十分に発揮するために、必要不可欠なことである。この観点から、本学の教学、事務両組織は有機的な一体性を持つものと評価できる。

両者の構成員の資質により、完全に満足しあう関係というのは実質的に困難であること

はいうまでもないが、そのような中で、相互に努力し、欠点を認め、これを修正、補完する立場を取り合う関係は、今後とも維持したいものである。

【改善方策】

事務組織としての課題としては、時代の進展に加え、教学と事務両組織の係わり合いの深まりとともに、事務量の増加と業務の多様化が進行していることから、事務職員の量的、質的充実およびいわゆるプロとしての意識能力の向上が尚一層望まれるところである。このため、人材の採用、適材適所のスタッフの配置が実現される必要がある。また、現状の日本私立大学協会東北支部主催の事務職員研修会への職員の派遣研修に加え、各種研修会、研究会、勉強会等に積極的に参加させ、プロ意識を向上し、他大学の状況を理解することを通して、将来、様々な提案の形となって大学の改革のために役立たせる必要がある。

(c) 事務組織の役割

【現状】

a) 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

上述のように、教学組織の各委員会や会議等に、事務職員が委員や書記、陪席者として参加し、資料及び原案作成に関わり各委員会に提案する役割を担っている。各委員会等における協議や審議を経て、最終的に教授会に提案し承認を得て実行される。

教育課程の編成に関わる企画・立案は学務委員会が所管し、最終的な決定権は教授会にあるが、「学務委員会」に学務課事務職員の蓄積された知識・情報等を必要に応じて提供し、教員組織と協力しながら業務に取り組んでいる。実際日常的に学生と接し、教学面の指導助言に当たるだけでなく、学生の履修登録から成績管理までを行っている学務課が企画・立案段階から参加し、実施にあたっている。

学生生活・厚生補導に関することは「学生委員会」が、学生募集・入試業務に関することは「入試委員会」が、また、就職に関することは「就職委員会」が中心となって企画・立案を行っており、学生課、入試広報センター、就職課の事務職員が委員会に参加し、学生と直接的な関わりの中で得られる情報を提供し委員会での協議に関し、時に主導的、時に補佐的機能を果たしている。

b) 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

学内の意思決定は主に学長運営会議、大学協議会および教授会（理事長・法人本部事務長出席）であり、審議事項は、教育研究及び大学運営の重要事項に係る基本方針等を精選して、審議を行っている。そこで決定された事項については、毎週（月曜日）行われる定例の事務職員朝会で事務長より報告され、また各課から 1 週間のスケジュール、業務に関する報告があり学内の円滑な連絡調整を取っている。その後、課長会議で事務長から詳細な説明を行い、それを各課長が速やかに所属課職員に報告している。

学内の意志決定においては、事務職員が各委員会に参画しており、事務職員の意向も反映されるよう組織されている。「大学協議会」、「教授会」、等については事務長が参画し意思

決定は十分反映されている。また、情報の伝達は、事務長が各種委員会等に参画している
ので、事務職員に情報は密に伝達されている。

c) 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

(国際交流)

国際交流は、教員と事務職員で構成される「国際交流委員会」が担当しており、留学・
海外研修先との事務手続や、研修内容、単位互換、生活指導等は、現地のコーディネータ
ー（外部専門職員）と連携をとりながら主に教員が、また、経理関係や、海外からの語学
研修生の宿泊関係など、受け入れに関する事務的事項は、主に事務職員が担当して事業推
進に当たっている。

(学生募集・入試)

学生募集に係る広報活動の協議・検討並びに入学試験の実施及び合否判定の審議機関と
して「入試委員会」を設け、委員会の検討を経て教授会が最終決定をしている。

学生募集及び入学者選抜に関する業務担当部署として「入試広報センター」を設置して
いる。入試広報センターは、センター長と事務職員から構成されており、学生募集に係る
広報活動（大学案内作成、進学情報誌掲載、進学説明会・高校訪問、オープンキャンパス
の実施等）の企画・立案・実施、入学者選抜に関する事務手続（願書受付処理・試験実施・
合否判定資料作成・入学手続処理等）を一元的に行っている。

なお、入学試験の実施に伴う受付・試験監督補助・受験生誘導案内等の業務は、センタ
ー職員を核として全学的な協力体制の下に行われている。

入試業務については、単科大学から始まって1999（平成11）年学部増設を機会に「入試
センター」を設置し業務を遂行している。現在は3学部4学科、2研究科になり入試結果等
を分析しながら、変化していく入試制度に入試業務が多様化しているなかで専門職の育成
をも進めている。

(就職)

就職については、学生主任を中心とした各学部の教員、及び就職課職員を以って「就職
委員会」を構成し、教職員が密接に連携して進路指導を行う体制をとっている。

学生の就職に関することを取り扱う窓口として「就職課」を設置している。就職課は、
就職課長と事務職員から構成されている。職業紹介（求人依頼・受付・開示、求職登録等）、
就職指導（個別面接、就職一般常識試験・職業適性検査等の実施等）、就職活動支援（ガイ
ダンス・講演会等の実施、教員・公務員採用試験対策講座・模擬試験の実施等）は就職課
職員が中心となって実施されている。

就職業務は、就職ガイダンス、求人、求職、内定状況の把握および分析等多岐にわたり
業務を遂行しているが、反面人員が不足している現実もある。

d) 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

大学を運営面から支える組織としては、法人事務局と大学総務課が該当する。総務課が
庶務、文書、予算、経理、管財等の業務を担い、教学事務部門と法人事務局等と協議、調

整しながら大学運営面における経営面の業務を担当している。

【点検評価】

通常業務における企画・立案・補佐機能は一応の対応はできている。各学科から選出された教員と関連部署の事務職員で構成される各委員会での企画・立案について教員組織と一体になり原案を提出している。以上の点から企画・立案・補助機能を担う事務組織として適切に機能している。ただし、委員会によっては教員組織や委員会の担当教員に委ねる場合が多い委員会もある。また、事務組織の役割分担・機能分担が進んだ結果、横の連絡が薄くなり各部署との連絡調整が必要な業務も増えてきている。

少子高齢化に伴い大学を取り巻く環境が変化していく今日、学生・父母のニーズや、社会の変化に対応し、経営面や行政面から大学を支えるには、現在の事務組織の一層の充実が必要である。

【改善方策】

大学運営について事務職員組織と教員組織とが密接な相互関係を保ちながら、一体となって関わっていくことが重要である。このためには、教員組織と事務職員組織が共通の改革意識を持って、改善・改革を進めていかなければならない。

今後、国際交流の拡大、入試制度の多様化、就職活動の多様化などの流れの中、あらゆる要請に対応するために人材育成及び人員増強を含めた事務組織のあり方を構築する必要がある。

このためには、より専門性の高い事務職員の育成・確保が必要であるが、大学を含む法人全体の人件費等の検討の中で対応することになる。

(d) 大学院の事務組織

a) 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

【現状】

事務局としての企画・立案の機能は、大学事務室の関係部署で兼任している。

【点検評価】

概ね適切に運営されている。

【改善方策】

将来的には、現在の大学事務室の関係部署が独立して大学院事務室の設置が望まれる。

(e) スタッフ・ディベロップメント (SD)

a) 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

【現状】

現在、事務長の下に、総務課、学務課、学生課、就職課、入試広報センター、電子機器管理センターおよび附属図書館事務室の 7 部門があり、それぞれ、専門の部門をカバーし

ている。職員は、専任職員、契約職員および派遣職員からなり、契約職員は3年ごとに契約を更新することになっている。担当業務については、任用形態を問わず職務に専念しているところであり、本学組織運営規程の定める業務を行っている。業務の遂行に当たっては、規程に定めた事項を超えた詳細な処理が必要であり、経験を尊重しなければならないことも多いことから、先輩職員のノウハウを生かし、専門性に明るくなるとともに、多くの部署を経験しうよう、配置が検討されている。また、各課の課長を中心に、業務の点検、処理の効率化の見直しなどが行われると同時に、忠告や指導が随時、適切に行われている。

また、本学の建学の精神や、教育目標の理解徹底を事務職員にも図る一環として、毎年度春秋の2回、教職員研修会を外部講師を招聘するなどして実施しており、事務職員の積極的な参加を促しながら、研修に努めている。

さらに、日本私立大学協会東北支部が実施している事務職員研修会に職員を派遣し、参加者の専門的研修をさせるほか、参加しなかった職員にも報告を通じて間接的に研修を行っている。

【点検評価】

事務組織としての課題としては、時代の進展に加え、教学、事務両組織の係わり合いの深まりとともに、事務量の増加と業務の多様化が進行していることから、事務職員の量的、質的充実、いわゆるプロとしての意識能力の向上が尚一層望まれるところである。このため、人材の採用、適材適所のスタッフの配置が実現される必要がある。また、現状の日本私立大学協会東北支部主催の事務職員研修会への職員の派遣研修に加え、各種研修会、研究会、勉強会等に積極的に参加させ、プロ意識を向上し、他大学の状況を理解することを通して、将来、様々な提案の形となって大学の改革のために役立たせる必要がある。

【改善方策】

事務職員の増員は、法人の人事計画と財務状況の如何にかかっており、ひとり大学のみで解決できる課題ではないが、事務長を通じて課題を法人に伝え、理解を得る仕組みは整っている。学内としては、現有職員の資質向上の努力を継続することとしており、その1つは、日本私立大学協会東北支部主催の事務職員研修会への職員の派遣であるが、これには、参加者を固定せず、また、討議資料の作成には、各部署の情報を集約する作業を通じて、全職員がかかわりを持つと同時に、問題意識を共有するよう努めており、これを継続する。

また、2007（平成19）年10月、弘前市内にある高等教育機関の長が集まり、「学園都市ひろさき高等教育コンソーシアム」という組織を立ち上げた。これにより、事務職員相互の情報交換や相互訪問などもスムーズになり、新たな研修の場となることが期待される。

(f) 事務組織と学校法人理事会との関係

a) 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

【現状】

本学においては、学校法人弘前学院理事・評議員として、学長（1）、学部長（2）、学科長（2）、宗教主任（1）、社会福祉学部教授（1）、大学事務長（1）が選任されており、理事会、評議員会の議事に参画している。

大学の意思決定については、最終的に理事会の承認を必要とするものが少なくないが、教学及び事務組織のメンバーが参画していることによって、大学の意思を反映し、理事会、評議員会の意向を教学、事務にフィードバックする関係は確立しているといえる。

また、理事長が大学協議会、学長運営会議、学部教授会等に出席することを常としていることから、理事会の協議に先立って、大学の意思が理事長の意向も踏まえたものとなっていることもこれを裏付けるものとなっている。

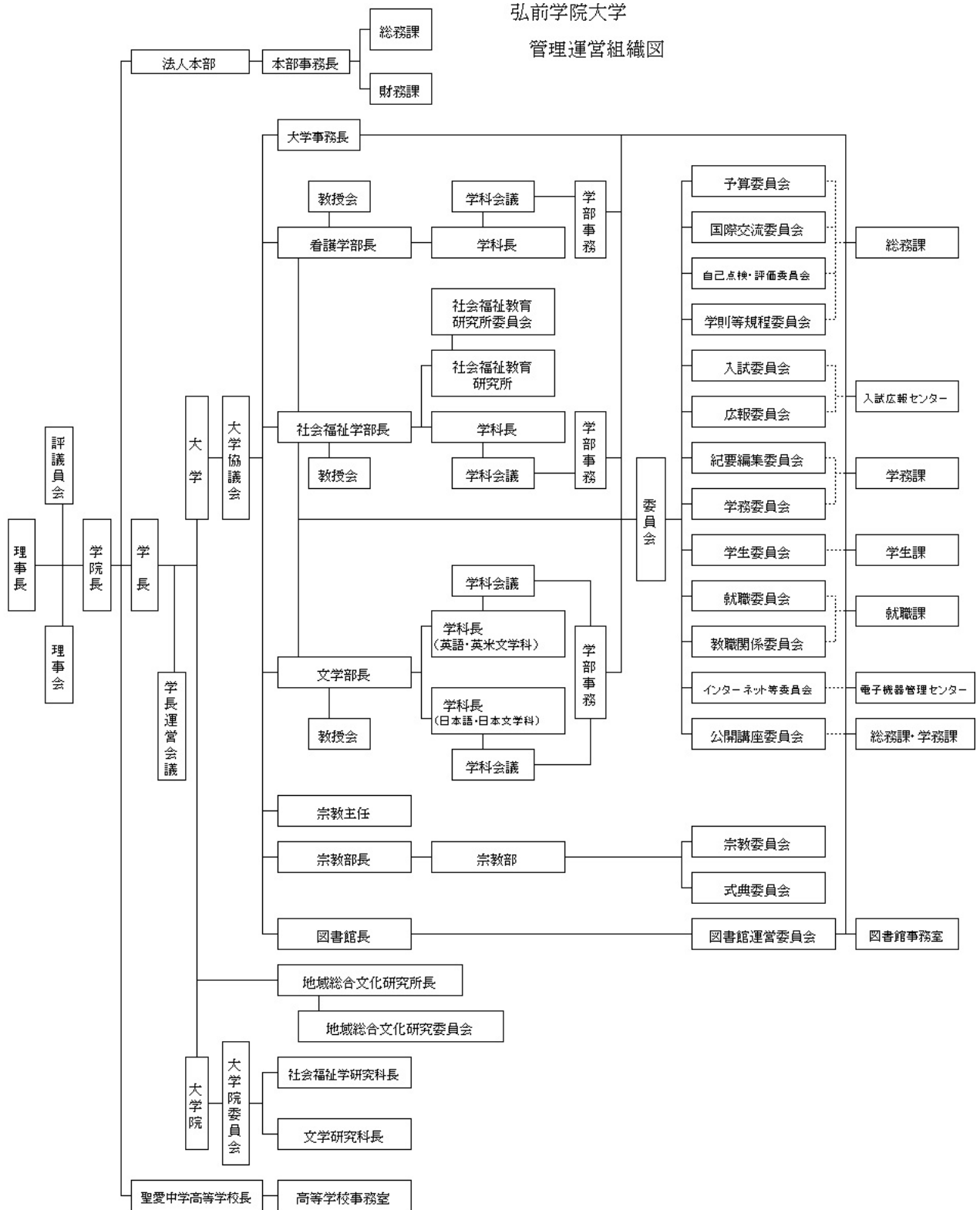
【点検評価】

大学の意思といえども、大学の管理者である学校法人理事会が最終的な責任を負うという図式からは、その承認又は認可が必要となることは当然である。両者の意向が大きな食い違いを生じないためには、日常的に大学と法人との意思疎通を図る必要があるが、大学の管理運営に携わる立場の大学教職員が相当数法人理事を兼任していること、学院長を務める理事長が、日常的に大学協議会や学部教授会に出席していることなどから、この関係は良好であると言える。

【改善方策】

現状を推し進めたい。

弘前学院大学
管理運営組織図



第 10 章 施設・設備

【到達目標】

本学は、カリキュラム遂行上、あるいは学生生活をおくる上で必要となる施設設備として、また、学術研究・教育のための施設の充実については、小規模校の特性としての少人数教育を最大限に活かせる施設・設備の整備を目標としている。また更には、キリスト教主義学校として、礼拝堂の献堂に象徴されるように、学生の日々の豊かな精神生活に鑑み、心の拠り所となる施設・設備を具備することを目指している。

1 大学全体の状況

(a) 施設・設備等の整備

a) 大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状】

本学は、文学部・文学研究科、社会福祉学部・社会福祉学研究科、看護学部の 3 学部 2 研究科を設置しており、弘前市稔町 13 番地とこれに公道を挟んで近接する 20 番地にまたがるキャンパスを有している。

校地面積は 44,775 m²あり、設置基準上必要となる校地面積 (10,000 m²) の 4.4 倍近い面積をもつ。

キャンパス内には校舎、附属図書館、礼拝堂、Wright Hall (学生食堂)、体育館、および、CLUB HOUSE (サークル部室等) がある。また、やや離れて、野球場、テニスコートがある。このほか、校地内には、学校法人弘前学院が所管する重要文化財「外人宣教師館」もある。これらの配置図、見取図等は本章末尾に添付する (但し、見取図は、野球場、テニスコートを除く)。

校舎は、1～6 号館の 6 つからなり、校舎面積は 14,069 m²あり、同じく設置基準上必要となる校舎面積 (8,262 m²) を上回っている。校舎はそれぞれ、1 号館および 2 号館が鉄筋コンクリート 4 階建て、3 号館が軽量鉄骨 2 階建て、4 号館、5 号館および 6 号館は鉄骨の建造物である。

1～4 号館は隣接して一体化した校舎となっており、文学部と社会福祉学部が共用する講義室・演習室・LL 教室、文学研究科が専用で使用する講義室・学生合同研究室が設置されているほか、文学部、社会福祉学部、文学研究科ならびに社会福祉学研究科の教員の研究室が設置されている。また、地域総合文化研究所、社会福祉教育研究所もここに設置されている。さらに、事務室、学長室、会議室、保健室および応接室などの全学的な施設もここに設置されている。5 号館は、3 階および 4 階に、社会福祉学研究科の講義室・合同研究室等が設置されている。このほか、1 階および 2 階には、弘前学院法人本部の事務室・理事長室等が配置されている。

6 号館は、2005 (平成 17) 年度に開設した看護学部のために建設された 4 階建ての建物

である。1階に学部長室、事務室、大会議室、学生ホール、中講義室2室、学生ロッカー室および機械室を備える。2, 3階は実習室5室、実験室、情報処理室、小講義室4室、演習室4室、標本・模型室および乾燥室等がある。4階は教員研究室フロアで、研究室21室及び小会議室等からなる。エレベーター、玄関スロープおよび身障者用トイレを備える。

附属図書館は、鉄筋コンクリート・鉄骨複合2階建ての建造物である。1階に図書・雑誌を、2階に視聴覚資料・新着雑誌・総記類を開架式の書棚に所蔵している。また、2階には、自習も可能な閲覧室、一部資料の所蔵と大学院生が閲覧の便に利用する大学院生閲覧室、貸し出しなどを行うサービスカウンターが設置されている。また、視聴覚資料の閲覧機材、図書検索・インターネット検索が可能なパソコン端末が配置されている。

礼拝堂は、週1回の礼拝やクリスマスコンサートなどの宗教的行事に使用されるほか、外部業者に委託して結婚式場として貸し出されてもいる。木造1階建てのWright Hallは学生食堂として、軽量鉄骨2階建てのCLUB HOUSEは、学友会室や学生の課外活動の部室として使用されている。

これらは、いずれも、集中方式の暖房設備を有し、特に校舎内においては、廊下を含めて暖房がいきわたるように配慮されている。また、5号館においては、暖房に加え、冷房設備も有する。LL教室も、機器類の排熱が無視できないため、冷房設備を有する。このほか、現在、3号館1階学生ラウンジおよび学長室に冷房設備が配備されている。

「外人宣教師館」は、1906（明治41）年に建てられ、のちに大学敷地内移築されたもので、明治期の木造洋風建築として1978（昭和53）年に重要文化財に指定され、現在は文化財として学校法人弘前学院が管理・保存し、一般公開している。

本学への通学に自転車を使う学生が多いことから、屋根付の駐輪場を2カ所、計300台分完備している。また、車を使用する学生も少なくないため、学生専用駐車場を2カ所、計125台分完備しているほか、教職員・来客用には、これとは別に80台完備している。

本学の駐輪・駐車可能台数

	駐輪場	駐 車 場		
		学生	教職員	来客用
第1	150台	35台	48台	6台
第2	150台	90台	20台	6台

【点検評価】

本学では、大学設置基準や大学院設置基準の遵守はもとより、効果的な教育・研究の推進を目指して、施設設備の整備・拡充に努めてきている。この結果、校地面積および校舎面積は、大学設置基準を上回っている。また、講義室の収容人員（総数）は、学生総数を上回っている。研究室も、専任教員全員に21㎡を超える広さの個室が研究室として与えられている。したがって、本学の校地・校舎等の施設は、教育・研究活動に十分な規模を備

えているといえる。

また、本学は寒冷地にあることから、冬季の暖房が極めて重要な設備のひとつとなるが、これについても十分な設備を有している。

一方で、3号館は軽量鉄骨のため、外観が貧弱な印象を与えるほか、防音性・断熱性が低く、防災面でもやや問題がある。

また、1号館および2号館は、建物自体の耐用性はあるものの、配管等の附属設備がやや老朽化してきており、問題を生じるとその都度、改修を施して、問題を最小限度に抑えて使用を続けている。

設備面では、暖房の設備が整っている反面、冷房設備は一部分にとどまっている。また、網戸のない教室、研究室も多い。夏季（6月後半～9月前半）は、30℃を超える高温となるため、短期間ではあるが、学生・教職員からの冷房設備や網戸設置の要望は高い。

【改善方策】

3号館は、将来的には、より恒久的な建造物に建て替えることが望まれる。

1・2号館は、現状としては、問題を生じていないが、付帯設備の老朽化から、業務や授業に支障をきたさないように、管理・点検を続けていく必要がある。

また、看護学部の特長性は、講義以上に実習の重要性があげられる。講義室の環境や情報インフラ等の整備、充実もさることながら、看護師としての確かな考え方や技術が身につくような自習システムの開発とバックアップ体制を確立することが、看護系大学としての独自性と考える。

この実現のために、今後、新たな看護訓練センターや社会教育センター等の新設も視野に入れた構想が必要である。

冷房は、経費を要するものの、学生・大学院生の学習効果を高めるためには必要な設備で、図書館の閲覧室には導入したい。また、所蔵資料の保存という観点から見て、書庫にも導入することが望ましい。これとは別に、学生の健康維持に欠かせない保健室についても、冷房を導入すべきである。これら以外については、地球環境への配慮をしながら、植木や自然環境を利用しながら教育研究条件を整えていくべきであろう。また、教室・研究室への網戸の設置も、順次行っていくべきであろう。

b) 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状】

情報機器設備については校舎および図書館については学内 LAN の情報ケーブル(100Mbps)が施設され、5号館および6号館の全室、ならびに、1～4号館の LL 教室、教員の研究室、研究所、事務室等に情報コンセントが配置されている。また、この学内 LAN は、100Mbps の専用回線で弘前大学のネットワーク・ノードに接続されており、ここを経由して、インターネットにも接続している。

学内 LAN 内には、大学・大学院共用のサーバが配置され、学内情報の共有や電子メール

の送受信、インターネット配信などのサービスを提供している。

教職員は、研究室・事務室等に配置されたパソコン端末を通じて、学内情報の共有、図書館の蔵書検索、NACSIS Web-CATをはじめとする学外の学術データベースへのアクセスが可能なほか、電子メールおよびインターネット（ウェブ等）の利用が可能である。

学生・大学院生用のパソコン情報端末は、それぞれ、LL 教室（教員用 1 台、学生用 50 台）、情報処理室（38 台）、図書館ホール（6 台）、就職資料室（7 台）、大学院生合同研究室（5 台）、合同研究室 2（14 台）に設置されており、学生・大学院生は、これらを使って、図書館の蔵書検索、NACSIS Web-CATをはじめとする学外の学術データベースへのアクセスが可能なほか、インターネット（ウェブ等）の利用が可能である。

これらのパソコン端末の大部分は、基本ソフトとして安定性の高い Windows XP を導入しているほか、インターネット閲覧ソフト以外にもワープロ、表計算、データベースおよびプレゼンテーションなどの各種ソフトの利用も可能になっている。このため、教職員・学生・大学院生は、学内外から得られる情報を即座に分析したり、資料作成に利用したりすることができる。また、外部の学術データベース検索により見出された資料については、図書館に申請して複写サービスを利用することができる。

【点検評価】

本学では、学内 LAN の施設の整備とサーバの設置によって、図書館の蔵書検索やインターネットへの接続が可能で、基本的な情報インフラは整備されているといえる。また、これを利用できるパソコン端末についても、一定の台数を確保している。サーバならびにパソコン端末の両者とも安定的に運用されてきている。学外の図書館等の蔵書や資料の検索も可能で、見出された書誌・資料等は、図書館を通じて複写を入手できる。

現在、サーバが提供するサービスは、おおむねインターネット（ウェブ網）への接続と電子メールの送受信および大学事務室における業務システム・ファイル共有・プリンタ共有の利用などである。また、図書の蔵書検索は自宅パソコンや携帯電話等からは行えないため、学内の情報共有、情報の蓄積、利用等は極めて制限された状況にある。

一方、パソコン端末の数は、学生数に比して少なく、また、現状としては、学生に自由に利用させる時間帯は、授業以外の空き時間であることから、学生が利用したい時間帯には、利用が難しい状況にある。1～4 号館については、情報コンセントが教室に設置されていないため、講義・演習等で学内 LAN を利用することができない。

【改善方策】

現代社会において情報機器の多様な利用に対することと端末数の増加に対応して、インターネットへの現接続速度 100Mbps をさらに向上させるべきであろう。また、LL 教室の利用時間の延長や常時利用できるパソコンの台数を増やすことが望まれる。さらに、情報コンセントやハブ、あるいは、無線ルーターを教室やラウンジ、ホールなどに配置して、学内 LAN に接続できるようにしたり、講義等での学内 LAN が利用できるようにしたりすべきである。

このほか、サーバ（ファイルサーバ、DNS サーバ、WWW サーバ、メールサーバ等）については、今後の端末の増加に対応できるとともに、現在大学事務室では、セキュリティとユーザ管理を行って各種業務ソフトの利用に供しているが、今後、必要に応じて、学外の端末や携帯電話などを通じて図書館の蔵書検索等その他教育・研究に利用できるようサーバを整備していくことが望まれる。

c) 記念施設・保存建物の管理・活用の状況

【現状】

外人宣教師館は、国指定の重要文化財で 1906（明治 39）年に献堂され、1979（昭和 54）年に大学構内に移築復元したものである。現在は、弘前学院の開学に尽力された多くの宣教師たちの想いを伝えるため、資料館として月曜～金曜の 9 時～16 時と土曜の 9 時～12 時の間、無料で広く一般に公開されている。

外人宣教師館は、本学の建学の精神を伝える重要な歴史的建造物であり、弘前の地においてキリスト教や本学が果たしてきた役割や歴史を検証することを目的とした講義・演習や、学芸員・社会教育主事を目指す学生の学習の場として機能してきた。

また、本学学生・教職員のみならず、地域のキリスト教信者や卒業生にとっては精神的よりどころのひとつであるとともに、他のキリスト教建築とともに明治の洋風建築群のひとつとして、弘前市内の景観を担っている。

【点検評価】

外人宣教師館は明治期を代表する典型的な洋風建築として高く評価されており、国の重要文化財である洋風建築物を広く一般に公開することにより、明治時代の建築構造形式研究の一役を担っている。

また、随時一般見学者に無料で公開しているが、オープンキャンパスや文化祭など学外者が多く来学する際も本学のシンボルとして学外者に広く公開しており、今後もその姿勢を継続していく。

(b) キャンパス・アメニティ等

a) キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

b) 「学生のための生活の場」の整備状況

【現状】

本学は、キャンパス内に桜、椿、松などの多種類の樹木を配し、専門業者による定期的な手入れ、点検を行うことにより、維持・管理されている。また、キャンパス内には、国の重要文化財である「外人宣教師館」やアメリカ合衆国ミシガン州のセント・ボニフェイス教会より譲り受けた壮麗なステンドグラス（ドイツ、メイアー社、1905～7 年製）を有する礼拝堂があるなど、文化的で落ち着いた雰囲気をもつ。また、閑静な住宅街と田園地帯に囲まれており、講義に差し支えるような騒音等は無い。

校舎内・外の清掃、ならびに、冬季の除排雪を徹底することにより、快適な空間を維持している。具体的には、校舎内の清掃は委託した業者の清掃員数名によって毎日行われている。また、校舎外の清掃および除排雪については、専任職員 1 名、派遣職員 1 名を配し、キャンパス内の美観の維持と冬季の往来の便をはかっている。さらに、2005（平成 17）年度より、キャンパスは全面禁煙としている（学生食堂は 2006（平成 18）年度から）。これにより、受動喫煙による健康被害を防止するとともに、キャンパス内の清浄化に努めている。

屋外には、ベンチを設け、晴天時には学生が休息できるようにしている。また、校舎内には、学生ラウンジ、学生ホールを 4 ヶ所、大学院生のラウンジ、ホールを 3 ヶ所設けている。1 号館地下 1 階、3 号館 1 階、および、6 号館 1 階の学生ラウンジ、学生ホールには、ジュース類の自動販売機（外部業者との契約による）が、1 号館地下 1 階、および、3 号館 1 階の学生ラウンジには、大型テレビが配置されている。また、1 号館地下 1 階の学生ラウンジに隣接するスペースは、ロッカー 714 台を配し、年次ごとに学生に年間 500 円で貸し出している。3 号館 1 階の学生ラウンジに隣接するスペースは、弘前学院生活協同組合に貸与しており、書籍・文具・菓子類などを販売するショップを設けている。

学生食堂（Wright Hall）は、落ち着いた調度品を配した瀟洒な白壁の建物で、ここに約 80 席を設けて、外部委託業者により、食事を提供している（営業時間：平日 11 時～14 時 30 分）。

講義が行われていない一般の教室は基本的に学生に開放している。また、LL 教室や情報処理室は、講義に利用されない週の約半分の時間は、学生がこれらを自由に使用できるよう解放しており、ワープロ、表計算、データベース、プレゼンテーションソフトおよびインターネットの利用が可能である。本学は寒冷地にあるため、これらの教室の冬季の利用には暖房が不可欠であるが、気温の低い冬季（11 月～4 月）には、講義開始 40 分前にあたる朝 8 時には全館の暖房を開始し、講義時間の終了する午後 5 時 30 分まで暖房をおこなっているほか、それ以降の時間に講義や課外活動が行われる教室については暖房を延長している。また、パソコン等の機器の排熱の影響を無視できない LL 教室と情報処理室では、2 台の大型エアコンにより冷房もおこなっている。また、3 号館 1 階の学生ラウンジとこれに続く大学生協のショップについても冷房を行っている。

体育館は、講義で使用していない時間には、学生に開放されている。また、放課後はクラブ活動に優先的に使用を許可している。野球場、テニス場は、キャンパスから徒歩 20～30 分のところとやや遠く、予約が必要なこともあり、講義のある日中には、空き時間に利用しにくい学生はほとんどいないが、放課後のクラブ活動には、活発に利用されている。現在のところでは、野球部が野球場を土曜日に、テニス部がテニス場を毎日使用している。

課外活動のための施設としては、2 号館に隣接する専用の建物を部室として提供している（CLUB HOUSE）。CLUB HOUSE は、全部で 23 室あり、学友会執行部室、学祭実行委員会室、共用のホールを除く 20 室をクラブが、活動の拠点として利用している。この 20 室の利用

については、年度はじめに学友会執行部によって割り振られ、使用されている。これらの部室には、集中制御方式のFFストーブが配置され、大学の提供する灯油で冬季の暖房を行っている。

【点検評価】

キャンパスは、常に落ち着いた清潔な空間を保っており、また、駐車場・駐輪場の整備、ラウンジの設置、教室・体育館・パソコン情報端末の開放、CLUB HOUSE、学生食堂（Wright Hall）、大学生協などを通じ、学生・大学院生の教育・生活の場として基本的な機能を有している。

その一方で、いくつかの問題点も指摘される。昼食については、講義室等において自分で用意してきた弁当をとっている学生が多い。これは、ひとつには、昼食時間が昼休み 50 分しかない場合、学生食堂だけでは、待ち時間や収容定員の問題から、利用が難しい場合があるためであろうと考えられる。このため、学生食堂では、予約テイクアウト方式の弁当等を販売しているが、あまり利用されていない。学生は、市販の弁当やパンといった待ち時間のいらぬ食材の販売を強く求めている。看護学部では弁当等の出張販売が昼のみ（木曜日を除く）実施されているが、種類、内容、数、ともに学生のニーズを満たす必要がある。一方、弘前学院生協は、こうしたパン・弁当類の販売を希望しており、大学側に許可を求めているが、大学では、外部業者と弘前学院生協との役割分担を明確化するため、こうした食材の販売を弘前学院生協に許可しておらず、学生の要望は実現されていない。

また、野球場、テニスコートがやや遠く、しかも冬季には利用できなくなるため、学生・大学院生が日常的に運動できる場が体育館しかない。

【改善方策】

昼食については、弁当・パンの販売は、学生からの要請がたいへん強いもののひとつであることから、今後、販売の主体がどこであるにせよ、学内での販売が行えるようにすべきであろう。

また、学生の運動する場については、財政的に余力のあるときに、トレーニング機器の配置やトレーニングルームなどの場を設けることが望まれる。また、将来的には、室内遊具を備えたプレイルームなどを配して、レクリエーションの場も確保すべきであろう。

c) 大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状】

2008（平成 20）年 9 月に弘南鉄道西弘前駅が弘前学院大前駅と駅名が変更になり、これにより最寄りの駅が非常にわかりやすくなった。大学周辺とのかかわりという点では、2006（平成 18）年の学生食堂を含むキャンパス内全面禁煙の施行にともない、キャンパス周辺の側溝・道路への吸殻の投棄が顕在化してきた。また、大学のキャンパスの外、特に校門付近で喫煙者が集団化しやすく、これが周辺住民に違和感を与えている。学友会執行部の学生が、ボランティアで清掃を行っているものの、学内の学生・教職員や周辺住民から問

題視されている。

【点検評価】

喫煙の問題については、現状の説明に述べたとおりである。

【改善方策】

喫煙については、今後も地域住民の迷惑とならないよう、学生への指導を継続していく必要がある。

(c) 利用上の配慮

a) 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

【現状】

4号館1階および2階に障害者用トイレを設置している。また、4号館及び6号館出入り口には車椅子用スロープを設けているほか、1号館入り口付近の2ヵ所の段差には、可動式の木製スロープを配置している。ただし、1～4号館のいずれにも、自動ドアになっている出入り口はない。したがって、車椅子の不可欠な障害者が1～4号館内へ進入、および内部を移動すること、ならびに障害者用トイレを使用することは事実上不可能である。5号館は、入り口に段差がなく、エレベーターを完備しており、3階に障害者用トイレを備えているが、玄関外側扉が手動開閉となっている。6号館は、入り口付近にスロープと自動ドアが設置され、エレベーターを完備しているほか、1階に障害者用トイレが設置されている。

視覚障害者誘導用チャイム、点字ブロック誘導板、点字案内板、点字パンフレット等、視覚障害者に配慮した施設・設備はない。また、ループアンテナ、パトライト、フラッシュライト、あるいは、公衆FAX等、聴覚障害者に配慮した施設・設備はない。

【点検評価】

現在の本学の施設・設備の現状は、5、6号館に障害者に配慮した箇所があるものの、総じて障害者への配慮が行われている実状にない。

【改善方策】

施設のバリアフリー化が、ひいては入学者数の恒常的な増加につながることを勘案すれば、一時的な経費の増加が見込まれても、バリアフリーにむけて、施設を整備していく必要がある。

【現状】

b) キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

看護学部の新設に伴い、新校舎を公道を挟んだ土地に建設したことにより、2つのキャンパスということになるが、両キャンパス間の距離は200メートル程度であり、実質的に同一キャンパスといっても過言ではない。このため、10分間の休み時間内での移動は、徒歩でも全く支障はなく、冬の降雪時においては、吹雪の影響を受けるものの、特段の交通手段を講ずる必要があるというほどのものではない。道路は舗装され、夜間の歩行にも支障

のない照度の照明を備えている。

c) 各施設の利用時間に対する配慮の状況

本学では、すべての施設について、民間警備会社との契約による機械警備を行なっている。契約は、夜間 22 時から午前 6 時までとなっていることから、基本的に施設の利用時間は、事前事後の巡回警備の時間を考慮して、概ね午前 6 時過ぎから 21 時 30 分を目途としている。

附属図書館については、20 時までとしており、学内関係者のみならず、希望があれば、地域住民の利用にも供している。

【点検評価】

機械警備を実施している関係上、施設利用時間を無制限にすることができない状況である。これまで、非実験系学部のみであったため、教員の深夜あるいは徹夜の利用は不要であったが、看護学部設置により、そのような要求が出た場合の対応を検討する時期にきていると思われる。

附属図書館については、特に看護学部の病院等での実習期間中、実習終了後に帰校して図書館を利用しようとする学生のためにはできるだけ遅くまで開館することが求められるが、状況を見極めて対応を検討することになる。

【改善方策】

施設全体の利用時間は、当面、現状を継続することとしている。地域の実情を考慮すれば、住宅地のためキャンパス周辺は夜間相当暗く、帰宅の安全上一定時間で区切ることが必要と考えられ、特に冬季間は低温と降雪のため夜間の交通はできるだけ避けたいためである。

(d) 組織・管理体制

a) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

【現状】

大学および大学院の施設・設備等の維持・管理責任者は学長であり、実務上は大学事務長の下にある大学総務課が担当する。

施設・設備の整備については、多額の資金的裏づけを要することから、理事会の議を経て法人本部が長期的な見通しの中で、各年度における整備の実施を検討することとしており、大学は、必要な整備について、法人に要望するとともに、配分された経常費予算の範囲内で緊急度に応じた整備に努めることとしている。

なお、礼拝堂の管理については、弘前学院大学礼拝堂管理運営規程に基づいて運営しており、外部への貸与は法人本部において処理し、維持修繕等は予算上大学経常費で賄うという形になっている。

【点検評価】

施設・設備等に異常個所があった場合、専門の業者に修理等を委託して対処することになるが、キャンパス内の緑化管理・礼拝堂管理・学生食堂（Wright Hall）の運営・清掃美化・警備員派遣・機械警備に関しては、人材派遣・外部委託専門会社に委託して、維持・管理をはかっている。

【改善方策】

今後も、人材派遣・外部委託専門会社等を適宜利用しながら、施設・設備の維持・管理をはかっていききたい。また、点検についても、現状のままで、施設・設備の衛生・安全を確保することが望ましい。

b) 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状】

施設・設備の衛生・安全を確保するために、電気設備、水道、エレベーターの点検については、外部の専門の業者に委託し、定期的（月1回）に行っている。

教室やトイレなどの清掃は、外部の業者に委託して行っている。また、警備については、外部の業者に機械警備（夜間22時～午前6時）を委託しているほか、警備員も外部の業者から派遣されている。

防火・防災に関しては、消防署の指示に従って、消火栓・消火器の配置を行うとともに、構内諸施設の火元責任者を決めて防火にあたっている。また、主任防火管理者を決め、消防計画を定めている。

【点検評価】

本学では、施設・設備については、定期的な点検を行っている。また、施設・設備の保守のための専門職員は雇用せず、人材派遣・外部委託専門会社の比率を向上させ、設備管理業務の質的向上ならびにトータルコストダウンをはかっている。

防火・防災に関しては、消防計画はあるが、避難訓練など、消防計画に沿った各種訓練は、現在までのところ、定期的には実施されていない。また、火元責任者については、施設・設備ごとにこれを明示する札などが付されておらず、十分徹底されていないのが現状である。

【改善方策】

老朽化した箇所が見つかった場合には、可能な限り早急に修理・交換等を行い、不具合が生じる前に対処すべきであろう。また、突然の不具合が生じないように、老朽化がみられる機械については、定期点検以外にも点検を行っていく必要がある。

防火・防災については、消防計画に定めた各種訓練の実施が必要である。2006（平成18）年度は、夏季休業中を利用して、事務職員対象の避難訓練及び救急法訓練を実施した。大学事務室に自動対外式除細動器（AED）を備え付けていることから、火災に対する消火、避難訓練とともに、初期救急法として AED の使用訓練を実施したものである。市消防本部か

ら講師を招聘し、講義及び実地訓練を行なっている。

また、火元責任者については、人事異動や分掌異動に伴う責任体制を明確にするため、毎年度新たに定めることとしている。

2 学部における施設・設備等

(1) 文学部

(a) 施設・設備等の整備

a) 大学・学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状】

文学部は、1号館～4号館を教室および研究室として、社会福祉学部と共用している。講義室の数は、学生定員に対して適当である。体育実技のための体育施設も充実している。

【点検評価】

少人数による演習形式の授業が多くを占める本学部において、演習に適度な広さの演習室が少ない。

【改善方策】

将来的には、財源を確保し、現在の建物の改装、または、改修・改築等により、適当な規模の演習室をより多く確保していく必要がある。

b) 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状】

外国語、情報系の授業等では、ビデオおよびビデオモニタ、DVD、OHP、液晶プロジェクターおよびパソコンが利用され、学習効果の向上を図っている。スクリーンとビデオおよびビデオモニタは、ほぼすべての教室に配置されている。他の機材は、共用のものが、事務室、文学部事務室、電子機器管理センター等に保管されている。

【点検評価】

液晶プロジェクター常設の教室がなく、共用の液晶プロジェクターの搬送・設置等の準備に無駄な時間がかかるうえ、液晶プロジェクター用の共用パソコンの起動時間も長いいため、これらを利用する者に快適とはいえない整備状況である。

一方、学生がパソコン端末を自由に使える場所（LL教室と図書館のみ）と時間帯（LL教室は授業時間外）に制限があり、十分な教育効果が挙げられない状態である。

【改善方策】

多少の経費を投入しても、学習効果があがるよう、十分な機材の配置がおこなわれるべきである。

(2) 社会福祉学部

(a) 施設・設備等の整備

a) 大学・学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

b) 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状】

社会福祉学部は、1号館～4号館を教室および研究室として、文学部と共用している。講義室の収容人員は、学生定員を上回っており、適当といえる。

1号館・2号館は、講義室と研究室が同じフロアに配置されている。また、演習室として整備されている教室が、必ずしも演習に適した大きさではないこともあり、演習にあたって教員の研究室を利用する機会が多い。また、各教室には、スクリーンとビデオおよびビデオモニタが配置され、社会福祉学ならびに社会科教職科目の講義で活用されている。

【点検評価】

演習にあたって教員の研究室を利用する機会が多いが、こうした状況は、隣接する講義室・研究室の音が聞こえて落ち着かないという問題点がある一方で、学生が研究室を訪れて教員と話すような雰囲気が形成されやすく、学生と教員との交流が促進され、両者のコミュニケーションがはかれる結果となっている。本学の特色である少人数教育に加えて、このような設備とその利用の状況が、物理的にも心理的にも学生と教員との距離を近づけ、学部開設の趣意書にある「社会福祉専門職として人格教育の徹底を図る」ことを可能にしているといえる。また、教員の研究室で演習を行う場合には、教員の所蔵する資料・機器等を演習に直接利用できるという利点もある。

各教室には、文学部・社会福祉学部で使用している教室において、ビデオはほぼすべての教室に、DVDプレーヤーは約80%の教室に、また、スクリーンは50%の教室に設置されている。414教室のようにプロジェクターに接続しなければ適切な大きさの映像を映し出せない教室での利用もあるが、おおむね可動式の機材を含めて機器類(OHP・CDなど)を利用できるように配備されている。

【改善方策】

スクリーン等については、継続的に教室に配備してきたが、今後もこれを継続したい。他の機材についても、大学の講義で提供される情報にみあう十分な台数を整備していくことが必要である。

(b) 利用上の配慮

a) 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

【現状】

バリアフリーについては実現されていない。

【点検評価】

社会福祉学部をもつ大学であるにもかかわらず、6号館以外はバリアフリー化されていない

い。社会福祉学部については、単にアメニティの観点からバリアフリー化が必要であるというだけではなく、社会福祉学に取り組む者として必要な知識としてバリアフリーという概念をいわば体得する必要がある。このため、学生側からもバリアフリー化された施設設備を望む声があがっている。しかしながら、現在の日本における公共的な建物は、すべてにおいてバリアフリー化されているという現状ではない。そのことから、バリアが存在している学内の建築物を利用して、バリアが存在する場合の適切な援助について学ぶ機会とすることができる。

【改善方策】

バリアフリー化は社会福祉学部の教育課題であるため、将来的には、財源を確保し、実現をはかりたい。

文学部・社会福祉学部における教室への機材配備の状況

教室	定員	暗幕	スクリーン	モニター	ビデオ	キャプション	DVD	CD	卓上マイク	ワイヤレスマイク	VID	パソコン
1号館	115	107	○	○	1	○		○				
	204	63	○	○	1	○		○				
	218	108	○	○	1	○		○				
	304	71	○	○	1	○		○				
	305	99	○	○	1	○	○	○				
	320	117	○	○	1	○		○	○	○		
	319	30	○									
	410	33	○		1	○		○				
	411	35	○		1	○		○				
	414	224	○	○	1	○			○	○	○	
2号館	155	28										
	156	21			1	○						
	257	32	○		1	○	○	○				
	259	72	○		1	○		○				
	353	94	○	○	1	○		○		○		
	355	42	○	○	1	○		○				
	357	150	○	○	2	○		○	○			
	455	45	○		1	○		○				
	LL	50	○		25	○	○	○				○

3号館	201	95			1	○		○		○	○		
	203	45			1	○		○					
4号館	MR	16			1	○							

※ MR：ミーティングルーム VID：教材提示装置

文学部・社会福祉学部における共用機材

管理部署	OHP	VID	スクリーン	カセット	ビデオカメラ	CD・MD	DVD	スライド	液晶プロジェクタ	ノートパソコン
事務室	1		1	4		3	1	2		
文学部事務室	1			1	6		1			
電子機器管理センター									5	3
社会福祉学部事務室			3		2		1		1	

3 看護学部

(a) 施設・設備等の整備

a) 大学・学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状】

看護学部は、6号館を講義室、演習室、実習室および研究室として使用し、他学部から独立している。

講義室の収容人員は276人であり、定員200人に対して上回っている。

看護学実習室の収容人員は200人、実験室の収容人員は50人、調理実習室の収容人員は50人であり、適当といえる。

【点検評価】

看護学部の校舎には学年全員で使用できる中教室が2つしかない。4学年までのカリキュラムを編成できているが、2つの教室は土曜日の午後までフルに使用されており、補講や再試験を実施するのも苦勞しているのが実情である。

また、学生自習室がなく、講義室以外に学生が自習する場所がないことは、総合大学として深刻な問題である。

中講義室が1階に2つあることは、学生ホール、事務室、弁当販売、自動販売機等の雑音が多い場所での講義になり、改善が見込まれる。

更に、本学は寒冷地にあることから、冬季の暖房が極めて重要な施設のひとつとなるが、これについては概ね十分な設備を有している。

【改善方策】

講義室については、大学全体の施設利用の観点から、授業展開の状況等を勘案して検討中である。学生自習室については、看護学部校舎以外の施設の利用により一時的に場所を提供しているが、恒常的に使用が可能な場所を確保する必要がある。

b) 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状】

各教室には、スクリーンが配置され液晶プロジェクターを使ってコンピュータの画面やビデオ映像を投射し、看護基盤、看護基礎、看護実践の講義で活用されている。

情報処理室の収容人員は 38 人である。これは、1つの学年の学生数の半数にすぎない。

教員用のパーソナルコンピュータを直接スクリーンに投影する設備が設置されていない。

【点検評価】

6号館は、液晶プロジェクター常設の教室が3つしかなく、共用パソコンの台数も少ないため、これらを利用して講義をする者に快適とはいえない整備状況である。また、エアコンは、情報処理室にしかなく、暗幕のない講義室で窓を閉め切ったプレゼンテーションやビデオを用いた講義は効率が悪い。

学生がパソコン端末を自由に使える場所は情報処理室であるが、様々な授業の資料集めに活用されており、現状の38台では直近の将来に大きな不安が残る。

また、情報処理の講義も2学年に組み込まれており、分割して実施されている現状である。

【改善方策】

早期の改善が望まれる。看護学部は、学年進行による整備を行なっているところであるが、学年進行につれて、未整備の指摘も増加している。建物の新築、増築をも伴うものもあり、予算に裏付けられた抜本的な将来構想が必要である。

(b) 利用上の配慮

a) 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

【現状】

看護学部が入っている6号館は、入り口付近にスロープと自動ドアが設置され、エレベーターを完備しているほか、1階に障害者用トイレが設置されている。

【点検評価】

バリアフリーは、スロープ、エレベーター、障害者用トイレ等の配置により、一定程度実現されている。

【改善方策】

看護学部の特殊性は、講義以上に実習の重要性があげられる。講義室の環境や情報インフラ等の整備、充実もさることながら、看護師としての確かな考え方や技術が身につくよ

うな自習システムの開発とバックアップ体制を確立することが、看護系大学としての独自性と考える。

必要な設備・備品については、その都度、検討していきたい。

3 大学院研究科における施設・設備等

(a) 施設・設備等の整備

a) 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状】

大学院生専用の施設として、教員用の研究室、演習室、講義室、大学院用の合同研究室が、5号館の3階および4階に設置されている。大学院生の合同研究室2には、パソコンが各自に用意されているが、どれもプリンタと連動しているので、即時にプリントアウトできる。

視聴覚機器は映写スクリーン、プロジェクター、ビデオ装置一式が設備されている。なお、実験等にともなう危険を懸念すべき施設・設備はない。

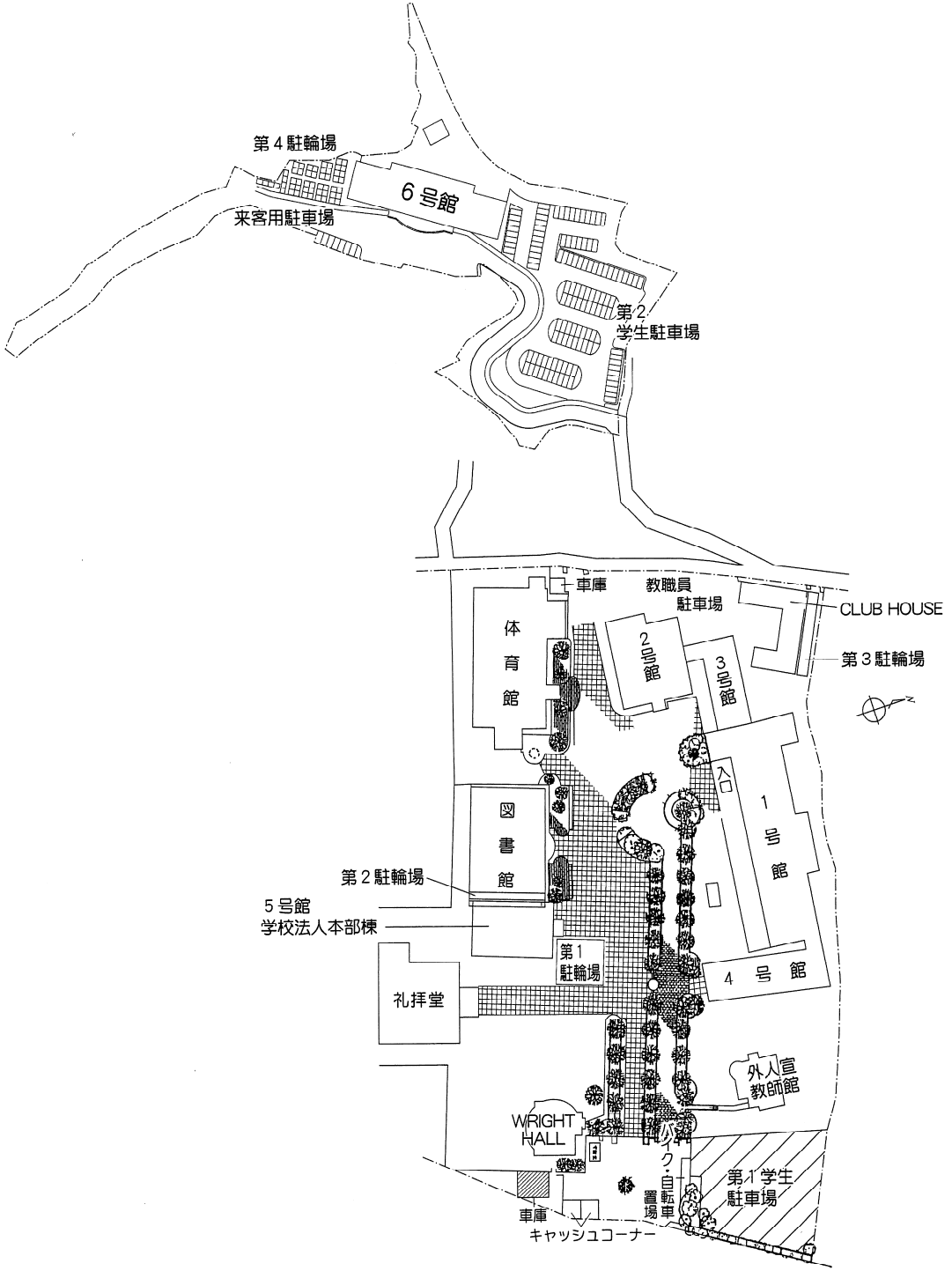
【点検評価】

開設当初、大学および大学院の警備上の問題から、夜 22 時まで キャンパスを退去しなければならず、最も遅い時間の講義の場合 (21 時 40 分終了)、終了後に質問の受付やディスカッションが困難な場合があった。また、図書館が 20 時に閉館し、全く利用できないことが大きな課題であったが、現在は大学院講義が昼間開講となり、特段の問題はない。

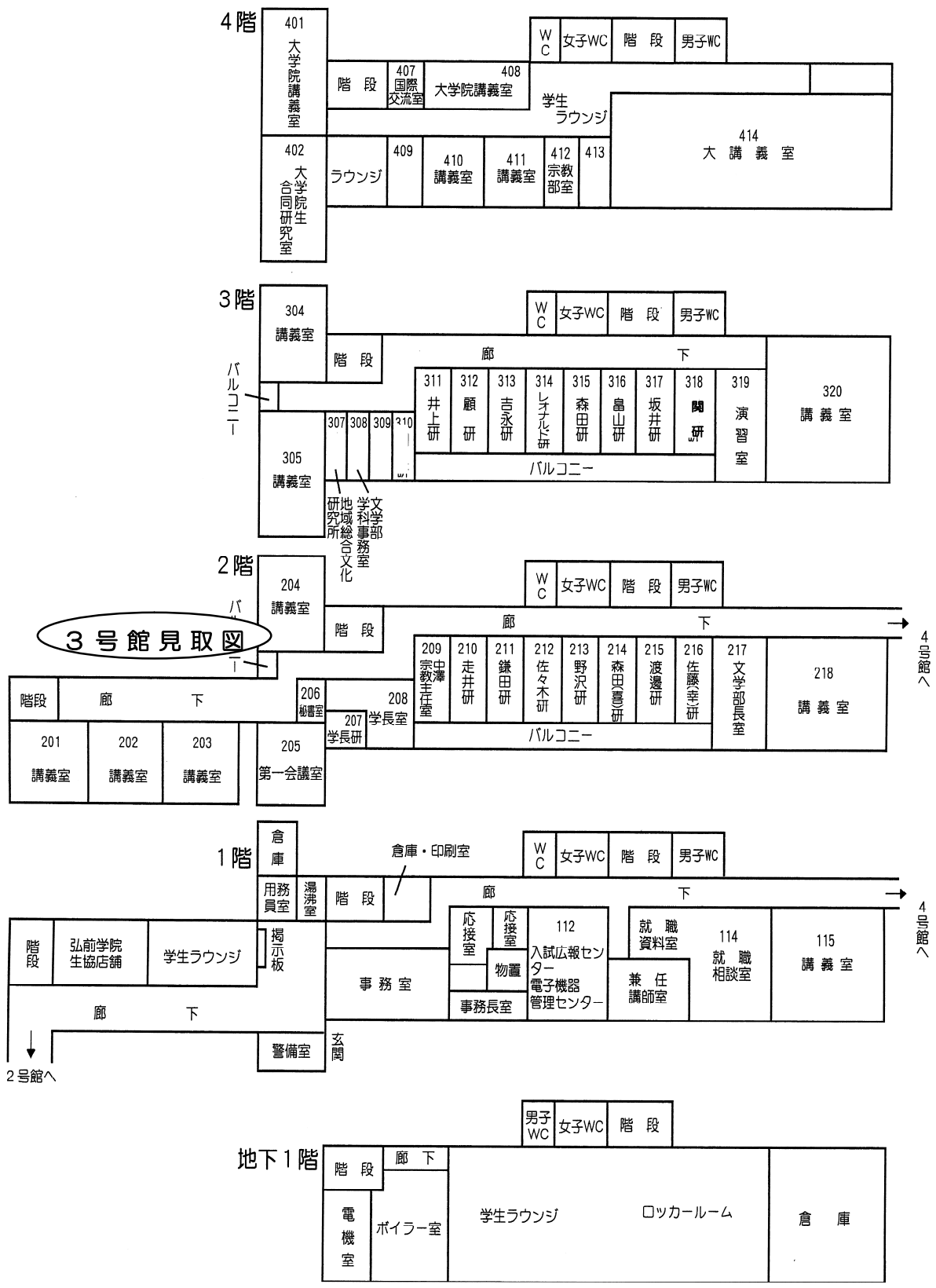
【改善方策】

大学・大学院の管理運営の適正化・効率化と齟齬をきたさないよう、教育・指導の時間を確保し、一層の内容の充実を期したい。

校舎配置図、校舎見取り図

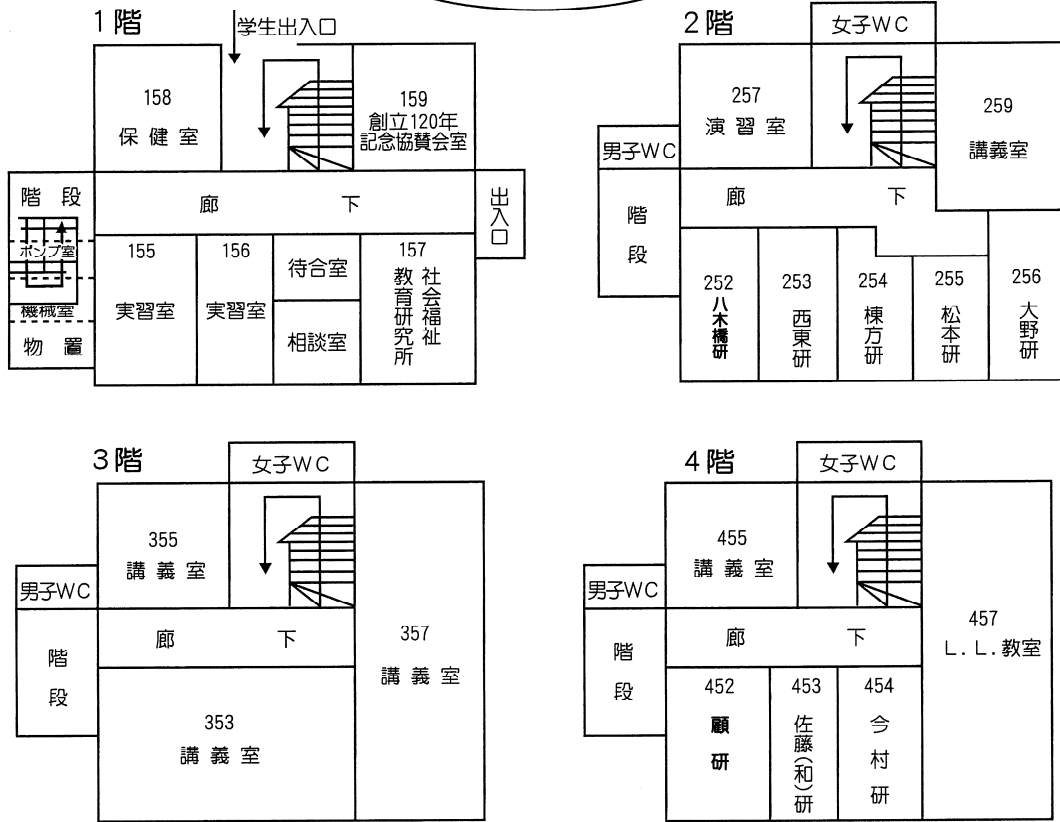


1号館見取図

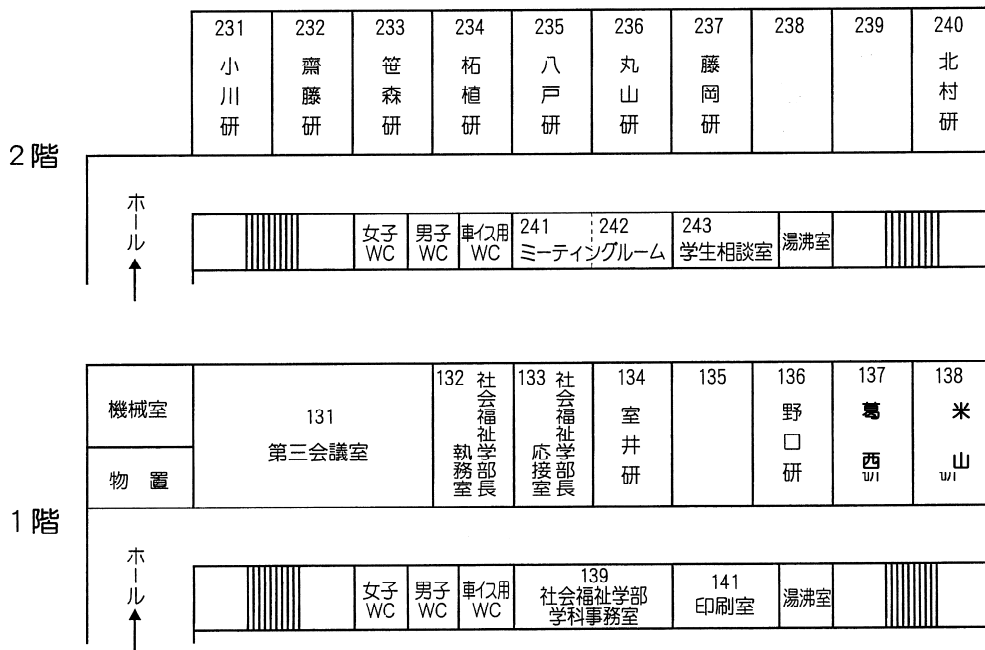


3号館見取図

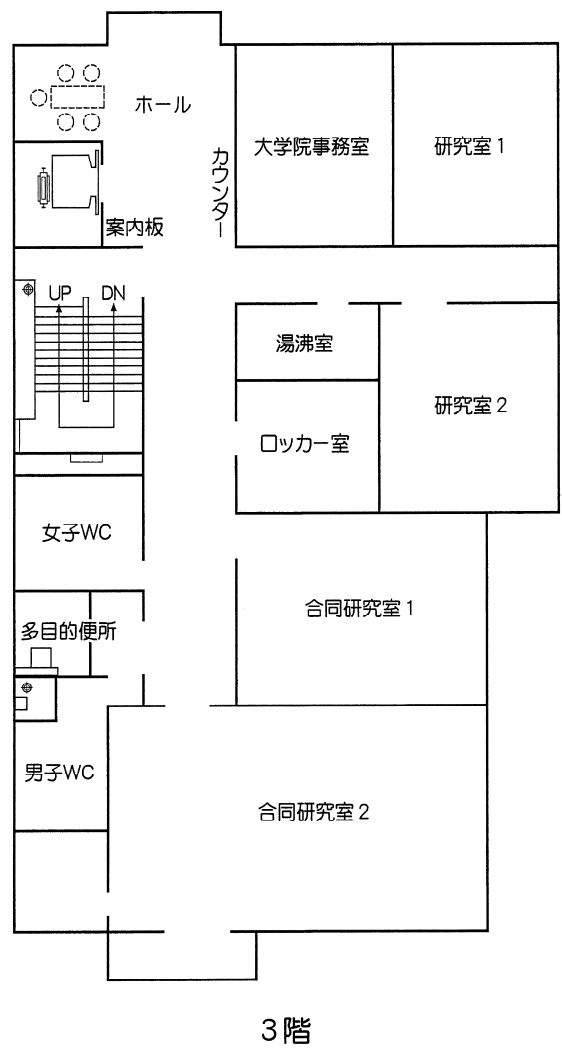
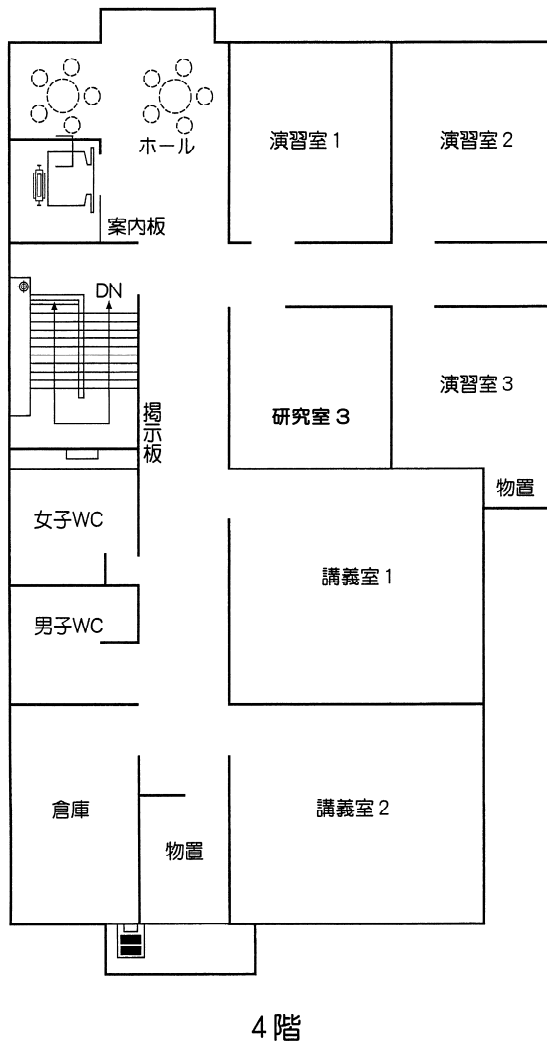
2号館見取図



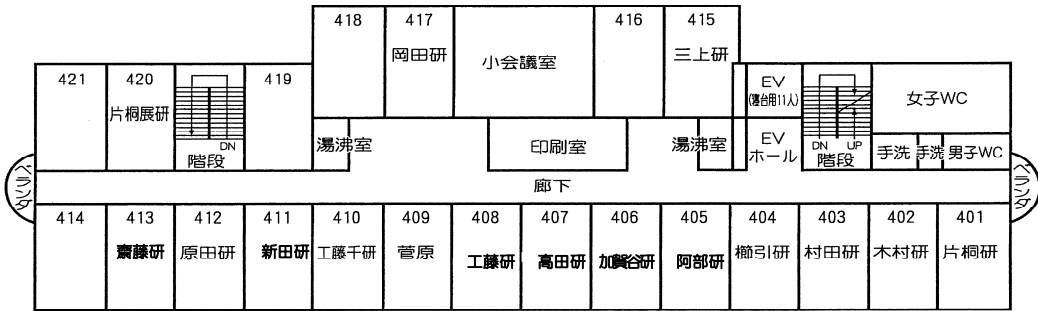
4号館見取図



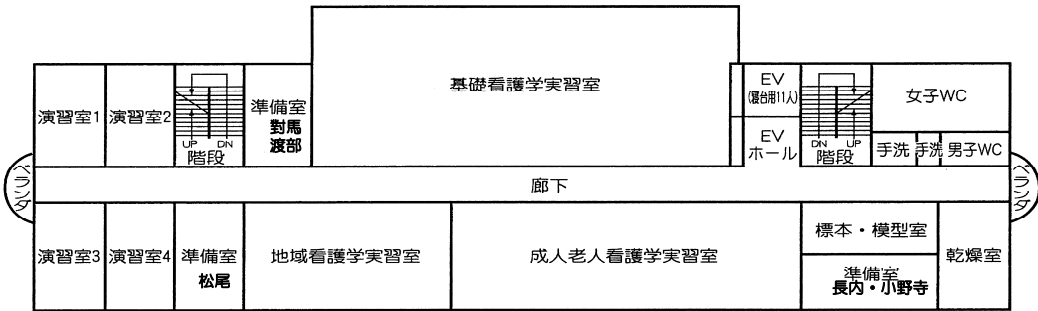
5号館見取図



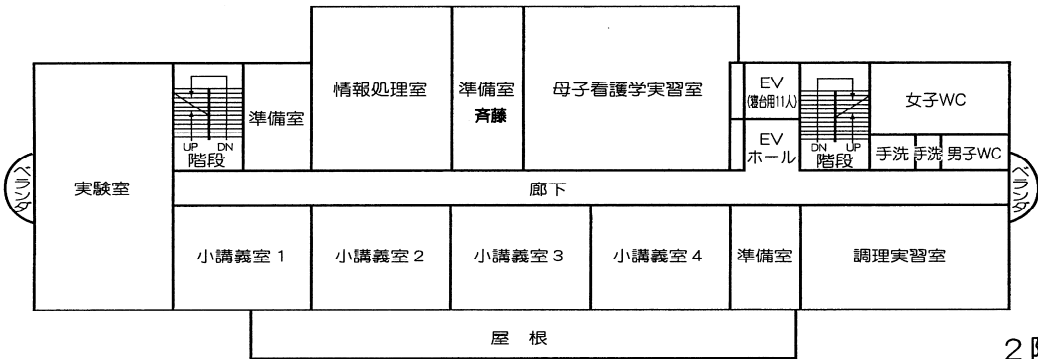
6号館見取図



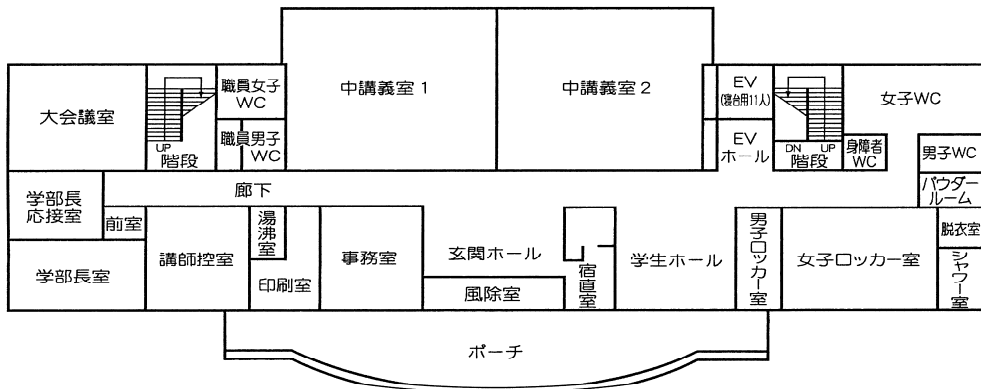
4階 平面図



3階 平面図



2階 平面図



1階 平面図

第 11 章 図書・電子媒体等

【到達目標】

大学としての教育研究体制を根底から支えるべく、国の内外を問わず日々公刊される図書、学術雑誌、電子媒体等の学術情報資料を系統的に集積・整備し、以て、学生、教員その他の利用に供することを第一の目標とする。また、これに伴い、各分野の膨大な学術情報等を効率的に検索し得るように、図書・論文等のタイトル、著者名、概要などを収録、編集したデータベースや資料目録といったツールを導入し、学生、教員その他の利用の便宜を図ることもまた今日の大学図書館としての目標たり得る。

(a) 図書、図書館の整備

【現状】

a) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

本学図書館の蔵書総数は 98,345 冊（うち、開架図書 98,345 冊）であり、その内訳は、内国書 79,805 冊（81.1%）、外国書 18,540 冊（18.9%）であって、いずれも、図書のほか、年鑑、白書、製本雑誌を含む。これらのうち、各学部等の専攻に関わるいわゆる専門書は 74,637 冊（75.9%）であり、教養等に関わるいわゆる一般書は 23,708 冊（24.1%）である。また、定期刊行物の所蔵種類数は 1,156 種類、その内訳は、内国書 1,108 種類（95.8%）、外国書 48 種類（4.2%）であり、いずれも雑誌のほか、研究紀要類を含む。なお、視聴覚資料の所蔵点数は 2,608 点である。

過去 3 年間の本学図書館予算のうちの図書・雑誌等購入額（図書館資料費）は、2006（平成 18）年度が 11,500,000 円のうちの 9,359,732 円、2007（平成 19）年度が 11,000,000 円のうちの 8,605,000 円、2008（平成 20）年度が 10,700,000 円のうちの 8,405,000 円へと、年度を追うごとに、予算・購入額ともに逡減している。これに伴い、過去 3 年間の図書受け入れ状況もまた、前記の逡減傾向にほぼ沿いつつ、2006（平成 18）年度 1,629 冊、2007（平成 19）年度 1,793 冊、2008（平成 20）年度 1,550 冊へと推移してきた。

b) 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

施設・設備の概況およびネットワークの整備等に関する現状の概況は、以下の通りである。

まず、図書館施設は 1 箇所であり、図書館施設総面積は 1,294.5 m²、収容可能冊数は 105,000 冊である。次いで、主な機器・備品類は、OPAC 用コンピュータ 3 台、Web 用コンピュータ 3 台、DVD 再生機 1 台、ビデオデッキ 3 台、TV 受像器 1 台、CD ラジカセ 1 台、マイクロリーダー 1 台である。なお、パソコンについては、10 台まで LAN ケーブルに接続可能な設備となっているので、端末にはあと 4 台分、パソコンを設置する余地が残されている。

学生閲覧室（第 1、第 2、第 3、第 4 閲覧室）の座席総数は 136、学生収容定員（1,040 名）

に占める座席数の割合は 13.1%だが、特別混雑することはない。なお、これらのほか、座席数 24 の大学院生閲覧室がある。

開館時間は、基本的に、午前 9 時の開館から、平日は午後 5 時、土曜日は午後 2 時の閉館までであるが、平日については、長期休業中を除いて、午後 8 時までの時間延長も実施している。

開館状況については、年間開館日数 277 日、開館時間延長 366 時間、土曜開館日 47 日、土曜開館時間 235 時間である。開館時間については、全体的な比較データはないが、授業時間中の開館については、授業に関連するニーズはほぼ満たしているものと思料される。

図書館ネットワークの整備等に関しては、利用者用端末が 6 台設置され、それらのうち、OPAC 用が 3 台、Web 用が 3 台（うち 1 台が「国立国会図書館雑誌記事索引ファイル」専用）となっている。これにより、図書館 LAN を通じて本学の OPAC (Online Public Access Catalog) にアクセスできるのはもとより、キャンパス内に設置された学内 LAN を経由して、他大学等の OPAC の外、国立情報学研究所の NACSIS Web-CAT を初め、数多くの無料および有料の外部データベースを利用することもできる。また、2005（平成 17）年 12 月より医学系・看護系情報検索サービスとして「医中誌 Web 版」「MEDLINE Internet 版」を導入している。

図書館の利用については、原則的に開架方式を採用しており、館内での自由閲覧が可能である。館外貸出サービスの受付や貸出条件等については、例えば、卒業論文に向けた貸出冊数の増加（通常 4 冊に対して 10 冊）や貸出期間の延長（通常 1 週間に対して 1 ヶ月）のように、利用者の利便性を考慮することを心がけている。また、図書館所蔵の文献に関しては、セルフサービスによるコピーサービスを実施しており、そのためのコピー機を 2 台設置している。なお、参考業務や図書館間相互協力の利用件数は必ずしも多くないが、下記の利用指導等を通じて着実に浸透し、利用実績も重ねてきている。

利用指導については、まず、4 月当初の新生向けのオリエンテーション時に、統一的に、入門的な図書館利用法の指導を行っている。その後は、各学部の 1 年次科目としての基礎演習や上級学年に対する卒論・卒業レポート等の指導の中で、コンピュータを利用した文献検索等より高度で実際的な利用指導が行われることが期待される。

こうした状況の下、過去 3 年間の利用者数（延べ数）こそ、2006（平成 18）年度 30,773 人、2007（平成 19）年度 26,944 人、2008（平成 20）年度 29,147 人と小幅な増減を見せるものの、年間貸出冊数に関しては、2006（平成 18）年度 5,734 冊（教職員 1,113 冊、学生 4,621 冊）、2007（平成 19）年度 6,801 冊（教職員 1,579 冊、学生 5,222 冊）、2008（平成 20）年度 7,036 冊（教職員 1,559 冊、学生 5,477 冊）と、貸出総数はもとより、特に学生への貸出冊数が着実に増加してきていることが目を引く。

【点検評価】

施設面および資料等の整備状況を簡便に比較し得る好適な資料には事欠くが、さしあたり、いくつかの項目について、『平成 19 年度 学術情報基盤実態調査結果報告』（2009（平

成 21) 年 3 月、文部科学省研究振興局情報課) [以下、『実態調査』]に照らしてみると、およそ次のようには言えそうである。(なお、この『実態調査』においては、「2~4 学部を擁する私立大学」という区分があり、本学もこれに該当するのだが、この区分は、計算によれば、学生数 2,900 余名を有する規模の大学にこそ相当するものとはみられ、本学の場合、そのままでは単純に比較できない憾みがある。)

まず、記述の通り、本学図書館の蔵書冊数は 98,345 冊、学生 1 人当たりの蔵書冊数は 94.6 冊となる。『実態調査』によれば、2006 (平成 18) 年度の全私立大学の学生 1 人当たりの冊数は本学を下回る 76.7 冊にすぎず、国公私立大学全体でも本学をわずかに上回る 95.1 冊にとどまる。次に、本学の図書受入冊数が 1,550 冊、学生 1 人当たりの受入冊数は 1.49 冊になるが、全私立大学の学生 1 人当たり 2.1 冊、国公私立大学全体では 2.3 冊であって、どちらも本学を上回る。さらに、学生 1 人当たりの図書館資料費をみると、全私立大学が 21.6 千円、国公私立大学全体で 24.4 千円になるが、本学のそれは 8.1 千円とはるかに下回っている。

その他、施設面に関しては、『実態調査』の数値から算出するに、「2~4 学部を擁する私立大学」の施設総面積を学生 1 人当たりになると 1.24 m²であるのに対して、本学は図書館施設総面積が 1,294.5 m²であるところから学生 1 人当たりは 1.24 m²となり、同じ水準にある。また、「2~4 学部を擁する私立大学」の学生 1 人当たりの閲覧スペースが 0.50 m²であるのに対して、本学学生 1 人当たりの閲覧スペースについては、閲覧スペース全体で 323 m²であるから学生 1 人当たりは 0.31 m²となり、やや下回る。さらに、「2~4 学部を擁する私立大学」の閲覧座席数が 7.79 人に 1 席であるのに対して、本学の場合は、7.65 人に 1 席であり、ほぼ同じ水準にある。

このようにみても、本学図書館の場合、とりわけ蔵書の面で、過去の蓄積もあつてか、とりあえず現時点における学生 1 人当たりの蔵書冊数こそ数字のうえでは見劣りしないが、現時点でも既に、受入冊数が少なく、なおかつ、それを支える図書館資料費が大きく下回っているところからして、今後のことを考えたならば、年々歳々、あるべき水準との開きがますます大きくなっていくばかりか、それが堆積していくことが明確に予想されるのである。

【改善方策】

量的観点に立てば、改善方策は単純すぎるほど単純である。すなわち、これまでも増して予算を付けることに尽きよう。

しかし、同時に、質的観点も必要にはなつてこよう。そこで、さしあたり、予算の大幅増が望めなくとも、改善する方策を考えるに、まずは、今一度、本学図書館の性格づけを明確にし直すことが挙げられる。本稿でも、冒頭で、「大学としての教育研究体制を根底から支えるべく」とは記したものの、その実、日常の学習支援に重点を置くのか、卒論執筆など研究の支援に重点を置くのか、必ずしも学内で共通理解が形成されてはいないようにも見受けられる。この見直しは、否応無く二者択一を迫るものでもないが、仮に、優先順

位に基づく傾斜配分でも図られるならば、自ずから、購入図書を選定等に工夫を凝らすなど、少なからぬ影響が出てくるのは必定であろう。いずれにしろ、本学図書館をあれやこれやの目的に対応させようとするのは難しいところである。従って、例えば、既述のような地域への開放にしても、地域において公共図書館が果たしている役割を本学図書館も果たすのではなく、あくまでも専門性に裏打ちされた大学図書館として学術情報を提供するという役割を果たすことにはなろうし、また、それに限定されざるを得まい。

これを受けて、次には、図書の選定等においては、前述のような確固たる戦略はもちつても、それでいて、局面に応じて柔軟に対処することも組み合わされて然るべきであろう。今日、本学では、図書の選定という任務は、各学部・各学科等に大幅に委ねられているが、それがために却って、学科によっては、購入可能な金額があらかじめ、互いに専門を異にする所属教員ごとに概ね割り振られ、いわば既得権化しているとも言われる。これまでも、学部や学科の枠を超え、むしろ、手を携えて大部で高額な図書等を協力・協調して購入した実績もあるが、それらはまだまだ例外的な事例にとどまろう。図書館の運営には、図書館長および各学部より選出された委員で構成される図書館運営委員会が当たっているが、今後は、さらに密な連携が求められることにならざるを得ない。その宜しきさえ得ることができれば、コンパクトながら充実した蔵書を作り上げていけるはずである。要は、資金がないことを問題にするのは当然だが、そればかりでなく、智恵を使い工夫を凝らすことにも活路を求めてゆくことを考えてもよいというわけである。

最後に、現在、本学図書館は、専任ではあるが、わずか 2 名のスタッフ（うち、司書資格保有者は 1 名）によって業務が行われている。日常の図書貸し出し業務はもとより、図書等の受け入れ、登録作業のほか、大学図書館間相互協力の名の下に、文献複写の受付、相互貸借の受付等も行い、また、レファレンス業務万般を滞りなく行うに、果たして適正な員数であるかどうか、増員、しかも、司書資格を有するのみならず確かなスキルを持った職員の増員は、図書館の充実のためには何よりも必要不可欠なことではあろう。あるいは、既存のスタッフにしても、研修等の機会を通じて、より高度な能力を身につけていくことが望ましかろう。これを以て、初めて、「大学図書館には、その使命の遂行と機能の発揮に必要なかつ十分な職員を適性に、配置しなければならない。」（大学基準協会「大学図書館基準」より）という要請によく応えることになる。

(b) 情報インフラ

a) 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状】

1998（平成 10）年 4 月、当館に図書館システム「情報館 95」が導入されたことにより、国立情報学研究所 NACSIS-CAT・ILL、図書館間相互協力の業務が機械化でき、文献複写・貸借等のサービスの質が向上した。とはいえ、相互協力の利用実績は必ずしも名実共に「相互協力」とはなっておらず、本学学生・教職員による他館への依頼件数の方が圧倒的に多

いのに対して、当館の受付に関しては、FAX 受付のみという状況も手伝ってか、極めて少数にとどまっているのが現状である。

一般的な図書館間相互協力とは別に、東北地区大学図書館協議会、青森県高等教育機関協議会、弘前市内の 3 大学（国立大学法人弘前大学・東北女子大学・弘前学院大学）図書館において、それぞれ独自に締結した規約に基づく相互協力にも務めている。なお、現状においては、国外の図書館との協力体制は整備されていない。

情報検索に関しては、国立情報学研究所を含む外部のデータベースへのアクセスを整備している状況にある。とりわけ、医学・看護関係のデータベースとして、2005（平成 17）年 12 月より「医中誌 Web 版」「MEDLINE Internet 版」「CINAHL Internet 版」を整備しており、当館施設内のみならずキャンパス内であれば、いずれのネットワークパソコンからでも検索することができるようになっている。また、「MAGAZINE PLUS」については、端末指定で契約をしているが、国立国会図書館の OPAC であれば、既に公開しているため、アクセスが可能である。

【点検評価】

図書館に特有な業務（目録データ入力や蔵書管理等）へのコンピュータ等の導入については、規模・内容ともに、とりあえず、支障はないというのが現状といえる。

図書館間相互協力については、2008（平成 20）年度の図書・雑誌の他館への貸出冊数は 4 冊と極めて少ない。同じく、他館からの借受冊数 38 冊もまた極めて少ない。また、文献複写依頼については、他館からの受付件数 2 件に対して、他館への依頼件数は 318 件と大きく上回っている。

要するに、本学図書館の充実がまだまだなされておらず、従って、他館への依頼は見られても、当館への依頼は極めて少ないという事態が生じているのに加えて、文献複写および貸借の依頼受付自体が FAX のみであることも相まって不振の原因となつていよう。なお、NACSIS-ILL での依頼受付を行うためには、現在の図書館職員にあと 1 ないし 2 名の増員が必要となる。

【改善方策】

増加しつつあるオンラインのデータベースの利用については、オンラインジャーナルの動向も視野に入れつつ、学部における必要性を勘案のうえ、経費面での十分な配慮を確保しつつ、段階的に導入を図っていく予定である。

また、今後は、学内外の情報資源を統合して検索させ、学生等利用者にとって真に必要な情報を選択的に提供する学術情報ポータルを整備し、情報資源をメタデータ化して、学内外に積極的に提供していくことを検討する予定である。

さらに、他大学との協力に関しては、「弘前市内 3 大学図書館の相互協力に関する申し合わせ事項」が取り交わされて以後、「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」が設立されたのに伴い、既述の弘前市内 3 大学（弘前大学・東北女子大学・弘前学院大学）に、放送大学青森学習センター、東北女子短期大学、弘前医療福祉大学を加えた、6 機関による

図書館間相互協力などへ発展させることも考えられる。

b) 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状】

本学図書館は、分館・分室を有さず、学術資料は、基本的にすべて、図書館施設内に収蔵・保管し、図書等は、司書室の管理の下、日本十進分類法（NDC）によって分類・配架している。また、図書館の利用は、「弘前学院大学附属図書館利用規則」（以下、「利用規則」）に則って行われる。

書庫は基本的に開架式であり、図書館内での自由閲覧ができるほか、通常、4冊・1週間の条件で館外貸出を受けることができる。ただし、「利用規則」14条の各号によれば、貴重図書、各種辞（事）典類・年鑑・参考図書、指定図書については、館外貸出が禁止される。図書館の施設自体には、出入口にブック・デテクション・システムを設置しており、不正な持ち出しを防止している。

館外貸出の情報については、すべて、学生証（図書館利用カード）の提示により司書室カウンターにてコンピュータ管理される。貸出状況は検索用コンピュータにて把握することができ、現に貸出中の図書の貸出を希望する者は、次回の借用を予約することができる。返却期限を徒過して図書等を返却しない者については、貸出を一時停止することもある。

利用中の図書等を紛失または破損した場合には、入手し得るものであれば、同一の図書等を以て弁償するか、あるいは、入手困難なときなどには、図書館が請求する金額を現金で納めなければならない。

【点検評価】

本学図書館は、1992（昭和57）年の建設当初は平屋の建物で、書庫（204.5㎡）、閲覧室（170.1㎡）、司書室（39.6㎡）およびホール（117.2㎡）等を有していたが、その後、1993（平成5）年に2階部分を増築して今日に至った。ただし、建物の構造上の制約により、2階増築部分を書庫とすることができず、旧来の1階部分を書庫スペース、2階増築部分を閲覧スペース等に充てざるを得ず、その結果、司書室のある2階に一旦上った後に、内部階段で1階書庫に降り、再び2階に上がって閲覧するといった動線になり、すべての利用者にとって煩瑣であるばかりか、（エレベーター等がないため）とりわけ身体に障害を有する学生等にとっては非常に利用しづらく、これらの事情は、いずれにしても、図書館の利用を促進する方向では作用しないことだけは明らかであろう。

さらに、1階書庫スペースにしても、現在では、蔵書の増加に伴い、かつての書庫を第1書庫、旧閲覧室を第2書庫、旧司書室も書庫として利用しているほか、かつてのホールにも書架を設置するなど、もはや限界に近づいていることも明らかであろう。

その他、毎年度の図書館経費の縮減に伴い、雑誌・紀要類の製本が追いつかず、滅失・汚損等のおそれが常に存するのみならず、そうした事態を避けるべく未製本の雑誌等を段ボール詰めせざるを得ないことによって、閲覧・利用等が著しく制約されていることも看

過し得ないところであろう。

【改善方策】

一に係って、書庫スペースの不足が大きな課題ではあるところ、当面の弥縫策的対応で満足するとすれば、1つには、電動書庫の導入によってスペースを稼ぐことが挙げられよう。次いで、分館・分室を確保し、一部の資料について別置方式を採用することも挙げられよう。ただし、この場合、場所の確保もさることながら、図書館スタッフが手薄ななかで、利用者の利便性をいかに確保するかが新たな課題として浮上してくるのは必定である。

しかし、そもそも、蔵書の入れ物としての本学図書館の建物自体の制約に鑑みると、より根本的な対策でなければ意味はもたないであろう。財政面を考慮に入れなければ、新たに図書館を建設するという方法もあり得るだろうが、なかなか事情が許すまい。そうしたなかで、既存の建物を活かして改善をはかる方途も考えられるのではなかろうか。それは、例えば、現在、学校法人弘前学院の法人本部と大学院が利用している4階建ての5号館について、現在1,2階部分を占める法人本部を現在の図書館に移転し、代わりに、図書館を5号館の1,2階に移転し、3,4階部分は従来通り大学院とすることで、5号館をいわば総合学術棟とするという案である。5号館自体は、現在の図書館とは異なり、堅牢で書庫として十分な強度をもち、たとえ書庫スペースと閲覧スペースが別フロアーになってもエレベーターが設置されていることで利用者に徒な負担を強わず、また、全館冷暖房であることで利用者にとって良好な環境であるばかりか、年間通じて温度・湿度を保てれば蔵書にとっても好適な環境であることは言を俟たない。また、大学に相応しく学問を重視した、このような大胆かつ象徴的な改善がなされるならば、それが学内外に与える影響も無視し得ないのではなかろうか。

第12章 管理運営

【到達目標】

本学の管理運営は、「弘前学院大学組織運営規程」及び「弘前学院大学学則」並びに「弘前学院大学大学院学則」に基づいて行われている。

3 学部の教授会はそれぞれ月に1度（火、水、木曜日）開催され、学則に従い報告がなされ、審議が行われる。事前の打ち合わせなども円滑に進められており、各種委員会委員長、学科長、学部長の連携が図られているところであるが、この連携を更に密なものとし、教員の意見が管理運営に一層反映されるシステムとなるよう、引き続き努めなければならない。

学長の選任は理事会で行われ、学長の権限は学則に規定されている。大学の長として指導力を十分に発揮できる体制となっている。学部長、学科長、各種委員会委員長の任命は学長によるもので、大学管理運営は無駄のないものとなっており、この方式を継続してよいと考える。

弘前学院大学では、大学協議会が最も重要な位置にあり、大学の管理、運営、研究、教育、予算、人事、学生に関する事、その他諸々の重要事項が協議されており、この体制を維持する必要がある、さらに確立されたものにして行くべきであろう。

（a）教授会、研究科委員会

【現状】

a) 学部教授会の役割とその活動の適切性

学部教授会は、専任の宗教主任、教授、准教授及び講師をもって構成されている。教授会には、理事長と学長が出席することができる。審議される事項は、①学則及び教育課程に関する事項、②学生の入学、休学、留学、転学、転科、退学、除籍、復学並びに卒業に関する事項、③教授及び研究に関する事項、④試験に関する事項、⑤学生の賞罰並びに賠償に関する事項、⑥教員候補者の選考並びに教員の昇任等に関する事項、⑦組織、運営等諸規定に関する事項、⑧その他重要な事項の8項目である（「弘前学院大学学則」及び「弘前学院大学組織運営規定」）。

教授会の下には、これらの審議事項に関わって、宗教委員会、学務委員会、就職委員会、学生委員会、入試委員会、教職関係委員会、国際交流委員会、紀要編集委員会、図書館運営委員会、地域総合文化研究所委員会、学生相談室運営委員会、インターネット等委員会、予算委員会、広報委員会および公開講座委員会等の各種委員会が設置されており、審議に必要な事項の検討、起案等がなされている。なお、教授会は、原則として毎月1回定例で開催するほか、入試の判定等必要に応じて適宜開催される。

b) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部長は、教授会を招集しその議長となり、学部の意見を集約し調和を図ることとなっ

ている。教授会を円滑化するために、事前の打合せとして「教授会打ち合わせ会」を設けている。

c) 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

教授会は各学部に分かれることから、学部間の意思疎通を図り、全学的な立場で審議・協議する機関が必要である。この役割を果たすのが「大学協議会」である。大学協議会は、学長、宗教主任、各学部長および各学部からの教授 3 名をもって組織することにより、各学部の意向を反映し、また、各学部からフィードバックされる仕組みとなっている。また、学長の諮問機関として「学長運営会議」があり、学院長、学長、宗教主任、研究科長、学部長、大学事務長で構成され、全学的な課題を審議・協議している。なお、各学部長は学校法人の理事にもなっている。

【点検評価】

以上から、教授会と全学組織あるいは学校法人との連携する体制は整っていると見える。

教授会の役割は、諸規程に定められているように明確であり適切と評価される。教授会の実際の運営において重要である教授会開催の保障、議題の決定、発言の自由と公正な審議・採決等すべてが良好である。教授会と「大学協議会」の連携、「学長運営会議」における連携、教授会と学校法人の連携はスムーズで、よく機能していると評価できる。

しかし、学部長は教授としての仕事、学部の運営、法人理事として大学全体の運営への関与など、多大な役割と責任を負わされている。

【改善方策】

本学部の教授会は、その役割、機能を適切に果たしていると評価される。学部長による学部運営をサポートする体制を強化するために、学科長との緊密な協力・連携体制がとられているが、その連携体制を一層緊密に保つ必要がある。

【現状】

d) 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

本学では、大学院委員会と研究科委員会を設けている。

大学院委員会は、「弘前学院大学組織運営規程」第 9 条及び「弘前学院大学大学院学則」第 38 条、第 39 条にその組織及び審議事項が定められており、学長、副学長、研究科長、その他大学院の教授をもって組織することとし、必要によって、大学院准教授その他必要な教員を加えることができることとしている。委員会の委員長は学長が務めることとし、委員会を招集し、議長となる。審議事項は、①学則および諸規程の制定改廃に関する事項、②研究科および専攻の設置・廃止に関する事項、③教員資格に関する事項、④教育課程、試験及び単位修得認定に関する事項、⑤修士論文の審査及び最終試験並びに修士課程の修了認定に関する事項、⑥学生の入学、休学等在籍に関する事項、⑦学生の賞罰に関する事項、⑧学生の厚生補導に関する事項、⑨その他学長が教育研究上必要と認めた事項、と定

めている。

研究科委員会は「弘前学院大学組織運営規程」第11条～14条に定めており、社会福祉学研究科委員会と文学研究科委員会の2つが設置され、それぞれ、①研究科に関する事項を審議すること、②研究科長が招集し議長となること、③宗教主任及び研究科専任教員で構成することを定めている。

大学院委員会と研究科委員会の関係は、前者が大学院全体を統括するのに対し、後者は、大学院の2つの研究科それぞれの領域について審議する機関と位置付けられている。

e) 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

上述の通り、本学では、社会福祉学研究科と文学研究科の2研究科を置いているが、両研究科とも、教員は学部教員が兼任している。

2つの研究科委員会は、それぞれ、学部教授会の直後に引き続いて開催されるのを通例としていることから、学部教授会に出席する研究科委員会委員は、学部教授会での報告、審議状況を遺漏なく把握しうる状況となっている。一方、研究科委員会での審議状況は、必要に応じて学部教授会に伝えられることになっている。

【点検評価】

大学院委員会と研究科委員会の関係は、前者が大学院全体の課題を審議するのに対し、研究科委員会はそれぞれの研究科の領域について審議する機関として位置付けられており、有効に機能しているといえる。

研究科委員会と学部教授会の関係については、研究科委員会委員が学部教授会メンバーを兼ねていることから、学部教授会での審議・決定事項は研究科委員会委員の把握するところであるが、研究科委員会で決定した事項についての学部への報告は時宜を逸する場合がないとは言えない。

これまでのところ問題視されるような事態は生じていないが、学部教授会との連携については今ひとつ努力を要すると思われる。

【改善方策】

研究科委員会で決定した事項で、学部で知っておくべきことについて、学部教授会に報告する方法を検討する。

(b) 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

【現状】

a) 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

現在、学長及び学部長の専任手続きは、「弘前学院大学組織運営規程」に基づいて行われている。本規程の学長選任に係る規程は第3条で、「学長の選任は、理事会が行う。」「学長の任期は4年とし再任を妨げない。」この2点のみを規定している。

このことについて、2006（平成18）年度の大学基準協会加盟判定・大学基準適合認証審

査において、『学長の選任は理事会が行う』のみの規程であり、学長選出の規程としては不明確」との見解が示されたところであるが、次のような事情がある。かつて、本学では、学長の選考及び任期は「弘前学院大学学長選考規則」によって行われており、「任期」、「資格」、「選挙の方法」、「選挙管理委員会の設置」などを定め、実施していたところであるが、選挙による選任方法に改善の必要が生じたため、1995（平成7）年に見直しを図り、現行の「理事会が選任する」よう改定され、現在に至っている。

この規程は、「学長運営会議」、「大学協議会」、「学部教授会」、「評議員会」、「理事会」で議決され、現在、施行されている。すなわち理事会主導による学長の選出が行われていることになる。

学部長の選任手続きについては、同じく「弘前学院大学組織運営規程」により「学長の委嘱」によることとしている。

研究科長については、「弘前学院大学大学院学則」第37条に次のように規定されている。

第37条 本大学院に研究科長を置く

- 2 研究科長は、本大学院の運営全般に関し、学長を補佐する。
- 3 研究科長は、学長が委嘱する。
- 4 研究科長の任期は2年とし再任を妨げない。

この学則どおりに実施している。

b) 学長権限の内容とその行使の適切性

学校教育法は、学長の地位について、「学長は校務を掌り、所属職員を統督する」と規定している。

弘前学院大学学長は、大学の目的達成を目指し弘前学院の経営方針に則り理事会（理事長）との連携を確保しつつ、大学運営全般に関して学長運営会議・大学協議会の審議、教学等に関しては各学部教授会の審議について決裁し、意思決定を図ることが期待されている。

c) 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

学部長及び研究科長の委嘱は学長の専決事項であるが、他の人事案件と同様、理事会の承認を得ることとしている（弘前学院大学組織運営規程15条3、20条3、23条3）。

学部長は、学部を統括するとともに、学部教授会を招集し、議長となる。また、学長運営会議、大学協議会のメンバーとして、直接大学の管理運営に参画している。

学部長は、日常、学部教員とのコミュニケーションに努めるとともに、学科会議または、学科長を通して、教員の意向を把握するよう努めている。

研究科長は、上述の通り研究科の運営全般に対し、学長を補佐すると共に、研究科委員会を招集し、議長を務める。また、学長運営会議、大学協議会のメンバーとして、直接大学の管理運営に参画している。

d) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

弘前学院大学組織運営規程は、「副学長」をおくことができることを規定し、「副学長の

職務は、学長を補佐し、学長の包括的指示に従い代理又は代行を業務とする。副学長は、学長の他の代理者との相互関係では上位者と定める」としている。

他の代理者の定めは、同じく組織運営規程において、「学長代理」の規程を設け、「学長は、長期不在又は事故等によりその職務遂行が著しく困難な場合には、予め定めた順序に従い、副学長及び学部長からその職務代理者を指名する。」としている。

更に、「学長代行」の規程を設け、「理事長は、学長が欠けた場合には、前条に基づき、学長代行を指名する。学長代行の任期は、次期学長が選任されるまでとする。」としている。

【点検評価】

学長の選考手続について、前述の通り「不明確」との指摘を受けたところであるが、これまでの歴史のなかで、選挙による選考を含め、多くの方法が試みられ、その結果、現体制が確立されたところであり、将来において更に別な方法が取られなければならない事態が生じた場合には、柔軟に検討されることを含みながら、現状においては相応しい方法であると評価される。

学長補佐の体制については、これまで、学長に事故あるときにその代行を含めて数人の学長が任命されてきた。その選考過程については、教授会で決定されたケース、特に代行に関しては理事会で決定などと必ずしも統一性のとれたものではなかった。現在は、学長選考に対して理事会が主導的立場にあり、履歴書を含めた必要な書類、教育・研究業績、人物、人格など多方面から検討して、理事会において活発な討議がなされ、弘前学院大学に最も適切な人材が選考されるに至っている。学長選考については、理事長を加え理事会メンバー（総数 15 名）の人脈から選ぶという片寄りもある。しかし、理事は、総数 21 名の評議員の意見・意向を踏まえていることを考えると、さらに多くの人材から選ぶことになっている。また、総勢 157 名の弘前学院後援会役員の意見も組み込まれている。このような選出方式は、欧米諸国の有名大学の学長を決定するときに用いられているものである。私立大学を取り囲む厳しい環境下にあっては、無駄なく、効果的に大学運営を遂行しなければならないと、その大学の性格にフィットした学長を選考できるものと評価してよい。

【改善方策】

理事会において学長が選出され、学長によって各学部長を決定するということから、学部長の選考においては、教員および職員（教学側）の意向も十分配慮しなければならない。学長室は、教職員のために常にオープンにしておくことはもちろん、メールその他で意見、要望、苦情などを真摯に受け止め、学長としての態度、姿勢などを年に 2 回の礼拝を含めた全教職員会で示すことが必要になる。

当然のことながら、選出された学長の力量や采配については、教職員全員からの客観的な評価を受ける体制が必要となってくる。学長の任期は 4 年であるので、例えば 2 年に 1 度の評価などが必要であろう。「学長評価委員会」のような機構も考えられるが、歴史的な経緯もあり、複数の観点から本学に最も適した方策を見定めることが重要であろう。

(c) 意思決定

a) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

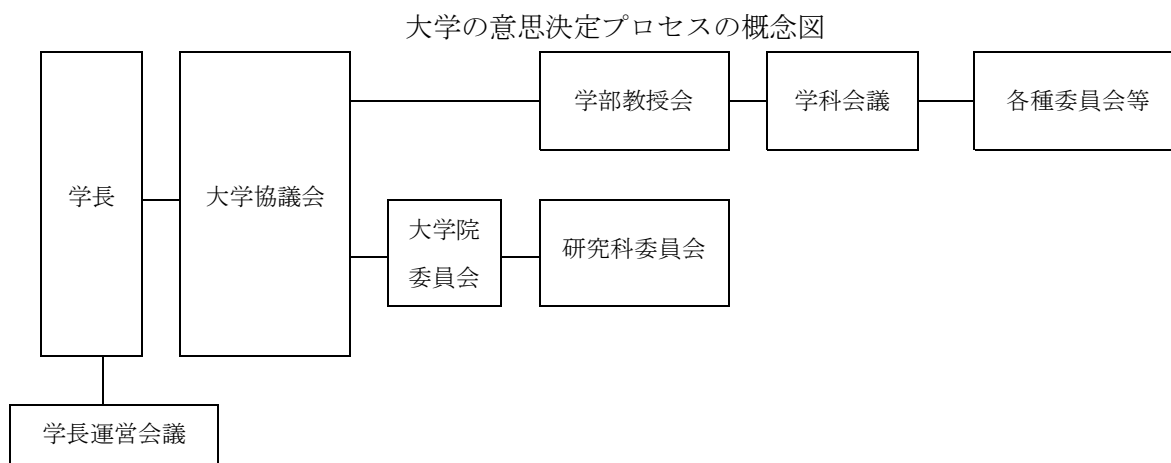
【現状】

本学における意思決定に関わる組織としては、「学長運営会議」、「大学協議会」および各学部「教授会」がある。「学長運営会議」と「大学協議会」は本学の重要な事項を審議・協議し、「大学協議会」における討議の結果を得て、学部教授会において報告・審議される。

「大学協議会」に提出する案件については、学長運営会議で慎重に審議されている。また、学部「教授会」は学部の教育課程・学生の学修・教員人事等、学部に関する重要な事項を審議することを通じて、大学の意思決定に与かっている。

大学の意思決定において、とくに各学部「教授会」が大きな役割を担い、教授から講師までを含めた全教員の意見や意向が、直接、大学の意思決定に反映しやすい仕組みになっている。

大学院研究科については、2 大学院研究科があり、それぞれに研究科委員会が置かれている。両研究科に共通の課題、或いは、大学院全体としての意思決定の機関として、大学院委員会が設けられている。



【点検評価】

現在のシステムは、本学の歩んできた歴史の中で、不要なものを削り、必要なものを加え、齟齬する部分を可能な限り整理してきた結果であり、学部としての意思、大学院研究科としての意思が、大学協議会を経て学長が決定しうる体制となっている。学長運営会議がこれを補佐することでさらにしっかりとしたものとなっていると評価できる。

【改善方策】

これまでのシステムに特段の問題がないとしても、将来もこれでよいということはないと考えるべきで、そのためにも、内部評価、外部評価が求められていると考える。時に応じ、事態の変化に応じて、柔軟なシステムをとりうるよう、常に点検することが肝要と考

えている。

(d) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

a) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状】

本学の全学的審議機関は「大学協議会」である（「弘前学院大学組織運営規程」、「弘前学院大学学則」）。

その構成員は、学長、宗教主任、各学部長および各学部からの教授3名である。

そこで審議される事項は、①学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項、②予算の方針に関する事項、③学部、学科並びにこれに準ずるものの設置、改廃に関する事項、④教員人事の基準、大綱に関する事項、⑤教員の研究、助成に関する基本的事項、⑥授業科目の設置、改廃に関する基本的事項、⑦学生の身分、厚生、指導に関する基本的事項、⑧各学部、その他の機関、施設の連絡調整に関する事項、⑨全学的委員会に関する事項、⑩大学の将来計画に関する事項、⑪その他学長の諮問する事項、である。

「大学協議会」の位置づけは、上記(c)の概念図の通りであり、学部、大学院研究科の重要事項はすべてこの機関の議を経ることになっており、その結果が学部教授会にフィードバックされ、大学の意思として決定することとなっている。

【点検評価】

大学協議会には学院長である理事長も出席することを通例としており、学部の意思を反映するとともに、理事側の意向を同時に確認する体制をとっていることから、現行のシステムで特段の問題点は生じていないと評価している。

【改善方策】

当面、現行の体制を継続することとしている。

(e) 教学組織と学校法人理事会との関係

a) 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

【現状】

大学と法人理事会との連絡・協議は、定例的に、「大学協議会」、「教授会打ち合わせ会」、「教授会」、「大学院研究科委員会」、「学長運営会議」、各学部長が理事を務める「法人理事会」で頻繁に行われている。これによって、大学あるいは学部・大学院の要望等は、ほとんどストレートに理事会（理事長）に伝えられている。

【点検評価】

大学と法人理事会との関係では、緊密な連絡・協議システムができており、効率的な意志伝達がなされている。しかし、3学部2大学院の構成となった現在、上記の会議すべてに出席する理事長と学長の負担は過重になっている。

【改善方策】

増大した組織が安定するにつれて、会議の時間が効率的に短縮できるようになっている。この形態をさらに効率的に運用して、理事長と学長の負担を軽くしたい。

(f) 法令遵守等

【現状】

a) 関連法令等および学内規定の遵守

職員は、採用にあたって「誓約書」を提出することになっており、その内容は、「弘前学院就業規則、その他諸規程を順守し、誠実に勤務することを誓約する」ものである。「就業規則では、遵守義務として1条を設け「教員並びに職員は、学校法人弘前学院はキリスト教主義に基づき学校教育を行う『建学の精神』を尊重すること。2 教員並びに職員は、この規則及びこれに付属する諸規定を守り、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従ってその職責を遂行し、互いに協力して教育目的の達成に努めなければならない。」としている。

さらに服務規律における遵守事項として次の7項目を示している。

(1) 学院の名誉を重んじ、教員並びに職員としての品位を保つこと

(2) 就業規則及びこれに付属する諸規定を守り、上司の職務上の指示に忠実に従うこと

(3) 勤務時間中は、担当する職務の遂行のみに専念すること

(4) 業務上の都合により、任命権者から職務の変更を命ぜられた場合は、旧職務を引き継いであらうえ、新職務に専念すること。

(5) 常に研修に努めるとともに、学習指導に当たっては、前日までに綿密な計画を立てて教室に臨むこと

(6) 設備、備品などの取り扱いを丁重にし、消耗品の節約に努めること

(7) 金銭、物品および備付書評簿の納入を明確にし、所定の場所に保管すること

また、禁止事項として次の5項目を挙げる。

(1) 職務上の地位を利用して自己の利益を図ること

(2) 職務上の権限を超え又は権限を濫用して専断的な行為をなすこと

(3) 職務上知り得た秘密を漏らし、又は学院の不利益となるおそれのある事実を他に告げること

(4) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的教育をし、その他学内において政治的活動をすること

(5) 採択した教科書を使用しないで授業をし、生徒にみだりに自習をさせ、又は不公正な成績評価をするなど、教員としてふさわしくない行為をすること

さらに、登下校について、「教員並びに職員が次の各号の一に該当する場合は、登校させず、又は下校させることがある。」

(1) 業務に必要でない火気、凶器その他危険と認められるものを所持する場合

(2) 酒気を帯びている場合

- (3) 衛生上有害と認められる場合
 - (4) 出勤停止の処分を受けている場合
 - (5) 業務を妨害し、若しくは学院の風紀、秩序をみだし、又はこれらの行為をするおそれのある場合
 - (6) その他前各号に準ずる場合
- このほか、災害、盗難の防止、健康診断等衛生上の措置、法定伝染病の対応について、適正に対処するほか、労働基準法その他の法令の定めのある事項は、法令の定めるところによることとしている。

就業規則は、これらの遵守事項に違反した場合の規定を設けている。

「教員並びに職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対して懲戒処分として戒告、減給、停職又は懲戒解雇の処分をすることができる。」

- (1) 学院の教育方針に違反する行為のあった場合
- (2) 上司の職務上の指示に従わず、学院の秩序を乱した場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 第4章に定めた服務規律（遵守事項、承認事項、禁止事項、登下校）に違反した場合
- (5) 学院の教員並びに職員としてふさわしくない非行のあった場合
- (6) その他前各号に準ずる不都合な行為のあった場合

b) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

①個人情報の保護

個人情報の保護については、文部科学省告示第161号「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第8条」に基づき、大学・大学院における学生・院生等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保することを目的として、「弘前学院大学における個人情報保護に関する基本方針」を定めた。これは、「個人情報は個人の重要な財産である」ことを明確にするとともに、具体的な規程の制定に向けて、個人データの第3者への提供の制限、個人データの開示、個人情報の利用範囲について、基本方針を示したものである。

これを2006（平成18）年度からは学生便覧にも掲載・配布し、教職員のみならず、学生間においても個人情報保護の意識を高めることとした。

②不正行為の防止等に関する取り組み

近年、科学研究費補助金等競争的資金の獲得が増加傾向にあり、全国的にもこの取り扱いについての不正が取りざたされてきている。このため、本学においても、文部科学省のガイドラインの趣旨に沿った下記の規程等を作成し、対応している。

- (1) 弘前学院大学公的研究費の管理運営に関する規程
- (2) 弘前学院大学公的研究費（研究分担金）取扱規程
- (3) 弘前学院大学公的研究費に係る不正使用防止計画
- (4) 弘前学院大学公的研究費の不正行為の調査及び懲戒に関する規程

(5) 弘前学院大学科学研究費補助金（研究分担金）取扱要領

(6) 弘前学院大学科学研究費補助金間接経費取扱要領

【点検評価】

「個人情報の保護に関する法律」の施行にともなって、本学でも、個人情報の保護が行われてきたが、ともすると第 3 者へ個人情報の提供を一律に制限するばかりで、場合によっては新入生等に有益な情報（例えば弘前学院生協からのアパート情報など）が届かなくなるなど弊害も生じたこともあった。さきの基本方針の制定により、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を適正に具現化していく道筋が示され、一定の改善に向けて踏み出したといえる。

不正防止等に関しては、これを取り扱う教員並びに職員の倫理観に基づくことはもちろんであるが、制度的にもこれを確立し、趣旨を徹底して適切に取り扱うことは当然のことである。このことから、本学では早い段階でこれらの取り組みを行ってきたところであり、評価しうるものと考えている。

【改善方策】

個人情報については、できる限り早急に、適正な個人情報の取り扱いを定めた「個人情報保護に関する規程」を制定し、学生・大学院生の不利益にならないように運用していきたい。

不正防止については、今後とも学内の規定を見直すと同時に、適正な執行、監査に努めることとしている。

第 13 章 財 務

【到達目標】

教育・研究内容の質的向上及び施設・設備の環境整備の物的向上を推し進め、高度化・個性化・多様化していく教育・研究活動の充実を計画的かつ積極的に行うためには、教育・研究の充実と財務の持続的調和を目標とした財政政策の基本理念を保持し、財政基盤の維持・安定を図る必要がある。学校法人の運営は、教育研究活動の充実・強化と健全な財政の確立とを同時に図ることを目標としている。

安定的な学納金収入を確保し健全な財政運営をするためには、入学者数を増やすことが不可欠である。借入金返済計画や財政改善計画を遂行して財務改善を図るため、「財政改善第 1 次 3 ケ年計画」、「財政改善第 1 次追加計画」、「財政改善第 2 次追加計画」を策定し実施している。更に、寄付金、補助金など外部資金導入の検討を行い、学生生徒等納付金のみに依存しない収入構造とすることを目標としている。（弘前学院財政改善計画の詳細は、「第 14 章(C)大学に対する指摘事項及び勧告に対する対応」に記載）

(a) 中・長期的な財務計画の策定及びその内容

【現状】

a) 中・長期的な財務計画の策定およびその内容

本学は、2005（平成 17）年度より 2 研究科、3 学部体制となり教育研究の充実強化と大学組織の強化に取り組んでいる。また、施設・設備関係の将来計画は常務理事会にて検討を進め、施設設備の改善・整備計画として大学他併設校の既存設備の改築、補修及び IT 化対策について継続検討している。また、教育研究内容の将来計画と密接に連動した財政計画を策定し実施している。

【点検評価】

教育研究の中・長期的計画が、財政基盤の確立・強化に大きく影響されることから、教育研究の充実強化は財政の運営と一体となって展開していく仕組みが必要である。中・長期の教育研究計画は、財政面では重要な計画であり、特定預金を充実させることにより、教育研究計画と財政計画との一体化を図っている。

前述のとおり施設・設備の環境整備計画については、特定預金などで財政計画と一体化できるが、教育研究内容の質的計画については、総合将来計画がたてにくく、長期の財政計画もたてにくい状況にある。

【改善方策】

教育研究の将来計画については、中・長期の計画書を作成後、将来計画を明確化し関係委員会を設置の上、組織的に質的向上の強化を図る。

(b) 教育研究と財政

【現状】

a) 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

本学の現状は、年度ごとに収入確保の計画を策定し、それに基づき支出の整備計画を行い、資金収支予算・消費収支予算の3ヵ年財政計画を作成している。本学の収入予算は、大半が学生生徒等納付金収入であり、この財源に依存しなければならないのが現状である。支出については、教育研究の充実・施設設備の充実、学生確保の推進など経費を予算化することはもとより、第2の収入源である補助金収入（特別補助金）にかかわる経費については管理費を除く全額を予算化し、教育研究の充実と財政基盤の充実が達成できるよう予算配分を行っている。

b) 教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

補助金収入の強化を図る上で、補助金申請の教職員における専門的知識の養成と財政安定の上で人件費の削減を目標としている。

現状では、補助金収入（特別補助金）に絡む教育研究活動経費に予算を重点配分し、補助金申請を積極的に行っている。また、教育研究経費は、帰属収入の23%を目標に予算編成を行い教育研究の充実と財政安定の両立を図っている。

【点検評価】

財政基盤の維持・安定をみる上で、資金収支の状況を分析し、収支の状況と支払資金の顛末を明らかにすることが必要であり、繰越支払資金の確保の状況が最も重要な情報である。表1、2参照

2008（平成20）年度の次年度繰越支払資金は減少しているが、学生生徒の定員確保対策の強化により学生数が増となり、納付金収入も増収となる。また、支出の中で最も比重の高い人件費の削減により、2009（平成21）年度以降の繰越支払資金は増えるものと思われる。

収入については、学生生徒等納付金収入を財政基盤として法人の運営が行われているといえる。支出については、施設・設備の物的向上が教育環境の充実を実現させていることが一目でわかり、教育研究と財政が連動しており点検・評価しやすい。一方、教育研究内容の質的向上については、目的・目標と財政基盤とが連動しているかすぐには結果が出ないので評価しにくいところであるが、より高度な学士力を身につけるため「入学目的意識の涵養、望ましい学生生活の指導など、昨今重視されている初年次教育の必要性も踏まえ、さらに弘前学院大学の特色ある教育のひとつとして、全学部新生を対象に「ヒロガク教養講話」を開設した。

補助金（特別補助金）申請は、教育研究の目的がはっきりしているため、財政との一体化が歴然としている。予算編成は、教育内容で行うのも重要ではあるが、帰属収入の割合で取り組むことで財政の安定が図られる。

【改善方策】

資金収支計算書においては、2004（平成 16）年度より学生生徒等納付金収入の増加によって繰越支払資金が増加してきたが、2008（平成 20）年度は減少した。しかし、2008（平成 20）年度から実施した給与削減と、文学部の授業料の値上げ、奨学金制度の充実を図ったことにより今後は増加するものと思われる。また、施設設備の充実等のため寄付金募集や特別補助金収入の増収を計ることを目的に、公的研究費の管理運営に関する規程を整備し、プロジェクトチームを設置する等事務体制の強化を行った。支出については、学事計画書の提出などにより各部署や学科等の中・長期的な教育研究内容を明確にし、教育目的と財務基盤の関連づけを行う。また、事務分掌規程など関連する規程を検討し、組織、業務の効率化の見直しをするとともに、専任と契約あるいは非常勤講師といった各教科、学部学科ごとの教員組織を再検討し、給与の削減のみならず経費の削減にも取り組み改善を図る。

人件費が帰属収入に占める率を平均的率に抑えるために、県内における国公立に準じて賞与および給与の削減を実施する。その削減された経費を財政の安定を考慮しつつ、奨学金など教育研究経費に配分し、質的・物的な教育研究の向上を図る。

（c）外部資金等

【現状】

a) 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

本学の外部資金収入では寄付金の占める割合が多い。

科学研究費補助金の最近の各年度の新規採択状況は別表のとおりである。科学研究費補助金への申請件数も年々増加している。科学研究費補助金に対する意識も非常に高くなってきているが、大学の研究支援のための組織等の整備を図り、今後も各教員に一層の啓発を続け、更に充実していく必要がある。

（各年度新規採択分）

年 度	申請件数	採択件数	補助金額(千円)
2004（平成 16）年度	4	0	0
2005（平成 17）年度	8	2	4,600
2006（平成 18）年度	14	3	18,800
2007（平成 19）年度	17	5	5,420
2008（平成 20）年度	16	3	330

【点検評価】

財政面からも外部資金の受け入れは大変好ましいことであるが、一方、消費税や法人税法上の収益事業として課税の対象となり手続きが煩雑となるため、事務処理の効率化を図った。

本学の財政は、学生納付金に依存しており、財政基盤の確立のためには、さらに積極的に外部資金の受け入れを促進する必要がある。

【改善方策】

私立大学の充実・特色化を図るには、研究活動をさらに充実・活性化することが一層重要となっており、その研究活動に必要な「研究関係経費」の充実を図ることが必要である。また、近年、本学でも文部科学省科学研究費、外部資金の補助金・助成金等を受ける機会が増え、学術研究の充実・活性化に一層の支援を図っている。しかし、従前に比べて補助金等の種目も多くなり、それに伴い申請等システムも複雑化している。新たな情報の収集活動と多種目の申請等業務を行うため、規程の整備と事務体制の強化を図った。今後は研究者番号を持っている教員が全員申請するよう啓発していく。

(d) 予算編成と執行

【現状】

a) 予算編成の適切性と執行ルールの明確性

予算制度の概要については、以下のプロセスで決定している。

- ①中・長期的な財政の基本計画に基づき、予算編成基本方針案を作成する。
- ②常務理事会において予算編成基本方針案を審議し、決定する。その後、理事会において承認を得る。
- ③各学校へ予算編成基本方針を周知徹底する。
- ④予算原案の作成を行う。
- ⑤評議員会・理事会において予算原案を承認・議決する。
- ⑥予算編成基本方針に基づいて経常経費を中心に各予算配分表を作成する。
- ⑦予算配分表に基づいて各学校へ伝達する。

以上の方法で予算を作成しているが、今後は各所属長からの予算申請書の方式や内容をさらに重視し、出来る限りそれに沿った予算編成を行い、予算配分を行うことを目標としている。

b) 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

データの流れを分析し、データを一括管理できる体制をとっている。

予算の執行に当たっては、次の留意事項に基づいて行っている。

①事前の執行伺いについて

予算執行についての稟議は事前稟議とする。

②予算の目的外の使用について

予算の目的外の使用は原則として認めない。

③予算の超過使用について

配分した予算はその範囲内で執行するもので、予算の超過使用は原則として認めない。

④予算の追加増額について

予算の追加増額は原則として認めないが、当初予測できなかった事態が生じ急に対応しなければならないものについては、願い出により予備費等の範囲内で承認することがある。

⑤物品調達について

物品の購入、工事の請負等、支出の原因となる契約等をする場合は、「固定資産及び物品調達規程」により原則として入札に付さなければならない。

⑥予算の進捗管理について

各部門・部署に配布された予算については、法人財務において併設学校および各教科・学部・学科・部署別と各科目別予算の進捗状況を管理する。

⑦出張旅費について

用務に必要な人員、出張日数、時間の繰り合わせ等、合理的かつ必要最小限を旨として出張旅費の節減に努める。

⑧予算の有効使用と節減努力について

配分された予算は必ず全額消化というものではなく、その執行に際しては効率化を図るとともに節減に努める。

以上のように予算執行に当たっては、十分注意し照合と確認を行っている。

【点検評価】

予算については、基本的に消費収支のバランスを念頭において予算編成を行なっている。予算編成に当たっては、学生生徒等納付金・入学検定料・補助金・寄付金等の収入の確保と教育・研究の充実と施設・設備の維持・管理等の強化を図りつつ、コスト意識をもって支出の削減を行い、収支の均衡予算の実現に努めている。

本法人は、各校の予算申請書類（積算表）の積み上げ方式で収支のバランスをみて予算編成を行っている。また申請書類は、経常経費、新規経費、人件費に分かれており、新規経費については、理由書を添付することにより教育研究の内容を把握することができる。経常経費については光熱水費、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、広告費などの一般的経費や奨学費、委託手数料、支払報酬費、公租公課などの義務的（既定）経費がある。経常経費は常にその必要性の見直しを図っているが、新規に予算を承認した経費、特に委託手数料などは、次年度以降は経常（既定）経費となるので、全体の予算の中で経常経費の割合が増加し、新たな事業計画が積極的に行えない状況である。経常経費の十分な見直しを行うことにより新規経費の割合を増加させ、新規事業を積極的に行えるよう対処する必要がある。

前述の留意事項に基づき予算の執行時においても支出の節減を行っている。また、効率

的に予算執行ができるように一定の権限委譲を行い、予算の執行管理の効率化を図っている。また、本学では、法人財務に経理システムを導入している。データは法人財務課で一括入力し、データの管理と予算差し引きなど予算執行管理の事務機能を果たしている。

【改善方策】

本法人の予算編成は積み上げ方式を採用し、基本的に形態別予算と目的予算に区分している。2005（平成 17）年度より事業目的に沿った予算配分ができるよう各事業の計画書を提出させている。

予算執行については、データは法人財務で一括管理しているが、さらに事務機能の充実に努める。

（e）財務監査

【現状】

a) 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

私立学校法の改正に則り監事の職務を明確化し機能の強化を図った。評議員会への出席などを含め、監事がアカウンタビリティの履行ができる仕組みに改善した。

現状は、評議員会において法人の業務状況、資産管理（財産）の状況や理事の業務執行の状況について報告し、その中で公認会計士による財務監査である決算監査の報告が行われている。また、理事会には、監事も出席し上記の状況や財務監査の報告、検証を行っている。さらに、法人は事業報告書を作成し、業務状況、財務状況、理事の業務執行状況を広く公開している。

財務監査は、公認会計士による監査と法人役員の監事による監査を実施し、現状では問題はない。

【点検評価】

評議員会、理事会において各々の状況を報告、検証することは、管理運営の機能の充実を図り、安定した学校経営を行う上で重要である。理事会には監事も含まれており理事が監事に対して法人の各々の状況に関する情報を提供するなど十分機能している。また、年度末には公認会計士と監事の会合を持ち、公認会計士に指摘された事項の改善状況などの検証を行っており問題ない。また、監事は評議員会にも陪席している。評議員会の構成メンバーのほとんどが学校関係者で占められており、学校関係者の意向が反映されやすい構成となっているのは事実である。財務監査におけるアカウンタビリティの履行状況からいうと「学校法人の財務状況」や「理事の業務執行の状況」を監査する機関は監事であり、監事は評議員会の求めに応じて法人の業務状況、財産の状況、理事の業務執行の状況について監査報告を行うことが重要である。そのために評議員会の同意を得て監事は評議員会に陪席し、必要に応じ説明をしている。

これらの監査によって、学校法人会計基準に基づいた経理処理の適正性、継続性と財務状態、収入状況の均衡状態など経営内容の健全性、安全性について検証されている。公認

会計士による監査については、監査人数・日数も十分であり、財務書類の監査はもとより理事会議事録、評議員会議事録により議案、報告の監査も行われている。会計業務の問題点については、監査日以外であっても電話やメールにて相談を行っている。

【改善方策】

現状、監事の勤務形態としては非常勤であるが、今後は、監事監査規程の整備、内部監査体制の導入も検討する必要がある。

(f) 私立大学財政の財務比率

【現状】

a) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

法人の財政の現状について、消費収支計算書、貸借対照表の過去5年間の数値を用いて、日本私立学校振興・共済事業団『平成20年度版今日の私学財政』をもとに検証することとした。

①消費収支計算書の状況

消費収支計算書は、法人の経営状況を明らかにし、消費支出とこれに充当しうる消費収入が持続的に均衡しているかの状態を明らかにするためのものである。学校法人会計では、まず基本金組入額を帰属収入で確保しなければならないが、その後、教育・研究の充実と財務の持続的調和をどのように実現しているか見るために、消費収支計算書の構成バランスの情報が財務分析の上で重要となる。

以下、表3・4の消費収支計算書関係比率について検証する。

ア. 経営状況

消費支出比率〔消費支出÷帰属収入〕は、消費支出の帰属収入に対する割合を示すもので、この比率が低いほど、帰属収入から消費支出を差し引いた金額が大きくなり、その分自己資金が充実することから、経営に余裕があるとみなすことができる。逆にこの比率が100%を超えると、基本金組入前ですでに消費収支が赤字になり、経営が苦しいことを意味する。本法人は2004（平成16）年度新学部開設に伴い100%を超えている。

今後はこの比率が上昇しないよう80%台を目標に努力する必要がある。大学部門においては、2007（平成19）年度以降100%を下回っているが今後更に努力を要する。

イ. 収入構成

学生生徒等納付金比率〔学生生徒等納付金÷帰属収入〕は、学生生徒等納付金の帰属収入に占める割合を示すもので、学生生徒等納付金は帰属収入の中で最大の比重を占めるものであり、この比率が高い水準で安定的に推移していることが望ましいといえる。本法人は、毎年70%台で推移している。また、大学部門においては80%を超えており、毎年安定的に高水準で推移し特に問題はないが、比率が高くなるということは、逆に他の収入の比率が低いことを意味しているため、このような状態が今後の本法人にとって好ましいか、他の収入源状況ともあわせて検討が必要である。

寄付金比率〔寄付金÷帰属収入〕は、寄付金の帰属収入に占める割合を示すもので重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入が確保されることが経営的に好ましいが、高い水準を恒常的に維持することは容易ではない。本法人は、毎年度低い水準であり、2006（平成18）年度は創立120年記念募金事業を始めたので1.8%と上昇がみられたもののまだ高い水準とは言えない。今後さらに確保に努める必要がある。

補助金比率〔補助金÷帰属収入〕は、国または地方公共団体の補助金の帰属収入に占める割合を示すもので、帰属収入のうち学生生徒等納付金に次ぐ第2の収入源であり、補助金収入は必要不可欠なもので、この比率は高水準であることが好ましいといえる。しかし、この比率が高いということは、学生生徒等納付金やその他の収入が相対的に少ないことを示していることにもなる。本法人は、2004・05（平成16・17）年度は20%を超えている。また、大学部門においては、2004・05（平成16・17）年度は10%を超えている。これは帰属収入の増加によるもので、その意味では特に問題はないが、補助金比率はより高い水準が好ましいことから、学校法人としては恒常的に20%台、大学部門10%台を目標に努力する必要がある。

ウ. 支出構成

人件費比率〔人件費÷帰属収入〕は、人件費の帰属収入に対する割合を示すもので、人件費は消費支出のなかで最大の比重を占めているため、この比率が特に高くなると、消費支出全体を大きく膨張させ消費収支のバランスを崩し悪化を招くことになる。本法人は、2004（平成16）年度より70%超え高い値であるが、今後早い時期に60%台にする事を目標にしている。また、大学部門は、2007・08（平成19・20）年度は60%台であるが、さらに努力する必要がある。

教育研究経費比率〔教育研究経費÷帰属収入〕は、教育研究経費の帰属収入に対する割合を示すもので、教育研究活動の維持、発展のために消費収支のバランスを崩さない限り高い比率になることが望ましいといえる。本法人は、2005（平成17）年度はより20%を超え、今後もバランスを崩さないように23%前後で維持することが必要である。大学部門も同様の割合となっており、今後においても教育研究の充実のために23%前後で推移することが必要である。

管理経費比率〔管理経費÷帰属収入〕は、管理経費の帰属収入に対する割合を示すもので、教育研究費以外の経費であり、学校法人の運営のためには、ある程度の支出はやむを得ないが、比率としては低い方が望ましいといえる。本法人は、2006・07（平成18・19）年度は1桁台を維持していたが、2008（平成20）年度は47.5%と跳ね上がった。大学部門は、1桁台で維持している。

借入金等利息比率〔借入金等利息÷帰属収入〕は、借入金等利息の帰属収入に対する割合を示すもので、資金調達を他人資金に依存していることから発生するものであり比率は低い方がよいといえる。本法人は、2007（平成19）年度より2%台の利息が発生しており、これは長期借入金によるものである。大学部門においても同様である。

基本金組入率〔基本金組入額÷帰属収入〕は、帰属収入の中からどれだけ基本金を組入れたかを示すもので、学校法人の諸活動に不可欠な資産の充実のためには、高い水準が望ましいといえる。本法人、大学部門とも資産取得額の100%を組入れしているのに、未組入れ額が0となっている。

減価償却費比率〔減価償却額÷消費支出〕は、減価償却費の消費支出に占める割合を示すもので、比率の高低の評価については、どちらともいえないが、本法人は毎年7%から8%台、大学部門は8%から10%台で推移しており、普通の水準といえる。

エ. 収支バランス

人件費依存率〔人件費÷学生生徒等納付金〕は、人件費の学生生徒等納付金に対する割合を示すもので、人件費は学生生徒等納付金の範囲内つまり、100%を超えてはならないといえる。本法人は、2004(平成16)年度より100%を超え、高い水準となっていたが、2008(平成20)年度は96.4%と100%を下回ったが依然高い水準となっている。この点から人事(教職・行政・技能)組織の更なる改革等が必要である。大学部門においても、70%~80%台で推移しており、2008(平成20)年度から実施している給与の削減及び今後の人事組織の改革等によって60%台を維持することを目標とする必要がある。

消費収支比率〔消費支出÷消費収入〕は、消費支出の消費収入に対する割合を示すもので、この比率が100%を超えると、消費支出が消費収入を上回る消費支出超過(赤字)となり、100%未満であると消費収入超過(黒字)となる。一般的に100%前後が望ましく、黒字にして資金蓄積を図るならば、低い値ほど良いといえる。本法人は、2004(平成16)年度から100%を超え、このことは新学部設置に伴う経費により消費支出が増加したことによるもので、年々低下傾向を示しているが今後とも、100%を割るように努める必要がある。また、大学部門においても同様、90%台を推移しているが、今後とも100%を超えないよう注意が必要である。

以上のように消費収支計算書関係比率について、ア. 経営状況、イ. 収入構成、ウ. 支出構成、エ. 収支バランスの4分類と学校法人・大学部門について現状の説明をした。

また、表5の消費収支計算書を見てみると、帰属収入のうち、最大の収入源である学生生徒等納付金は2004(平成16)年度以降伸び、帰属収入は増加している。基本金組入額は2004(平成16)年度は新学部校舎建設に伴い大きな組入額となり、その結果帰属収入から基本金組入額を除いた消費収入は、減少となっている。また、消費支出のうち教育研究経費・管理経費は平均的支出を保っている。人件費は全国平均と比較すると高い水準にあったが、2008(平成20)年度より給与の減額を実施したことにより全国平均より下回った。消費収入と消費支出のバランスは悪く、2004(平成16)年度より支出超過となっているが新学部の校舎等の建設による影響である。

②貸借対照表の状況

貸借対照表は、会計年度末での財政状態を表わし、資産の保有状況と資産の取得源泉である負債、基本金、消費収支差額を表示するものである。すなわち、教育研究活動のため

に必要な財産の保有状態を表わすもので重要な財務情報となる。

以下、表6の貸借対照表関係比率について検証する。

ア. 自己資金充実度

自己資金構成比率〔(基本金+消費収支差額)÷総資金〕は、基本金と消費収支差額を合計した自己資金の総資金(負債+基本金+消費収支差額)に占める構成割合であり、この比率は、高いほど財政的に安定しており、50%を割ると他人資金が自己資金を上回っていることになる。本法人は、70%から60%台を維持し好ましい水準であるといえるが、今後さらなる向上に努める必要がある。

消費収支差額構成比率〔消費収支差額÷総資金〕は、学校法人の資金調達源泉に占める消費収支差額の割合を示し、学校法人の設立以降当該会計年度までの消費収支差額を総資金で除法した割合である。この消費収支差額は、支出超過(累積赤字)であるよりも収入超過(累積黒字)であることが望ましいが、支出超過状態にあっても支出超過額が減価償却累計額を下回っていれば実質的には累積黒字の状態にあるともいえる。法人は2004(平成16)年度より支出超過額が減価償却累計額を上回っており、改善に努める必要がある。

基本金比率〔基本金÷基本金要組入額〕は、基本金要組入額に対する組入済み基本金の割合で、この比率の上限は100%であり、100%に近づくほど望ましいといえる。本法人は、2006(平成18)年度より100%に達しており、今後も維持するように努める必要がある。

イ. 固定資産取得源泉

固定比率〔固定資産÷自己資金〕は、固定資産の取得が自己資金で賄えているかを表す比率で100%を超えることは自己資金で賄えていないことを表し低い値が良いとされる。本法人は、2004(平成16)年度以降100%を超えているので100%以下にするように努める必要があるが、固定資産は、教育研究事業にとって必要不可欠であり、大規模な施設・設備投資には、他人資金を投入せざるをえない場合もあるといえる。そしてこの場合、固定比率が100%以上であっても、固定長期適合比率をみることによって、また、固定資産のうち有形固定資産とその他の固定資産の割合を分析することによって、財政の安定性を計ることができることになる。

固定長期適合率〔固定資産÷(自己資金+固定負債)〕は、固定資産の、自己資金と固定負債を合計した長期資金に対する割合を示すもので、100%以下で低いほど良いといえる。100%を超えた場合は、財政の安定性に欠け、長期的に見て不安があることを示している。法人は、2004(平成16)年度以降80~90%台で推移していたが、2008(平成20)年度は100%を超えた。今後は80%台を維持するように努める必要がある。

ウ. 資産構成

固定資産構成比率〔固定資産÷総資産〕は、有形固定資産とその他の固定資産を合計した固定資産の総資産に占める割合であり、一般にこの比率が特に高い場合は、資産の固定化が進み流動性に欠けているといえる。法人は、2004(平成16)年度から80%に近い数値で推移し、2007(平成19)年度全国平均85.9%に比較するとやや下回っている。2008(平

成 20)年度は 94.4%と高めであるが、今後は全国平均に近づけるよう努める必要がある。

流動資産構成比率〔流動資産÷総資産〕は、流動資産の総資産に占める構成割合であり、この比率が高いということは、資産のなかで現金又は 1 年以内に現金化が可能な資産の占める割合が高いことを示しており、資金流動性に富んでいると見ることができる。逆に、この比率が低い場合には、資金流動性に欠け、資金繰りが苦しいと判断できる。法人は、20%～19%で推移しており、2007(平成 19) 年度全国平均 14.1%に比較すると、やや高い率にあったが、2008(平成 20)年度は 5.6%と全国平均を大きく下回り、今後さらなる努力をし、改善に努める必要がある。

減価償却比率〔減価償却累計額÷減価償却資産取得額〕は、減価償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合であり、比率の高低の評価については、どちらともいえないが、法人は、2004(平成 16) 年度から 30%後半から 40%台で推移し全国平均 41.8%からすると問題のない水準といえる。

エ. 負債対応資産

流動比率〔流動資産÷流動負債〕は、流動負債に対する流動資産の割合を示すもので、普通 200%以上であれば良いとされているが、100%を大幅に割っている場合は、資金繰りが苦しいことになる。法人は、2005(平成 17) 年度まで 200%を超えているが 2006(平成 18) 年度は 200%以下になった。2008(平成 20)年度は 36.2%と大幅にダウンした。今後は 200%を目標として、さらに改善を図っていくことが必要である。

前受金保有率〔現金預金÷前受金〕は、前受金と現金預金との関係比率を示すもので、この比率が 100%を割ると、前受金が先食いされているか、現金預金以外のものに運用されているかを示している。特に先食いされている場合は、資金繰りが苦しい状態の表れと考えられる。法人は、2007(平成 19)年度までは 100%を超えてはいるが、2008(平成 20)年度は 73%とダウンしたため、今後さらなる改善に向け努力する必要がある。

退職給与引当預金率〔退職給与引当特定預金÷退職給与引当金〕は、退職給与引当金に対してどれだけの資金を保有しているかを示す比率であり、法人は、全国平均 69.8%から比較しても高い水準にあり、問題はない。

オ. 負債構成

固定負債構成比率〔固定負債÷総資金〕は、固定負債の総資金に占める構成割合であり、この比率は総資金のうち長期的な債務の割合を見るもので高い値は好ましくない。法人は、2004(平成 16) 年度以降 18%～24%となり、全国平均 7.2%に比較するとやや高い値となっている。しかしその引当特定資産として金融資産で確保しているので、特に問題はない。

流動負債構成比率〔流動負債÷総資金〕は、流動負債の総資金に占める構成割合であり、この比率は短期的な債務の比率を示したもので、財務の安定性を確保するためには、低い値が良いといえる。法人は、5%から 15%前後で推移しており、全国平均 5.6%から比較すると若干高い比率となっている。流動負債には、短期借入金、未払金、前受金などがあるが、前受金は翌年度の帰属収入となるもので、借入金、未払金は翌年度において支出にな

るものである。流動負債の構成要素が借入金などの支出が中心でしかも比率が高い場合は問題がある。

総負債比率〔(固定負債+流動負債)÷総資産〕は、固定負債と流動負債を合計した負債総額の総資産に対する割合を示すもので、低いほどよく50%を超えると負債総額が自己資金(基本金+消費収支差額)を上回ることとなり、100%を超えると負債総額が資産総額を上回る状態で債務超過となる。法人は、2004(平成16)年度以降24.7%~40.1%と高い値となっている。これは長期借入金によるものである。

負債比率〔総負債÷自己資金〕は、他人資金と自己資金との関係を示すもので、低い方が望ましいといえる。法人は、2004(平成16)年度以降32.8%~66.9%と推移しており、全国平均14.7%から比較すると高い値であるが、総負債(他人資金)が自己資金を下回っているので特に問題はないが、今後さらなる改善に努力する必要がある。

以上のように貸借対照表関係比率についてア. 自己資金充実度、イ. 固定資産取得源泉、ウ. 資産構成、エ. 負債対応資産、オ. 負債構成の5つの視点から現状を分析した。

表7の貸借対照表の計算構造としては、資産の部は財産の運用形態を表わし、通常標準値は全体(合計)に対して、有形固定資産は60%、その他の固定資産は20%、流動資産は20%と言われており、一方、負債、基本金及び消費収支差額は調達源泉を表わし、全体(合計)に対して、負債(他人資金)は20%、基本金+消費収支差額(自己資金)は80%と言われている。2008(平成20)年度法人は、有形固定資産92%、その他の固定資産2%、流動資産6%であり、一方、負債は40%、自己資金60%となっており、流動資産と有形固定資産とのバランスを改善することが必要となっている。

以上、財務比率の現状を見ると、本法人の収入の大半を占めているのが学生生徒等納付金であり、この財源に頼らなければならないのは学校法人の宿命でもある。したがって、学生の確保に積極的に取り組むことはいままでもないが、今後ますますの少子化により、安定的な学生確保が不透明である現状では、学生生徒等納付金以外の財源の確保を検討し収入の持続的な安定を図ることが重要である。支出については、教育研究活動に支障を来さないよう削減、節減に取り組むことにより支出の効果的な配分を行うことが必要である。

【点検評価】

本学の経営状況について、①消費収支計算書の状況及び②貸借対照表の状況を各々の数値を用いて分析した。こうした分析の中で、計算構造や関係比率において改善を要し、さらに努力を必要とする財務状況にある。今後も分析比率を重視して、特に人件費比率の改善に努め収支の均衡、健全な財政の維持に努める必要があると考える。

以上見てきたように消費収入の状況は、学生生徒等納付金の増加により帰属収入が増加し、その結果一部を除いて経営状況、支出構成、収支バランスが改善しつつある。一方、消費支出の状況では、人件費が最も大きな比重を占めているが、人件費の増加は財政圧迫の要因となるため、給与の減額を実施した。今後は組織や業務の見直しを行い、アウトソ

ーシング化などを含め事務体制の強化、改善に努めている。また、教育研究経費・管理経費のバランスを考慮し、重点配分を行うことにより教育・研究内容の一層の充実強化を図ることも必要である。さらに、貸借対照表においては、教育研究活動に必要な施設・設備等の固定資産の維持、管理が重要である。本法人は、創立 123 年を迎えたが、現在校舎には 30 年以上経過しているものがあり、逐次改善を図らなければならない。このような中で、これら施設・設備の維持、管理には多額の経費が必要となることから、財政の安定性と教育研究活動の強化の両者を見据え、流動資産と固定資産のバランスの改善を図る必要がある。

【改善方策】

学校法人の運営は、教育研究活動の充実・強化と健全な財政の確立を同時に図ることが必要である。

①収入の持続的な安定

今後の収入の持続的な安定を図るため、寄附金募集の取組み、補助金申請の積極化や新たな事業収入に取り組む課題はあるが、その中でも 1. 教育研究と財政で述べたように各担当部署の事務体制の強化を図り、寄附金については 2006（平成 18）年度に創立 120 年募金募集が開始され 2008（平成 20）年度も継続されている。補助金については、予算配分が一般補助から特別補助に移行している傾向にあるため、特別補助の申請に積極的に取組み、教育研究の拡大・充実を図る。

②支出の効果的な配分

消費収支計算書関係比率の支出構成で説明したとおり、人件費比率が支出のなかで最も大きな比重を占めている。1. 教育研究と財政で述べたように、学生生徒納付金収入の増、人件費の削減、組織再編により人件費の削減を図ることにより、収支バランスに取り組むことが、教職員の意識改革にもなり、管理経費等の一般経費の削減にもつながると考える。これらの削減・節減された経費は、留保するものではなく、収支のバランスを考慮しつつ、教育研究活動の経費に重点配分していくことが重要である。以上のことは、すぐに大きく転換することは困難であるが、見直し・削減を重ねていく中で、収支の均衡を段階的に図っていくことが可能となる。

繰越支払資金の状況（学校法人）

表 1

（単位：千円）

年 度	2004（平成 16） 年度	2005（平成 17） 年度	2006（平成 18） 年度	2007（平成 19） 年度	2008（平成 20） 年度
前年度繰越支払資金	2,122,488	936,836	865,409	854,780	826,302
次年度繰越支払資金	936,836	865,409	854,780	826,302	164,966
差 異	△ 1,185,652	△ 71,427	△ 10,629	△28,478	△661,336

収容定員数と在籍学生数の状況（大学部門）

表 2

各年 5 月 1 日現在

年 度	2004（平成 16） 年度	2005（平成 17） 年度	2006（平成 18） 年度	2007（平成 19） 年度	2008（平成 20） 年度
収 容 定 員 数	820	880	940	990	1,040
在 籍 学 生 数	735	788	822	840	823

消費収支計算書関係比率（学校法人）

表 3

（％）

		比 率	2004（平成	2005（平成	2006（平成	2007（平成	2008（平成	2008（平成 20）年度 全国平均 （医歯系法人を除く）
			16）年度	17）年度	18）年度	19）年度	20）年度	
経 営 状 況	消費支出比率		170.0	115.3	114.4	109.6	148.4	
収 入 構 成	学生生徒等納付金比率		73.6	74.8	76.3	78.1	79.7	73.0
	寄付金比率		0.8	0.7	1.8	1.2	0.6	2.4
	補助金比率		22.8	21.6	19.5	18.4	17.5	12.5
支 出 構 成	人件費比率		76.6	79.0	82.6	79.2	76.8	52.8
	教育研究経費比率		18.9	22.8	22.3	22.0	21.8	31.0
	管理経費比率		73.8	10.3	7.2	6.1	47.5	9.9
	借入金等利息比率		0.0	1.8	1.9	2.1	2.2	0.4
	基本金組入率		71.1	10.8	2.3	0.8	0.2	13.2
	減価償却費比率		4.4	8.4	8.6	8.6	6.6	10.9
収支バランス	人件費依存率		104.1	105.6	108.2	101.4	96.4	72.3
	消費収支比率		587.9	129.3	117.1	110.5	147.8	115.0

消費収支計算書関係比率（大学部門）

表 4

(%)

	比 率	2004 (平成	2005 (平成	2006 (平成	2007 (平成	2008 (平成	2008 (平成 20) 年度 全国平均 (医歯系大学を除く)
		16) 年度	17) 年度	18) 年度	19) 年度	20) 年度	
経 営 状 況	消費支出比率	88.7	104.0	102.5	96.8	93.3	
収 入 構 成	学生生徒等納付金比率	83.7	85.0	87.4	89.4	90.6	78.8
	寄付金比率	0.8	0.8	0.8	0.6	0.5	2.2
	補助金比率	13.5	12.2	9.7	8.2	7.2	9.2
支 出 構 成	人件費比率	66.3	70.7	73.7	69.5	66.3	48.7
	教育研究経費比率	17.0	22.1	21.5	20.8	20.2	33.1
	管理経費比率	4.6	7.3	5.1	4.5	5.4	7.3
	借入金等利息比率	0.0	1.6	1.7	1.8	1.3	0.4
	基本金組入率	1.2	12.9	2.5	0.9	0.8	11.5
	減価償却費比率	8.0	9.4	9.6	9.6	10.2	12.2
収支バランス	人件費依存率	79.2	83.2	84.3	77.7	73.1	61.8
	消費収支比率	89.8	119.4	105.0	97.7	94.1	104.0

消費収支計算書（学校法人）

表 5

(単位：千円)

	2004 (平成 16)	2005 (平成 17)	2006 (平成 18)	2007 (平成 19)	2008 (平成 20)
	年度	年度	年度	年度	年度
【消費収入の部】					
学生生徒等納付金	1,139,946	1,240,715	1,279,408	1,329,078	1,311,858
帰属収入合計	1,549,120	1,658,438	1,677,254	1,701,248	1,646,850
基本金組入額合計	△ 1,101,166	△ 179,547	△ 38,683	△ 13,441	△ 3,864
消費収入の部合計	447,954	1,478,891	1,638,571	1,687,806	1,642,986
【消費支出の部】					
人 件 費	1,186,341	1,309,770	1,384,891	1,348,221	1,264,091
教 育 研 究 経 費	292,117	378,899	374,808	374,151	359,319
管 理 経 費	1,143,464	170,293	120,737	103,580	782,484
消費支出の部合計	2,633,680	1,912,728	1,918,512	1,864,578	2,443,934
当年度消費収入(支出)超過額	△ 2,185,726	△ 433,837	△ 279,941	△ 176,772	△ 800,949

貸借対照表関係比率

表 6

(%)

		比 率	2004 (平成	2005 (平成	2006 (平成	2007 (平成	2008 (平成	2008 (平成 20) 年度
			16) 年度	17) 年度	18) 年度	19) 年度	20) 年度	全国平均 (医歯系法人を除く)
自 己 資 金 充 実 度	自己資金構成比率	75.3	71.2	68.2	66.9	59.9	87.3	
	消費収支差額構成比率	△ 38.8	△ 48.6	△ 56.3	△ 62.2	△ 98.6	-6.8	
	基本金比率	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	96.8	
固 定 資 産 取 得 源 泉	固定比率	105.8	113.4	118.5	120.5	157.5	99.4	
	固定長期適合率	85.3	87.2	90.1	91.1	111.7	91.8	
資 産 構 成	固定資産構成比率	79.7	80.8	80.8	80.6	94.4	86.7	
	流動資産構成比率	20.3	19.2	19.2	19.4	5.6	13.3	
	減価償却比率	37.2	31.6	42.5	50.0	49.2	42.9	
負 債 対 応 資 産	流動比率	310.2	261.7	186.1	168.0	36.2	238.6	
	前受金保有	471.7	399.6	399.2	398.7	73.0	295.5	
	退職給与引当預金率	115.8	138.6	171.6	128.0	94.5	70.6	
負 債 構 成	固定負債構成比	18.1	21.4	21.5	21.6	24.6	7.2	
	流動負債構成比	6.5	7.3	10.3	11.6	15.5	5.6	
	総負債比率	24.7	28.8	31.8	33.1	40.1	12.7	
	負債比率	32.8	40.4	46.6	49.6	66.9	14.6	

表 7

貸借対照表の計算構造

(%)

		2004 (平成	2005 (平成	2006 (平成	2007 (平成	2008 (平成 20)	通常標準値
		16) 年度	17) 年度	18) 年度	19) 年度	年度	
資 産 の 部	有形固定資産	78	79	79	78	92	60
	その他の固定資産	2	2	2	2	2	20
	流動資産	20	19	19	20	6	20
	計	100	100	100	100	100	100

負 債 の 部	負債 (他人資金)	25	29	32	33	40	20
	基本金 + 消費収支差額 (自己資金)	75	71	68	67	60	80
	計	100	100	100	100	100	100

第14章 点検・評価

【到達目標】

本学においては、学校教育法、同施行規則の改正により、認証評価を受けることが義務化される以前から、自己点検・自己評価委員会を組織し、本学の教育・研究水準の維持・向上に努めており、認証評価が義務化された段階で、認証評価機関を大学基準協会としたところである。既に2006（平成18）年度認証評価並びに正会員としての加盟判定審査を受け、2007（平成19）年3月に、大学基準に適合し、正会員としての加盟判定審査に合格であるとの評価を受けた。

この度の認証評価以前は、自己点検・自己評価は文字通り「自己」の範囲での活用が主であったが、これを機に、評価結果を広く社会に公開し、積極的に学外からの意見に耳を傾けるとともに、主体的に本学の状況について説明責任を果たすべく方策を展開することにより、本学の社会的ステータスを高め、今後ともその姿勢を貫くこととしている。

（a）自己点検・評価

【現状】

a) 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

1992（平成4）年11月に弘前学院大学・弘前学院短期大学自己点検・自己評価準備委員会を設立、1993（平成5）年4月に正式に委員会を発足、1994（平成6）年3月学内用報告書を作成して委員会を解散。同年5月、外部公表のための報告書作成のため新たに委員会を発足、1996（平成8）年12月「弘前学院大学・弘前学院短期大学一現状と課題一」を作成した。

この後、1999（平成11）年度の短期大学生活福祉学科の大学社会福祉学部への改組を経て、2001（平成13）年10月改めて自己点検・自己評価委員会を組織し、2002（平成14）年3月報告書を作成した。

2004（平成16）年度には、国の法律改正を受けて認証評価を受ける体制を整えることとし、国の定める認証評価機関のうち、本学が受けるべき認証評価機関を大学基準協会とすることを決定した。2006（平成18）年度の加盟判定審査・認証評価申請を行うこととし、2005（平成17）年度中に学内の自己点検・評価を行い、報告書を作成した。

2006（平成18）年4月に認証評価及び加盟判定審査を申請、同年10月の実地視察を経て、2007（平成19）年3月末日に「大学基準協会の大学基準に適合し、正会員への加盟・登録を承認」されたところである。

評価結果は新聞紙上に掲載され、また、大学基準協会から冊子として公表されたところであるが、本学独自の方針として、これをホームページ上に掲載して社会に公表したところである。

自己点検・評価委員会は、「弘前学院大学自己点検・自己評価委員会規程」に基づいて組

織され、学長を委員長として、宗教主任、各学部長、各研究科長、図書館長、事務長、その他の委員から成る。2009（平成 21）年度より同規程第 8 条（幹事）に基づいて、幹事として副委員長（教員 1 名）を委員会の構成員に加え、2010（平成 22）年度大学認証評価申請に向けて学内の体制を整えた。

委員会は、定められた項目について点検・評価を行うものとし、点検評価の対象となる事項、評価結果の公表方法、活用方法を審議することとしている。また、委員会は具体的な実施について実施委員会を設けてこれに委託することができることとするが、最終的な責任は委員会が持つこととしている。

b) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

「弘前学院大学自己点検・自己評価委員会規程」は、委員会の任務として「委員会は、点検・評価の対象とすべき事項、評価結果の公表方法及び評価結果の活用方法について、審議するものとする。」と定めており、自己点検・評価を基に改善・改革を行うための基幹的機関となることを定めている。

【点検評価】

2007（平成 19）年 3 月に公表された認証評価、加盟判定審査においては、入学者の確保、大学全体としての共通的な基礎教育の充実、シラバスの改善、FDへの取り組みなどについて、また、施設設備については校舎のバリアフリー化への対応、電子機器の充実、自己点検については資料の杜撰さ、財務関係の諸課題が指摘されたところである。すでに、この 2 年間で改善され、また、改善の方向性を見出して取り組みを始めたものもあるが、なお、引き続き取り組みを進めるべきものも明らかになってきている。

これまで、委員会は報告書の発行を以てその業務の大半を終えた観を否めないが、2006（平成 18）年度の認証評価はこの意識を大きく変える契機となっているものと考えられた。

この機運を維持するため、2007（平成 19）年には同年 5 月 1 日の状況を基に自己点検・評価を行い、その成果をホームページ上に公表した。更に、この度、2009（平成 21）年 5 月 1 日の状況を基に自己点検・評価を行って 2 度目の認証評価を受けることとしたものであり、前回認証評価時に比し、改善のスピードは必ずしも速くはないが、確実にその歩みを進めていると評価することができ、委員会の有効性は堅持されていると考える。

【改善方策】

点検・評価委員会は、点検・評価報告書を作成することが本務ではなく、委員会として下した評価及び改善方策を提言、実施させる機関に成長するよう、自ら努力する必要がある。このため、引き続きそのあり方を検討する必要があるが、当面、現行の業務を継続することにより、学内の改善に努めることが肝要と考えている。

(b) 自己点検・評価に対する学外者による検証

a) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状】

大学基準協会は、2006（平成 18）年 4 月に提出した本学の自己点検・評価報告書を審査し、更に、同年 10 月には、評価委員を本学に派遣して実地調査を実施、文書による自己点検・評価の報告の客観性、妥当性を審査した。特に、完成途上にある看護学部や、報告書に不十分な大学院文学研究科の状況については、細かな質疑応答を通じて報告書の不備を補完するなど、また、財務状況については、時を改めてヒアリングを実施いただくなどの検証を行っていただいた。

引き続き、2007（平成 19）年度には自己点検・評価を本学ホームページ上に公開したほか、2009（平成 21）年 5 月 1 日の状況を基に評価を受けることとした。

【点検評価】

内部検証では指摘し得ない部分を明らかにすることは、学外者による検証を待たなくては容易にはできないことである。この度、認証評価をパスし、大学基準協会正会員資格を得たことは、大学としてのステータスを高めたものであり、この事実を尊重するとともに、内容の充実に努めてきた。

この間、看護学部の完成を見、各学部のカリキュラムの改善を行うなど、特にソフト面での改善が進んだことは大きな成果である。

【改善方策】

時代の流れを分析し、先手を打って大学を改革する必要がある。そのためには情報を収集し、分析し、対応策を考え、実行することが不可欠である。学外者の指摘の客観性を尊重し、今後も外部評価を継続することとしている。

このためには、自己点検・評価委員会の意向を受けて具体的な改革に取り組むことができる、独立した部署（教学、事務合同）の創設が今後検討される必要がある。

(c) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

a) 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

【現状】

文部科学省からの指摘事項に対しては、学長、学部長を中心に速やかに対応しており、改善のために常に努力している。

また、大学基準協会からの「助言」や「勧告」に対しても、学内であらためて点検・評価を実施し、対応計画を検討することとしている。特に「勧告」については、遅滞なく対応が求められていることもあり、改善状況を報告しながら対応している。

大学基準協会による 2006(平成 18)年度加盟判定審査及び認証評価を受けた際に指摘された事項と、それに対する取り組みは以下のとおりである。

【点検評価及び改善方策】

《助言事項》

1 教育内容・方法（1）教育方法等

- 1) 文学部では一年間に履修登録できる単位数の上限が60単位であり、社会福祉学部では履修登録単位数の上限が設定されていないので、改善が望まれる。

《助言を受けた事項への対応等》

社会福祉学部の授業科目の履修及び単位の修得については、学生便覧に本学に4年以上在学し、基礎教育科目6単位、社会福祉学支援科目4分野52単位、社会福祉専門教育科目4分野72単位以上修得を卒業要件としており、社会福祉学部の履修登録単位数の上限を示して学生に説明している。（学生便覧56頁に記載）

《助言事項》

1 教育内容・方法（1）教育方法等

- 2) 文学部ならびに社会福祉学部では、FD活動への取り組み、授業評価への取り組みが十分とは言えない。教員に授業評価の結果をフィードバックする等の改善が必要である。

《助言を受けた事項への対応等》

授業の評価結果をフィードバックして指導に生かして行くことは極めて大切であり、教授会終了後の時間を利用してFDを全体の研修会に位置づけ、事例報告を用いて協議を進めている。（自己点検・評価報告書93頁及び学生便覧54頁に記載）

《助言事項》

1 教育内容・方法（1）教育方法等

- 3) 文学部並びに社会福祉学部では、シラバスの記入項目は統一されているものの、内容が簡略であるとともに記述の精粗がみられ改善が望まれる。また、看護学部は学年進行中であるためか、シラバスでは授業の目的または行動目標、テーマが記載されていない科目が多く見受けられる。しかし、少なくとも1年次の科目においてはどの教科も記載する必要がある。

《助言を受けた事項への対応等》

シラバスに目的・内容について、授業の実施状況を振り返って工夫し、より効果が上がるよう授業改善と結びつけて記載するよう努めている。（自己点検・評価報告書93頁及び学生便覧54頁に記載）

《助言事項》

1 教育内容・方法（1）教育方法等

- 1) 教育・研究指導は指導教員個人に委ねられ、組織的な試みが認められないので、改善が望まれる。（社会福祉学研究科）

1 教育内容・方法（2）教育研究交流

- 1) 他大学の研究科等との研究交流が不活発であるので改善が望まれる。（社会福祉学研究科）

《助言を受けた事項への対応等》

教育・研究指導は指導教員個人のみでなく、複数の方と研究交流を意識して取り組むことで視野が広がりより深い研究に結びつくと考えられるのであり、他大学との研究交流について、今以上に改善に向けて努力する必要がある。

教育研究交流については、本大学は海外研修と語学留学をとおして学生達にアメリカの文化を体験する機会を提供し、多くの学生が学んできた。Wisconsin大学La Crosse校との姉妹校協定書調印後は相互に学生が訪問して毎年語学研修・留学を進めている。（自己点検・評価報告書57頁及び95頁に記載）

《助言事項》

2 学生の受け入れ

- 1) 文学部の過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00を満たしておらず、在籍学生数も収容定員を満たしていない。また、今年度は社会福祉学部でも在籍学生数は収容定員を満たしていない。そのため、大学全体でも在籍学生数は収容定員を満たしていない。したがって、学生の受け入れのため一層の努力が必要である。
- 2) アドミッションポリシーにあたるものが『大学案内』『学生募集要項』に記載されていないので、改善が望まれる。

《助言を受けた事項への対応等》

在籍学生数が定員を満たしていないので、一層の努力が必要であり、『大学案内』等の記載と高等学校訪問で学生募集要項を示し、担当者に直接アドミッションポリシーについても説明し理解を図っている。

学生募集関係資料に基づき志望学科と入試形態等を、高校に本大学教員を派遣して説明している。

《助言事項》

3 学生生活

- 1) ハラスメント全般に対する規程の整備および一層の広報活動が望まれる。

《助言を受けた事項への対応等》

弘前学院大学ハラスメント全般に対する規程を整備して遵守をお願いしてきた。今後ハラスメント委員会を検討し、事例を協議していきたい。また、学生に対してはオフィスアワー、チューター制度があり、気軽に教官室を訪問できるようにしている。（自己点検・報告書171頁、172頁、177頁に記載）

《助言事項》

4 研究環境

- 1) 社会福祉学部の専任教員の過当たりのコマ数が10コマを超える教員がいることは適切な対応が必要である。

《助言を受けた事項への対応等》

専任教員の週当たりの授業時数については、専門性を十分考慮すること。併せて非常勤講師についても予算の範囲内で活用する。（自己点検・評価報告書199頁に記載）

《助言事項》

5 教員組織

- 1) 文学部英語・英米文学科は、大学設置基準上必要専任教員数は充足しているが、専門科目を担当する教授が1人不足しているため改善が望まれる。
- 2) 社会福祉学部では、専任教員16人中61歳以上の教員が7人を占めており、年齢構成のバランスを欠いている。また、学年進行中のためやむを得ないが、看護学部も同様にバランスを欠いており、今後の教員採用の歳に年齢構成を考慮した計画的な人事が望まれる。
- 3) 社会福祉学部では実習支援に実習助手を配置しているものの、TAを二人支援職員としている。TAは本来、大学院学生の教育の一環として位置づけるものであり、実習教育上の指導者として位置づけるのは無理があると言わざるを得ない。

《助言を受けた事項への対応等》

教員は専門性、年齢等考慮して、大学設置基準上充足するように配置すべきと考えており、引き続き検討が必要である。少人数教育でできるだけ個別のニーズに対応できるように努力する。現在、TAはお願いしていない。文学部は現在1件の昇格人事を勧めている。また、40歳台後半の准教授が数名いるので業績作りに励み、昇格することを強く勧めている。この問題はやがて解消する見込みである。（自己点検・評価報告書238頁に記載）

《助言事項》

6 施設・設備

- 1) パソコン端末の数が少なく、利用時間に制限があり、接続速度が遅いなど、情報機器の配置が十分とは言えない。特に看護学部では液晶プロジェクター常設の教室が3室しかなく、共有パソコンの台数が少ない。また、学生の自習室がないなども早急な対応が必要である。
- 2) バリアフリー環境が整っていないので、障がいを持つ学生の学修機会の保証のために早急な改善が望まれる。

《助言を受けた事項への対応等》

障害を有する学生が数名おり、バリアフリーの視点から、学習環境としての施設設備を点検し整備する必要がある。パソコンの台数、学生の自習室など学習環境を整えていきたい。予算上のこともあるので早急に検討が必要である。

《助言事項》

7 図書・電子媒体等

- 1) 図書館の開館時間が短く、夜間学ぶ大学院学生の利用が困難である。また、休暇期間中は夜間開館しておらず、社会人の大学院学生の利用は難しいので改善が望まれる。

2) 図書館の蔵書数が少なく、収納可能図書数にも制限があるので、改善が望まれる。

《助言を受けた事項への対応等》

図書館の開館時間を検討し、夜間を含み、さらに長い時間学生・教職員が利用できるように検討していく必要がある。

蔵書数については希望をとるなどして新しい蔵書を増やしていきたい。

《助言事項》

8 管理運営

- 1) 学長、理事長の役割分担、各会議体の役割分担を規程上明確にすることが望まれる。
- 2) 学長の選任は「弘前学院大学組織運営規程」で「学長の選任は、理事会が行う」と規定されているのみであるので、学長選出の手続きを規程上明確にする必要がある。

《助言を受けた事項への対応等》

学長の選任、手続き等は理事会が行い、選考の経緯並びに結果について大学に報告される。学長、理事長の役割分担についても同様である。

《助言事項》

9 情報公開・説明責任

- 1) 過去2回実施の自己点検・評価をもとにした点検・評価報告書は学内への配布にとどまっており、学外には公表されていないので、積極的な情報公開が必要である。
- 2) 入試結果など情報公開の請求への対応について、個人情報保護に十分留意しつつも、積極的に情報を公開する体制づくりが望まれる。

《助言を受けた事項への対応等》

自己点検・評価等学外には公表していないので、個人情報保護に十分留意しつつ、積極的に情報を公開する体制づくりを整えていきたい。

《勧告事項》

1 財務

- 1) 入学者数が定員割れの現状にあることもあって、法人運営のために多額の借入金があり、長期的な返済債務を負うことになった。また、定員の確保も困難な状況が続くなかで、2005（平成 17）年度の決算書において、繰越支払資金の増加を目標にしているものの、その減少は止まっていない。財務比率も 2003（平成 15）・2004（平成 16）年度の寄附金の出入りに関する動向を除いて悪化しており、2004（平成 16）年度から総負債額がその他の固定資産と流動資産の合計金額を上回り、2005（平成 17）年度も拡大している。借入金の返済計画も長期返済により単年度負担を小さくしているが、財源は定員の確保による学生生徒等納付金や経費の抑制などに依拠している。そのため、引き続き、学生確保に対する継続的な努力を行うとともに、借入金返済計画や財務改善計画を遂行して財務改善を図らねばならない。

《勧告を受けた事項への対応等》

「学生確保に対する継続的な努力および借入金返済計画や改善計画を図りたい」との指摘事項に対し、年度ごとに点検評価を行い、次の通り改善を図り実施した。

1 2007(平成 19)年度

「財政改善第 1 次 3 ケ年計画」を策定し実施した。又、スクールハウスは、平成 21 年度に売却した。

「財政改善第 1 次 3 ケ年計画」実施期間 2007(平成 19)年度～2009(平成 21)年度
重点方策

1) 増収計画

- ①看護学部第 3 年次 60 名、第 4 年次 60 名の合計 120 名の学生数が増員となることにより、学納金収入の増収が見込まれる。
- ②平成 21 年度から看護学部補助対象となり、その増収が見込まれる。
- ③文学授業料を平成 20 年度に 3 万円、21 年度に 3 万円の合計 6 万円を値上げする。
- ④特別補助獲得の強化による増収を図る。
- ⑤創立 120 年記念募金の強化による増収を図る
- ⑥弘前学院球技場ならびにスクールハウスの売却による増収を図る。

2) 経費削減計画

- ①退職者の補充抑制ならびに新規採用の抑制による人件費削減を図る。
- ②契約教員の本俸を 10%削減する。
- ③弘前学院卒業生に対する「入学金」全額免除制度を半額免除に改正する。
- ④社会福祉学部教員研究費を各職位とも 9%削減する。
- ⑤大学院教員手当を 30%削減する。
- ⑥中学校高等学校経常費について、生徒人員分経常費配分を厳守する。

3) 学生生徒定員確保対策の強化

- ①大学学生定員確保計画の策定と実施
- ②中学高等学校定員確保計画の策定と実施

2 2008(平成 20)年度

「財政改善第 1 次 3 ケ年計画」に引き続き、「財政改善第 1 次追加計画」を策定し実施した。「財政改善第 1 次 3 ケ年計画」による文学部の授業料値上げや、看護学部 4 年次 60 名の学生数増により納付金収入は増収になったものの、平成 20 年度以前の入学者の減少に加え、更に 2008 年度も減少したため、前年度の納付金収入を上回ることはできなかった。

「財政改善第 1 次追加計画」実施期間 2008(平成 20)年度～2012(平成 24)年度 5 年間

1) 給料の削減実施

- ①弘前学院理事長・弘前学院大学学長・聖愛中学高等学校校長・聖愛中学校高等学校副校長
- ②聖愛中学高等学校教員・実習助手・外国人教員 給料月額の5%

3 2009(平成 21)年度

「財政改善第1次追加計画」に引き続き、「財政改善第2次追加計画」を策定し実施した。大学は近年の入学減少により、2009年度も納付金収入は前年度を上回ることは出来なかった。しかし、高等学校は授業料を引き下げたことにより、入学者が増えた。また、中学校も完成年次以降も生徒数増となり、学生生徒納付金収入は増収となる見込みである。

「財政改善第2次追加計画」実施期間 2009(平成 21)年度～2012(平成 24)年度 4年間

1) 給料の削減実施

- ①期 間 2009(平成 21)年度～2012(平成 24)年度 4ケ年間
- ②削減額等 行政・技能職員給料削減・大学教員俸給削減・非常勤教員手当削減
給料月額 5%
- 2) 高等学校校納金引下げ(2009年度入学生より適用) 年間 10万円
近隣の私立高等学校に並みに引き下げることにより、入学者増を図った。

4 2010(平成 22)年度は、「財政改善第1次追加計画」に引き続き、「財政改善第2次3ケ年計画」が、理事会で承認され、実施することとなった。

実施期間 2010(平成 22)年度～2012(平成 24)年度 3年間

1) 給料の削減実施

- ①期 間 2010(平成 22)年度～2012(平成 24)年度 3ケ年間
- ②削減額等 全教職員の給料・俸給月額の給料月額 5%削減
非常勤教員手当 5%削減
管理職手当 3%削減

《勧告事項》

2 情報公開・説明責任

1) 財務情報に関しては、財務三表は教職員をはじめ学校関係者に適切な方法によって公開すべきであり、単に公開するだけでなく説明責任を認識することも同時に重要である。ホームページによる公開も視野に入れ早急に対応されたい。

《勧告を受けた事項への対応等》

財務情報の公開に関しては、事業計画書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報

告書等を理事・評議員には配布し、教職員には公開掲示するほか、在学生・保護者・学校関係者には学内広報誌と一緒に配布している。また、世間一般からの開示請求があれば随時対応する態勢を整えている。また、ホームページによる公開については、2010（平成 22）年度より本学ホームページへの掲載を行う予定であり、それに向けた準備を進めている。

（自己点検・評価報告書第 15 章及び大学基礎データ表 48 に記載）

第 15 章 情報公開・説明責任

【到達目標】

自己点検・自己評価や外部評価の結果を始め、本学に関わる情報を公開することは、学生本人やその家族はもとより、これから本学に入学を志望する者、また、社会一般に対しても、説明責任を果たす方途として重要なことである。

自己点検・自己評価の結果については、これまで、文字通り「自己」の範囲での活用が主であったが、2006（平成 18）年度に大学基準協会への正会員加盟及び大学基準に適合するとの認証評価を受けたことを大きな契機として、これを社会に対し広く公開し、説明責任を果たす方策を積極的に展開することにより、本学の社会的ステータスを高める努力を続けていく。

（a）財政公開

a) 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状】

財務書類は専門用語が多いため、図表を用いる等の工夫をして、在学生・保護者・学校関係者にも理解しやすいような内容にし、幅広く情報公開することを目標にしている。

本法人は、事業計画書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等を理事・評議員には配布し、教職員には公開掲示するほか、在学生・保護者・学校関係者には学内広報誌と一緒に配布している。また、世間一般からの開示請求があれば随時対応する態勢を整えている。

【点検評価】

学校法人は、教育サービスにかかわっている在学生とその保護者、教職員そして卒業生など学校関係者に対して教育研究の状況や経営状況について情報を公開する責務がある。また、補助金などの公的助成を受け、税制上非課税という極めて公共性の高い機関でもあるので、広く情報を公開する責務がある。

財務書類は専門用語が多いため、図表を用いる等の工夫をして、在学生・保護者・学校関係者にも理解しやすいような内容にし、幅広く情報公開することを目標にしてこれまで公開体制を整えてきた。

財政公開を行うことにより教職員の法人財政に対する意識が向上し、予算の執行や管理上、現状を認識することができ、よい影響がある。在学生、保護者においても教育面だけではなく財政面を知らせることは教育と財政が一体化していくうえで重要である。

【改善方策】

学外への情報発信として、できる限り公開媒体を増やし、広く学外者に本学の財政状況を知ってもらうことが必要である。その趣旨から 2010（平成 22）年より、更なる積極的な情報公開の取り組みとして、2009（平成 21）年度決算のホームページへの掲載を行う予定

であり、それに向けた準備を進めている。

(b) 情報公開請求への対応

a) 情報公開請求への対応状況とその適切性

【現状】

財政状況の公開については前述の通りであるが、現状では、これまで情報公開請求はなされたことがなく、入学者選抜についての選抜結果に対する請求もない状況である。

なお、個人情報については、既に「個人情報保護に関する基本方針」を定めており、今後請求があった場合でも適切な対応ができる体制になっている。

【点検評価】

財務状況についてはこれまで事務室を媒体とした公開掲示や学内広報誌とともに配布する方法で情報公開を実施していたが、社会的説明義務を果たすため、ホームページによる公開に向けて準備を進めている。

【改善方策】

入試結果等の諸情報の情報公開請求への対応については、個人情報保護に十分考慮しつつも、情報公開に関する体制づくりを検討する必要があり、規程の整備が急務である。

(c) 点検・評価結果の発信

【現状】

a) 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学では、これまでに過去2回、教員の研究業績や学生に関わる事項、教育環境、施設、学院組織および財政等についてまとめた自己点検・自己評価報告書を発行している。第1号として、1993（平成5）年度、1994（平成6）年度分をまとめた『弘前学院大学・弘前学院短期大学－現状と課題－』が1996（平成8）年に、2002（平成14）年には第2号として、1995（平成7）年度から2001（平成13）年度分をまとめた『自己点検・自己評価報告書－現状と課題－』が刊行されている。いずれも、これらの報告書は、学内のみの配布と限定し、学外へは公表されていなかった。

b) 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学では2006（平成18）年度に大学基準協会による第3者評価を受け、大学基準に適合しているものと認定を受けた。2007（平成19）年3月の公表と同時に、本学ホームページ上に点検評価報告書の全文と、大学基準協会の評価結果全文を掲載、学内外に発信した。

【点検評価】

これまで、第1号・第2号と報告書を発行したことで、問題点や反省すべき点、課題事項が浮き彫りになり、大学全体で改善へ向けての意識改革が必要であると認識できたものの、学外へ公表されていないこともあり、改善に向けた具体的な取り組みは必ずしも速や

かではなかったと言える。認証評価を受ける過程で、学内の意識変容は大きなものがあり、問題意識と当事者意識の高揚に寄与したものと高く評価している。

【改善方策】

大学内部の自己点検・評価を継続することとし、2007（平成 19）年度においても、自己点検・評価委員会において報告書を作成し、ホームページ上で公表した。

今後も外部評価結果は、報告書の作成及びホームページ上で公開することとしている。

終 章

今、大学の在り方が問われています。教職員全体で自己点検・自己評価結果を精査し、大学運営に生かしていくことが極めて重要であります。国際化が進む中で、学位の質をどう保証し、大学の国際的信頼を得ていくのか、評価結果を真摯に受け止め、課題解決に取り組む必要があります。

中央教育審議会答申（平成 20 年 12 月 24 日）は、学生の指導について、学士課程教育と大学院教育双方を通じて指導者自らが専門性を高めること、さらに幅広い教養と倫理性を保ちながら、積極的に社会の改善を図っていこうとする人材を求めています。加えて「学校力」「教師力」を強化していくことが、結果的に「人間力」を育て「生きる力」を育むことにつながっていくと説明されています。

本学は 1886(明治 19) 年キリスト教者本多庸一によって創設された大学で、建学の精神を「畏神愛人」（神を恐れ人を愛する）とし、礼拝、リトリート等により人間性豊かな人格の完成をめざし、地域や国際社会に貢献できる人間の育成を目標としています。

また、実際の指導については大学設置基準に「大学は当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。」（第 25 条の 2）とありますが、本学においても実践例を持ち寄り職員研修が進められ、FD 論議が義務化しつつある状態です。

加えて本年度は、学生の個別の要望に応じていけるように、チューター制の導入、少人数による指導、習熟度別指導、特別支援学校教諭免許取得に係る講座開設など進めております。

中央教育審議会は大学卒業までに身につけなければならない能力を学士力と定義し、その構成を知識・技能・態度・創造的思考力の 4 分野から 13 項目挙げています。言わばモラトリアムの時代、大学を卒業し社会人となるまでに身につけなければならない点について、将来、社会で生きていくために必要と思われる最低限の能力と思われま。

財団法人大学基準協会による本学の評価は今後の方向を示すものであり、ご指摘いただいた一つひとつを真摯に受け止め、計画（P）、実行（D）、点検・評価（C）改善・見直し（A）を図りながら教職員一体となって取り組みます。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

学長 吉岡 利忠